

博士学位論文

親子関係における血縁の位置づけ

— 家族の多様化と血縁意識に着目して —

久保原 大

目次

はじめに	1
第 I 部 先行研究における家族の多様化と血縁	3
1. 問題の所在——家族の変遷と新たな問題	3
1-1. 家族構成と家族観の変遷	3
1-1-1. 前近代家族	3
1-1-2. 「家」制度	4
1-1-3. 近代家族	5
1-1-4. 現代の家族観	10
1-2. 親子の紐帯	11
1-2-1. 人類学における親子の紐帯	11
1-2-2. 社会学における親子の紐帯	14
1-3. 児童虐待の増加	19
1-4. 生物科学技術の進展と新たな問題	20
1-4-1. DNA 研究	20
1-4-2. 遺伝子検査	22
1-4-3. 生殖補助医療技術の登場	22
1-4-4. 懸念される問題	23
1-5. 用語の定義と扱い	24
1-5-1. 血縁と血縁意識	24
1-5-2. 生物学的つながりと遺伝的つながり	25
1-5-3. DNA と遺伝子	25
1-5-4. AID と DI	26
1-6. 本稿の構成	26
2. 家族と血縁——本稿の分析視点	28
2-1. 生物科学分野における血縁	28
2-1-1. 遺伝子	28
2-1-2. 生物科学分野における遺伝的つながり	29
2-1-3. ゲノム編集	30
2-2. 生殖補助医療技術の進展	30
2-2-1. 不妊と生殖補助医療	30
2-2-2. 子どもの商品化?——精子バンク・デザイナーズベイビー・3 人の遺伝的親	32
2-2-3. 人工子宮がもたらすもの	33

2-3. 人文科学分野における血縁.....	34
2-3-1. 大学生の意識と知識.....	34
2-3-2. 人工妊娠中絶と出生前診断.....	36
2-3-3. 非血縁者が関与する子どもの養育.....	41
2-3-4. 児童虐待における血縁.....	54
2-3-5. 生殖補助医療へのまなざし.....	57
2-4. 本稿の分析視点——血縁・血縁意識・アイデンティティに着目することの意義.....	62
2-4-1. DNA 研究の進展がもたらす血縁意識の強化.....	64
2-4-2. 家族の多様化がもたらす血縁／非血縁親子の複雑性.....	64
2-4-3. 生殖補助医療の進展がもたらす血縁意識の強化とアイデンティティ.....	65
2-4-4. 「生まれ」も「育ち」も.....	65
3. 生殖補助医療における血縁.....	67
3-1. 親の複数性がもたらすもの.....	67
3-1-1. 代理出産.....	67
3-1-2. 提供配偶子と提供胚.....	68
3-2. AID によって生れた人たちの語り.....	69
3-2-1. AID で生まれたという事実がもたらす衝撃.....	69
3-2-2. 親への思い.....	72
3-2-3. 提供者への思い.....	73
3-2-4. 隠し通すか真実告知か.....	74
3-3. 不妊治療経験者にみられる血縁.....	76
3-4. セクシュアル・マイノリティの家族形成における血縁.....	77
3-5. 考察.....	79
3-5-1. 子どもを「育ててみたい」≠養子でもいい.....	79
3-5-2. 不妊治療の代替としての養子.....	81
3-5-3. AID で生まれるということ.....	82
3-5-4. 自分はどこから来たのか——血のつながりが意味するもの.....	83
3-5-5. 身体とアイデンティティ——血縁を残せない身体.....	83
3-5-6. 血縁から「遺伝子」「DNA」へ.....	84
おわりに.....	85
第Ⅱ部 血縁意識とアイデンティティ.....	86
4. 実親の代替としての人的ネットワーク——児童養護施設と退所者の困難.....	86
4-1. 実親と暮らせない子どもたち.....	86
4-2. 親の代替としての人的ネットワーク.....	87
4-2-1. 友人.....	88
4-2-2. ネットワークとしての児童養護施設.....	88

4-2-3. 当事者支援団体.....	88
4-3. 調査の概要.....	89
4-4. 調査結果の概要.....	90
4-4-1. インタビュー対象者の児童養護施設在所期間と家庭復帰状況.....	91
4-4-2. 退所後の困難.....	91
4-4-3. 相談相手.....	92
4-4-4. アフターケアとリービングケア.....	93
4-4-5. 施設出身であることの公表.....	94
4-4-6. 当事者支援団体へのインタビュー結果.....	94
4-4-7. 施設職員へのインタビュー結果.....	95
4-5. 考察——累積する人間関係形成の困難を断ち切るには.....	96
4-5-1. 対人コミュニケーションにおける困難.....	96
4-5-2. 親の不在がもたらすもの.....	98
4-5-3. 累積する人間関係形成の困難を断ち切るには.....	98
5. 「公／私」的实践としての非血縁親子（養育）関係における血縁.....	102
5-1. 公的实践としての非血縁親子（養育）関係における血縁.....	102
5-1-1. 児童養護施設.....	102
5-1-2. 里親.....	103
5-2. 私的实践としての非血縁親子関係における血縁.....	105
5-2-1. 養子縁組（特別養子縁組）.....	105
5-2-2. ステップファミリー.....	108
5-2-3. 非血縁親子関係を捉える視座.....	113
5-3. 考察.....	114
5-3-1. 非血縁親子関係における血縁.....	114
5-3-2. 血縁／非血縁親子関係が混在するステップファミリーの特質性.....	116
5-3-3. 非血縁親子関係における子どものアイデンティティ形成.....	117
6. 血縁意識と家族——大学生アンケート調査より.....	121
6-1. 本調査の目的.....	121
6-2. 調査の概要.....	122
6-2-1. 対象.....	122
6-2-2. 倫理的配慮.....	123
6-2-3. 分析方法と結果.....	123
6-3. 考察①.....	124
6-3-1. 血縁意識と親子観.....	124
6-3-2. 結婚観と子どもを持つこと.....	127
6-3-3. 子どもの障がいについて.....	128

6-4. 血縁意識の強弱による分析	130
6-5. 考察②	130
6-5-1. きょうだいの有無と血縁意識	130
6-5-2. 血縁意識と結婚願望・子どもを持つこととの関連	131
6-5-3. 血縁意識と家族観	131
7. シングルマザーからみる親子関係における血縁意識	137
7-1. 本章の目的	137
7-2. 調査の概要と倫理的配慮	137
7-3. 調査結果の概要	138
7-3-1. 出産と仕事	138
7-3-2. 離婚——親権と子どもへの説明と面会について	138
7-3-3. 子育てについて——妊娠・出産という行為がもたらすもの	139
7-3-4. 親子関係における血縁について	141
7-3-5. ステップファミリーにおける子育てについて	146
7-4. 考察	148
7-4-1. 血縁意識	148
7-4-2. 元パートナーとの血のつながりに対する意識の変化	151
7-4-3. ステップファミリー形成における懸念	151
8. 児童虐待と血縁	154
8-1. 児童虐待相談対応件数の増加と児童虐待検挙状況	154
8-2. データと方法	155
8-3. 分析	158
8-3-1. 浮かび上がる非血縁パートナーの存在	158
8-3-2. 非血縁パートナーからの虐待	160
8-4. 考察	162
8-4-1. 主たる虐待者への対応	163
8-4-2. シングルマザーに対するケアの必要性	164
8-4-3. ステップファミリーに対するケアの必要性	164
8-4-4. 望まない妊娠／計画していない妊娠	166
8-4-5. 虐待における血縁あるいは血縁意識の影響をはかるために	166
9. 考察——人びとの血縁意識とは	169
9-1. 潜在化されている血縁意識	169
9-2. 血縁とアイデンティティ	171
9-2-1. 血縁と子どものアイデンティティ	171
9-2-2. 血縁と親のアイデンティティ	173
9-2-3. 血縁と遺伝子の距離化と親子関係における信頼	175

9-3. 血縁がある／ないことがもたらす正／負の効果と信頼関係の構築.....	178
9-3-1. 非血縁者が関与する子どもの養育における血縁と信頼関係.....	178
9-3-2. 親子関係における血縁と信頼関係.....	180
10. 結論——これからの家族への示唆.....	189
10-1. 親子関係における「血縁・血縁意識・アイデンティティ」.....	189
10-2. 本稿が示した親子関係における血縁意識を捉える視座.....	190
10-2-1. 親子関係における血縁を捉えるために.....	191
10-2-2. 血縁教育における家族や子育ての位置づけ.....	193
10-2-3. 子どもを持つということ.....	194
10-3. 本稿の意義.....	197
10-3-1. 血縁の効果がもたらす多様な血縁意識.....	198
10-3-2. 家族を捉える視座.....	199
10-4. 今後の展望と課題.....	201
10-5. おわりに.....	204
<参考文献>.....	207
<附録>.....	巻末

はじめに

近代日本の「家」制度のもとでは、家督の継承が最重要事項であり、家族形成における血縁はそれほど重視されていなかった。しかし、近年の DNA 研究の進展や生殖補助医療技術の発展にともない、人びとの血縁意識が強化されている観がある。特に生殖補助医療の現場では、以前では子どもを持つことが叶わなかった人たちに、自分（たち）の遺伝子を引き継ぐ子どもを持つことの可能性がひろがり、日本全国でおよそ 47 万人¹が不妊治療を受けているという。単に子どもを持ちたいということであれば、高額な不妊治療よりも養子縁組のほうが経済的な負担は少ない。しかし、日本では養子縁組は最後の選択肢になりやすく、養子縁組よりは子どもを持たない人生を選択するというケースも多い。その背景には、血縁に対するこだわりがうかがえる。

生殖補助医療は、性行為をとまなわないう妊娠・出産を可能にし、女性が自分と血縁のない子どもを産むことをも可能にした。そのことが代理出産というシステムを生み、代理出産がビジネスとして成り立つようになった。代理出産については、国によって禁止されているところもあり、それを求める人たちが他国の商業的代理出産の利用を求めてツーリズムを展開するまでに至っている。そして、その代理出産においても、依頼者のカップル双方もしくは、一方の血縁（遺伝的つながり）が目的とされている。しかし、代理出産では、複数の父親または母親が存在することになる。そのことに、生まれた子どもたちはどのように向き合い、自身のアイデンティティを形成するのだろうか。また、代理出産には引き取り拒否の問題や、人身売買などのリスクもある。近年、日本人男性²がタイで代理出産を利用し、十数人の子どもを産ませたことも明らかになり、さまざまな負の要素があるにもかかわらず、対策が実態にともなっていない。

さらに、近年 AID³によって生れた人たちによる手記などが出版され、AID への問題提起をしている。精子提供者が匿名で行われてきた AID は、AID で生まれた人たちのアイデンティティの揺らぎや、そのことを秘匿していた親に対する不信感をもたらし、親子関係におけるトラブルの要因となっている。

そして、離婚の増加にともなう再婚の増加によって、現在では婚姻の 4 組に 1 組が再婚であり、ステップファミリーも増加している。ステップファミリーは、どちらか（もしくは両方）の親に非血縁関係にある子どもがあり、血縁親子関係と非血縁親子関係が混在する。このような状況において、血縁意識の強まりはステップファミリーの親子関係に影響を及

¹ 厚生労働省「不妊治療の患者数・治療の種類等について」

(<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2006/10/s1018-7h04.html> 2015/09/13 取得)。

² 「タイで 2014 年、日本人男性が代理出産で多数の子どもをもうけていたことが明らかになった問題で、バンコクの裁判所は 20 日、タイ政府の保護下にある子ども 13 人を引き渡すよう求めた男性の訴えを認めた。男性側弁護士が明らかにした。代理出産ビジネスが盛んだったタイで 14 年、男性が産ませた乳児 13 人が保護された。男性は刑事責任を追及されておらず、今回の民事裁判の勝訴で子どもの親権を実質的に手に入れた。だが代理出産で多数の子どもをもうけるという例を見ない行為に対する倫理面の問題は残ったままだ」(一般社団法人共同通信社ホームページ、2018 年 2 月 22 日取得、<https://this.kiji.is/338530651261207649>)。

³ 提供精子による非配偶者間人工授精 (Artificial Insemination with Donor's Semen) の略。

ぼすのではないだろうか。継（養）親⁴は継（養）子を、そして継（養）子は継（養）親をどのように捉えているのだろうか。また、離婚により同居していない実親はどのように捉えられているのだろうか。

そのような状況の一方で、社会的養護のもとで生活する子どもたちの中には、血縁者である実親から切り離されて生活している人たちがいる。通常、親には自分の子どもを養育することが期待されているが、さまざまな理由でそれが果たされないケースがある。また、近年の児童の入所理由の多くは虐待によるものであり、その後の家庭復帰が難しいケースもある。相談対応件数が増加している児童虐待においては、虐待者の多くが実親であり、血縁のある子どもをなぜ虐待してしまうのか、という疑問もある。このような、血縁のある実親子関係において一緒に生活できないことが、子どもにどのような影響を及ぼすのだろうか。さらに、虐待には、実親だけでなく継（養）親や、実親の非血縁パートナーが関与しているケースもある。このようなケースでは、子どもと血縁がないことが影響していないのだろうか。

そして、通常親が離婚しても、親権を持たない親と子どもの親子関係は解消されることはないが、特別養子縁組においては、子どもと実親の法的親子関係が解消され、養親とのあいだに実子と同様の法的親子関係が構築される。

このように、技術の進歩や社会状況の変化によって、家族の多様化がひろがり、家族に対する人びとの意識も変化してきていると思われる。しかし、ステップファミリーの増加や特別養子縁組に見られるように、親子関係における血縁からの距離化が図られている一方で、生殖補助医療の現場では血縁に対するこだわりが見られる。この相反するような血縁意識のひろがり、今後の家族観にさまざまな問題提起をするだろう。親子関係における血縁が当たり前ではなくなりつつある現代社会において、人びとは血縁から逃れることはできないのだろうか。

これまで家族社会学では、「家」制度において血縁がどのように扱われてきたか、里親、養子縁組、ステップファミリーにおいて血縁がどのように克服されるか、などの研究は見られたが、血縁意識そのものについては対象とされてこなかったように思われる。

そこで本稿では、多様な家族関係における、親子の血縁と血縁意識、そしてアイデンティティの関わりを血縁／非血縁親子関係から検討することにより、家族社会学に、親子関係を再考するための新たな視座を提供することを目的とする。

本稿は二部構成となっており、第Ⅰ部（1章から3章）では、先行研究における家族の変遷と、その過程における血縁の扱いを明らかにし、そしてそこから第Ⅱ部（4章から10章）では、それらの先行研究で盲点となっている、家族の多様化がもたらした家族意識の変化と血縁意識、アイデンティティについて分析し、考察と結論を述べる。

⁴ 継親と養親の違いは、継子と養子縁組をするかどうかにある。また、養子縁組をしない場合、継親子に相続関係は発生しない。以降必要がある場合以外、ステップファミリーにおいては継親、継子を用いる。

第 I 部 先行研究における家族の多様化と血縁

1. 問題の所在——家族の変遷と新たな問題

本章では、まず近代における家族構成と家族観の変遷について概観し、家族における血縁がどのように捉えられ、扱われてきたかをこれまでの文献および研究から検証する。ただし、家族の定義についてはさまざまな議論⁵があることと、本稿の主旨ではないため論述しない。また、家族史の分析が目的ではなく、親子関係と血縁にかかわる議論をすることが目的であるため、関連する研究を概観することにとどめる。

次に、近代家族の親子関係と家族にかかわる問題について概観し、血縁意識に影響を与えていると思われる科学技術の進展についても概観する。

そして、いまなぜ血縁に着目するべきなのかを、家族に起因する問題や生物科学の進展がもたらした新たな問題から提示する。

1-1. 家族構成と家族観の変遷

本節では、前近代家族から近代への家族構成と家族観の変遷を示す。

近代日本の「家」⁶制度は、家督の継承を目的としていたため、家族における血縁はそれほど重要視されていなかった。しかしながら、「家」制度が廃止（1947）されてからも、戦後の経済成長と人口増加の過程において家父長制が姿を消すことはなく、長男が家を継ぐことが一般的であり、離婚もタブー視されていた。その後、社会状況の変化、出生率の低下や離婚、再婚の増加などもあり、家族に対する意識の変化の兆しが見られるようになった。

1-1-1. 前近代家族

北村達は、前近代家族を直系家族に傍系家族を含むものとし、その特性を、①血統継続の原則が支配する、②家族個人よりも家族そのものが尊重される、③家族共同体の中心として権力者が存在する、④親子関係が基本とされる、⑤家族は非合理的愛情によって結合されている、としている（北村 1955: 10-3）。

北村は、①について以下のように述べている。

⁵ たとえば、「夫婦関係を基礎として、親子・きょうだいなど近親者を主要な構成員とする、感情融合に支えられた、第一次的な福祉追及の集団である」（森岡編 1967: 1）、「家族は、夫婦、きょうだいなど少数の近親者を主要な成員とし、里子など特定の非親族の者をその成員に含む、成員相互の深い感情的関わりあいでは結ばれた、子の社会化を基本的機能とする幸福追求の集団である」（園井 2013: 287）ほか、戸田貞三は、家族の特質として「夫婦、親子というがごとき特殊の関係にある者を中枢の成員とする、少数の近親者の緊密なる感情融合にもとづく小集団である」（戸田 1982: 51）と述べている。

⁶ 「個々の武士の家や明治民法の家は、イエ集団の特殊な派生体の例にすぎない」（村上・公文・佐藤 1979: 212）。「イエは具体的な集団というよりも、通時的な一つの集団形成原則で」（村上・公文・佐藤 1979: 213）ある。イエ型集団の基本特性「(1) 超血縁性、(2) 系譜性、(3) 機能的階続性、(4) 自立性」（村上・公文・佐藤 1979: 224）。「明治民法（親族相続編は一八九八年から施行）が、集権化された明治国家機構のための役割従事者の供給源となる外化体的下位主体として設定した『家』は、幕藩家臣団の小イエそのものというよりは、それとヨーロッパ的な個人主義的財産権・家族制度との混淆体であった」（村上・公文・佐藤 1979: 462）。

前近代家族では常に血統の者による「家」の継続を要求し、血統の者のみが祖先の祭りを伝承出来、家産の承継者となり、抽象的家継承の資格者である。従つて婚姻は必ず子供を作る事を目的とし、不幸にして子供のない時は妻が離婚させられる事もあつた。又養子は自然から拒まれた血統を法によつて擬制して家を継承する為である。家族は無限に連続する一本の管の様なもので、此の管の中で、人間が生れ、生活し、死んでいく。個人に交替はあつても、管たる家そのものは不変とされている。(北村 1955: 10-1)

ここでは、血統が重視されているが、血統による継承ができない時には、血統を法によつて擬制し、養子による家の継承がなされ、血統よりも家の継承のほうが優先されていたことがわかる。また、子どもができない時には妻が離婚させられることもあつたことから、男性側の不妊の可能性が問われず、女性側の問題とされていたと推測される。そこには、③の家長という絶対的な権力者としての地位もかかわっていたと思われる。

④の親子関係においては、「家の無限継承が第一の目標とされるので、自然親子の縦の関係が夫婦の横の関係より重んぜられる」(北村 1955: 12) といい、現代の家族における親子の親密性とは違うものであることがわかる。また、「親は子を献身的に保護養育する対価として、子は親を扶養すべき事を強制的に義務づけられている」(北村 1955: 12) とされ、愛情などの情緒的なつながりではなく、義務としての扶養があり、個人の選択の余地がなかったことがうかがえる。

1-1-2. 「家」制度

岩本通弥は、イエとは一般的にイメージされるのは「明治民法(1899)で法的根拠が与えられた、家長に強大な権限を認めた戸主権と長男子優位の家督相続を基軸とした、家父長制的な戦前のイエ」(岩本 2002: 155) であるが、「通常これは家制度と称されるが、すべての国民は天皇の赤子とされていたように、国家もイエの拡張と見做し、家長を媒介に天皇制とを擬制的に結びつけた、いわゆる家族国家観と呼ばれるイデオロギー装置でもあつた」(岩本 2002: 155) と述べている。

岩本は、日本の「家」制度の特徴として、中国や韓国の親族体系とは異なり、父系出自(血縁)原理が貫徹していないこと、イエや同族になぜ非血縁者も含まれるのかなどを指摘している(岩本 2002: 158-9)。さらに、養子においても、「非血縁の者より血縁のある者を好む傾向はあるが、それが絶対的な条件とはならない」(岩本 2002: 159-60) と述べている。西欧においても、「自然法とキリスト教の教えに反する」とされ、第一次大戦前には非血縁者を養子にすることは、原則的に許されなかったという(岩本 2002: 160)。

したがって、「日本のイエは構造的に血縁に対する拘りが弱く、イエの連続性において、相続者間の生物学的な血縁の連続性よりも、相続者を確保するという自体を重視すると説かれてきた」(岩本 2002: 160) と述べている。

しかし、今日の日本ではその状況も変化し、「西欧では第一次大戦で大量発生した孤児救

済策として、子の福祉のための養子・里子という近代養子制度が整備されるとともに、ステップファミリーの増加など、新たな家族形態の多様化のかなで、親子関係はより血縁外に開かれつつあるのに対し、日本ではむしろ逆にオヤコは『血縁』に収斂されていく動きが見出せる」(岩本 2002: 161) という。

1-1-3. 近代家族

そしてその「家」制度の廃止と社会の近代化によって生まれたとされる近代家族とは、どのような家族なのだろうか。

北村は、近代家族を、①家族は婚姻によって創設され、夫婦の死亡によって閉鎖される、②夫婦関係が基本とされる、③家族個人の人格は平等であり、個人の責任が重んぜられる、④家族間は平等な相互的愛情で貫かれている、と分析している(北村 1955: 14-7)。

落合恵美子は、歴史社会学の見地から近代家族の特徴を、①家内領域と公共領域との分離、②家族構成員相互の強い情緒的關係、③子ども中心主義、④男は公共領域・女は家内領域という性別分業、⑤家族の集団性の強化、⑥社交の衰退とプライバシーの成立、⑦非親族の排除、(⑧核家族)⁷、としている(落合 2004: 103)。そして、現代において近代家族を論じるときには、この落合の議論がほぼ必ず引用される。ただし落合は、近代家族を定義しているわけではない。

千田有紀は、落合の議論に加えて西川祐子⁸や山田昌弘⁹の議論を分析しているが、詳細は文献を参照されたい(千田 2011: 11-5)。

ここでは、近代家族の定義についての議論はしないが、これらの特徴の中から、本稿と関連のある、夫婦関係、核家族、子どもを持つこと、子どもの養育と教育、血縁について見てみる。

(1) 夫婦関係

北村は、近代家族を、夫婦関係を基本とし、「前近代家族で家長の権威の下に従属して人格を認められなかつた妻や子供達も屈從的地位から脱却している」(北村 1955: 16) といながらも、「但し夫、妻、子は夫々能力に差があるから、能力に応じて分業が行われている」(北村 1955: 16) と述べている。ここから、人格の平等が性別役割分業を前提としたものであることがうかがえる。

この背景には婚姻女性の「主婦化」があると思われる。落合は、産業構造の転換におけるサラリーマン家庭の増加により、女性が「主婦化」したことを指摘している(落合 2004: 22)。その結果として、サラリーマンと専業主婦という組み合わせが一般化された。

⁷ 『『核家族』は、日本など拡大家族を作る社会の家族について論じる場合には、カッコに入れておいたほうがよいだろうとわたしは思います」(落合 2004: 104)。

⁸ 西川祐子, 1991, 「近代国家と家族」, 『ユスティティア』第2号, ミネルヴァ書房。

⁹ 山田昌弘, 1994, 『近代家族のゆくえ——家族と愛情のパラドックス』, 新曜社。

千田は、近代家族における夫婦関係について、「夫婦の絆の規範＝ロマンティックラブ・イデオロギー¹⁰」という視点から述べている。千田によれば、ロマンティックラブ・イデオロギーはさまざまな問題を孕んでおり、恋愛、結婚、性愛における男女の非対称性、性別役割分業、皆婚規範、異性愛規範などがあるという（千田 2011: 17-27）。

(2) 核家族

前近代家族では、経済的理由から親は長男夫婦と同居していたが、「近代家族では窮乏と多産の悪循環を避け、計画的出産によって自分達の経済的生活を犠牲にしないと考えるから、夫婦二人の生涯の生活を支えるだけの経済力を持つであろうし、又絶対に確保すべきである」（北村 1955: 29）といい、同居については、「往々、孫の守役として同居するが、その場合は過度の愛情を孫に注いで、我が儘な、甘つたれな所謂『おばあさん子』を作って、孫の教育上必ずしも望ましいとは言えない」（北村 1955: 31）と述べている。これは、当時高度経済成長期に入り、将来の見通しが明るかったことから、核家族が楽観的に捉えられていたと考えられる。しかし、落合は、直系家族制の同居規範はすぐに消滅したわけではなく、形を変えて生き永らえたと述べている（落合 2004: 91）。

千田は、「『家』を否定し、『家族』、『核家族』を理想とする考え方を、私は『家パラダイム』と呼んでいる」（千田 2011: 169）といい、「核家族」が理想化され、マイホーム主義と相まって、「核家族」のみが唯一の「正しい家族」像とされることを指摘している（千田 2011: 173）。ただ、千田は、「育児の責任が母親にあると考えられるのは、核家族論の当然の帰結である」（千田: 181）と述べており、これまでの社会構造においてはその通りであるが、「核家族」と「性別役割分業」は切り離すことができると筆者は考える。それは、詳細は後述するが、「イクメン」の登場に限らず、シンギュラリティ¹¹の問題や、人工子宮などにより、産業構造や働き方だけでなく、生殖や子育ても含めた社会構造が大きく変わることが予想されているからである。

(3) 子どもを持つ

北村は、子どもを持つことについて、「近代家族では無意識的、無計画的に自己の意志に反して子供が出来るのでなく、夫婦は子を養う事が出来ると自分で判断した時に子供を計画的に作るのである」（北村 1955: 15）と述べている。さらに、児童憲章¹²の目的を果たす

¹⁰ ロマンティックラブ・イデオロギーとは、「愛と性と生殖とが結婚を媒介とすることによって一体化されたものである」（千田 2011: 16）。

¹¹ 「シンギュラリティ（技術的特異点）」とは、人工知能が人間の能力を超える時点を言う。（植田 2017: 22）

¹² われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境の中で育てられる。

一 すべての児童は、心身ともに健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。

ために、「自己の経済力を考慮しながら計画的出産を行う事が、近代家族の絶対的要請であり、産児制限も夫婦のみの生活の為でなく、子の教育も充分配慮されているだろう」（北村 1955: 26）と述べている。これは、戦後の第一次ベビーブーム後の「家族計画」の普及を反映したものであろう。

落合は、子どもの数が減った、あるいは画一化した理由として、農業社会において「生産財」であった子どもが、サラリーマン社会において「消費財」になったというように、「子どもの価値」が変わったことを指摘している（落合 2004: 60）。また、「子どもが大切な存在になり、育てるコストが増大したからこそ、こどもは二、三人に制限されるようになった」（落合 2004: 64）と述べている。さらに、結婚して子どもを持つことが当たり前ではなくなった社会において、「人はなぜ子どもを産むのか」という問いが、これからの時代に大きな謎とならざるをえないことを指摘している（落合 2004: 195-6）。

(4) 子どもの養育と教育

北村は、子どもが学齢期に達するまでの養育について、実母による継続的な監護が最も望ましいとし、以下のように述べている。

女中を雇い、托児所に預ける方法もあるが、之等は兎角義務的、劃一的な養育となつて理想的とは言えない。肌と肌を接し、身体的接触を伴う養育は母の責任となる。夫たる父は職場から帰つてきた数時間しか子と接触するに過ぎないから、子は自然母に強い愛情を感じず。母も亦自然本能的な強い愛情を子に注ぎ、母子関係は人間関係のうちで最も一体化された極致となる。子の歓喜悦楽は母の歓喜悦楽であり、子の苦衷は、母の苦衷となる。……かくて夫婦のみの甘美な生活は少なくなるが、それによつて夫婦の結合が弱化する事は稀で、子供を中心とした生活が大きな喜びとなつて、却つて夫婦の

-
- 二 すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもつて育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。
 - 三 すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる。
 - 四 すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすように、みちびかれる。
 - 五 すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がつつかわれる。
 - 六 すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整つた教育の施設を用意される。
 - 七 すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。
 - 八 すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また、児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護される。
 - 九 すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、悪い環境からまもられる。
 - 十 すべての児童は、虐待・酷使・放任その他不当な取扱からまもられる。あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。
 - 十一 すべての児童は、身体が不自由な場合、または精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。
 - 十二 すべての児童は、愛とまことによつて結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。

（昭和 26 年 5 月 5 日制定 制定者：児童憲章制定会議）

結合を強化する事になるであろう。(北村 1955: 23)

ここから、いわゆる「三歳児神話」や「子は鎧」という親子観が見てとれる。子どもが学齢期に達すると、子どもに対する教育機能が家庭から学校に移行していき、教師に対する信頼が絶対化されており、しつけなどの社会的秩序も学校で行われるようになった(北村 1955: 24)。また、「近代家族では子供を作った以上、子供の才能と能力に応じて、出来るだけ高い教育を受けさせねばならない……親の経済力が子供の充分なる教育に堪え得ないならば、最初から子供を作らなければ良いのである」(北村 1955: 25)といい、「家族計画」による産児制限をさせようという意向がうかがえる。

しかし、現代社会では教師に対する信頼の絶対化はなくなり、しつけなどの子どもの養育は家庭に戻され始めている。教育においては、ある意味北村の指摘を反映した、親の収入が子どもの学力に影響するという状況を作っている。

また、北村(1995)においては、性別役割分業が前提となっており、母親の育児ストレスなどの問題は指摘されていない。

千田は、前近代社会ではとるに足らない存在であった「子ども」が、労働力から慈しみの対象となっていき、と述べている(千田 2011: 40)。そして、「国民国家」の誕生により、子どもが国家を支える軍隊の予備軍であり労働者予備軍と考えられ、そこで重要となる教育が学校とおもに女性によって担われる家庭教育であることを指摘している(千田 2011: 40-2)。

(5) 血縁

北村は、「近代家族の人間関係は完全な知性と理性とによつて結ばれているのではなく、性的愛情、血縁的愛情と言う人間に取つては最も原始的、本能的な愛情によつて結ばれ、それが基盤となつている」(北村 1955: 41)といい、親子結合の特質として「親子の結合は血による同質的な結合である点に、打算、利害を越えた没我的な愛情が子に注がれて、最も濃厚な愛着心が生まれる」(北村 1955: 53)と述べている。そして、家族関係の類型において、血縁関係を中心とした場合の家族を以下の三つに分類している。

①純血縁型

純血縁型は、夫婦とその実子という、その父母双方と血のつながりのある子どものみで構成される家族であり、「母と子との不断の身体的、直接的な接触は同様に血の通う父子、兄弟関係より結合は固く本能的である」(北村 1955: 54)といい、やはり母子間の関係は特質として述べられている。

②半血縁型

半血縁型は、継親子型、すなわちステップファミリーのことであるが、当時はまだステッ

プファミリーという用語は使われていなかった。半血縁型では、継父子間の緊張、対立はあまり見られないが、継母子間の関係は問題になりやすいことが指摘されている¹³(北村 1955: 56)。

③非血縁型

非血縁型は、普通養子による家族である¹⁴。前近代家族においては、家督継承などの親の利己的意欲に基づいて行われていたが、近代家族では、「子供たちは乳児院、育児院で劃一的に育てられるよりも、家庭的で親の個人的愛情の下で育てられる方が遥に幸福であろう」(北村 1955: 58-9) という観点から、「親は最初から積極的に子を養育しようとする意志があるから、例え血が通わなくても、半血縁型家族より遥にスムーズな生活が持てる」(北村 1955: 59) と述べている。

ここから、親子関係においては、特に母子関係のつながりの強さや、問題が見てとれる。純血縁型では血縁が母子関係を強化し、半血縁型では血縁が継母子関係に問題を生む。しかしそれは役割と関わる時間の長さに関係しているともいえる。半血縁型における継父子関係の問題が少ないことは、子どもとの接触時間の少なさから述べられており、性別役割分業における効果が見てとれる(北村 1955: 55-6)。

しかし、落合は、これまでの子どもの問題が母子関係の弱さに還元される傾向に対して、近年の子どもの発達障害の原因は、むしろ「母子癒着」にあるのでは、と考えられることが少なくないことを指摘している(落合 2004: 181)。

北村は、継母子間の問題は子どもが思春期の時に見られるものという(北村 1955: 56-7)。しかし、子どものジェンダーという視点は見られない。後述するが、継親子関係は、子どもの年齢だけでなく、ジェンダーも大きくかかわっていると考えられる。

非血縁型においては、親に積極的な養育に対する意志があることにより、半血縁型よりスムーズな生活を持てるというが、であるならば半血縁型においても親にその意思があれば問題ないともいえる。しかし、半血縁型の問題は、継親子関係において血縁がないという子どもとの血縁関係における問題だけでなく、夫婦関係において双方に子どもとの血縁関係に違いがあることが夫婦関係にも問題を生む可能性があることにある。性別役割分業が規範化された継母型のステップファミリーにおいて、継母が思春期の子どもに積極的にかかわろうとすることによって問題が生まれるケースは、まさにそのことがかかわっていると考えられる。思春期の子どもにとって、血のつながった実父とは関わりが少なく、血のつながらない継母との関わりが多いことはストレスとなりやすいことは想像に難くない。そして、その実父が継母の苦労を理解しフォローしようと努力するかが、夫婦関係だけでなく継母子関係を左右するのである。

¹³ ただ、乳幼児期に形成された継母子関係は比較的に一体化している、という(北村 1955: 56)。

¹⁴ 特別養子制度は 1988 年施行のため、ここでは含まれず。

このように、北村が『近代家族』を著した 1955 年当時は、「家」制度の廃止により、家父長による強大な権力が弱まり、女性や子どもが屈從的な地位から解放されたと述べられている。しかし、北村は、制度が変わったことと女性や子どもが屈從的な地位から解放されたことを同時に扱っており、既存概念を覆すような制度変更が実社会に浸透するには時間がかかることを踏まえておらず、実体を捉えていたとは言い難い。また、北村においては、性別役割分業が前提となっており、女性が性別役割分業からも解放されるということが想定されていない。

したがって、すでに述べたが、現代において近代家族を論じるときには、落合の議論を中心に展開されることが多い。

1-1-4. 現代の家族観

戸籍制度が温存されている現代社会においては、個人化が進んでいるとはいえ、さまざまな制度や構造が家族を基準としたものとなっている。しかし、皆婚規範が崩れ、未婚者の増加により、結婚して子どもを持つことが当たり前の社会ではなくなりつつある。未婚化・晩婚化にともなう少子化が問題とされているが、少子化の問題は、年金などの社会システムの持続に影響することが問題であり、少子化そのものの問題ではない。

日本では非嫡出子に対する偏見や法制度における差別待遇があったことなどもあり、事実婚を継続するのではなく、妊娠を契機に法的に結婚する妊娠先行型結婚が増加している。そして、10代の妊娠先行型結婚における離婚率はきわめて高い¹⁵。

離婚の増加による再婚の増加から、ステップファミリーも増加傾向にある。後述するが、ステップファミリーの社会的認知度は低く、ステップファミリーに関する研究も日本では始まったばかりである。ステップファミリーにおいては、子どもとどちらかの親に血縁関係がなく、親子における血縁関係が当たり前のものではなくなりつつある。

そして、生殖補助医療においては、技術の進展により、これまでにはなかった方法で家族が形成されており、そこには、明らかな血縁を重視する傾向が見られる。また、新型出生前診断 (NIPT) ¹⁶の登場により、その利用者が増加し、異常が確定した人の 94%が¹⁷人工妊娠中絶を選択するという事態に至っている。

さらに、児童虐待の急増からも、親子の関係性に変化が見られるようになった。背景はさまざまであるが、子どもの養育における環境的要因が多くあげられている。

¹⁵ 「マーミー ステキなママになるための子育てメソッド」ホームページ (2018年3月20日取得, <https://moomii.jp/couple-family/canmarriage-divorcerate.html>)。

¹⁶ 無侵襲的出生前遺伝学的検査(Noninvasive prenatal genetic testing)の略。羊水検査のようなリスクが低く、妊婦から少量の血液を採取して行われる。母体血中の DNA 断片の量の比から、胎児が 13 番, 18 番, 21 番染色体の数的異常をもつ可能性の高いことを示す非確定的検査。(公益社団法人日本産科婦人科学会倫理委員会・母体血を用いた出生前遺伝学的検査に関する検討委員会「母体血を用いた新しい出生前遺伝学的検査に関する指針」より。)

¹⁷ 『日本経済新聞』電子版 2016.7.19. (2018年3月19日取得, https://www.nikkei.com/article/DGXLASDG19H7D_Z10C16A7000000/)。

このように、家族観は、社会状況に大きく影響を受けており、社会状況の変化にともない、これからも変わり続けることが予測される。

1-2. 親子の紐帯

前節では、前近代家族から近代家族の構成と家族観について見てきた。また、近代家族の人間関係の結合については、親子関係、特に母子関係においてその結合の強さが特質として述べられていた。そこで本節では、その親子の結合に着目し、その紐帯がどのように構築されているかを考察する。

社会学において、家族は集団の最小構成単位の一つとされている。その家族を構成する親子は、どのようにして信頼関係を構築するのだろうか。生まれた子どもの多くは、家庭の中で、特に母親のケアによって育てられる。北村がいうように、「母子間では、母は既に妊娠中の胎児に愛を向け、出産後長期に亘って授乳、保育が行われて、子は自分の分身として我子意識が強く発生し、母として生きる喜びを感じずであろう」（北村 1955: 53）とするならば、一般的に母親は、自分で産んだことにより、その子が自分と血のつながりを持つことを確信していると考えられる。それゆえ、幼少期の子どもと母親との間に強い紐帯があるといわれている。母親は、自分の子であるという確信によって、その子を育てるという責任を受け入れる、または受け入れなければならないと考えるのだろうか。

けれども、親子の紐帯は、血縁関係よりも生活時間や経験を共有したことによって形成されているのではないだろうか。それは、母親にとっては自分で産んだという事実があるが、子どもにとっては血縁関係を認識することができないからである。性別役割分業への批判が高まってはいるが、依然として母親の育児負担率が高い状況では、子どもにとっても母親と一緒にいる時間が最も長く、依存する存在となる。母親に虐待された子どもが、自分に非があると思いきみ、虐待する母親をかばうような言動を示すのも、依存関係が生んだその紐帯によるものといえるのではないだろうか。

そこで、まず人類学において、親子の絆がどのように捉えられているかを見てみる、

1-2-1. 人類学における親子の紐帯

(1) 血のつながった親子関係

清水昭俊は、「血縁」のような表現を、「日常の生活でごくありふれたものであり、日常語としての自明性におおわれていて、こうした言葉を用いるときに、家族・親族関係と血・肉・骨との関連をつきつめて考えることなどは、まずないといってよい」（清水 1989: 45）という。清水がいうように、一般的な思考としての「血のつながった」親子の関係とは、学校教育などを通して人びとの常識に組み込まれた、生殖過程についての科学的思考であるといえるだろう（清水 1989: 46）。

一般的に使われる「血をわけた」という親子関係における表現は、実際には同じ血が流れているわけではなく、関係性の密度を強調するための比喩表現であるといえる。「血をわけ

た」という表現は、親子関係における遺伝子の共有率が生物学的な父対母において完全に 1:1 であることが解明される以前からも使われており、さらに、遺伝的なつながりがあっても、同じ血液が流れているわけではない。これについて清水は、人びとは常識として親子といえども血液が同じではないという科学的事実を知っているが、これらの科学的知識は、親子・キョウダイのあいだの「血」の共有の観念と共存していて、この二種類の観念が互いに矛盾するものとは考えていないという（清水 1989: 47）。

こうした遺伝子分野などにおける科学的解明がされる以前の社会においては、本当に「血（液）」をわけていると考えられていたのかもしれない。「血縁」という表現はまさにそれをあらわしているとも考えられる。そこへ、「遺伝的なつながり」という表現が入ってきたことにより、「血縁＝遺伝的なつながり」というように解釈されるようになったのではないだろうか。

(2) 「夫＝父」とは誰か

一部のアフリカの伝統社会においては、「女性婚」¹⁸があるが、同性愛の要素はまったくなく、妻は公認の男との間で生殖を行うが、妻をめとった女性は、妻に対しては「夫」、妻の生む子どもに対しては、「父」となり、通常は男性に限られる「夫」や「父」の位置を、女性が占めるという（清水 1989: 48）。また、ヌア人の「冥婚」¹⁹などもあり、ここでは親子関係において、父親との血縁（生物学的つながり）は重視されていない。

つまり、「女性婚」や一妻多夫婚のような婚姻制度のもとでは、妻との性的関係、子どもとの生殖の関係が、社会的父であるための不可欠な条件とはされていない（清水 1989: 52）。

しかし、このような状況は、政治的、文化的な影響を強く受けており、単純に私たちの現代社会と比較することはできない。日本でも、「家」制度に見られるように、家督の継承のほうは血縁よりも重視されていたこともある。制度や知識が観念に大きな変化をもたらすことはよくあることである。それぞれの社会が、伝統や文明に対してどのようなスタンスをとるかということが、家族や親子関係における観念にも大きく影響するのである。

また、現代日本社会においても、子どもの父親は、婚姻中の懐胎であれば推定²⁰によるものであり、嫡出でなければ認知によるものである²¹。代理出産を除けば、子どもの生物学的母親は、産んだ女性が母親であるが、父親は、それが可能な状況であっても、DNA 鑑定によるものではなく、法制度に基づく。後述するが、そのことによって、生物学的父親が明らかに違ふとわかっていても、婚姻関係にあった場合は、その夫が父親となるのである。このような状況は、技術や実態が先行し、制度がそれにとまなっていないことによって生まれている。

¹⁸ 女性が別の女性を「妻」としてめとること。（清水 1989: 48）

¹⁹ 「女性婚」での「夫」および「父」の位置につく女性を、死者（未婚で死んだ男子）に置き換えたものに相当する。（清水 1989: 48）

²⁰ 民法第 772 条第 1 項。

²¹ 民法第 779 条第 1 項。

(3) 民族社会における親子関係の連続性

清水は、民族社会における親子関係の連続性について、「呪術的きずな」という観点から、ジェームズ・フレイザー²²を援用しながら、以下のように述べている。

親子の関係は、子供の妊娠時に始まり、出生、幼児期の養育をへて、成人にいたる、あるいはそれ以後にも及ぶ長期の過程にわたって、形成され、維持され、生きられる、ほぼ人格の全面がかかわる関係である。……親子関係を認識するのに、身体、あるいは靈魂の連続性が、求められたのは、親子関係を呪術的な共感の関係として構成するためだったのだ。この点を踏まえるならば、家族的関係を表現する象徴として、身体ないし靈魂の連続性が適していることもまた、了解される。……身体と靈魂は、他の要素がなくとも、個人の構成要素たりうるが、その他の属性・要素は、身体と靈魂を媒介せずには、人格とかかわることができない。他方、個人が生きる過程でかかわる諸個人もまた、異邦人・同じ共同体の成員、相互的交換の関係にある取引相手、友人等々、多様である。このような関係者のなかで、家族、とりわけ親は、根源的な位置を占めている。ここで、身体ないし靈魂の次元の関係が、多くは生殖の過程という文脈で語られることを、想起したい。この生殖観は、個人が、この世での形成の出発点で、この基底要素を親に負っているものと、あるいは親と共有すると、観念させる。個人の構成要素のなかでの身体ないし靈魂の位置と、個人をとりまく関係者のなかでの家族の位置とは、関係の構造として相似であるのみではない。身体ないし靈魂という象徴が生殖観という文脈におかれることによって、両者は互いに有縁化されるのである。(清水 1989: 62-3)

このことは、後述するが、AID で生まれた人たちが自分の生物学的父親を捜そうとする理由の根源的なものと関連しているかもしれない。自身のアイデンティティ形成において、自分がどこから来たのかという、連続性が重要となることを示唆しているといえるのではないか。

(4) 文化的イデオロギーの改変と操作

清水は、「現代の医学が開発した、人工授精、体外受精などの生殖技術は、法律や社会通念における親子観を揺るがし、その再定義を要請している」(清水 1989: 64) という。また、生殖技術が子どもの形成にかかわる諸要素は、精子、卵子、子宮と個別化され、それぞれの提供者が個別に分節化される、と指摘している(清水 1989: 64)。そして、このことから以下のように述べている。

この方法の社会的な定着は、精子のみ、卵子のみの身体的関係が、親子間の「血の結

²² フレイザー, J.E., 1966, 『金枝編』(改版) 1巻(永橋卓介訳) 岩波書店。

合」(blood tie) という伝統的な観念に、適合し、包含されていく過程であったと、みることができよう。それはいいかえれば、精子ないし卵子のみの単一な連続性が、それのみにとどまらず、社会的関係としての親子関係全体を規定的に代表する象徴として、社会に定着したことを意味する。生殖技術の開発と定着にたずさわった人々は、たんに医学的技術を開発したのにとどまらず、社会の通念に働きかけ、親族観という文化的イデオロギーの改変と操作をも行ったのである。(清水 1989: 65)

生殖技術については後述するが、清水がこれを指摘した 1989 年から 20 年近くが経とうとしている現在、その技術はさらなる進展をとげ、同性カップルが子どもを持つことや、人工子宮研究など、多くの人びとの親子観だけでなく、家族観をも大きく揺るがしている。

現代社会における DNA 研究の進展も、前述の連続性と相まって、生殖補助医療に見られる、自分とパートナーの DNA (遺伝子) を持つ子どもを求める傾向を強化している観がある。

遺伝的なつながりにおいては、性格、病気、身体的特徴など多くのものが遺伝されることわかっており、それは親子の紐帯を強化することを保証するものではないが、その象徴として利用することは容易である。

これに関連することを、清水は次のように述べる。

呪術に縛られているはずの「未開」人は、一方では、生死や性別という制約を超越して、成人男子以外の人——死者や女——を父親とする文化的秩序を、構成してもいた。それに対して、自然科学としての医学の「発達」を誇る現代社会は、精子や卵子という身体的要素を抽出して、新たな呪術的象徴につくりあげること、情熱をそそいでいる。「血、肉」の観念に即して構成されてきた親族関係が、ますますその自然主義的傾向を強めているといえよう。親子の共感的きずなの呪縛、象徴としての身体的・自然的要素への拝跪。現代社会における親族関係の呪術的性格はますます強固になるばかりである。(清水 1989: 65-6)

われわれは、社会関係の複雑で解明できないような状況を受け入れるために、しばしば呪術的要素を利用することがある。良好な人間関係の形成や維持が難しいといわれる現代社会において、その関係性維持の保証として血縁に依存することは、きわめて妥当なのかもしれない。

次に、社会学ではどのように捉えられているか見てみる。

1-2-2. 社会学における親子の紐帯

(1) 母性イデオロギー

戸田貞三は、以下のように述べている。

母が子に対する関係は自分の子に対して限りなき愛着心を持つことによって成る関係である。母は他の何ものにも換え難きものとして無条件にその子に無限の執着を感じる。その子が何をなすや否や、その子が他の者よりも優れた行為をするや否や、外部より賞揚せられるや否や、または隣人の子供らがその子よりも優れた者なりや否や、すべてかくのごときことは母子の愛情関係の成立になんら重要な条件となるものではない。もちろん自分の子が優れた者であり、外部より賞讃を受ける場合には、母は自分が優れた者と認められ、外部から賞讃を受けたかのごとく感じて子に対する愛着の念を強めるであろう。しかし反対に他のすべての人々が自分の子を非難し、その子を劣弱なる者と認めるような場合においても、母のみは最期まで真にその子の同情者となり、公平なる第三者としてみるならば、いかにしてもその子の劣弱を否定し得ない場合においても、母一人はその子の擁護者となり、そのために自己を犠牲にすることすら禁じない。(戸田:1982: 91)

以上は、まさに母性というものであろう。

田間泰子は、「フェミニズムの立場からすると、母性は社会的歴史的につくられてきたジェンダーにほかならず、多様で可変的なもので……それぞれの社会で一つの制度として成立しており、女性たちは望ましい母性の実現に自分から進んで向かうように、また母性から逸脱してしまわないように統制されている」(田間 2001: ii) と述べている。

田間は、戦後日本社会における母性に対して、三つの基本的な視点を持っており、「第一に母性は近代的ジェンダーの重要な構成要素である、つまり〈母親とはわが子を母性愛をもって産み育てるのもだ〉ということは近代化過程で抑圧された他者として構築された表象だとする視点である」(田間 2001: 4-5) という。そして、「第二に、近代的な母親(と同時に母性愛)の成立には『子ども』という存在が必要不可欠である、という視点」(田間 2001: 5) であり、「第三に、上述のような関係性は、家族のあり方やその他さまざまな社会的価値規範と無関係には存立し得ず、その関連が今こそ考察されなければならない」(田間 2001: 6) と述べている。

田間は、「母性はジェンダーのなかでも、とりわけ本質主義的に考えられやすい厄介モノである」(田間 2001: 12) といい、それは、「端的に言えば、〈子どもを産める(膣・子宮・卵巣がある)のは女性だけだから、女性だけに母性があるはずだ〉、というわけだ」(田間 2001: 12) と述べている。けれども、「母性が制度として完成するには、三つのステップが自明視され、そこからの逸脱が統制されることが必要で」(田間 2001: 12) あり、それは、「(a) 女性は皆、母親になるものだ、(b) 母親は皆、わが子を愛するものだ、(c) 子どもは皆、実母の愛を必要とするものだ、という三つである」(田間 2001: 12-3) という。

そして、田間は、「母性という社会制度は、女性の身体と子どもの正常／異常という文脈を社会的圧力として統制のために利用している」(田間 2001: 17) といい、「ある個人が『女

性』というアイデンティティをもち、それが個人にとって重要なアイデンティティである場合、その個人は自己の重要なアイデンティティを維持するためという理由によって母性を主体的に内面化しやすい」（田間 2001: 17）と述べている。

千田は、日本での母性イデオロギーは、明治に入ってから「良妻賢母」規範としてあらわれ、家庭を守って夫を支え、次世代の「国民」を育成するという、母による教育が大きな位置をしめる規範であったという（千田 2011: 30）。その後、平塚らいてう、与謝野晶子らによる母性主義論争を経て、ロマンティックラブ・イデオロギーの普及とともに、「家族賃金」が成立し、性別役割分業が普及していく（千田 2011: 30-1）。1960年代に入り、「三歳児検診」が始まると、「三歳児神話」がつくられ、女性たちが育児に囲い込まれていき、70年代に入っても、「母原病」などの流行語とともに、母性規範はさらに強まった（千田 2011: 32）。

そして、1980年代の消費社会を通じて、育児が「楽しいもの」としてレジャー化され、母性は、苦しみ、自己犠牲から、積極的な楽しみ、自己実現へと変わったが、「楽しいはずの育児を楽しめない」というプレッシャーを、女性たちに与え始めたことを千田は指摘している（千田 2011: 32）。

その後、1990年代に入り、共稼ぎ世帯の増加により「専業主婦による子育て」規範は急速に低下した（千田 2011: 91）。それと、「家庭」が「プライバシーの砦」ではなくなり、「しつけ」の名のもとに行われていた、家庭内暴力が明らかとなり、従来神話に包まれていた母親すら暴力の担い手になりうるということが明らかとなった（千田 2011: 92）。

(2) 父性

そもそも母性や父性とは、子どもに対するそれぞれの性質であり、父性は社会的存在として捉えられることが多い。したがって、それは社会的背景に左右されることにより、時代によって変化するが、それは母性も同じである。

宮坂靖子は、母親像・父親像の変遷について、江戸時代を、「父親が子どもを教育した時代」、明治期後半から大正、昭和前期を、『『教育する』母親像』が登場し、「育児からの父親の疎外」が始まり、戦後高度経済成長期に、『『教育する』母親像』が大衆化され、1970年代は、「母性強調、母性抑圧の時代」と「3歳児神話の隆盛期」であり、1980年代は、「専業主母・母性神話への懐疑と抵抗の時代」で、「女性による『子どもも仕事も』（女性の孤軍奮闘）」の時代であり、1990年代は、「父親の再発見の時代」「父親と母親（両親）による共同育児の時代」であり、「男女による『男も女も、家庭も仕事も』」という時代であると分析している（藤崎編 2000: 31）。

家父長制において、権威や威厳の象徴とされた父性は、現代の「イクメン」の登場にも見られるようにその姿を変えつつある。父親の権威の不在について、浅井美智子は、以下のよう

このような現代の家族の状況からみえてくることは、日本における家族の意識が、

「夫（父）・妻（母）・子ども」という形式の存在と母子の情緒的關係から生まれているということである。だが、この家族意識から大きく逸脱してしまっているのが「父親」である。つまり、今日の父親は家族の情緒的結合からもっとも疎外された存在として見受けられる。そして、今日、家族問題の一つとして「父親不在」が取り上げられる。それは、物理的不在の問題でもあるが、本質的には「父親の権威」の不在である。基本的に父親とは社会的約束の上でしかその存在を証明しえないものであり、それが民法が保障してきた家族に関する制度である。しかし、明治の民法は「父親の権威」を明確に規定してきたが、戦後の民法は「だれだれの父親」ということしか保障してくれない。

（江原編 1996: 276-7）

そして、「今や父親が寄りかかることができる権威は『父親である』という、その『存在』だけであるようにすら思われる」（江原編 1996: 277）という。

（3）血縁

村上泰亮・公文俊平・佐藤誠三郎は、以下のように述べている。

農耕段階初期の未開な（無文字型の）状況の中で、最も身近で意識化しやすくシンボル化し易いのは、「^{キンシップ}血縁原則」にほかならないだろう。かくて初期農業社会での基礎的集団の典型は、血縁原則の最も端的な表現としての「単系出自集団（unilineal descent group）」、すなわち「^{クラン}氏族」にほかならなかった。（村上・公文・佐藤 1979: 56）

そして、「血縁原則や出自の論理は、少なくとも農耕大文明出現以前の段階では、かけがえないものであって、にわかには放棄できるようなものではない」（村上・公文・佐藤 1979: 60）という。

その後、一次的な高度農耕文明において、文明帝国の影響により氏族的原則が否定されるようになる（村上・公文・佐藤 1979: 77-8）。しかし、文明帝国からの影響がほどよく遮断された日本の場合、氏族的原則の支配力は依然として強いが、ひとたび洗礼をうけた高度文明の影響は決定的に大きく、氏族的原則への完全な復帰は不可能であった（村上・公文・佐藤 1979: 78）。そして、「とくに有史宗教——キリスト教や仏教——の浸透は血縁原則の神話を打ち砕いて……もはや集団形成原則の正統性は血縁的なものに求めることはできなかった」（村上・公文・佐藤 1979: 78）。けれども、「集団形成の母型となったのは成層クラン——同質的でしかも階統的な自立集団——のパターンで……いわばそれは氏族なし氏族社会、血縁なき血縁原則の社会で……日本のイエ社会はその例である」（村上・公文・佐藤 1979: 78）。

また、Anthony Giddens は、以下のように述べている。

大半の前近代社会においては、個人的な関係はすでに述べたような意味²³で外的基準によって固定されていて、信頼も既成のポジションに向けられる傾向にあった。そのような状況において、同族とて決していつも信頼されていたわけではないことは、王家において権力を獲得しようと企む親類どうしの陰謀とそれに対抗する陰謀などが示しているとおりでである。だが血縁の義務はおそらくはたいていの場合受け入れられていたし、それは日常生活を組織するかなり安定した信頼環境を作りあげていた。(Giddens 1991=2005: 107)

近代日本の「家」制度により、血縁原則は失われたように見えるが、「家」制度が廃止され、近代家族が形成される過程において、血縁原則は、上記のように「日常生活を組織するかなり安定した信頼環境」を作るものとして再度家族に取り込まれたといえるだろう。

戸田も、「人々は族的接近の程度の強い者、殊に血縁的に強く相接している者に対しては、特殊の親しみをもち、生来的に自分等と同じ運命を担っている者としてこれを尊重し」(戸田 1982: 181) と言っているように、血縁的つながりが家族成員の関係性とかかわっていることがうかがえる。

ここで、日本より血縁意識が強いと思われる韓国の父系親族制度について少し触れておく。李文雄によれば、「父系親族制度に基づく男系中心の社会にあつては、血縁はただの生物学的連結ではなく、社会学的な概念として認識された」(李 2004: 196) という。そして、韓国人の血縁意識は名字の習慣によくあらわれており、養子縁組においては、その血縁意識がもっとはつきりとあらわれるという(李 2004: 196-8)。韓国では、「養子縁組が父系親族員のみを対象として可能であり、しかも親族の系譜上同じ行列(ハンリョル: generation)をなす者のみを養子縁組することが許される」(李 2004: 197) という。

しかし、社会状況の変化により父系血統を強調する慣習がさまざまな問題を引き起こし、父系中心の戸主制を廃止しようとする女性運動も起きてきているという(李 2004: 198)。けれども、「いったん韓国文化に深く根を下ろした血縁意識は、現代社会においても、たとえ弱まったとはいえ、大きな影響力を発揮し、多くの場合、血縁関係の有無が直ちに‘内(うち)’と‘外(そと)’とを区分するものとして認識されている」(李 2004: 198) という。

また、李によれば、「韓国はかなり以前から国際社会から孤児輸出国または海外養子縁組大国などの汚名を着せられてきた」(李 2004: 200) という。そして、その傾向は現在も継続しており、ここ数年の間にも 2,000 名あまりの子どもが海外に養子縁組に出ていった(李 2004: 200)。その背景について李は、「非血縁者を養子にしない強い伝統によって国内での養子縁組が困難である状況に、問題がある」(李 2004: 200) と指摘している。その結果、「未婚の母の私生児、婚姻外に出生した子供が日に日に増加している実情ではあっても、実の両親が養育を放棄した場合、事実上これらの子供を国内で養子縁組する方法がなく、海外に出ていくようになるのである」(李 2004: 200) という。

²³ 「家系、ジェンダー、社会的地位その他の特性」(Giddens 1991=2005: 82)

以上のように、これまで親子関係における紐帯は、社会的環境の影響を受け、変化しながらも「血縁連鎖の最も強い者の間に生ずる自然的愛情にもとづく結合」（戸田 1982: 91）のように捉えられてきた。血縁は、親子関係における紐帯であり、関係の安定性を保証しているようにも見える。ところが、児童虐待における主たる虐待者は実母が半数以上を占め、血縁関係にある実子を虐待してしまうという状況が起きている。戸田のいうように「血縁連鎖の最も強い者の間に生ずる自然的愛情にもとづく結合」であるならば、実子を虐待するとはどういうことなのだろうか。そこで次節では、児童虐待の現状を概観する。

1-3. 児童虐待の増加

児童虐待の相談対応件数は、1990年度の1,101件から増え続け、2017年度は速報値ではあるが133,778件²⁴となり、大きな社会問題となっている。ただ、相談対応件数の増加要因は、虐待の定義の変更や、メディアによる社会的認知度の上昇、人びとの児童虐待への意識の高まりなどの影響を受けているため、児童虐待の実数が同じように増えているとは言いきれない。また、以前であれば「しつけ」の名のもとに行われていた行為が、現在では虐待とされるものもある。

児童虐待は、一般に「身体的虐待」「ネグレクト」「心理的虐待」「性的虐待」に分類される。2006年度（厚生労働省 2007）は、「身体的虐待」41.2%、「ネグレクト」38.5%、「心理的虐待」17.2%、「性的虐待」3.2%であったが、2017年度（厚生労働省 2018）では、「心理的虐待」54.0%、「身体的虐待」24.8%、「ネグレクト」20.0%、「性的虐待」1.2%となり、心理的虐待が半数を占めるようになった。これは、親のDVを子どもに見せること（前面DV）が近年新たに虐待と定義されるようになったことに起因する。

厚生労働省発表では、主たる虐待者は実母が半数以上を占めるが、なぜ血縁者である実母が虐待をしてしまうのか。

社会状況の変化により、子育ては、学校などを含めた地域社会から家庭へと押しやられ、男女共同参画社会がうたわれるようになった現代社会においても、特に母親にその負担がのしかかっている。気軽に子どもを預けることが難しい状況において、母親は子育ての責任を負わされており、それが育児ストレスともなりうる。育児ストレスは、児童虐待の要因ともなりやすく、母親はそのリスクと対峙しなければならない。

実母の次に実父が多いが、上述のように「しつけ」の名のもとに行われる暴力や、DVの実態が表面化してきたことによる前面DVなどにより、近年では実父の虐待が増加している。

児童虐待相談対応件数においては、主たる虐待者は実母と実父で8割を超える。しかし、児童虐待検挙状況をみると、児童虐待相談対応件数では、1割に満たなかった非血縁パートナーの存在が浮かび上がってくる。児童虐待検挙状況においては、実父と実母と養・継父、

²⁴ 厚生労働省 2018.

内縁夫の割合が拮抗しており、近年は実父が増加傾向、実母が減少傾向にある。また、年によっては、養・継父、内縁夫が一番多い時もあり、非血縁パートナーの存在が無視できないものとなっている。この児童虐待相談対応件数と児童虐待検挙状況の違いは、何を示唆しているのだろうか。

児童虐待における非血縁パートナーの存在については、8章において検討する。

1-4. 生物科学技術の進展と新たな問題

村上らは、以下のように述べている。

能動主義にとって最も重大な危険は、おそらく実は、工学的技術のもたらす自然破壊よりもむしろ、ライフ・サイエンスの発展のもたらす自然性の否定である。かりに、試験管ベビーさらにクローン人間の試みが成功し、遺伝工学が発達するならば、人間の自然的存在としての性格は次第に希薄となる。しかし皮肉にもそのことは、人間という存在、そして個々の人間という存在の窮極的な意義を失わせる。人間は、もはや厳然として存在するものではなく、自らの手によって作られうるものにすぎない。人間という中心的存在が人工的なものとなる以上、人間を中心におく思想はもはや人々に不動の原点を与えるものではない。人工臓器、臓器移植、安楽死などの問題にその兆しは既に現れている。人間の中に在る自然の征服の試みは、直後に、人間中心主義・能動主義についての哲学的難問^{アポリア}をひき起こす。かりにライフ・サイエンスの発達がある限度を超えうるならば、能動主義の価値観はついに原理的障壁に突き当たることになるだろう。(村上・公文・佐藤 1979: 499)

これは、今から約40年前の記述である。この記述の一年前の1978年に、イギリスで世界初の体外受精によりルイズ・ブラウンが生まれた。生殖補助医療においては、今では、顕微授精²⁵、そして、代理母による出産というところまできており、人工子宮もかなりのところまで進んでいる。また、遺伝子工学においては、遺伝子の切り貼りができるところまで来ている。

1-4-1. DNA 研究

DNAに関する研究は、近年目覚ましい進展を遂げ、ヒトゲノム（全遺伝情報）における塩基配列はすべて解明され、その解析が進められている。遺伝子はDNAの一部であるが、一般的には、DNAと遺伝子の違いを区別せずに使われていることが多く、違いを知らない人も多くいると思われる。また、DNAや遺伝子という表現が一般的になるまでは、それが

²⁵ 体外受精を行っても受精が成立しない夫婦に対して行う治療。体外受精では卵子が入っている培養液に精子浮遊液を加えて受精するのを待つが、顕微授精では細いガラス針の先端に1個の精子を入れて卵子に顕微鏡で確認しながら直接注入する（卵細胞質内精子注入法、ICIS）。（日本生殖医学会ホームページ、2018年10月3日取得、http://www.jsrm.or.jp/public/funinsho_qa13.html）。

「血」や「血縁」として扱われていたと思われる。そして、人びとの会話などにおいて DNA や遺伝子に血縁が含意される、すなわち血縁という表現が DNA や遺伝（子）に置き換えられるようなことが見られるため、基本的な部分に触れておく。

ヒトの遺伝子は全部で 23 対²⁶の染色体によって構成されており、子どもは両親からそれぞれ 50%（23 対の染色体のそれぞれ一つずつ）の遺伝子を引き継ぐ。遺伝子にはタンパク質の製造方法が示されており、そのプログラムによってタンパク質が作られる。

通常 23 対のそれぞれの染色体は 2 本一組であるが、染色体異常によりそれが 3 本あるケース²⁷がある。たとえば、ダウン症の人には、21 番目の染色体が 3 本ある（21 トリソミー）。そして、NIPT による 13, 18, 21 トリソミーの診断が可能となった。

小林武彦によれば、ヒトゲノムのうち遺伝子部分はわずか 2%²⁸しかないという（小林 2017: 4）。さらに、ヒトのゲノムは約 30 億塩基対からなり、「個人間での違いは、血縁関係がなければざっくり言って 0.1%程度」（小林 2017: 130）という。0.1%と聞くと、大した違いがないように感じるが、30 億の 0.1%は、300 万である。30 億の塩基対の中に約 22,000 個²⁹の遺伝子があるとされ、それも同率で差異があるとすれば、個人間で 60,000 の塩基対の違いが遺伝子にあるということになる。その塩基配列における違いについて、安藤寿康は、「たった一文字違っても、その場所によってはアミノ酸の違いを生み、異なる働きをもつタンパク質を作り出す……それが血液型の違いや、髪の毛や目の色の違い、さまざまな疾患の原因となることが分子生物学で解明されてきた」（安藤 2011: 32）という。

DNA 研究の進展により、遺伝子によって親から子どもにどのようなものが引き継がれるのかということもわかるようになってきた。親からの身体的特性などの遺伝については、競走馬における交配に見られるように、その科学的根拠が明らかになる前から行われていた。また、身体的特性だけでなく性格などについても、その科学的根拠とは無関係に一般的な会話の中で当たり前のように使われ、親から子どもに多くのことが遺伝によって引き継がれると信じられてきた。

そして、遺伝子の研究は、膨大な医療費の削減のためという側面があり、未病³⁰という観点からの処方として遺伝子検査を行う民間企業に補助金が投入されている。

²⁶ 23 番目の染色体は性を決定する染色体。「ゲノムという観点からみれば、ヒトの場合、ゲノム中に性を決定する X と Y という染色体が存在し、両方の親から X 染色体をもらって XX となれば雌となり、XY となれば雄となる」（東京大学生命科学教科書編集委員会 2011: 44）。

²⁷ 3 本あるケースをトリソミーという。他に 13 トリソミー（パトウ症候群）、16 トリソミー、18 トリソミー（エドワーズ症候群）などがある。2 本のうち 1 本がない染色体欠失症候群（モノソミー）やテトラソミー（4 本）、ペンタソミー（5 本）、ヘキサソミー（6 本）などもある。

²⁸ 残りの 98%は「非コード DNA 領域」と呼ばれ、そして、非コード DNA 領域には、染色体の働きを支える機能があることがわかっている（小林 2017: 56）。

²⁹ 小林 2017: 39。

³⁰ ここでは、病気が発病する前にそれを抑制するという意味。

1-4-2. 遺伝子検査

親から子への遺伝について語られてきたものは、身体的特性や性格だけではない。

たとえば、以前からよくいわれていた病気の遺伝性については、民間企業による遺伝子検査などにより、より注目が集まっている。現在 GeneLife, HERSERIES, DHC, DeNA, Genequest など、多くの企業が遺伝子検査に参入している。検査内容は、企業により多少の差はあるが、生活習慣病や癌などの疾患リスクや肥満タイプなど、300項目を超える解析を行うものもある。料金は、検査項目により、5,000円程度から40,000円を超えるものまでさまざまであるが、20,000円ほどの商品が主流になっているようで、それで300項目程度の解析がなされている。

筆者もある民間企業が行っている遺伝子検査を利用してみた。そこでは、さまざまな病気の発症リスクや体質の統計的な遺伝的傾向をみることができる。そして、それぞれの病気についての説明や予防法などが記載されているものもある。また、それについてのカウンセリングを受けることもできる。

いくつか例をあげると、食道癌の罹患リスク（日本人平均との対比）、身長、体重、頭蓋骨の大きさなどの遺伝的傾向のようにさまざまな項目がある。また、協調性や誠実さなどの性格にかかわる項目や、センスやスキルにかかわる項目もある。

このように、身体的特性、性格や能力の遺伝性が重視されるようになると、親子関係における遺伝的つながりへの依存、いいかえれば血縁意識が強化されることにもつながりかねない。柘植あづみは、このような技術が社会や文化に及ぼす影響について指摘し、「親子の関係は遺伝子のつながりだけで決まるという考えが優勢になったら生きがなくなる人々が増えるのではないか」（柘植・加藤編 2007: 18）という。さらに、加藤秀一は、遺伝子決定論³¹が多くの人びとを惹きつけることに、「自分のとりうる行動がすべてあらかじめ決定されているなら、人は責任の重みを免れ、過去を後悔することもなく、未来を思い悩むこともない……遺伝子による決定という観念によって、ある行動や性向に関する個人の責任が解除される可能性が生じるならば、それは遺伝子決定論を肯定する積極的な理由になりうるだろう」（柘植・加藤編 2007: 54）という。

1-4-3. 生殖補助医療技術の登場

生殖補助医療とは、「体外受精をはじめとする、近年進歩した新たな不妊治療法」³²を指す。先述のように、世界ではじめての体外受精の成功は、1978年にイギリスで産まれたルイズ・ブラウンである。

日比野由利は、生殖補助医療について、以下のように述べている。

³¹ 加藤「大まかに言えば、人間の性質が遺伝子によって決定されているという考え方」（柘植・加藤編 2007: 33）。詳細は、加藤（柘植・加藤編 2007: 21-62）を参照されたい。

³² 日本生殖医学会ホームページ、（2018年10月3日取得、http://www.jsrm.or.jp/public/funinsho_qa11.html）。

精子と卵子を *in vitro*³³で人間の手によって受精させて女性の体内に戻す技術の開発は、不妊に悩むカップルに対し、新たな妊娠の可能性を与えただけでなく、卵子や胚を用いたその後の研究開発に端緒を開くものであった……配偶子や胚の凍結保存の技術が開発されたことは、不妊治療の成功率を高め、卵子や胚の提供、代理出産などの不妊カップル以外の第三者がかかわる生殖技術を可能にした。(日比野編 2013: 1)

しかし、第三者がかかわるという意味では、人工授精における AID は、日本でも 1948 年より行われている。

日本では、法整備が整っていない状況や利用できない技術があり、利用したい技術を求めて海外に渡航する生殖ツーリズムも起きている。野田聖子(2011)や向井亜紀(2004)もこれを利用して挙児に至っているが、法的な親子関係において問題を生むこととなった。野田は提供卵子を利用した自身の妊娠・出産であり、向井は夫婦の受精卵を利用した代理母(ホスト・マザー)による妊娠・出産である。提供配偶子や代理出産³⁴は、生物学的親と養育者としての親という、親の複数性という問題をもたらすことになった。

日比野によれば、代理出産は体外受精よりもはるか昔から存在しており、『旧約聖書』にも「代理出産」についての記述³⁵があるという(野辺・松木・日比野ほか 2016: 45)。

日比野は、生殖ツーリズムの状況を踏まえ、「生殖技術は国境や人種、身体、文化を超えてグローバルに浸透しており、生殖ツーリズムのような事象が、医学的・倫理的・法的・社会的にいかなる帰結をもたらすかについて国内と海外の両面からの考察が必要である」(日比野編 2013: 2)と指摘している。

生殖補助医療の登場は、生殖における「自然」の意味を変容させたとも言えるだろう。

1-4-4. 懸念される問題

これまで述べたように、科学技術の進展により法整備が追いつかない状況や、新たな問題を生む可能性のある事象が多く見られる。DNA や遺伝子研究は、個人情報の問題や保険加入などにかかわる遺伝子差別の問題がある。そして、生殖補助医療の進展は、親子関係を複雑にするという問題がある。

たとえば、遺伝子研究の進展により、親から何をどの程度引き継ぐことがわかると、それが自身のアイデンティティ形成に影響を及ぼすことが考えられる。容姿が親に似ることは日常においてもよく言われることである。しかし、性格や性質も引き継ぐとされると、親の負の特性が自身のアイデンティティを揺るがすこともある。それは、親が犯罪者や精神病患

³³ 試験管などのガラス器内で。

³⁴ 「出産後、子どもを引き渡す目的で、女性が妊娠・出産すること」(野辺・松木・日比野ほか 2016: 45)。

³⁵ 「『旧約聖書』「創世記」第十六章には、アブラハムの妻サライは、自身が不妊症だったので、奴隷ハガルに自分の身代わりとして子どもを産ませ、夫アブラハムに提供しようとした」(野辺・松木・日比野ほか 2016: 45)。

者であるというような場合、子どもが自分にもその特性があるのではないかと不安になることである。

また、特別養子縁組においては、真実告知をすることが推奨されているが、養子縁組に至る経緯における事実が子どものアイデンティティ形成に負の影響を与える場合はないのだろうか。血縁上の親に負の特性がある場合でも事実を教えるべきなのだろうか。特に、その子どもがレイプのように犯罪の結果として生まれた場合に、子どもはそれを知っても希望を持って生きていけるのだろうか。

そして、生殖補助医療の進展は、子どもを持つということに多くの選択肢を与えることとなった。たとえば、アメリカでは精子バンクを利用した「選択的シングルマザー」になることができる。そして、精子バンクのリストから自分の好みのタイプ（ドナーの身長、体重、目の色など）を選ぶこともできる。これにより、レズビアンカップルがどちらかの遺伝子を引き継ぐ子どもを持つことも可能になった。また、代理出産により、ゲイカップルがどちらかの遺伝子を引き継ぐ子どもを持つことも可能となった。セクシュアル・マイノリティの人たちが子どもを持つことについては、本稿の範疇を超えるため議論はしないが、検討が必要な問題である。そして先述のように、代理出産は日本人男性に短期間で16人の子どもを持たせることを実現させた。このような状況は、女性をモノとして扱っているとの指摘もある。

さらに、人工子宮や iPS 細胞の実用化が進めば、同性同士の遺伝子を引き継ぐ子どもを持つことも可能になるかもしれない。

以上のように、科学技術の進展や社会状況の変化により、これまで意識させられることがあまりなかった親子関係における血縁の問題に直面する機会が増えており、それが誰にでも起りうることとなっている。そして、血縁にかかわる適切な情報や知識の不足が最適な選択を妨げ、意図しない結果をもたらすことにもつながる。また、最適な選択肢がないにもかかわらず、選択を迫られることもある。さらに、子どもを持つことにおける選択は、当事者の意識だけでなく、子どもの権利、意識や意志という当事者の範疇を超えるものを考慮しなければならない。これらの血縁にかかわる問題は、人びとの血縁意識がどのようなものかということを明らかにしない限り、問題の解決策を提供することはできない。であるからこそ、血縁に着目すべきであり、そしてその全体像を捉えることが重要なのである。

1-5. 用語の定義と扱い

本稿で扱う用語については以下のように定義する。ただし、引用においてはそのまま使用し、必要があれば補足説明する。

1-5-1. 血縁と血縁意識

本稿では、血縁を生物学的なつながりとして定義する。したがって、血のつながりといった場合も、同等のものとして扱う。

通常血縁意識といった場合には、血縁意識が強い／弱い、高い／低い、ある／ない、とい

うように、親子や家族における血のつながりが重要であるという概念を基本としている。しかし、民法における家族に血縁³⁶を基準に用いているような場合には、血縁意識が弱い、低いということはあるにしても、血縁意識がまったくないということは考えにくい。

また、後述するように、血縁関係にある親または子どもという存在が、個人のアイデンティティ形成に密接にかかわっている。そのため、人びとの語りにおける「血縁がある」という表現には、単に生物学的なつながりがあることを示すだけでなく、「切っても切れない」というような強い紐帯が含意されていることがある。そして、「血縁がない」という表現には、「親子には血縁があるべき」という血縁規範が含まれていることがある。したがって、生物学的なつながりという事実のみを示す場合以外の「血縁がある／ない」という表現には、血縁意識が含意されていることに注意が必要である。また、人びとが「血縁がある／ない」ということに対する意味づけは、状況によって変化することもある。要するに、その血縁がもたらす効果（血縁に対する意味づけ）によって、人びとの血縁意識が構成されるのである。

一般的には、親子関係における血縁はある意味当然のものとして扱われることが多く、そのことが親子関係における血縁意識を潜在化させ、問題がない限り、それを問うこと自体を想起させないように作用しているともいえるだろう。

1-5-2. 生物学的つながりと遺伝的つながり

上記のように、生物学的なつながりは、血縁をさす。しかし、遺伝的つながりといった場合は、その使用者によって多少意味合いが異なる。血縁と同じように、単純に生物学的なつながりを示す場合もあれば、親から引き継ぐ遺伝子が持つ性格や容姿なども含む場合がある。

また、日比野由利は、遺伝的親（genetic mother）と生物学的親（biological mother）として、生物学的親を妊娠・出産した親と定義しているが、議論の混乱を招くことと、日比野のいう遺伝的親と生物学的親が異なる場合は、代理母（surrogate mother, host mother）と定義できるため、本稿では、代理母を使用する。

したがって、本稿では、血縁および血縁関係や生物学的なつながりは、実体としての血縁および生物学的なつながりとして扱い、遺伝的要素を含んだ遺伝的つながりとは区別するが、引用においては、文脈に依存する。

1-5-3. DNA と遺伝子

DNA は、4種類の塩基アデニンとチミン、グアニンとシトシンの結合から構成される二重らせん構造をしたひも状の分子であり、それがヒストンというタンパク質に巻きついて、

³⁶ ただし、民法においては嫡出推定によるものであり、実際に血縁関係があることを保証するものではない。（民法 772 条）

ヌクレオソーム³⁷という構造単位をつくり、それが集まってつくられたクロマチン³⁸という構造により染色体を構成している（東京大学生命科学教科書編集委員会 2011: 53）。

遺伝子とは、ある生物種のすべての DNA 配列であるゲノム上において、あるタンパク質をつくり出すために必要な情報が書かれている DNA 配列や、生命活動に必要な働きをする特別な RNA の配列情報が書かれている DNA 配列である（東京大学生命科学教科書編集委員会 2011: 41）。

しかし、社会において人びとが上記を理解した上で利用しているわけではなく、DNA と遺伝子が同等のものとして扱われることも多い。さらに、DNA や遺伝子が血縁と同義で扱われることもある。また、DNA も遺伝子も比喩的に使われることも多く、それぞれの意味は文脈に依存する。

1-5-4. AID と DI

生殖補助医療における、提供精子を用いて行われる非配偶者間人工授精は AID と表記されることが多いが、最近では DI (Donor Insemination) と表記されることもある。本稿では、基本的に AID と表記するが、引用においては DI を用いることもある。

1-6. 本稿の構成

本稿の第 I 部である 1 章から 3 章の各論文は、主として、これまでの家族と血縁にかかわる先行研究に焦点をあてたものである。また、第 II 部である 4 章から 10 章の各論文は、家族の多様化における血縁／非血縁親子関係と、親子（養育）関係における血縁意識とアイデンティティに焦点をあてたものであり、そしてそれらを総括的に捉えた考察と結論である。

1 章では、これまでの家族の先行研究を参照し、家族がどのように変化してきたかを概観した。さらに、日本の家族の中で、「血縁」がどのように位置づけられてきたのかを検討した。そして、科学技術の進展や、社会状況の変化がもたらしている新たな問題を提示した。

2 章では、まず本稿と関連する、生物科学分野における先行研究および生命科学の分野における遺伝子研究の概要を把握し、それが家族形成および血縁意識に及ぼす影響を検討する。次に、人文科学分野における先行研究として、里親、児童養護施設、児童虐待、養子縁組、生殖補助医療、ステップファミリー、に関する研究を概観し、血縁がどのように捉えられているかを明らかにする。そして、科学技術の進展がもたらした新たな問題や、家族の多様化における非血縁親子関係に起きている問題などから、本稿の分析視点を提示する。

³⁷ 核の中には DNA と結合する「ヒストン」と呼ばれる塩基性タンパク質の一群があって、4 種のヒストンがそれぞれペアをなしている計 8 個のヒストンの上に、DNA が約 147 塩基ごとに巻き付いている。このように DNA はヒストンとともに、ヌクレオソームという構造をつくることによって、コンパクトに収められている。（東京大学生命科学教科書編集委員会 2011: 52）

³⁸ ヌクレオソーム構造がさらに寄り集まって、クロマチンという DNA の高次構造をつくる。このクロマチン構造が細胞ごとに大きく異なっている。（東京大学生命科学教科書編集委員会 2011: 52）

3章では、生殖補助医療の現場において、血縁がどのように意識されているかを把握する。非血縁親子関係は、ステップファミリーなどの家族構成の変化によってもたらされるものだけでなく、生殖補助医療によって形成されるものもある。現在日本では、生殖補助医療に関する法整備は整っておらず、日本産科婦人科学会の会告による自主的なガイドラインがあるだけである。ここでは、主に日本の生殖補助医療のなかでも長い歴史を持つAIDに着目し、AIDによって生まれた人たちのアイデンティティ形成において血縁がどのように捉えられているかを検討し、第I部の結論を述べる。

第II部である4章からは2章で述べる本稿の分析枠組みを用いて検討する。

4章では、非血縁者による養育という観点から、実親の代替としての児童養護施設に着目し、その実践と現状を把握する。そしてそこから、現代社会において親が子にどのような機能を果たしているのかを明らかにする。また、児童養護施設退所者へのインタビュー調査から、血縁的に一番近い存在である実親を頼れないことがもたらす困難を明らかにし、その対応策を検討する。

5章では、非血縁者による子どもの養育を、公的实践としての児童養護施設と里親、私的実践としての特別養子縁組とステップファミリー、という観点から分析し、それぞれにおいて血縁がどのように捉えられているかを検討する。

6章では、首都大学東京学部生に行った家族に関するアンケート調査結果を検討する。実際に子どもを持つ状況になった場合には、その現実が優先されるため意識に偏りが生まれる可能性が高く、学生に調査を行うことにより、一般的な潜在意識を把握することができる。さらに、血縁意識の強弱と家族観の関連について検討する。そして、現代の大学生の血縁意識がどのようなものであるかを検討する。

7章では、シングルマザーへのインタビュー調査から、母子関係において血縁がどのように捉えられているのかを検討する。離婚前と離婚後で子どもとの血縁に対する意識に変化があったか、また、元パートナーと子どもとの血縁をどのように捉え、関係形成にどのように意識されているかを明らかにする。また、定位家族と生殖家族においての血縁意識に変化があったかどうかなども検討する。

8章では、増加する児童虐待において、非血縁パートナーに着目し、児童虐待相談対応件数と児童虐待検挙状況から検討する。児童相談所が公表している児童虐待相談対応件数では、非血縁パートナーの存在はそれほど大きくない。しかし、児童虐待検挙状況をみると、そこには明らかに非血縁パートナーの存在が見てとれる。

9章では、これまでの議論をまとめ、親子関係における「血縁・血縁意識・アイデンティティ」の関係について考察を述べる。

10章では、本稿の結論を述べる。そして、これからの家族形成における問題を提示し、対処方法と今後の課題を検討する。

2. 家族と血縁——本稿の分析視点

1章では、近代以降の家族構成、家族意識の変遷を概観し、近年の家族の多様化、生物科学技術の進展、児童虐待における問題から、本稿の課題としての血縁（意識）を捉えることの重要性を示した。

本章では、本稿と関連のある先行研究を整理し、血縁（意識）をみる上で参照できるものを取り上げる。そこでまず、生物科学分野で血縁がどのように捉えられているかを検討し、次に人文科学分野における血縁について検討する。そして、これらの研究の旨点を指摘することにより、本稿における分析視点を明確にする。

2-1. 生物科学分野における血縁

生物科学分野において親子関係における血縁は、その親子を親子たらしめる唯一のものであり、血縁（50%の遺伝的つながり）があるからこそ親子であるという事実以上のものではない。したがって、血縁は遺伝子による遺伝的つながりとして捉えられる面が多く、血縁意識という視点はないと思われる。また、生物科学における遺伝子研究は、病気の治療目的という面を持っており、社会的にも容認されやすいことが推測される。

2-1-1. 遺伝子

小林一久によれば、遺伝子は、タンパク質を作るための情報であり、一つのタンパク質を作るのに必要な遺伝情報は、塩基の並び順（配列）として暗号化されている（小林 2017: 39）。その遺伝子により、親から子への遺伝が起こる。そして、「遺伝」とは親から子へ形質（姿、形、性質）が伝わることである（小林 2017: 12）。

具体的には、顔かたちや背丈、体型等は、ほぼ遺伝子によって決められており、髪が濃いか薄いかもほぼ遺伝子によって決まっているという（小林 2011: 14-6）。ただし、「身長や肥満度、肌の色、髪や瞳の色などは一つの遺伝子によって決まるのではなく、多くの遺伝子が総合的に働く多因子遺伝によって遺伝する」（小林 2011: 21）という。

性格については、「遺伝子はその人の大まかな性格の基本型を形作っており、やさしい、小度胸、勇敢、努力家、凶暴、ずるがしこい、残虐、など様々な性格が、生まれた時にほぼ原型が備えられている」（小林 2011: 28-9）という。しかし、「生まれた時の性格遺伝子はその後の環境によって様々に変わりうる」（小林 2011: 29）ともいう。

これまで、血縁を捉える視座として、「生まれ（血縁、遺伝）」か「育ち（環境）」という二項対立図式がよく用いられたが、現在では、このような二項対立ではなく、「生まれ（血縁、遺伝）」も「育ち（環境）」もという捉えの方が優位にある（Ridley 2003=2014; 安藤寿康 2011; Spector 2012=2014 ほか）。

しかし、先述のようにヒトゲノムにおける遺伝子の情報を持つ領域は2%しかなく、98%は遺伝子の情報を持たない領域³⁹である（小林 2017: 5）。そして、その98%の領域に関し

³⁹ 「正式には『非コード DNA 領域』と呼ばれますが、これこそが生命を誕生させ、ヒトをヒトたらし

ては解明されていないことも多い。したがって、「生まれ（血縁，遺伝）」が人間を構成する要素として重要であることは確かだが，それだけですべてが決まるとは言い切れないのである。

2-1-2. 生物科学分野における遺伝的つながり

先述のように，基本的に子どもは両親からそれぞれ 50%ずつの遺伝子を引き継ぐが，そのために生殖細胞における減数分裂が起こる。安藤によれば，「減数分裂する際，二本の染色体は任意の箇所でランダムに入れ替わるため，同じ染色体からも極めて多様な配列の組み合わせが生じ……同じ一組の親から生まれる子どもが引き継ぐ遺伝子の組み合わせの可能性は，事実上無限といってよいほど多様性をもつ」（安藤 2011: 26）という。それが，きょうだいにおける差をもたらす。

では，同じ遺伝子を持つ双子の場合はどうであろうか。

Tim Spector は，双子の遺伝子研究から以下のように述べている。

慢性関節リウマチなどの病気は遺伝率が 60~70 パーセントとされ，ずいぶん遺伝の影響が強いように思える。しかし，わたしたちが調べた女性の一卵性双生児は，一方が慢性関節リウマチを患っていても，もう一方の 85 パーセントは，その病気にならなかった——遺伝はもとより，ライフスタイルがほとんど同じだったとしても，である。このパターンは，調査対象となった病気のほぼすべてに当てはまった。双子がそろって同じ病気にかかる確率が 50 パーセントを超えることは稀で，たいていの場合，数値はずっと低かった。（Spector 2012=2014: 3）

なぜこのようなことが起こるのだろうか。小林によれば，「双子のゲノム解析の結果，副産物的に分かったのが，双子だからそっくりと思っていたゲノムが，じつはかなり違っていた」（小林 2017: 139）という。

また，エピジェネティクス⁴⁰についての研究も進んでおり，遺伝子の発現様式の影響もあると考えられる。したがって，「エピジェネティクスがいかに重要な役割を果たしているかわかっている現在では，仮にヒトラーのクローンがいたとしても，自分の起源を知らなければ，残酷な独裁者にはならず，年老いた気難しい絵描きかペンキ職人になっていただろう」（Spector 2012=2014: 352）という。

このように，遺伝的なつながりがもたらすものが明らかになると同時に，その遺伝子自体がつねに同じ作用をもたらすわけではないことがわかる。

め，進化の原動力として働いた重要な装置であることが分かってきました」（小林 2017: 5）。

⁴⁰ 「環境に応じてゲノム構造や機能を変化させて遺伝子発現様式を調節する仕組み」（田中知明，2011，「細胞の記憶」，エピジェネティクスと疾患——細胞と個体，複雑なシグナルとエピジェネティクスを結びつける「生老病死」の分子生物学『日本老年医学会雑誌』48(4): 305）。

2-1-3. ゲノム編集

遺伝子操作という意味では、遺伝子組み換え食品の登場により、既に人びとの生活の中に組み込まれている。それに対する嫌悪感を示す人もいるが、「糖尿病患者に投与されるインスリンは、遺伝子組み換え技術を利用して生産され、安定的に供給されるようになった」(Specter 2016: 43) というように、必要不可欠となっている面もある。

Specter によれば、「クリスパーというゲノム編集技術が登場したおかげで、ここ 3 年で生物学は様変わりした。すでに世界中の研究者が、この技術を利用して遺伝性の難病である筋ジストロフィー⁴¹や嚢胞性線維症⁴²、あるいは B 型肝炎といった病気の予防や治療の研究を進めている」(Specter 2016: 42) というように、医療分野での研究が進んでいる。

さらに、小林によれば、ゲノム編集技術により「現在では、配列の分かっている領域であれば、原則どんな生物種や細胞種のどんな領域でもより複雑な改変が可能」(小林 2017: 181) であるという。そして、既に「2015 年には、中国でヒト受精卵のクリスパー・キャスナイン⁴³によるゲノム編集が行われ」(小林 2017: 184) ており、早急に国際的な倫理規定を整備すべきであることを指摘している。

医療分野においては、病気の遺伝性についてという面だけでなく、生殖補助医療という面もある。そこで、生殖補助医療技術における遺伝的つながりについて見てみる。

2-2. 生殖補助医療技術の進展

以前では、子どもは授かるものと捉えられており、自然妊娠できなければ、子どもをあきらめるか養子縁組、里親という選択肢しかなかった。ところが、生命科学分野における生殖補助医療の登場により、自然妊娠できない人たちにも、自分たちの（もしくはどちらかと血縁のある）子どもを持つことの可能性がひろがった。日本では、1949 年に最初の AID による子どもが誕生し、その歴史は 60 年以上になる。

2-2-1. 不妊と生殖補助医療

現在、日本産科婦人科学会における不妊の定義は、

生殖年齢の男女が妊娠を希望し、ある一定期間、避妊することなく通常の性交を継続的に行っているにもかかわらず、妊娠の成立をみない場合を不妊という。その一定期間

41 骨格筋の壊死・再生を主病変とする遺伝性筋疾患の総称であり指定難病とされている。(難病情報センターホームページ, 2018 年 9 月 18 日取得, <http://www.nanbyou.or.jp/entry/4522>) .

42 CFTR を原因分子とする全身性の疾患であり指定難病。気道内液、腸管内液、膵液など全身の分泌液／粘膜が著しく粘稠となり、管腔が閉塞し感染しやすくなる。(難病情報センターホームページ, 2018 年 9 月 18 日取得, <http://www.nanbyou.or.jp/entry/4532>) .

43 「クリスパー・キャス 9 は、二つの要素からなる。一つは『キャス 9』と呼ばれる酵素で、細胞内ではさみのような働きをして、DNA (デオキシリボ核酸) を切断する。この酵素は自然界に存在し、細菌がウィルスの DNA を切断して無害化するために使っているものだ。もう一つの要素は『ガイド RNA (リボ核酸)』と呼ばれるもので、切断すべき遺伝子を見つけて、キャス 9 に知らせる役割をもつ」(Specter 2016: 42) .

については、1年というのが一般的である。なお、妊娠のために医学的な介入が必要な場合は期間を問わない。（日本産科婦人科学会）⁴⁴

不妊治療を受ける人は増加しており、体外受精の治療件数は、2002年の85,664件から2012年の326,426件となっている⁴⁵。

不妊治療は一般不妊治療⁴⁶（保険適用）と生殖補助医療（保険適用外）に大別される⁴⁷。現在は、自治体による体外受精や顕微授精などの治療費の一部が助成される制度があるが、条件や制限がある。

生殖補助医療は、人工授精、体外受精、代理懐胎があるが、代理懐胎は日本産科婦人科学会の会告により、その実施は認められていない。

人工授精は、精液を注入器を用いて直接子宮腔に注入し、妊娠を図る方法であり、精子提供者の種類によって、配偶者間人工授精（AIH）と非配偶者間人工授精（AID）に分類される⁴⁸。

体外受精は（広義）、体外受精・胚移植（IVF-ET）、凍結胚・融解移植、顕微授精（ICSI）、などに分類される⁴⁹。

代理懐胎は、サロゲイト・マザー（代理母）とホスト・マザー（借り腹）に分けられる⁵⁰。

⁴⁴ 日本産科婦人科学会ホームページ（2018年3月19日取得、http://www.jsog.or.jp/news/html/announce_20150902.html）。

⁴⁵ 内閣府ホームページ〈図表3-1-10-1 不妊治療の種類とその概要〉、（2018年4月7日取得、http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/special/future/sentaku/s3_1_10.html）。

⁴⁶ 「①排卵誘発剤などの薬物療法（排卵誘発剤2003年：推計226,400人）②卵管疎通障害に対する卵管通気法③精管機能障害に対する精管形成術」内閣府ホームページ〈図表3-1-10-1 不妊治療の種類とその概要〉、（2018年4月7日取得、http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/special/future/sentaku/s3_1_10.html）。

⁴⁷ 内閣府ホームページ、（2018年4月7日取得、http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/special/future/sentaku/s3_1_10.html）。

⁴⁸ 治療費（1回あたり平均額）は、1～3万円程度。内閣府ホームページ〈図表3-1-10-1 不妊治療の種類とその概要〉、（2018年4月7日取得、http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/special/future/sentaku/s3_1_10.html）。

⁴⁹ 体外受精・胚移植（IVF-ET）は、採卵により未受精卵を体外に取り出し、精子と共存させる（媒精）ことにより得られた受精卵を、数日培養後、子宮に移植する（胚移植）治療法。凍結胚・融解移植は、体外受精を行った際、得られた胚を凍らせてとっておき、その胚をとかして移植する手法。身体に負担のかかる採卵を避けながら、効率的に妊娠の機会を増やすことが可能。顕微授精（ICSI）は、体外受精では受精が起こらない男性不妊の治療のため、卵子の中に細い針を用いて、精子を1匹だけ人工的に入れる治療法。治療費（1回あたり平均額）は30万～40万円程度。内閣府ホームページ〈図表3-1-10-1 不妊治療の種類とその概要〉、（2018年4月7日取得、http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/special/future/sentaku/s3_1_10.html）。

⁵⁰ 代理母とは、妻が卵巣と子宮を摘出したこと等により、妻の卵子が使用できずかつ、妻が妊娠できない場合に、夫の精子を妻以外の子宮に医学的な方法で注入して、妊娠・出産してもらい、その子どもを依頼者夫婦の子どもとすること。借り腹とは、夫の精子と妻の卵子は使用できるが、子宮を摘出したこと等により、妻が妊娠できない場合に、夫の精子と妻の卵子を体外受精してできた受精卵を妻以外の女性の子宮に入れて、妊娠・出産してもらい、その子どもを依頼者夫婦の子どもとすること。治療費（1回あたり平均額）は、1000万円超、8000万円超のケースあり。内閣府ホームページ〈図表3-1-10-1 不妊治療の種類とその概要〉、（2018年4月7日取得、http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/special/future/sentaku/s3_1_10.html）。

また、実用化には至っていないが、人工子宮の研究も進んでいる。

2-2-2. 子どもの商品化？——精子バンク・デザイナーズベビー・3人の遺伝的親

現在では、インターネットで検索すれば、精子提供に関するさまざまな情報を手にすることが可能である。NPOなどのボランティアによる精子提供や、ドナーの詳細情報から選択するものまでさまざまである。これまで日本で行われてきたAIDは、匿名が原則であるが、子どもの出自を知る権利などの観点から、現在も議論されている。

また、アメリカでの不妊治療をコーディネートする企業もあり、ドナーの写真、身長、体重、髪の色、目の色、教育レベルなど多くの情報を得ることができる。実際にアメリカの精子バンクを利用して子どもを得たシングルマザーがテレビで紹介されたこともあり、自分の遺伝子と、好みのタイプの精子が持つ遺伝子という組み合わせの子どもを得ることが可能となっている。

精子バンクを利用した場合は、女性が選べる選択肢にはドナーの身長、体重、髪の色、教育レベルなどがあるが、その組み合わせにおいて限界がある。しかし、ゲノム編集を利用すれば、受精卵をゲノム編集し、子どもをデザインすることも可能になる。けれども、ゲノム編集された受精卵はそのカップルの子どもといえるのだろうか。

これまでのゲノム編集をしていない受精卵は、受精までの過程は異なっても、それぞれの遺伝子は選択できない⁵¹。そして、その選択できないことがもたらす納得（妥協）感によって、子どものさまざまな特徴や性質を受諾し、子どもがそのことで親に文句を言うことの理不尽さが理解されるが、親がデザインしたのであれば、それを子どもが受け入れなかった場合に、子どもが親に文句を言うことの正当性が生まれてしまう。多くの子どもは親の意思や意図によって生まれるが、子どもは親の所有物ではなく、子どもをデザインすることは子どもをモノ化することにつながるのではないだろうか。そうしてデザインされて生まれる子どもは自分をどう思うだろうか。

これまでの生殖補助医療においては、AIDの登場による生物学的父と育ての父、代理出産の登場による生物学的母と産みの母、育ての母のように、複数の親が生まれることになったが、産まれてくる子どもの遺伝子は、一人の男性の精子と一人の女性の卵子からなり、遺伝上の親はその二人となる。

ところが、2016年にメキシコで、3人の親のDNAを持つ子どもが誕生した⁵²。これまで子どもの遺伝子自体は、父母それぞれ一人ずつからであったが、遺伝上の親が二人ではなくなるケースが登場した。このように、病気の治療目的と理由ということで正当化されてしま

⁵¹ 性別を決定するX染色体をもつ精子とY染色体をもつ精子の選別による、性別の選択を除く。

⁵² 母親の卵子におけるミトコンドリアの変異により、流産を繰り返したり、子どもが生れても早期に死亡してしまったため、母親の卵子の核をドナー女性の卵子の核を取り除いたところに移植して、父親の精子と体外受精し母親の体内に戻した。生まれた子が男の子であったため、そのミトコンドリアがその男の子の子どもに遺伝することはない（ミトコンドリアは母親からしか遺伝しないため）。『AERA』2016.10.10 No.44: 71 朝日新聞社)

うのであれば、今後は3人を超える親の遺伝子を持つ子どもが生まれる可能性もある。

2-2-3. 人工子宮がもたらすもの

これまで、一般的な男女間において絶対に超えることができないものとして、妊娠と出産があった。特に母子関係においては、子どもは遺伝的つながりを持った母親からしか生まれてこなかったが、生殖補助医療によってその自明性さえなくなった。さらに、人工子宮が実用化されれば、もはや人は人から生まれることさえなくなるのである。また、人工子宮の実用化は、代理懐胎による他者の身体への侵襲性が解消される一方で、もはや治療ではなく、挙児の方法の選択肢となることも考えられ、社会を激変させることが予想される。もちろん、数年の間に起こることではないと思われるが、生殖補助医療の進展がもたらした、妊娠・出産の多様化に法律が追いついていない現状をみれば、それを踏まえた議論は始めるべきであることがわかる。

海野信也によれば、「人工子宮—人口胎盤」に関する研究は、最初の取組みから約60年が経過しており、海野らのグループが「ヤギ胎仔を対象としてA-V ECMO⁵³を用いた長時間子宮外保育実験を行い、現時点でも最長保育期間である3週間の子宮外保育を1993年に報告している」（海野 2017: 1235）という。

しかし、その記録も他の研究者により、近く更新されることになるという。さらに、海野によれば、「現在、人工子宮—人口胎盤の開発は非常に急速に展開しており、研究者によっては5年以内の前臨床段階への移行を预言するものもある」（海野 2017: 1239）という。

人工子宮の実用化は、段階的に進められることが予測される。現在行われている人工子宮による羊の研究も、早産による羊を発育させるというものである。したがって、受精卵の状態からの人工子宮による発育には、さらに時間がかかると思われる。

しかし、妊娠期間が短縮されるというだけでも、それがもたらす効用は大きい。それは、早産による死亡を減らすことに期待できるからである。

このように、生物科学分野における生殖補助医療とは、これまで自分たちの遺伝子を引き継ぐ子ども、すなわち、血のつながった子どもを持つことが叶わなかった人々への支援的な面として捉えることができる。しかし、科学技術の進展は、子どもを持つことを可能にただけでなく、子どもを選ぶ（デザインする）ことをも可能にしてしまう。血縁意識を反映した遺伝的なつながりのある子どもを持つための技術の進展が、遺伝子を編集することや人工子宮をもたらし、その実用化は利点だけではなく、多くの社会問題をもたらしののではないだろうか。

そこで次節では、人文科学分野において血縁がどのように捉えられているかを検討する。

⁵³ A-V（ルート）は、動脈脱血—静脈送血。ECMOは、人口肺とポンプを用いた体外循環回路による治療。

2-3. 人文科学分野における血縁

これまで、血縁意識に焦点を置いた研究はほとんどされてこなかった。先述のように、「家」制度が廃止されるまでの日本社会では、家督の継承が重要であり、そのためには非血縁者を養子にむかえることがごく当たり前に行われており、家族における血縁意識は問われることがなかったと思われる。また、「家」制度が廃止されてからは、家族における血縁はある意味当たり前のこととなり、疑問視されることがなかったのではないだろうか。各機関が行う全国調査などでも血縁意識を問うようなものはほとんどなく、家族における血縁が主題となることがなかったことがうかがえる。

しかし、ステップファミリーの増加や生殖補助医療技術の進展などにより、家族が多様化し、親子関係における血縁は当たり前のものではなくなりつつある。また、DNA 研究の進展により、民間企業による 2~3 万円で行える遺伝子検査も登場し、人びとの関心も高まっている。2003 年に厚生労働省が行った「生殖補助医療技術についての意識調査 2003」で、一つだけ親子関係における血縁意識を問うた設問があり、その結果、およそ半数が「血は水より濃し（親子関係は血のつながりが大切）」と回答しており⁵⁴、一般的な血縁意識は高そうに見える。けれども、それ以外の血縁にかかわる調査はなく、血縁意識が家族関係にどのような影響を及ぼしているかはわからない。

ただし、大学生の生殖補助医療に関する意識や、出生前診断に関する意識および知識に関する研究はいくつかあり、血縁意識に関する記述が見られる。

以上のような背景もあり、最近になっていくつかの研究において「血縁」という言葉が使われるようになってきた。しかし、多くの研究が血縁（意識）という観点から家族を検討するというものではなく、これまでの血縁家族のような「血縁」にとらわれない家族的実践を検討するというものである。

そこで、本節では、まず大学生の生殖補助医療に関する意識や、出生前診断に関する意識および知識に関する研究から血縁がどのように捉えられているかを検討する。次に「血縁」を超える家族というアプローチを概観する。そして、子どもの養育において非血縁者が関与する里親、特別養子縁組、ステップファミリー、生殖補助医療⁵⁵、児童養護施設で「血縁」がどのように位置づけられているかを見てみる。

2-3-1. 大学生の意識と知識

本稿 6 章においても大学生の血縁意識や家族観についての検討を行うが、ここでは本稿と関連する研究を概観する。

⁵⁴ A「血は水より濃し（親子関係は血のつながりが大切）」、B「産みの親より育ての親」の設問に対して、「Aに近い」19.7%（300人）、「どちらかといえばAに近い」30.3%（461人）、「どちらかといえばBに近い」34.4%（523人）、「Bに近い」15.6%（237人）。調査票のみ群と、生殖補助医療技術について理解を深めるために作成したリーフレットを配布した群があるが、上記は調査票のみ群の数値である。リーフレット群では、「Aに近い」が上記結果より6%ほど少なくなり、その分が「どちらかといえばAに近い」と「どちらかといえばBに近い」に分散される。

⁵⁵ 生殖補助医療では「非血縁者」が関与しないケースもある。（配偶者間人工授精など）

(1) 育児観と生殖補助医療に関する意識

天富美禰子が大阪教育大学学生に行った調査では、子どもを生き育てる意味について、「自分の命の継承」(男 32%, 女 30.4%) という血縁意識の強い回答や「家の存続のため」(男 11.8%, 女 4.8%) のように、「家」制度を彷彿させる回答が見られた(天富 2003: 6)。

生殖補助医療における代理母については、サロゲイト・マザーの利用についての結果から、女子学生が自分からの遺伝伝播を重視し、血縁関係にある子どもを望んでいるという(天富 2003: 7)。

そして、多くの学生が家庭における子どもの存在を重視しているが、生命の誕生は自然のものと受けとめており、不妊の場合にも生殖補助医療技術を利用しないと回答した人が約半数いるという(天富 2003: 13)。

(2) 出生前診断に関する意識と知識

廣井真美・太田俊・甲斐寿美子が看護短期大学学生に行った調査では、出生前診断について 76.4% (84 名) が「賛成」と回答しており、選択的中絶に対しては、66.4% (73 名) が「賛成」と回答していた(廣井・太田・甲斐 2008: 14)。そして、出生前診断に「賛成」と回答した理由に「障害のある子どもを産まないため」(6 名: 約 1 割) というものが見られ、「反対」と回答した理由に「障害の有無により生命を選択するのは問題があるため」(10 名: 4 割強) というものが見られた(廣井・太田・甲斐 2008: 14)。

さらに、選択的中絶に「賛成」と回答した理由として、「障害をもつ子どもが産まれると親が苦勞するから」「子どもがかわいそう」などの意見があったという(廣井・太田・甲斐 2008: 15)。

東村知子が短期大学学生に行った調査では、出生前診断に賛成すると回答した 30 名のうち 12 名が「心の準備」と理由付けしたことについて、実際には異常が見つかった場合に約 9 割のケースで中絶が選ばれているという事実と整合しないことを指摘している(東村 2015: 106)。

村上(横内)理絵・吉利宗久が大学生に行った調査では、出生前診断に対する意識として、「積極的実施」については、半数が「どちらともいえない」と回答しており、その理由として、出生前診断に関する基礎的知識を持っていないために、「賛成」あるいは「反対」のどちらかを選択できなかった可能性について述べている(村上(横内)・吉利 2015: 153)。

そして、出生前診断における「心の準備」について、以下のように述べている。

「心の準備」は出産を前提にするものでありながら、中絶率約 9 割という数字が端的にその前提自体大きく揺れ動かしているという現実を示しているにも関わらず、多くの回答者が「心の準備」を賛成の理由として挙げたのである。調査の対象者である学生にとって出産を身近に感じることは難しく、この点についてイメージしにくかった

ことが考えられるが、出生前診断を受け障害があると診断された場合、果たして「準備期間があつてよかった」と思うのか、「不安ばかりが増大し中絶につながる」ことにはならないのか、慎重に検討する必要があると思われた。(村上(横内)・吉利 2015: 154)

村上理絵・吉利宗久・仲矢明孝が大学生に行った調査では、出生前診断に基づいて人工的中絶を行うことに対して、「どちらともいえない」と回答した人が最も多く 86 名 (50.6%)、「反対」が 72 名 (42.4%)、「賛成」が 12 名 (7.1%) であり、「反対」の理由として、「障害者を差別することになるから」と回答した人が 20 名 (37.7%) あった(村上・吉利・仲矢 2017: 195)。

また、村上ら(村上(横内)・吉利 2015)の調査と同様に出生前診断に関する基礎的知識を持っていないために、「賛成」あるいは「反対」のどちらかを選択できなかった可能性が示された(村上・吉利・仲矢 2017: 199)。

そして、出生前診断に関する教育の必要性について、以下のように述べている。

まずは出生前診断を受けるかどうかということについて自己決定できるかどうか重要な問題となる。「どちらともいえない」と回答した対象者らが、知識不足のためにこのように回答したのであれば、教育機会を設けることによって、正しい知識に基づいた選択を促すことができるのではないかと期待される。(村上・吉利・仲矢 2017: 200)。

以上のように、家族形成にかかわる生殖補助医療や出生前診断などについての学生の意識についてはいくつかの研究が見られ、教育機会の必要性についての指摘も見られる。しかし、家族にかかわる血縁(意識)についての学生に対する研究は見当たらない。

本稿 6 章において、家族と血縁について筆者が学生に行った調査を検討するが、ここで、上記で述べた人工妊娠中絶と出生前診断について触れておく。

2-3-2. 人工妊娠中絶と出生前診断

(1) 産むか産まないか——計画していない、望まない妊娠

水谷徹・今野義孝・星野常夫は、以下のように述べている。

「産む／産まない」は女性の権利、という形で、人工妊娠中絶の自由化は、長年のウーマンリブ運動のなかで、妊娠・出産に関する女性の自己決定権の問題として勝ち取られてきた。この流れの中にあつて、産む側の女性の自己決定権と、生まれる側の胎児の生存権がぶつかり合うことになり、両者をどう調和させるのかが問題の焦点となる。

(水谷・今野・星野 2000: 30)

人工妊娠中絶の問題は、上記のように、「女性の自己決定権」と「胎児の生存権」という、

トレードオフの関係にあるため、結論を出すことが難しい。けれども、この問題への対処は、計画していない、望まない妊娠を回避することにより、数を減らすことは可能である。

計画していない、望まない妊娠の一つとして、「いきなり妊娠」があげられる。一般社団法人日本家族計画協会理事長の北村邦夫によれば、「平成 26 年度衛生行政報告例」（母体保護関係）の人工妊娠中絶において、40～44 歳では 81 件、45～49 歳は 44 件増加というように、産み終え世代での中絶数の増加が問題視され、それは、性交回数減少が避妊に対する意識を低下させ、「いきなり妊娠」を招いているともいえる、という（一般社団法人日本家族計画協会 2016）。

また、後述するように、20 歳未満の中絶割合の高さに見られるように、10 代の人工妊娠中絶への認識の低さが目立つ。

（2）人工妊娠中絶の現状

北村は、厚生労働省「平成 26 年度衛生行政報告例」（母体保護関係）で、同年度の人工妊娠中絶実施件数が 181,905 件で、1949 年以降最低を記録したことをうけ、1954 年に創立した本会が「Every child a wanted child」（生まれてくる子はみな待ち望んで生まれてくる子であってほしい）をスローガンとして戦ってきたことを顧みると、まさに隔世の感がある、と述べている（一般社団法人日本家族計画協会 2016）。

同協会によれば、1949 年には 246,104 件であった人工妊娠中絶件数が、1955 年には 1,170,143 件と報告史上最多を記録している（一般社団法人日本家族計画協会 2016）。100 万件を超えていたのは 1953 年から 1961 年であり、以降漸減し、2014 年度には上述のように 181,905 件となっている（一般社団法人日本家族計画協会 2016）。

北村は、1966 年（丙午）の出生数の落ち込みについて、出生と中絶のデータを比較し、この出生率の極端な低下が妊娠の回避ではなく、中絶によってコントロールされていたことを指摘している（一般社団法人日本家族計画協会 2016）。

北村によれば、ここ数年間における中絶数の減少は顕著であり、2014 年度は、前年比総数が 4,348 件、20 歳未満でも 1,505 件の減となっている（一般社団法人日本家族計画協会 2016）。しかし、妊娠総数からみた年代別の中絶割合において、20 歳未満と 45～49 歳が 50%を超えており、対象者を絞った避妊指導の重要性を指摘している（一般社団法人日本家族計画協会 2016）。

また、人工妊娠中絶の是非に関する議論においては、先述の、女性の自己決定権と胎児の生存権の問題となり、誰もが納得のいくような見解を得ることは難しい。水谷・今野・星野は、以下のように述べている。

胎児もすでに人であるとするならば、母親の自己決定権と、胎児の生存権の衝突にどう折り合いをつけるのかは容易に答えは出せない。もし胎児の生存権を重視するのであれば、これまで理論としてはひとまず確立したようにみえる母親の自己決定権を主

張する論は、胎児を母親の附属物あるいは従属物とみなし、母親の可処分の対象であるとする考え方に立っている。そしてこの考えは、母親が自分のこどもを多少とも自身の延長ないしは分身のように意識する、かなり広く存在していそうな感覚と、そして胎児が出生した後の養育責任が全面的に親にかかるという現実の社会体制と、密接に関連しているのではないだろうか。（水谷・今野・星野 2000: 31）

そして近年、出生前診断における人工妊娠中絶の選択が新たな問題となっている。

(3) 出生前診断

水谷らは、出生前診断の目的は、およそ以下の3点に要約されるという。

- ① 胎児治療のための情報採取。出生前診断の本来の目的だが、実際に胎児治療が行える疾患は、現状では副腎性器症候群⁵⁶、胎児不整脈など、ごく少数に限られている。
- ② 胎児の状態に適した分娩方法を選択したり、出生後のケアの準備をする。先天性代謝異常を検出して、出生後の治療食による障害発生予防の準備をするのはこのケースである。しかしこれは出生後の新生児マス・スクリーニングでも可能であり、必ずしも出生前に検出する必要性はない。
- ③ 妊娠を継続するか否かを判断する。実際には、これが主目的になっていることが問題である。（水谷・今野・星野 2000: 26）

ここでは、「妊娠を継続するか否かを判断する」ことが主目的となっていることの問題が指摘されている。

出生前診断の方法は、絨毛検査⁵⁷、胎児採血、羊水検査⁵⁸などがあるが、それぞれにリスクがあり、気軽に受けられるものではなかったが、母体からの採血だけで済む母体血清マーカー⁵⁹の登場、そして、母体血清マーカーより精度の高いNIPTの登場により、その受診者は、検査開始から3年間で3万人⁶⁰を超えている。そして、先述のように異常が確定した人の94%が人工妊娠中絶を選択している。水谷らによれば、欧米諸国では、「障害胎児の人工妊

⁵⁶ 副腎性器症候群は原発性無月経の約2%を占めるとされ、副腎皮質由来の性ステロイドの分泌過剰によって、性器の形態や性功能などに異常をきたす症候群である。男性化と女性化に分けられるが、大部分が前者で女性仮性半陰陽の代表疾患である。（檜原久司，2010，「内分泌疾患」『日産婦誌』62(1): 4.）

⁵⁷ 絨毛細胞を採取し、その解析から染色体異常または遺伝子異常を診断することが目的であり、適応は羊水穿刺による胎児細胞採取と同じである。（名取・鈴森 2010）

⁵⁸ 一般的には胎児細胞の採取を目的とする羊水穿刺は、妊娠の16～18週に行われる。細胞の培養に要する羊水量は通常15ml前後であり、胎児の染色体異常または遺伝子異常の診断を目的とする羊水穿刺の時期は、羊水量、羊水中の細胞数、安全性、細胞培養期間、異常が検出された時の対処（両親の染色体検査、カウンセリングなど）を考慮して決定される。（名取・鈴森 2010）

⁵⁹ 母体血清中のマーカー物質を計測して胎児の21トリソミー、18トリソミー、神経管欠損（開放性）などの疾患の罹患確立を算出する方法。（名取・鈴森 2010）

⁶⁰ 『日本経済新聞』電子版 2016.7.19.（2018年3月19日取得、https://www.nikkei.com/article/DGXLASDG19H7D_Z10C16A7000000/）。

娠中絶は妊娠時期のいつでも可能になって」(水谷・今野・星野 2000: 26) いるという。

水谷らは、「胎児の診断情報が障害児の生命を奪うのは、選択的人工妊娠中絶だけではない……選択的人工妊娠中絶が何らかの理由で行えない場合には、次の手段として選択的治療停止が行われる可能性が大きい」(水谷・今野・星野 2000: 28) ことを指摘している。

(4) 優生思想

出生前診断に対する批判は、しばしば優生思想に関連づけて述べられる。

田間は、1972年の優生保護法における政府の「経済的理由」の削除と、いわゆる「胎児条項」の付加の法案化への流れについて、ここでは胎児の生命が、『重篤な障害』のない胎児の生命（それはすでに生まれている子どもたちの生命と等しく大切にされねばならないものと位置づけられている）と、『重篤な障害』のある胎児（それは、子どもたちの生命との等しい価値を否定され『軽視』されている）」(田間 2001: 129-30) に分断されていると指摘している。

障がい者に対する差別について、要田洋江は、「日本社会での差別のしくみは、日常生活で広く用いられている『世間』という枠組みが深く関与して」(要田 1999: 306) おり、『血＝遺伝』説（優生思想）、『女＝母親の責任』説（家父長制）を『常識』（背景的知識）としても『世間』の枠組みを人々が用いることによって、差別が生み出されている」(要田 1999: 306) と述べている。

このような社会を背景とした、障がい者と母親の対立について、要田は、以下のように述べている。

母親自身が社会に流通する障害者を否定する優生思想を内面化しているとき、母親は障害児を否定する、あるいは劣ったものとして受け入れる。これはまた、障害児を否定する価値観すなわち〈健全者の論理〉による障害児の子育てを促すことになり、障害児自身に肯定的アイデンティティを育てない。その結果、多くの障害者は生きるために母親に依存せざるをえず、ある場合は従属的な立場ゆえの欲求不満は母親にぶつけられることになる。またある場合は、苦勞する母親に同情するあまり、障害をもつわが生命を抹殺する価値観を受容する——自分を生きるに値しない存在とみなす——という否定的アイデンティティをもつ。一方、自立を求める障害者にとっては、それゆえ自身の内面に心理的葛藤を及ぼし、さらに障害者が自立しようとするときには、障害者をひとりの人間として受け入れない否定的障害者観を内面化している母親への否定へと向かわざるをえない。(要田 1999: 307)

優生思想は、国家が持つことは問題であるが、個人の思想としては制限することはできない。もちろん、個人の思想としてもない方がよいが。ただ、出生前診断の陽性判定における人工妊娠中絶は、自分が育てられるかどうか、という観点からのものであり、それを優生思

想に関連づけて議論することには問題があると思われる。子どもを持ちたいと思う人たちに、自分の子どもに障がいがあることを望む人はおそらくいないだろう。けれども、障がいがあったとしても受け入れるという人もいる。だからといって、すべての人に障がいがある子どもを育てるべきだ、ということもできない。

要田は、「多くの親たちは、現在の社会的処遇の現実から、自分たちの死後の子どもたちの行く末を心配する」（要田 1999: 151）と述べている。自分たちでケアをすることができなくなった後に、子どもがどうなるかを心配しない親はほぼいないだろう。

また、性別役割分業を背景とした「家族自助原則」を旨とする日本の社会政策下における問題として、要田は、「日本の障害者問題は、障害者本人だけの問題ではなく、障害者本人と障害者の母親の問題として強く現れる」（要田 1999: 187）と指摘している。

そして、要田は、以下のように述べている。

現在の社会福祉システム下で障害者が唯一頼れる——依存せざるを得ない——場は「家族」でしかないが、障害者を抱える家族にとって扶養は一生続くのであり、その重荷は大きい。したがって、現在までの障害者福祉政策の一定の進展は、親の声を反映して、例えば、心身障害者を収容する巨大コロニーが建設されたように、その家族の負担を軽減するものとして捉えられてきている。つまり、介護を負担する側への理解はわずかながら進んでも、障害者本人の市民的権利（自立）を認められるのではなく、当然のことながら当事者の「生き方の質」についての配慮はほとんどされていない。（要田 1999: 187）

要田の指摘からはかなり時間が経過しており、「障がい者の自立」については、ダイバーシティの観点から変化し始めてはいるが、まだまだその途上にある。また、「女性のみが子育てや世話をすることが当たり前となっている社会——『家父長制』による社会——では、障害児・者の存在への世話を含むすべての責任が母親に向けられ……女性がその負担の重さに耐えられないと感じるとき、女性の『自己決定権』という名のもとに容易に障害者否定という選択肢が選りとられることになる」（要田 1999: 308）という。

現在行われている NIPT は、ダウン症などのトリソミーの診断であるが、ダウン症も症状は人によってさまざまである。また、障がい全般で見れば、重度から軽度まで一人ひとりみな違う。重度の障がいは、その人の一生において介護が必要となる。それを引受けるかどうかは、当事者が決めることであり、他者が強制すべきものではない。実際、出生前診断の現場においても、迷う人が多く何が正しい判断なのかかわからず悩む人が多い。医師も本人が決めた判断が正しい判断であると助言することが多いように、できる限りの情報と、パートナーおよび自身の状況を踏まえて自己決定するしかないのであり、その決定は尊重されるべきである。

水谷らは、以下のように述べている。

追い込まれた立場の親にとって切実な関心事は、むしろ生まれた障害児の養育に対して周囲からどのようなサポートを受けられるかということではないか。もし何のサポートも期待できず、それどころか敢えて障害児を産んだことへの冷たい視線を浴びる中で、全ての苦勞を背負って行くことを覚悟せざるを得ないならば、産む産まないのどちらに傾くかは想像に難くない。(水谷・今野・星野 2000: 35)

何より重要なのは、どのような選択をしてもそれを支える社会体制があることであり、その子どもも親も、自分の望む人生を選択できる環境を整備することである。

また、近年出生前診断におけるダウン症の陽性判定を受けての中絶に対し、ダウン症の子どもを持つ母親たちによる反対運動が見られるが、これは場合によってはダウン症以外の障がいに対する差別につながれてしまう可能性があるため、慎重な議論が求められる。ダウン症は合併症をとまなうことがあるため、ダウン症だけを議論の対象とすることには問題がある。そもそも障がいはスペクトラムであり、その線引きは必然として恣意的となる。

したがって、障がいの種類による議論ではなく、どのような障がいでも社会的に万全のサポートを受けられるような体制を整えることを前提とした議論にするべきだと考える。

ただし、水谷らが指摘しているように、「社会が負担する医療費や教育費、社会保障費などの社会経済的な観点から、障害児の発生をできるだけ抑え込もうとする国家レベルの施策として、出生前診断が奨励される可能性は常に存在する」(水谷・今野・星野 2000: 26) ことには注意する必要がある。

2-3-3. 非血縁者が関与する子どもの養育

(1) 家族を超える実践

近年、これまでの家族のような血縁や制度にこだわらないという意味で、家族のオルタナティブや家族を超える実践というアプローチがいくつか見られる。

たとえば、久保田裕之は、シェアハウスに着目し、インタビュー調査を通して、若者の自立／自律と共同性について、血縁や性愛、ケアの必要性が基礎となる家族と比較して考察している(久保田 2009a)。久保田は、シェアハウスのメリットとして、経済的な効率性をあげている(久保田 2009a: 113)。確かに若者が一人暮らしをすることと比較した場合には、複数人で住むことによる経済的効率を得ることはメリットであるといえるだろう。

そして、経済的な要因以外のメリットとして、あるインフォーマントとの発言から以下のように述べている。

他人との生活は、他人を知り、自分を知ることを通じて、自分の家族のなかでは常識として体にしみこんだ、いわば「家族文化」を相対化することを通じて、相手との「距離感」の調節の仕方や、他人の「尊重」の仕方を学ぶきっかけになりうることを示して

いる。(久保田 2009a: 117)

確かに、以上のような状況が生まれる可能性はあるだろう。しかし、このような状況が生まれるかどうかは、一緒に生活する人の意識への依存度が高い。若者がシェアを求める理由はさまざまであり、経済的なメリットだけが理由である場合は、他者への配慮がおろそかになることも考えられる。それについて久保田は、「他人との暮らしがあまりにも面倒でコストのかかるものならば、そのメリットも相殺されてしまう」(久保田 2009a: 118) と述べている。そして、その解決のために、「家族規範を前提としないシェアでは、事前に取り決めたルールによって画一的に問題解決を図るのではなく、シェアメイトを選び、話し合い、妥協し、諦めるプロセスを通じて、事後的・場当たりのコミュニケーションのなかで問題解決が模索されている」(久保田 2009a: 120) という。

しかしながら、シェアメイト選びは結婚におけるパートナー選びに通じ、話し合い、妥協し、諦めるプロセスは、家族の中でも行われていることである。

そして、久保田はシェアについて以下のように述べている。

血縁や性愛、ケアの必要性が基礎となる家族の場合と異なり、シェアは共同で住むのにふさわしい人を共同居住者として選ぶことができる利点がある。それゆえ逆説的だが、共に住むうえでうまくいかなければ解消・退出できるのも、シェアのもつ最大にして最後のメリットであるといえるだろう。引っ越しの手間や費用を除けば、共に住むために選んだ相手が共に住むのに適していないとわかれば、無理をして同居を続ける理由はないのだ。(久保田 2009a: 121)

ここでいう「ふさわしい共同居住者」は、やはり結婚におけるパートナー選びに通じ、その「解消」は離婚に通じる。ただ、シェアの解消と離婚はそのプロセスにおける困難さに大きな差がある。しかし、問題はそこではない。シェアは、久保田がいうように「血縁や性愛、ケアの必要性が基礎となる家族」ではないからこそ成立しうるものであり、それゆえ、それらを抱えていない単身者への選択肢となっているのである。しかし、家族の重要な機能の一つとされる「ケア」を排除してシェアと家族とを比較することには限界があると思われる。

さらに、久保田は次のように述べている。

そもそもなぜ、血縁・性愛関係にある家族や恋人と暮らすことをシェアとは呼べないのだろうか。逆に、なぜ家族や恋人とならば、他人とのあいだでは不可避な対立が生じない、生じても乗り越えられると信じられているのだろうか。家族もまた他人であることを考えれば、居住における生活の共同という観点から見たとき、家族はシェアの特殊な一形態にすぎないことになる。(久保田 2009a: 121-2)

ここに久保田と筆者の家族の捉え方の違いが明らかにあらわれている。「家族もまた他人である」と久保田は捉えており、夫婦や恋人同士は確かに他人である。けれども、そこにケアが必要な高齢の親や、親からのケアを必要とする子どもが関与した場合、そこにおける親子関係⁶¹やきょうだい関係は他人ではない、と筆者は考える。それは、血縁関係という実質的なつながりあるということだけでなく、その血縁関係がもたらす意識や規範の効果がきわめて大きいことにある。

そして、久保田は「家族というシェア」の持つ特徴について以下のように述べている。

第一に、シェアが一般的に共同居住にふさわしい相手をシェアメイトとして選ぶのに対して、「家族というシェア」は制度化された異性愛主義を前提としている。すなわち、家族においては性愛で結ばれた一对の男女の婚姻と、夫婦の生物学的な子どもの誕生が想定され、このような異性愛主義的家族によって共同居住が営まれるのが普通である。第二に、家族に期待されているケア役割も、「家族というシェア」の特徴だろう。シェアでは原則的に対等な個人の関係が想定されているが、「家族というシェア」においては、独りでは生きていけない子どもの面倒をみたり、その子どもをケアするゆえに経済的に自立できない専業主婦を扶養したり、高齢者・障害者・病者を一時的ないし長期にわたってケアをすることが、法的・制度的にも、道徳的にも要請される。第三に、これまでの家族研究では注目されてこなかった点だが、核家族を典型とする「家族というシェア」には、協働のための大人の成員が二人しか想定されていないという特徴がある。(久保田 2009a: 122)

ここで第一の特徴として、「子どもの誕生」が想定されていること、第二の特徴として、その子どもと「その子どもをケアするゆえに経済的に自立できない専業主婦を扶養」すること、「高齢者・障害者・病者」をケアすることが要請されること、そして、第三に「協働のための大人の成員が二人しか想定されていない」ことが指摘されている。

しかし、第一の「子どもの誕生」と第二の「ケアの要請」についてシェアと比較することなく、第三の「協働の成員が二人という想定」を中心に、「家族というシェア」について検討を進める。

久保田は、「家族と住むか他人と住むかにかかわらず、居住生活の共同において協働の成員が二人しかいない場合のシェアの特殊性を、『二人性』(twoness)」(久保田 2009a: 122)と呼び、この「二人性」という観点から議論を進める。しかし、ここでは、『家族というシェア』における子どもや高齢者は、本章で見てきたシェアにおける対等性と同じ意味で、居住関連費用を均等に負担したり、家事を分担したり、共同の意思決定に関わったりするわけではない……少なくとも子どもや高齢者が完全な成員資格 (full-membership) を持つのは

⁶¹ 議論の混乱を避けるために、ここでは特別養子縁組やステップファミリー、そして義理親子関係のように、血縁関係のない親子、きょうだいは含まない。

困難であり」(久保田 2009a: 123) といい、ケアについては大規模なシェアやコレクティブハウスでしか想定されていない。

そして、二人性の問題について、一つ目に「非効率性と脆弱性」として、四人で住む場合と二人で住む場合での家賃や光熱費の分担、家事の分担で割高になること、居住者の一人が失業や病気によって一時的に経済的・実地的な負担を担えなくなった場合のリスクについて述べている(久保田 2009a: 123-4)。さらに、「この非効率性と脆弱性は、『家族というシェア』が子どもやケアの役割という重い負担を担う点を考慮するならばいっそう致命的である」(久保田 2009a: 124) といい、「『家族というシェア』は……実際には、政府・企業からの手厚い福祉や育児支援・介護支援なしでは立ち行かない」(久保田 2009a: 124) という。

けれども、ケアが介入した場合には、久保田が触れている大規模なシェアやコレクティブハウスでのみ可能であり、中小規模のシェアでは、成員の共同居住へのスタンスや社会的属性、労働形態などに左右されることと、日本の住宅構造の問題があるために難しいと思われる。

橘木俊詔は、コレクティブハウスについて以下のように述べている。

このような共同住宅において福祉の役割を期待するのは一つの方策として期待できるが、友人・知人であっても人間なので時間が経過すれば、感情のもつれや、生き方や生活スタイルの違いから生じるいさかひの発生することはありうる。家族同士であればある程度のわがままも容認されようが、他人の間であれば我慢にも限界があつて、共同生活から離脱する人も出てくるかもしれない。共同居住で福祉の役割を期待するのは一長一短がある。(橘木 2011: 205)

久保田は、二人性の二つ目の問題として、「家事の非匿名性と互酬性の厳格さ」をあげており、「三人以上のシェアにおける家事の抽象性・匿名性は、個別の家事における期待と分担の避けがたい不均衡を、『だれか』『みんな』といった、いわば小規模な『一般化された互酬性』(Putnam 2002=2006)⁶²のなかに溶かすことを可能にしているのである」(久保田 2009a: 125-6) という。

しかし、居住者の流動性を鑑みたとき、上記のような互酬性がそこまで期待できるのだろうか。

そして、最後の問題として、二人のシェアにおける「合議体としての機能不全」をあげ、以下のように述べている。

シェアでは血縁や性愛に基づく役割や期待が存在しない以上、居住における利害の

⁶² Putnam, Robert D., 2000, *Bowling Alone: The Collapse and Revival of American Community*, New York: Simon & Schuster. (=2006, 芝内康文訳、『孤独なボウリング——米国コミュニティの方崩壊と再生』柏書房.)

調停と問題の解決は、原則として議論や多数決によるほかはない。ところが意見が折り合わない場合、二人のシェアではどちらも過半数の票をもたないため、譲歩か妥協が引き出されない限りは表決不一致となってしまう、判断を下すことができない。(久保田 2009a: 126-7)

そして、4人のインフォーマントの語りから、「このように、構成員がたった二人であることは、ときに利害の調整や問題解決を困難にするばかりでなく、そもそも対立を顕在化させること、関わりをもつことを抑制してしまうことがわかる」(久保田 2009a: 127)という。

けれども、ここでは、三人以上がもたらす同調圧力やマイノリティ対マジョリティ構造、そして、その結果としてマイノリティの排除が生まれる可能性については触れていない。

ただし、久保田は、「もちろん、家族という多面的・多層的な現実を、居住生活の共同という側面からだけで論じるのは、あまりに一面的である」(久保田 2009a: 131)といい、以下のように結んでいる。

何よりも家族には、子どもや高齢者といった他人に依存しなければ生きていけない人びとのケアという、社会にとって不可欠な役割が担わされている。このことだけを見ても、健康で独立した、対等な成人同士のシェアと家族とを単純に同列に論じることはできない。しかし、家族がケアを担うことと、家族でなければケアを担わなくても済むことは、同じことの裏表にすぎない。シェアハウジングの実践に見てきたように、自立／自律とは他人に一切頼らず生きていくことではなく、他人に頼ることを学び、他人と助け合うことを学ぶことで初めて可能になるものであった。ケアを社会的にどのように分担するかを考えるうえでも、他人と出会い、共同性を学び創造する場としてのシェアハウジングを、どのように活用していくかを考えていくべきだろう。(久保田 2009a: 131)

久保田は、「ケア」だけを見てもシェアと家族を単純に同列に論じることはできないと述べているが、まさにこのことが、筆者がシェアと家族を比較することがきわめて難しいと考えるところである。確かにケアを担うのは家族だけである必要はなく、関わる人が多いほうがよいという議論もあり、筆者もそう考えている。しかし、子どものケアは、子どもの年齢によるケアの種類の違いや養育における責任の問題がある。だからこそ、その責任を負うことにコミットすることが要求されるのであり、それが血縁や法制度により求められる機能なのである。ちょっとした世話や手伝いということでは、他者に期待することもできるが、子どもの養育という観点から見た場合、責任を負えない他者が介入できることは限られている。共同居住によるメリットの裏に、共同居住であるがゆえに期待や義務感という血縁家族に典型的な規範が生まれるかもしれないという、「木乃伊取りが木乃伊になる」可能性を孕んでいるのである。

このように、シェアによる「非血縁家族」を実験的試みであるかのように評価する研究もあるが、それらには親子間に必要になるケアに関する考察が不十分であり、蓄積された他の制度的な非血縁親子の研究水準に値する実態がないため⁶³、本稿の考察では扱わない。

重要なのは、子どもには長期的に関わる養育者が必要であるということである。一般的には、血縁関係にある親がそれを負っている。要するに、血縁があるということが、親に子どもを養育するという責任を負うことにコミットさせる効果を持つのである。もちろん、子どもの養育者は血縁関係にある人である必要はない。社会的養護にも見られるように、実親が養育できない場合には、児童養護施設、里親、養子縁組などにより、子どもの養育がなされる。そして、それらはすべて法制度のもとに実施されているものである。また、非血縁者が関与する子どもの養育ということでは、上記のものとは少し違うが、ステップファミリーも含まれる。以下、児童養護施設、里親、養子縁組、ステップファミリーについて検討する。

(2) 児童養護施設

①血縁者である実親とは暮らせない生活

子どもと親の血縁に基づく生活が分離されるケースとして、離婚と施設入所があげられる。離婚の場合は、親権者となる親とは一緒に生活するが、施設入所の場合は、実親との生活そのものから分離されることになる。

児童養護施設では、事情により実親と暮らせない子どもたちが、施設の職員と一緒に生活をしている。近年の児童の入所理由は虐待のよるものが多く、家庭復帰がなかなか進まないケースも多くある。きょうだいで同じ施設に入所するケースもあるが、きょうだいが同じユニットで生活するかはケースにより異なる。また、きょうだいでの入所は比率としては低めになるため、多くの児童は、血縁関係にある者とは一緒に生活しない。したがって、児童養護施設では、一般的な家庭のように独占できる親はおらず、気軽に話ができるきょうだいのような存在は、一部を除いていない。施設職員が親の代わりに児童を養育するが、職員が親と同じスタンスをとることは難しい。現在主流となっているユニットケアでは、通常6人までの児童に対して約3人の職員が交代で勤務しているが、当直においては一人勤務になることがほとんどであり、一般的な親のような対応はできない。職員の年齢もさまざまであるため、年齢が若い職員は、親というよりはお兄さんやお姉さんに近い存在となることもある。また、児童が職員に対してとるスタンスも多様であるため、臨機応変な対応が求められる。

児童養護施設では、児童相談所と協議しながら、親子の面会や家族の修復をすすめるが、家庭環境が複雑なケースも多く、対応が難しい。

たとえば、児童が入所中に親が再婚するケースでは、入所児童と継(養)親との関係構築が難しかったり、継(養)親と実親の間に新しい子どもができた場合の児童の立場など、児

⁶³ ただし、子どものケアをシェアすることを目的としたシングルマザー同士のシェアについては、検討の余地があるが、本稿の論点とは異なるため今回の考察からは除外する。

童が施設にいるために、通常のステップファミリー形成のように、事前に児童と実親と継（養）親がコミュニケーションをとる機会が十分に持てないことが多い。また、国際結婚のケースでは、離婚後に親権者である実親が国外に出なければならなくなることもあり、児童が施設に取り残されることもある。

児童養護施設では、一般的な家庭に近づけるためにユニット化が進められているが、児童は里親のような特定の養育者や特別養子縁組のような法的な親ではなく、流動性の高い職員のもとで養育される。

このように、児童養護施設では血縁とは切り離された子どもが、親の代替者としての職員と一緒にある種の疑似家族を営んでいるのである。

②実親を頼らずに生きていくには

現代社会において、高校卒業と同時に親を頼らずに生きていくことにはさまざまな困難がともなう。したがって、実親を頼れないことを補うための人的ネットワークが重要となる。

これまで、山田勝美（2008）による人的ネットワークの希薄さの指摘など、実親の代替となる人的ネットワークの重要性についての議論は多く存在するが、家庭復帰できない、すなわち親を頼ることができない児童養護施設退所者の人的ネットワーク形成における困難や、その要因に関する研究は管見の限り見当たらない。また、児童養護施設退所者の人的ネットワークにかかわる議論は、アフターケアとの関連で述べられることが多い。

斎藤嘉孝は、「アフターケアのすべては『いつでも連絡が取れる体制をつくること』から始まる……」（2008: 52）といい、施設退所者の所在がわからなくなるケースやアフターケアの実践が不十分であることを指摘している。一般的に子どもは何かあれば、まず親に相談することが多いと思われる。実親を頼れない施設退所者は、いつでも気軽に連絡を取れる人がいない可能性がある。

武藤素明は、近年行われたいくつかの社会的養護の下を築立った当事者の聞き取りや調査結果から、共通の課題として「孤立感」「人間関係を築く難しさ」などをあげており、「困難な状況に直面すればするほど人と人が繋がっていかなければならないのである」（武藤編 2012: 249-50）と指摘している。血縁的にみれば一番近い存在である実親を頼れないこともたらず困難がこのような形であらわれている。

伊部恭子は、退所後に家庭復帰した当事者への支援という観点から、「担当の職員がいなくても施設全体として受け入れられるような関係の形成と、施設だけではなく複数の社会資源（たとえばシェルターや当事者支援団体、福祉事務所等）を入所中から紹介しておくことも大切であろう」（伊部 2013: 18）と指摘している。これは、たとえ家庭復帰したとしても、施設がいつでも支援できる体制をとる必要があることを示唆している。また、社会関係について、「社会的養護出身であることをどのように周囲に伝えるかというカミングアウトの問題」⁶⁴（伊部 2015: 11）があることを指摘している。これは、後述する友人関係形成に

⁶⁴ 10代の社会的養護経験者。

かかわる問題の一つとなる。

伊藤嘉余子は、退所前からの課題や不安の一つとして「本人の対人コミュニケーションスキル」(伊藤 2013: 7) をあげている。対人コミュニケーションスキルの低さは、新規の人的ネットワーク形成を困難にする可能性がある。

有村大士・山本恒雄・永野咲ほか (2012: 1-3) による研究からは、退所後 3 年間のうちに、連絡が途絶える退所者が 3 割にも及ぶことが指摘されている。また、入所者全員に「退所後にアフターケアが受けられることの説明」をしていない施設が約 3 割、「退所者・当事者団体との交流」を実施していない施設が約 3 割あることが示されており、人的ネットワークとしての施設という機能の脆さをあらわしている。さらに、児童養護施設入所児童の高校中退率が社会全体の高校中退率の約 10 倍であることが示されている。児童養護施設入所児童は、高校を中退すると通常施設を退所しなければならず、施設との関係や高校の友人関係が途切れてしまう可能性もある。

櫻谷眞理子は、「担当職員との関係の継続が精神的安定につながっている」(櫻谷 2014: 145-6) といい、担当職員が重要な人的ネットワークとなっていることがうかがえる。

大村海太は、「児童養護施設退所者の自立に関する阻害要因」として、「インフォーマルなサポートが少ない」「施設出身であることにスティグマを感じる」「出身施設との関係が切れている」「退所者支援機関を知らない」「人を信じられない」などをあげている(大村 2014: 52)。「人を信じられない」というものは、一番近い存在である実親との信頼関係に困難があったことによるものかもしれない。

以上のように、血縁者である実親を頼れない退所者の、その代替としての人的ネットワーク形成にかかわる問題は多く指摘されており、これらの議論は本稿でも参考にしているが、その要因について論じていないという限界がある。

(3) 里親

①里親委託の推進

日本では里親による養育が進まない。1955 年には 8 千世帯ほどあった委託里親数もその後 3 千世帯ほどまで減少し、2016 年にはおよそ 4 千世帯と微増しているが⁶⁵、里親制度が浸透していない観がある。里親登録数は、ピークであった 1962 年の 19,275 世帯⁶⁶から一時は 7 千世帯ほどまで減少したが、2011 年に厚生労働省より社会的養護のもとで生活する子どもの措置について、これまで主流であった児童養護施設への措置から里親への措置を積極的に推進していくという指針が出されたことから、2016 年には 11,405 世帯⁶⁷まで増加

⁶⁵ 厚生労働省ホームページ, (2018 年 3 月 29 日取得, http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/syakaiteki_yougo/02.html).

⁶⁶ 武井 2000: 103

⁶⁷ 厚生労働省ホームページ, (2018 年 3 月 29 日取得, http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/syakaiteki_yougo/02.html).

した。そのうち委託を受けている里親は 4,038 世帯であり、委託児童の総数は 5,190 人である⁶⁸。里親委託の措置は、児童相談所が行っているが、児童相談所の職員が担当する児童数の増加と、被虐待児童や処遇困難児の増加の問題⁶⁹などからさらなる養育の専門性が要求され、里親と児童のマッチングが難しくなっている。里親登録数は増加したが、マッチングなどの問題もあり、2016 年度の調査では、里親制度の利用は 2 割に至っていない⁷⁰。

日本で里親委託が伸展しなかった理由として、三輪清子は、「里親委託の伸展を妨げてきた要因は、施設が里親委託に消極的であったこと、福祉司の役割過重や里親専任職員の不在、里親が養育上直面する課題などの要因により児童相談所が里親委託に消極的であったこと、など、児童福祉をめぐる制度的構造の問題」（三輪 2014: 146）である、と述べている。

現在里親制度は、養育里親、専門里親⁷¹、養子縁組を希望する里親、親族里親⁷²に分類されている⁷³。養育里親は、養子縁組を前提としていないが、養育の過程において養子縁組をすることはできる。

里親制度は、「要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）の養育を委託する制度」⁷⁴とされている。

しかし、2011 年度末における里親委託率は、12.0%⁷⁵と施設養護の方が圧倒的に多い。また、諸外国（オーストラリア 93.5%、香港 79.8%、アメリカ 77.0%、イギリス 71.7%、カナダ 63.6%）⁷⁶と比較しても日本の里親委託率は、きわめて低い。

これには、制度発達の背景の違いや宗教的基盤の違い、社会的認知度の低さ、血縁の問題がかかわっていると考えられる。園井ゆりの調査では、「里親の約 4 人に 1 人は宗教を持つ

68 同上。

69 浅倉・峰島編 2006: 108-10

70 厚生労働省 2017a: 1. ただし、里親等委託率は、自治体間での差が大きく、新潟市で 51.1%と 5 割を超えている県もあり、最近では、さいたま市が平成 18 年度末 6.3%から平成 28 年度末 33.9%、静岡市が平成 18 年度末 18.5%から平成 28 年度末 45.5%、福岡市が平成 18 年度末 12.6%から平成 28 年度末 39.7%に増加するなど、大幅に伸ばした自治体もある。厚生労働省ホームページ、(2018 年 3 月 29 日取得、http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/syakaiteki_yougo/02.html)。)

71 「次に挙げる要保護児童のうち、都道府県知事はその養育に関し特に支援が必要と認めたもの①児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童②非行等の問題を有する児童③身体障害、知的障害又は精神障害がある児童」（厚生労働省 2017a: 13）。

72 「次の要件に該当する要保護児童①当該親族里親に扶養義務のある児童②児童の両親その他当該児童を現に監護する者が死亡、行方不明、拘禁、入院等の状態となったことにより、これらの者により、養育が期待できないこと」（厚生労働省 2017a: 13）。

73 里親に支給される手当等一里親手当（月額）養育里親：72,000 円（2 人目以降 36,000 円加算）、専門里親：123,000 円（2 人目以降 87,000 円加算）。一般生活費（食費、被服費等。1 人月額）乳児：57,290 円、乳児以外：49,680 円。その他（幼稚園費、教育費、入進学支度金、就職、大学進学等支度費、医療費、通院費等）。（厚生労働省 2017a: 13）

74 「その推進を図るために平成 14 年度に親族里親、専門里親を創設、平成 20 年の児童福祉法改正で、『養育里親』を『養子縁組を希望する里親』等と法律上区分、平成 21 年度から、養育里親と専門里親について、里親研修を充実」（厚生労働省 2017a: 13）。

75 厚生労働省 2014b: 23.

76 同上。

て」(園井 2013: 136) おり、「宗教的背景は、アメリカの研究からは里親になる動機の一つとして位置づけられる」(園井 2013: 136) という。

②里親の実践

安藤藍は、以下のように述べている。

里親養育というのは、中途養育という点では、ステップファミリーなどの家族と共通の経験をするだろう。しかし、ただ保護者にかわって子育てをしているだけではない。不適切な養育環境にあった子どもに適切な家庭環境を提供するという目的のもとにおかれる点、それが私的な空間で公的責任において行われるという点で、里親独特のものがある。(安藤 2017: iii)

では、現在里親の実践はどのようにおこなわれているのだろうか。和泉弘恵は、次のように述べている。

里親になる人々の動機は多様である。中には「ひらめき」や「担当者がすてきだったから」などの理由で里親を始める人もいる。けれども、彼／彼女らは、一旦子どもがやってくると、「家族」のメンバー全員を巻き込み、懸命に「家族」を行おうとする。受託された子どもは、それまで里親家族で行われてきた「家族」を知らない。施設には施設のふるまいがあり、実親との生活にはそこでの「作法」がある。他の「作法」を身につけた子どもと里親家族の間には、様々な摩擦が生じる。里親家族は、大きな揺さぶりを受け、変化を強いられる。それでも、彼／彼女らは、子どもとの関係を簡単に放棄するのではなく、なんとかして「家族」を作り直し、それを続けようとする。(和泉 2006: 20-1)

ここからうかがえるのは、里親家族は、一般的な家庭のようにそこにあることが当たり前の「家族」生活を送っているのではなく、「家族」を営んでいるという意識があるということである。安藤は、「里親とは自発的に里親になる選択を行う過程がなければいけない」(安藤 2017: 143) といい、里親を「自発的に選択したのであれば、養育でつらいときにも誰かを責めることなく『自分の選択の結果』として乗り越えていけるはずだと考えられている」(安藤 2017: 143) と述べている。

和泉がおこなった 44 ケースの里親へのインタビューには、里親と委託された子ども双方の葛藤が見られる(和泉 2006)。その中には、措置変更によってひどく落ち込むが、その経験を糧に新たに子どもを受託する里親や親子関係の解消という一見破綻にみえる事態が、解消前よりも良好な関係を招いている事例などが見られる(和泉 2006: 191, 229)。

横堀昌子は、里親養育において、「養育にあたって養育者自身のニーズによる判断、『気持

ち』が先行すると、子どもの実像から子ども理解が離れていきがちで」(横堀 2016: 43) あり、また、「養育者の個人的な思いや体験から、ときに関係者への批判に終始したり、子ども理解への助言やアプローチ、子どもの言動を通してのニーズキャッチを遠ざけてしまったりする」(横堀 2016: 43) と指摘している。そして、「子どもが自分の実の姓を知らないまま、意見表明も『告知』を受ける機会もなく時を重ねてしまう事例や、子どもと実親が会うのを里親が嫌悪する事例、呼称としての『お父さん』『お母さん』に養育者が『酔ってしまおう』かのような事例も実際ある」(横堀 2016: 43) と述べている。

そういう状況の中、横堀は、「里親としての『適否』の判断だけでなく、里親が里親として『育っていく支援』がもっと必要ではないか」(横堀 2016: 43) といい、養育者への研修を兼ねた人材育成や支援が実践されつつも模索されている一方で、「養育者自身の課題、そもそものマッチングの不全、養育者が養育の要点をつかめないまま支援も機能していないなど、結果として『予定になかった措置解除(里親『不調』)』が生じることがある」(横堀 2016: 45) と指摘している。安藤も、「想定外の措置委託解除は、里親にも里子にも大きな悲しみや苦悩をもたらす」(安藤 2017: 131) ため、「だからこそ、養育の不調をいかに防ぐかという課題がつかまとうのである」(安藤 2017: 131) と指摘している。

また、園井の調査では、「約半数の里子が実親や親族等との交流を持っていない」(園井 2013: 141) といい、家庭復帰が難しい状況がうかがえる⁷⁷。

(4) 養子縁組

①近代の養子縁組

戸田によれば、1920年の国勢調査の結果から、日本の家族総数中、親子なる成員を持たぬ家族が約1割7分あり、さらに6大都市だけについてみると、かかる家族は6大都市の家族総数中約2割7分ある、という(戸田 1982: 60)。

これらがすべて養子であるとはいえないが、「家長的家族にあつては親夫婦に子供のない場合には、他家(多くの場合子の親と族的関係にある人々の家族)から子供が迎えられ、また子供があつてもそれが女子のみである場合には、他家から男子が迎えられて、それがこの親夫婦の子と認められ、その養子となる」(戸田 1982: 60)。

しかし、養親子関係における感情面は実親子関係とは異なり、それについて戸田は、以下のように述べている。

家族内においていかに子供と同様なる資格が認められるとしても、養親子の間には実親子の間におけるがごとく愛着的接近が起り難い。実親子の間には隔てなき感情融和が自然的に発露するが、養親子の間にはかかる感情融和の自然的発露が求め難い。親

⁷⁷ 「児童養護施設入所児童等調査(平成25年2月1日)」では、里親委託児4,534人のうち、3,284人(72.4%)が家族との交流がない。児童養護施設入所児童の家族との交流がないケースは29,979人のうち、5,369人(18.0%)であり、他の施設を含めても、里親委託児は家族と交流がないケースがきわめて多い。(厚生労働省 2017a: 73)

子の愛情のごときは親子の間にのみ起り得るものであり、かかる愛情にもとづく感情的一致は親子間にのみ求められ得るものであるにもかかわらず、事実上親子でない者を家族生活上人為的に親子のごとく認めて、これらの者の間に親子間に起り得るがごとき感情融和を求めんとすることは頗る困難である。したがって一般的に養親子の間には実親子の間におけるよりは大なる心的距離が置かれやすく、殊に相当の年齢になるまで実父母の下に育てられたる者が養子として他家に入る場合には、この養子は実父母に対する愛情と養父母に対する感情との差を明瞭に感じているが故に、養父母に対して常に隔てを設けやすくなる。それ故に養子を迎えんとする者は、かかる意識が未だ明瞭にあらわれ得ないような低い年齢の子ども、または族的意識の起りやすい近親の子供を求めて、養親子間の感情を出来るだけ実親子間のそれに近づけしめんとすることが多い。しかしかにかにしても、実親子でないもの間に実親子間におけると同様な感情融和は起り得ない。したがって養子は実子と同様な態度を以て養親の家族の一員とはなり得ない。(戸田 1982: 61-2)

戸田は以上のように述べているが、これは戸田も言っているように、家長的家族が想定されているものである。ここで述べられている養親子間における感情融和の難しさは、先に述べた里親子の関係に近い。現代の養子縁組は、家長的家族が想定されているわけではなく、特に、特別養子縁組においては、子どもは原則 6 歳未満⁷⁸であり、実親との法的関係も解消され、養親の子どもに対する意識にも違いがある。

②現代の養子縁組

現在、養子縁組は、普通養子縁組と特別養子縁組がある。普通養子縁組は、「戸籍上において養親とともに実親が併記され、実親と法律上の関係が残る縁組形式」(厚生労働省 2017c: 8)である。特別養子縁組は、「昭和 48 年に望まない妊娠により生まれた子を養親に実子としてあっせんしたことを自ら告白した菊田医師事件等を契機に、子の福祉を積極的に確保する観点から、戸籍の記載が実親子とほぼ同様の縁組形式をとるものとして、昭和 62 年に成立した縁組形式」(厚生労働省 2017c: 8)である。

特別養子縁組の成立件数は、2005 年から 2012 年までは 300 組前後で推移していたが、2013 年から増加傾向にあり 2015 年は 544 組成立している⁷⁹(厚生労働省 2017c: 9)。

縁組の成立においては、普通養子縁組が「養親と養子の同意」により成立するのに対し、特別養子縁組は「養親の請求に対し家裁の決定」により成立しかつ、「実父母の同意が必要(ただし、実父母が意思を表示できない場合や実父母による虐待など養子となる者の利益を著しく害する理由がある場合は、この限りではない)」である(厚生労働省 2017c: 8)。

⁷⁸ 6 歳になる前に養親となるものの監護のもとにあれば、8 歳未満まで審判請求可能。現在、制度の見直し案として、対象年齢を 15 歳未満に引き上げる議論が始められている。

⁷⁹ この間の離縁件数は、2005 年 2 件、2006 年 3 件、2009 年 1 件、2010 年 1 件、それ以外は 0 件である。

要件においては、普通養子縁組が「養親：成年に達した者、養子：尊属又は養親より年長でない者」に対して、特別養子縁組は「養親：原則 25 歳以上（夫婦の一方が 25 歳以上であれば、一方は 20 歳以上で可）、配偶者がある者（夫婦双方とも養親）、養子：原則、6 歳に達していない者；子の利益のために特に必要があるときに成立」となっている（厚生労働省 2017c: 8）。

戸籍の表記は、普通養子縁組が「実親の名前が記載され、養子の続柄は『養子（養女）』と記載」されるのに対し、特別養子縁組では「実親の名前が記載されず、養子の続柄は『長男（長女）』等と記載」される（厚生労働省 2017c: 8）。

そして、普通養子縁組では「実父母との親族関係は終了しない」のに対し、特別養子縁組は「実父母との親族関係が終了する」ことになる（厚生労働省 2017c: 8）。

このように、特別養子縁組は、「実父母との親族関係が終了する」というように、法律上は実親と子どもの血縁が切断され、養親子関係に血縁を擬制するものである。

先述のように、血縁（意識）に主眼をおいた研究はほとんどされてこなかったが、野辺陽子（2012 ほか）は、特別養子縁組において血縁がどのように扱われているかを検討している。そこで、特別養子縁組における血縁については、5 章で詳述する。

(4) ステップファミリー

ステップファミリーとは、カップルのどちらか、または双方に前の結婚による子どもがいる人同士の婚姻によって形成される家族形態である。したがって、ステップファミリーにおける親子関係には、非血縁親子関係が含まれる。

Patricia L. Papernow は、以下のように述べている。

つい最近まで、日本のステップファミリーはその存在が社会に認知されていませんでした。そのために、継親と継子はどちらも理解されず、孤独を感じ、心を痛めていたことでしょう。そして、無理なことを求められて苦しんでいるのではないのでしょうか。

(Papernow2013=2015: iii)

そもそも、日本においてステップファミリーという言葉が使われるようになったのは最近のことであり、ステップファミリーに関する研究が少ないことは、野沢慎司・菊地真理（2010）や勝見吉彰（2014）らにも指摘されている。

また、野沢・菊地が指摘しているように、「親の再婚を経験する未成年子に関する公的な統計が見当たらないことも、離婚後の家族に対する社会的関心の低さを傍証している」（野沢・菊地 2014: 69）。

初婚家族とは違うステップファミリーにおける問題の難しさは、まさに非血縁親子関係にあるといえる。継親子関係は、血縁親子関係とはまったく別のものであり、それを同様に捉えようとするにより、多くの問題が生まれる。

また、離婚の増加と、それともなう再婚の増加により、ステップファミリーが増加するだけでなく、シングルペアレントと新しいパートナーという関係も増加することが予測される。シングルペアレントの再婚は、必ずステップファミリーを形成するものであり、交際中から継親子関係を考慮に入れることが求められる。それは、最近ニュースでも非血縁パートナーによる子どもへの虐待事件が報道されることも多くなってきており、そこには、ステップファミリーだけでなく、ステップファミリーが形成される前の、シングルペアレントと交際している新しいパートナーからによるものも含まれているからである。

そこで、次に児童虐待についての先行研究において、このようなケースをどう捉えているかを見てみる。また、ステップファミリーにおいて血縁がどのように捉えられているかは5章で詳述する。

2-3-4. 児童虐待における血縁

これまで、児童虐待については貧困との相関について多くの研究がなされており（松本編 2010; 奥田・川松・桜山 2016 ほか）、育児不安や発達障害などといった観点からの研究（増沢・大川・南山ほか 2010）もある。また、上野加代子が分類した、児童虐待リスクを突き止めようとする調査研究における、児童虐待のリスクとして指摘されている「家庭・家族に関する項目」の中に、「定型でない家族」「母子家庭」「一人親」「再婚」「内縁関係」などの非血縁パートナーが関与する、またはその可能性がある形態もあげられている（上野・野村 2003: 156）。しかし、親子の血縁（意識）に主眼を置いている児童虐待の研究は、ほとんど見当たらない。

たとえば、奥田晃久・川松亮・桜山豊夫らは、いくつかの調査報告から、児童虐待に関わった家庭の4割程度が経済的に困難な状態であることを指摘している（奥田・川松・桜山 2016）。しかし、ひるがえってみれば、5割以上の家庭は、相対的貧困の可能性はあるにしても、経済的に困難な状況ではない可能性もある。であるならば、貧困以外の視点で検証する必要があるだろう。

杉本昌子と横山美江は、父親の虐待的子育てという観点から、関連する要因として、「子どもの人数」「父親の学歴」「育児ストレス」「親役割充足感の低さ」「母親の虐待的子育て」をあげている（杉本・横山 2015: 928）。

さらに、竹原健二と須藤茉衣子は、国内外の「父親の産後うつ」に関する研究から、父親にも産後うつになる可能性があることやそのリスクファクターをあげており、その中でも「パートナーが産後うつであること」との関連は多くの研究で示されているという（竹原・須藤 2012）。そして、父親の産後うつが及ぼす影響として「体罰の増加」が指摘されており、虐待のリスクであることがうかがえる。

市川隆一郎と藪野栄子は、「育てにくさ」という観点からの虐待予防について検討している。市川らによれば、「育てにくさ」には家庭養育機能の不全が見られ、「母親の精神的社会的未成熟」「育児に夫の協力が得られない」「第三者による育児状況に対する評価とそれへの

反発」「相談機関の不適切な対応」の四つを挙げている（市川・藪野 1998）。その結果、育児は妻一人に負わされ、孤立し周りに協力を得られないことなどがストレスとなり、日常的な不平・不満が常時膨張し続け、それがわが子への虐待として表出する、と指摘している（市川・藪野 1998: 8-9）。そして、児童虐待の予防策として、母親たちの精神的社会的未成熟および家族病理に焦点をあてるだけではなく、親身になってくれる相談方法・体制の普及と男に対する家庭経営、育児知識・技能などの教育機会の提供、家族療法的なアプローチの必要性を述べている（市川・藪野 1998: 10）。

市川らの指摘からかなりの時間が経過しているが、その対応策は不十分と言わざるをえないだろう。

次に、児童虐待相談対応（児童相談所）における主たる虐待者の半数以上を母親が占めていることを踏まえ、大原美知子による母親の虐待行動とリスクファクターについての研究を検討する。大原は、児童虐待に関する要因として、「子どもの数」をあげている（大原 2003）。そこには育児に対する負担感が指摘されており、とくに母親のみが育児を行っている場合にはその負担が大きく、夫の協力も影響している可能性もあり、母親の育児負担感を軽減することの必要性を述べている（大原 2003: 53）。また、「子どもが親（母親）の望みどおりにならないこと、母親の指示にしたがってくれないこと」や「気の合わない子どもがいる」のように、子どもに対する不適切な期待感や認知が関連していることも指摘している（大原 2003: 54）。さらに、市川ら（市川・藪野 1998）も指摘しているように、母性意識との関連について、子育て中の母親の 3 人にひとりが子育てに自信がもてない状況があるといい、それが子どもとのやりとりの中で自己評価を低めることにつながり、母性意識の否定感が虐待のリスクファクターとなると述べている（大原 2003: 55）。

最後に、血縁と関わりがある、虐待における継父母の存在を指摘した中澤香織と相模あゆみ・小林登・谷村雅子の研究を見てみる。中澤は、北海道で行われた調査をもとに、家族構成の変動にともなう家族員間の関係と虐待への様相を分析し、虐待が生じた家族の状態を捉えている（中澤 2013）。詳細は 8 章分析において参照するが、中澤は、「家族類型ごとの虐待の特徴には、家族員間の不均衡な力関係が関係しており、そこで起きる緊張や葛藤が、弱者である子どもに向かったという共通点が見えた」（中澤 2013: 58）という。

中澤が、これまであまり注目されなかった継父母の存在を指摘していることは、本研究においても参考にしているが、中澤の研究には、内縁関係者と交際相手の存在が含まれていないという限界がある。また、サンプルが北海道内の児童相談所で扱ったケースのみである。

相模らは、「平成 12 年度児童虐待全国実態調査」から死亡事例について解析し、死亡事例に継父が多くいること、きょうだい中で特定の児のみを対象としたものが多いことを指摘し、「死亡例は全虐待例とは虐待の要因に偏りがあり、防止策も一般の虐待対策とは少し異なる観点から検討する必要があると考えられる」（相模・小林・谷村 2003: 147）と述べているが、虐待者と被虐待児との血縁関係の有無という観点からの指摘はない。

児童虐待と血縁については、8 章で詳述するが、その前に、総務省が行った「児童虐待の

防止等に関する意識等調査」(総務省 2010b) から、児童相談所児童福祉司、市区町村児童虐待相談対応担当者、小・中学校担当者、保育所(園)担当者、児童福祉施設担当者の児童虐待に関する意識を見てみる。

まず、「児童虐待は増えてきていると思いますか、減ってきていると思いますか」について、「増えてきていると感じる」と回答した人は、児童相談所児童福祉司 81.1% (558 人)、市区町村児童虐待相談対応担当者 80.1% (1,144 人)、小・中学校担当者 86.9% (1,697 人)、保育所(園)担当者 93.2% (1,313 人)、児童福祉施設担当者 88.9% (1,129 人) というように、すべての担当者の 8 割以上が増えてきていると感じている(総務省 2010b)。

次に、児童虐待の発生要因の上位三つ⁸⁰が、児童相談所児童福祉司では、「保護者の養育能力の不足」63.4% (435 人)、「複雑な家族構造(継父母などのステップファミリー等)」46.8% (321 人)、「家庭の経済的貧困」42.1% (289 人)。市区町村児童虐待相談対応担当者では、「保護者の養育能力の不足」83.4% (1,172 人)、「家庭の経済的貧困」44.3% (623 人)、「複雑な家族構造(継父母などのステップファミリー等)」43.0% (605 人)。小・中学校担当者では、「保護者の養育能力の低下」90.7% (1,500 人)、「保護者の地域からの孤立化」46.6% (770 人)、「家族構造の複雑化(継父母などのステップファミリー等)」42.9% (707 人)。保育所(園)担当者では、「保護者の養育能力の低下」88.1% (1,127 人)、「保護者の地域からの孤立化」46.0% (588 人)、「家族構造の複雑化(継父母などのステップファミリー等)」42.0% (537 人)。児童福祉施設担当者では、「保護者の養育能力の不足」79.4% (999 人)、「複雑な家族構造(継父母などのステップファミリー等)」41.5% (522 人)、「保護者の精神疾患等」37.8% (475 人)となっている。

このように、すべての担当者の回答の上位 2 番目か 3 番目に「複雑な家族構造(継父母などのステップファミリー等)」が入っており、それぞれの担当者には認識されている。

ステップファミリー研究においては先進国と言われるアメリカの Heather A. Turner・David Finkelhor・Richard Ormrod が行った被虐待経験とメンタルヘルスに関する研究によれば、アメリカのステップファミリーにおいて児童虐待が非常に多いことがわかる(Turner, Finkelhor and Ormrod 2006)。

このように、虐待における非血縁パートナーの存在から、血縁(意識)がリスク要因として検討されてもよさそうなものであるが、そのような研究は見当たらない。ステップファミリーなどの複雑な家族構造における児童虐待の認識や指摘はあるが、それは血縁(意識)という視点ではなく、そのため、それを観測できるような調査も行われていない。そして、虐待を受けて児童相談所に保護された児童の多くが児童養護施設で生活している。

⁸⁰ 10 個程度の選択肢(保護者の養育能力の不足、望まない妊娠、複雑な家族構造(継父母などのステップファミリー等)、保護者の精神疾患等、保護者の地域からの孤立、家庭の経済的貧困、保育所等の社会的資源の不足、虐待の世代間連鎖、児童虐待(暴力的虐待)を保護者も近隣住民も「しつけ」と考える風潮、子ども側の要因)などから三つまで選択。(担当者ごとに選択肢が異なるものが少しある(法務省 2010b))。

2-3-5. 生殖補助医療へのまなざし

既述のように、生殖補助医療の進展は、「子どもを持つ」ということの意味を大きく変容させている。

(1) 授かるものからつくるもの、持つものへ

結婚したからといって子どもを持つことが当たり前ではなくなりつつある。

先述の天富（2003）においても、子どもの誕生は、「自然にできるもの」が5割前後、「計画的につくるもの」が3割前後、「授かるもの」がおおよそ2割というように、「授かるもの」という意識が低くなっていることがうかがえる。

そもそも、「家」制度がなくなった現代において、子どもを持つということはどういうことだろうか。柘植は、以下のように述べている。

この自分たちの子どもという意識は、「家」という制度が崩壊しつつあるいま、子どもをもつ理由づけの新しい観念としてひろまっている。過去には「家」を継承するために子どもができなければ養取も頻繁に行われていた時代があった。しかし「家」の継承がそれほど重視されなくなってきた現代においては、夫婦の絆を確認するための「自分たちの子ども」という意識が強まった。（上杉編 2005: 152）

これは、子どもを「愛の結晶」とたとえることと同様であろう。夫婦は他人同士であるが、双方が子どもとの血縁を介してつながっているという「証し」として捉えられるものである。そして、生殖補助医療の進展により、これまで子ども持つことが叶わなかった人たちに、「自分たちの子ども」を持つことの可能性をもたらしたのである。

(2) 子どもを育てて一人前？

現代社会においては、結婚を選択しない人たちも多く、結婚しても子どもを持たないという選択をする人たちもいるが、以前のように結婚して子どもを持つことが当たり前とされていた社会では、「子どもを育てて一人前」といわれることもあった。当時は性別役割分業意識も強く、この表現は女性に向けられたものであるともいえる。そのような状況では、結婚して子どもができないということが、その女性に対するプレッシャーともなる。不妊問題の社会的認知度も低く、「子どもはまだなの？」というような問いが、当たり前のように親類や周りの人からかけられ、その場をうまくやり過ごすことに苦勞し、女性としてのアイデンティティが揺さぶられると感じた人もいたと思われる。これまでの歴史においても、子どもができない場合に、初めにその原因を疑われるのは女性であった。

しかし、先述のように日本における AID は 60 年以上の歴史があり、男性不妊への対処として現在も行われている。

では、そもそも不妊とはどういうことを指すのだろうか。

(3) 不妊

田間は、現在の日本における不妊は、「女性や男性個人にとっての身体の問題として現象するのではなく、むしろ結婚して子どもを持つとした時に初めて問題化する」（田間 2001: 213）、といい、それは、「つまり望ましい家族やそのなかの自己の理想が最初にあり、それに対して解決すべき問題として不妊が意味づけられ、不妊『症』として『治療』（つまり社会統制）されるのである」（田間 2001: 213-4）と述べている。したがって、「不妊は、まず家族の理想に対する逸脱として意味づけられていると捉えられねばならない」（田間 2001: 214）という。

田間は、その背景には実子主義があるといい、そこに含意されている「近代家族の理念においては、異性愛の夫婦が実子をもつ」という要件が、「諸研究者にとってはあまりにも自明であるがゆえに、近代家族諸特徴の必要不可欠な前提条件であることが見過ごされてしまっているのではないか」（田間 2001: 226）と述べている。

それゆえ、実子主義が規範とさえ考えられなかったのでは、といい以下のように述べている。

しかし、不妊から近代家族の理念を捉えなおしてみれば、夫婦が実子を持つということは自然でも当然でもなく、まさに人々を拘束する規範だということが分かる。実子がなくては、近代家族の理念は実現し得ない。ここに、近代家族の理念に不可欠な、血縁主義の一種ともいえる実子主義を指摘できるだろう。そして、この実子主義は、三一年民法で規定された家＝家族制度においても、戦後普及したといわれる欧米的近代家族制度においても、共通する要素と考えることができるのである。（田間 2001: 226）

また、不妊治療の背景には、女性は子どもを産まなければならない、という規範があることがフェミニズムから指摘されることもある。それについて柘植は、以下のように述べている。

社会的圧力が「不妊治療」を受ける要因になっていることはすでに述べた。では圧力が存在する限り自己決定は無理なのだろうか。「産め」という圧力があっても「不妊治療」をやめた場合には自己決定したと言えるかもしれないが、「治療」を続けた場合には自己決定か否かの判断はつかない。だが、それがフェミニズム言説によって指摘されているように自己決定ではないとも言えないのではないだろうか。……「産みたい」という欲求がどこまで文化・社会的な要因による決定なのか個人の自由意志に基づく決定なのかを見極めるのが不可能であることはすでに述べたが、本人が「産みたい」として「不妊治療」を受ける決定をしている場合に、それを「真の」自己決定ではないとして尊重しないということではできないだろう。（江原編 1996: 247）

この柘植の「不妊治療」をめぐるフェミニズムの言説再考」(江原編 1996:219-53) という論考について、江原由美子は、以下のように述べている。

「不妊治療」に問題を限定するとすれば、少なくとも現代日本のフェミニズムには、「産みたい」という女性の思いを、あまりにも簡単に「産まなければならない状況」に還元してしまう傾向があったことは確かである。むしろ、「産まなければならない状況」に置かれているがゆえに「不妊治療」を受けざるをえない女性が多くいるという現実、「子どもを産まなければ一人前の女ではない」という「内面化された母性イデオロギー」から「産まなければ」と思う女性が多くいるという現実、目をふさいではならないだろう。けれどもこれから、「産みたい」と思うすべての女性が「産むことを強制されている」「産まなければならないと思わされている」と言うことはできない。なのになぜフェミニストは、あたかも「産みたいと思うのは母性イデオロギーに毒されてしまった結果」だと言わんばかりの議論をしてきたのだろうか。それは「女性の自己決定権」を主張しつつ「不妊治療」に反対するということが含みうる矛盾の可能性に、気づいていなかったか。すなわち、「産みたい女性が産めるようになるのなら、『不妊治療』技術は女性にとってむしろ恩恵なのではないか」といった反論が生じてしまうことを予期し、それを女性の「産みたい」という思いは強制された結果にすぎないと主張することでかわそうとしてきたのではなかったか。もしそうだとしたなら、必要なことは、矛盾が生じる可能性を前もって塞いでしまうのではなく、柘植氏が主張するごとく、むしろこの矛盾を明確に認識していくことである。(江原編 1996: 353)

柘植は、「文化・社会的な要因による決定」が「個人の自由意思に基づく決定」なのかを見極めることは不可能だと述べている。だとするならば、不妊治療に限らず、「産みたい」という女性を「文化・社会的な要因による決定」として議論することは、「個人の自由意思に基づく決定」をした人たちを否定することにもつながる。フェミニストに求められているのは、「文化・社会的な要因による決定」と感じ不利益などを感じている女性の問題に向き合いつつ、「個人の自由意思に基づく決定」と思いそのことに不利益などを感じていない女性を尊重することではないだろうか。

大日向雅美も、「個人の意思をくまない外圧としての母性の強要は払拭されなければならない。しかし、母となることが、単なる外圧ではなく、女性の心の奥深くからの欲求として生じているものであるならば、それもまた、尊重されるべき大きさをもってはいないだろうか」(大日向 1992: 76-7) と述べている。

そして、不妊治療における血縁意識として村岡潔は、「不妊症のカップルにとって、最大の苦悩は、単純に愛情の対象としての子どもがもてないことではなく、自分たちと『血のつながった本当の子ども』がもてないことにあるだろう……不妊に苦しむとういうことの根

本には血筋に対するカップルの強烈的な願望やこだわり（執着）があるといえるだろう」（村岡・岩崎・西村ほか 2004: 50）という。

(4) AID の登場

先述のように、日本で最初に AID によって子どもが生まれたのは 1949 年である。

田間は、AID について、「人工授精児の場合には戸籍上実子としてその非血縁性が隠匿されたことから、実子主義は、五〇年代には、体面上は守られねばならないが実質上は守られなくてもよいと考えられていた」（田間 2001: 236）と述べている。

浅井も、「家族制度が支柱とした父系性による『父親の権威』が喪失したところで、自分と遺伝的つながりがなくても、『実子がいる』ということは、『父親である』ことの証明」（江原編 1996: 277）であったために、「AID が長く実施されながら、それに対する異議申し立てがほとんどないことも了解できる」（江原編 1996: 277）と述べている。

以上のことから、AID は父親の不妊を隠すためのものでもあったことがうかがえる。

吉村泰典は、「自己と遺伝的には他人である子供をもうけるこのような治療が夫婦に及ぼす精神的影響は、社会の文化的・宗教的背景、あるいは結婚・家庭・親子といった人間関係に対するその社会の一般的な見方に大きく影響される」（吉村 1999）と言っている。

吉村が行った AID により挙児に至った人へのアンケート調査から、治療中に感じた不安に、「親と似ていないのでは」というものが一番多く、「親としての愛情がもてるか」「夫婦の気持ちのずれは生じないか」というものもあげられていた（吉村 1999）。また、子どもへの告知に対しては、「絶対にしない（63%）」「できればしたくない（18%）」という結果が出ている。しかしこれらは、あくまで親からの意思や意図によるものであり、さらに隠すことが前提であったため、それによって生まれてくる子どもたちがどのように感じるかは考慮されていない。

そのことについては、次章で AID によって生れた人たちの視点から再検討する、

(5) 生殖補助医療から生殖ツーリズムへ

日比野によれば、「近年、代理母不足を背景として、先進国などの富裕な住民が新興国に赴いて金銭で代理母を雇う生殖ツーリズムと呼ばれる現象がみられた」（野辺・松木・日比野ほか 2016: 48）という。そして、新興国では、卵子ドナーや代理母のリクルートが容易かつ、安価であったため、世界中から多くの人びとが商業的代理出産を求めて訪れた（野辺・松木・日比野ほか 2016: 48）。

しかし、市場が膨張するにつれて、さまざまな問題点も明らかになり、外国人依頼者を歓迎していた国々も規制の強化に向かい、2015 年末までにインド、タイ、ネパールやメキシコ、カンボジアなどの国々が商業的代理出産の禁止や規制強化に転じ、経済格差を利用した新興国への生殖ツーリズムは、収縮に向かいつつある、という（野辺・松木・日比野ほか 2016: 48-9）。

けれども、生殖ツーリズムには、経済的に困窮した女性に妊娠・出産のリスクを押し付けるという側面を持っており、妊娠・出産するのは代理母の女性だが、商業的代理出産の現場では、「子どもは依頼者のもの」だとされ、親子や血縁概念について依頼者にとって圧倒的に有利な解釈が流通している、という（野辺・松木・日比野ほか 2016:49）。

代理出産ができる国とできない国がある限り、できない国にいる人が代理出産を求めて生殖ツーリズムに乗り出すという現象は、人工子宮が実用化されるまでなくなることはないだろう。

(6) 血縁志向への拍車？

日比野は、渡航治療の背景について以下のように述べている。

卵子提供や代理出産などの第三者がかかわる治療を選択する場合、その動機として、自身や配偶者の遺伝子を継ぐ実子が欲しいという願望があるためとされる。こうした、血縁に対する志向性が、渡航治療の背景にあることは否定できない。（日比野編 2013: 4-5）

さらに、伝統的な非血縁親子関係としての養子について以下のように述べている。

かつては事業体としての「家」の継承のため養子がとられていたが、不妊治療や体外受精の導入により、血縁への志向性が強まり養子への需要は低下したように見える。しかしこれは、特別養子縁組に対する不妊カップルのアクセスが制限されていることも影響しているかもしれない。（日比野編 2013: 5）

以上のように、自分たち、もしくはどちらかと遺伝的つながりのある子どもを持つことを目的とした生殖補助医療技術の進展は、家族、結婚や子どもを持つことの意味を大きく変容させている。さらに、人工子宮が実用化されれば、社会は激変することになるだろう。また、生殖補助医療により、これまで自分たちの遺伝子を引き継ぐ子どもを持つことが叶わなかった人たちに、遺伝的つながりのある子どもを持つことの可能性をもたらしたことが、血縁に対する意識を強化したとも考えられる。

家族の多様化という観点から見れば、非血縁者が関与する子どもの養育は、2-3-3で述べたような形態があげられるが、生殖補助医療においても非血縁者が関与する親子関係が形成されるケースがある。しかしそれは、親子関係の多様化だけでなく、複雑化やさまざまな問題をも引き起こしている。

そこで、生殖補助医療がもたらす親子関係の多様化と血縁については次章で詳述するが、ここで本稿の分析視点を説明する。

2-4. 本稿の分析視点——血縁・血縁意識・アイデンティティに着目することの意義

これまで人びとの血縁意識が議論されることはなかったが、血縁家族を基準としたシステムにより、血縁意識とは無関係に、親が子どもの養育をすることや、子どもが親の介護をすることは当然であるという規範は現在も残っている。それは、親子に血縁があることが当たり前とされてきたことや、血縁がない場合は擬制して社会的血縁を形成してきたことからもうかがえる。そして、「家」の継承の為の子どものように、現在問われている子どもの人権（出自を知る権利など）としてのアイデンティティなど想定されておらず、血縁とアイデンティティが連結されるようなことがなかったことなども、これまで人びとの血縁意識が問われることがなかった要因となっていると思われる。

しかし、これまで当たり前のものとして疑うこともなく存在していた親子関係における「血縁」が、社会状況の変化と科学技術の進展により、これまでとは違った「血縁」のありようを作り出した。そして、子どもを持つことや、血縁に関する人びとの態度や意識について、これまでとは違う角度からのデータを提供してくれている。また、これらの知識は、一般の人びとの血縁に対する意識にも影響を与えていると思われる。さらに、現代家族の個人化傾向（単独世帯比率の増大・家族成員数の減少・離婚の増加等）によって、家族のありよう、親子のありようも多様化しており、特に、非血縁親子関係が増えている。すなわち、社会的親子関係における「血縁」は、「家」制度下におけるものとは異なる意味で、自明ではなくなったのである。

これまで述べたように、先行研究では、多様な非血縁親子関係を概観し比較する研究があまり行われていないために、血縁と血縁意識に焦点を当てていない研究ばかりが多く生まれている。しかし、生殖補助医療の進展やDNA研究の発達で、一般の人びとの血縁に対する意識にも影響を与えていると思われる今日、人びとの「血縁・血縁意識・アイデンティティ」に関わるこだわりや不安、そして疑念や欲望について、十分な研究を行わず、考慮しないでいることは、非血縁親子当事者が現在直面しているさまざまな問題に対して、的確な対処法を提供しないどころか、問題を正面から受けとめることすらできない状況を作っているのではないだろうか。

そこで、これまで検討してきた先行研究の問題点を集約すると、一つは、「家」制度に基づく親子関係において血縁が擬制されたことや、その延長線上にあるAIDに見られるように、親子関係における血縁とアイデンティティが分節されて捉えられていること。二つ目に、血縁がある／ないという二項対立が基準となり、血縁がある／ないことそれぞれが持つ正／負の効果を捉えていないこと（図2-1）。そして最後に、個別の事象における血縁に焦点が当てられているため、人びと血縁意識がどのようなものであるかを捉えていないという三点に整理できるだろう。

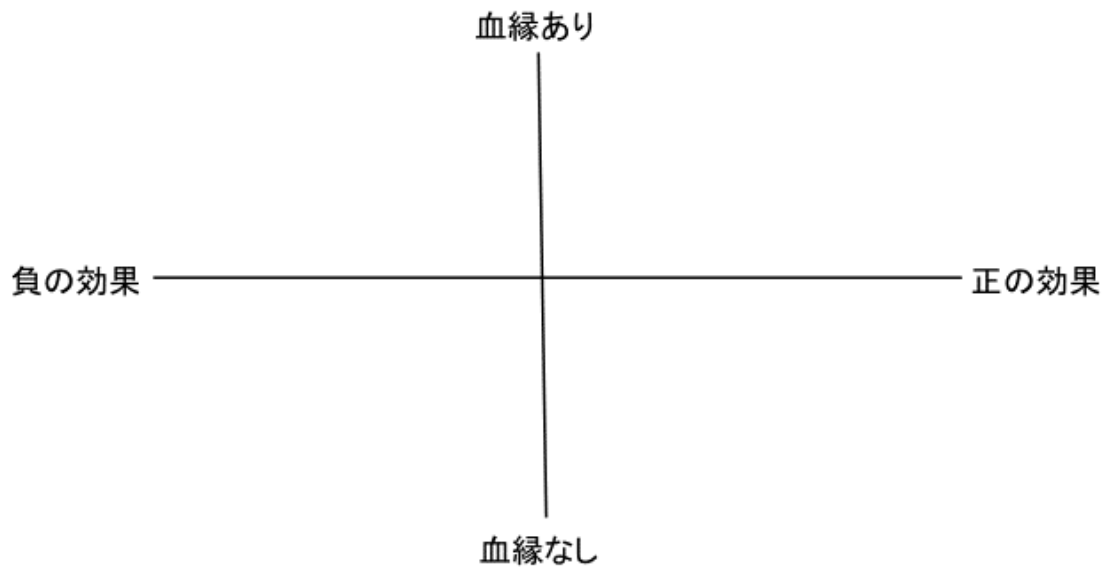


図 2-1 血縁がある／ないと正／負の効果

これまで述べた、親子の血縁に関する問題は、潜在化されている血縁意識が顕在化される契機が増えているにもかかわらず、そこにおける判断や選択をするための知識や情報が不足していることにあるだけでなく、そもそも人びとの血縁意識とはどのようなものかを捉えていないことにある。血縁は、親子関係において当たり前のこととされていたことにより、これまで議論の対象となることがあまりなかった。けれども、たとえば、親子関係がうまくいっているときには、血縁が関係の安定性における保証のように捉えられることも考えられるが、その一方で親が犯罪者となった場合には、それを遺伝的特性と捉え、自分にもその要素があるのではと不安をもたらすことにもなりうる。このように、血縁があるといった場合にも、その状況により、それは正の効果をもたらしたり、負の効果をもたらしたりするのである。そのため、人びとの血縁意識は状況によって変化すると考えられる。

さらに、科学技術の進展により、これまで法が想定していなかったようなことが既に起こっている。たとえば、死後生殖によって生れた子どもが法的には親子と認められないことや、夫婦の受精卵による代理出産においても法的実親子関係が認められないなど、生物学的には親子関係が明らかであっても、法的に認められないケースがある。ひるがえって、AIDのように生物学的には父親とのつながりがないにもかかわらず、法的には実親子として扱われるケースがあり、法が実態に追いついていない現実がある。そしてそのことが、その人たちのアイデンティティ形成に影響しているように見える。

では、人びとの血縁意識とはどのようなものなのだろうか。人びとの血縁意識は強いのだろうか、それとも弱いのだろうか。親子関係に血縁がある／ないことが、親子双方にどのような影響をもたらすのだろうか。人びとは自分の血縁意識を自覚しているのだろうか。血縁

や血縁意識がなぜアイデンティティ形成に影響するのか。これらのことを明らかにしない限り、親子関係における血縁にかかわる問題への対処はできないだろう。すなわち、人びとの血縁（意識）がどのようなものであるかということをも明らかにすることによって、血縁にかかわる問題への対処策を提供できると考える。

したがって本稿の問いは、親子関係における「血縁・血縁意識・アイデンティティ」の関わりとはどのようなものか、ということになる。そこで本稿では、以下に述べるような視点から分析する。

2-4-1. DNA 研究の進展がもたらす血縁意識の強化

DNA に関する研究の進展にともない、民間企業による遺伝子検査も登場し、比較的安価で利用できるようになった。病気や身体的特性だけでなく性格や能力などの遺伝性が公表されるようになり、人びとの関心も高まっている。また、性格や能力の遺伝性が明らかになるほど、親子関係における血縁意識が強化される可能性もある。

そして、血縁が DNA や遺伝子と同様に扱われるようになると、「切っても切れないつながり」のような意識が強化され、関係の安定の「保証」として捉えられることも考えられる。人間関係が希薄になったといわれる現代社会において、子育てを担う多くの母親にとって子どもは、絶対に自分を裏切らない存在である、と捉えられているかもしれない。

逆に子どもからみれば、両親から半分ずつ遺伝子を引き継いでいるということが、自分の将来像に影響すると考えることもあるだろう。さらにそれは、負の要素として働く可能性もある。

このように、血縁があるということが、コインの裏表のようにその状況に応じて正／負の効果をもたらす。しかし、血縁意識が強化されているからといって、血縁がある／ないという視点だけでは、双方にある正／負の効果捉えることができず、見逃されてしまう問題がある。したがって本稿では、図 2-1 の枠組みを用いて、血縁がある／ないという視点だけでなく、血縁がある／ないことがもたらす正／負の効果分析する。

2-4-2. 家族の多様化がもたらす血縁／非血縁親子の複雑性

以前は、夫婦関係が悪化しても子どものために離婚しないというケースがあったが、親が不仲で一緒にいるよりは、離婚したほうが子どものディストレスが低いことなども明らかとなった（稲葉 2013）。離婚の増加にともなう再婚の増加によって、ステップファミリーも増加し、血縁／非血縁親子関係が混在する家族が形成されるようになった。そして、養子縁組や生殖補助医療技術による非血縁親子関係も増加している。また、同性カップルへの法整備の取り組みなどにも見られるように、家族の多様化はますます広がっている。

しかし、家族の多様化は進んでいるにもかかわらず、親子には血縁があることが当然というような血縁主義の強まりは、家族形成における軋轢となることが予想される。

生物学的にみた血縁親子関係は生涯において不変であるが、法的な親子関係は変わる可

可能性がある。社会的な親子関係においても血縁が当然のものであれば、それを問う必要はない。そして、これまで人びとの血縁意識に焦点が当てられることはなかった。しかし、親子関係における血縁は当たり前のものでなくなりかつ、親子関係における血縁がもたらす血縁意識がさまざまな問題の要因となる可能性が示唆されていることを踏まえれば、人びとの血縁意識がどのようなものであるかを捉える必要がある。

したがって本稿では、多様化する家族の親子関係において、血縁／非血縁ということがもたらす血縁意識も分析していく。

非血縁親子関係と血縁については5章で、人びとの血縁意識については、6章の大学生のアンケート調査結果および、7章のシングルマザーへのインタビュー調査から考察する。

2-4-3. 生殖補助医療の進展がもたらす血縁意識の強化とアイデンティティ

既述のように、生殖補助医療の進展はこれまで子どもを持つことができなかつた人たちに、自分たちの遺伝子を引き継ぐ子どもを持つことの可能性をもたらしした。そのため、生殖補助医療の現場においては、血縁主義的な選好が強く見られる。不妊の原因はさまざまであるが、後述するようにそのことが自身のアイデンティティを揺るがしていることも示唆されている。そして、治療を受けている人たちは、カップル両者と子どもの血縁的つながりを基準にしていると思われる。単に子どもを持つことが目的であれば、里親や養子縁組という選択もある。しかし、それは最後の選択か、それよりは子どもを持たない人生を選択することになりやすい。その結果、日本では禁止されている⁸¹代理出産を利用するために、生殖ツーリズムという手段をとる人もいる。そもそも生殖補助医療の進展は、なんらかのかたちで遺伝的つながりのある子どもを持つことが目的とされているため、血縁主義的なものとなる。

その一方で、AIDにおいては、「あると思っていた血縁がない」ことがアイデンティティを揺るがしかつ、その血縁上の父親を探すことができないことがさらなる衝撃をもたらしている。また、現在もその事実気づかずに生活を送っている人もいると思われる。

以上のように、生殖家族においても定位家族においても、親子関係における血縁はアイデンティティと関連していることがうかがえる。

そこで本稿では、親子関係における血縁とアイデンティティの関係について分析する。親子関係における血縁とアイデンティティの関わりについては、次章のAIDによって生まれた人たちの語りから検討する。

2-4-4. 「生まれ」も「育ち」も

これまでは、「生まれ」か「育ち」という二項対立図式がとられることが多かったが、これまで見てきたように、もはやこのような二項対立図式では説明できなくなっている。したがって、本稿では、このような先行研究の盲点を突くために、2-1-1で述べたMatt

⁸¹ 法的に禁止されているわけではなく、日本産科婦人科学会のガイドラインによる。

Ridley らにならい、「生まれ（血縁，遺伝）」も「育ち（環境）」も，という視点をとる⁸²。
ただし，これはあくまで分析視点としてであって，筆者が親子関係における血縁が重要であるという観点に立っているということではない。

⁸² 野辺は，養子縁組における血縁において，従来の二分法に還元できないグレーゾーンがあり，血縁あり／なしの境界線，実子／養子の境界線はそれほど自明ではなく，現代における人びとの認識とそれに影響を与える社会的文脈を分析対象とするならば，むしろ，人びとの行為と意識のなかで，〈血縁〉がどんな文脈で何を達成するために用いられているのかを分析するという視点が有効だろう，と指摘している（野辺 2018: 78）。

3. 生殖補助医療における血縁

第Ⅰ部の最後である本章では、前章で述べた、血縁（出自）とアイデンティティのかかわりに着目し、生殖補助医療、特に第三者がかかわる生殖補助医療を中心に、血縁がどのように捉えられているかを検討する。そして、第Ⅰ部で検討してきた血縁にかかわる事象を整理し、それらを図 2-1 を用いて捉えることの意義を明らかにし、第Ⅱ部への導入としたい。

現在日本では、生殖補助医療に関する法整備は整っておらず、日本産科婦人科学会の会告による自主的なガイドラインがあるだけである。その結果、会告に反した医師によって、提供卵子による体外受精を利用した妊娠・出産が行われたケースもあった。また、国内でできないのであれば、それができる国へ行って治療を受けるという生殖ツーリズムも登場した。お互いの遺伝的つながりを持った受精卵を海外の代理母に出産してもらい、その子どもを養子縁組により自分たちの子どもとするケースや、代理母の卵子を利用して自分の子どもを多数産ませた日本人男性のケースなどが既に知られている。生殖に第三者がかかわる場合、倫理的問題もあり、早急な法整備が必要とされるが、日本ではいまだ立法には至っていない。

3-1. 親の複数性がもたらすもの

生殖補助医療であっても、配偶者間の配偶子を使用し、その女性が妊娠・出産する場合には、父親や母親が複数になることはない。しかし、代理出産や提供配偶子を利用した場合には、遺伝的親、産みの親、育ての親という配偶者以外の親をもたらすことになる。

3-1-1. 代理出産

日比野によれば、依頼する女性の卵子を使用する場合、「代理母になる女性にとって、代理出産とは、他人の卵子を用いて妊娠・出産することで」（野辺・松木・日比野ほか 2016: 62）あり、そしてこれは、「女性にとってこれまで経験したことのない、全く新しい事態である」（野辺・松木・日比野ほか 2016: 62）。さらに、依頼した女性が「自らの卵子を用いた代理出産は、胎児の成長にとって不可欠の環境を提供する代理母の身体への関心が強くなりすぎるために、代理母と適切な距離をとることが難し」（野辺・松木・日比野ほか 2016: 63）く、依頼女性に葛藤をもたらすことがある。

しかし日比野は、「提供卵子を用いた代理出産の場合は、依頼女性と胎児の関係性は、これとは異なる文脈におかれる」（野辺・松木・日比野ほか 2016: 63）という。そして、提供卵子を使用した代理出産の場合に、依頼女性が「母親」としての実感を持つことが難しいケースがあることについて、そこには二重の理由があるといい、以下のように述べている。

一つは、外国人代理母が妊娠している間、依頼者は母国で通常の日常生活を過ごしているため、親になる心の準備が不足しがちである。異国の代理母が妊娠・出産した子どもを抱いても、すぐに親としての実感をもつのは難しいだろう。もう一つは、依頼女性

と子どもの間に全く血縁関係が存在しないことである。つまるところ、提供卵子を用いた代理出産で追及されているのは、あくまでも男性の血縁なのである。(野辺・松木・日比野ほか 2016: 63-4)

提供卵子による代理出産を依頼した女性と、AID を利用した男性は、ともに妊娠・出産に直接かかわらず、子どもと遺伝的なつながりもないという意味では同じ立場といえる。しかし、そこにはさまざまな思いやジェンダー差だけでなく、生物学的性差がもたらすものがあることも想像できる。それは、男性は、精子が自身のものであっても、提供精子であつても、体外受精の場合における違いは、子どもとの血縁があるかないかである。しかし、女性は、それが誰の卵子であるかという違いだけでなく、自分で産むか産まないかという違いもあるからである。

たとえば、1章で述べたように向井は、夫婦の受精卵を用いて代理出産により自分たちと遺伝的なつながりがある子どもを得ている。向井は、遺伝的なつながりについて、以下のよう

に述べている。

まだ男性とつきあったこともない思春期の頃から、私は「遺伝子を残す」ことに人一倍ロマンを感じていた。家系が繋がること云々よりも、遺伝子という設計図に込められた思いが血となり肉となって、一つの命を形作ることそのものに胸が熱くなるとでも言おうか。(向井 2004: 34)

向井は、自身で妊娠・出産できないことについて、遺伝子をたすきに例え、「私はたすきを次世代に渡すことのできない駅伝選手になった」(向井 2004: 248)と述べている。

自分で妊娠・出産できないということが大きな衝撃となることは、裏を返せば、妊娠・出産するということももたらすものがきわめて大きいことがわかる。ベビーM 事件のように、サロゲイト・マザーの場合は代理母と遺伝的なつながりがあるということもあるが、ホスト・マザーの場合でもお腹の子どもに愛着がわくケース⁸³もあり、妊娠・出産が女性の身体に及ぼす影響について、さらなる議論が求められる。

3-1-2. 提供配偶子と提供胚

配偶子の提供には、提供精子、提供卵子がある。現在、胚提供による生殖補助医療は、日本産科婦人科学会の会告によって認められていない⁸⁴。

⁸³ 大野 2009: 92-4.

⁸⁴ 「胚提供による生殖補助医療に関する見解」1. 胚提供による生殖補助医療について：胚提供による生殖補助医療は認められない。本会会員は精子卵子の両方の提供によって得られた胚はもちろんのこと、不妊治療の目的で得られた胚で当該夫婦が使用しない胚であっても、それを別の女性に移植したり、その移植に関与してはならない。また、これらの胚提供の斡旋を行ってはならない。2. 胚提供による生殖補助医療を認めない論拠：1) 生まれてくる子の福祉を最優先するべきである 2) 親子関係が不明確化する 日本産科婦人科学会ホームページ、(2018年4月7日取得、

日本生殖医学会は、第三者配偶子を用いる生殖医療について、「現状では、第三者配偶子を用いる治療を国内で受けることは困難であるため、米国など国外に渡航して治療を受けた夫婦が、これまで少なくとも 1000 程度であると推定される」⁸⁵と述べている。そして、費用や治療の安全性についての懸念などから、「今後解決すべき問題点は多いとはいえ、第三者配偶子を用いる治療を必要とする夫婦が明らかにわが国に一定数存在する以上、提供者・被提供者各々の医学的適応の限定、提供者・被提供者各々への十分な情報提供と同意の任意性の確保、治療によって生まれた子の出自を知る権利への配慮など子どもの福祉に関する厳密な条件を設定した上で提供配偶子を使用することについて、その合理性は十分にあると考える」⁸⁶としている。

しかし、提供精子については、AID に見られるようにすでに長い歴史がある。そして、上記の子どもの出自を知る権利と、これまでの AID における匿名性やその技術自体が、AID によって生まれた人たちにとって大きな問題となっている。

3-2. AID によって生れた人たちの語り

先述のように、卵子に比べ体外へ取り出すことが容易な精子の提供は、AID として日本で 60 年以上の歴史がある。そして、精子の提供者は匿名であることが原則であった。しかし近年、「非配偶者間人工授精で生まれた人の自助グループ」などの登場により、その問題が提起されるようになった。家族における血縁関係だけを見れば、AID は継父型ステップファミリーと同じである。しかし、その形成過程や父子間の非血縁関係の事実の扱いにおいて大きな違いがあり、そのことがもたらす衝撃が大きい。そこで本節では、長沖暁子(2014)における、AID によって生れた当事者の語りを検討する。

3-2-1. AID で生まれたという事実がもたらす衝撃

「非配偶者間人工授精で生まれた人の自助グループ」の石塚幸子は、以下のように述べている。

自分が AID で生まれたということをどう受け止め生きていけばよいのか、提供者情報がわからないという不安は何をもって埋めることができるのか、そして何より、秘密を抱えての不健全な親子関係・突然の告知による衝撃が私たちに与えた影響は、その後の人生に、親子の関係に大きな傷を生じさせてしまっています。(長沖編 2014: 2)

このように、AID で生まれるということ、その事実を知ることがもたらすものは、AID という技術を始めた人たちの予測を超えるものであり、そのような可能性があるからこそ隠

http://www.jsog.or.jp/about_us/view/html/kaikoku/H16_4.html#top).

⁸⁵ 日本生殖医学会ホームページ，(2018年4月7日取得，http://www.jsrm.or.jp/guideline-statem/guideline_2009_01.html).

⁸⁶ 同上.

すべきものとして行われてきたことがわかる。

石塚が AID で生まれたという事実を知ったきっかけは、父親の患った病気に遺伝性があり、そのことを心配し悩む石塚に対して、母親から「父とは血がつながっていない」と告知されたことによる（長沖編 2014: 16）。そして、「自分が父親と血がつながっていなかったという事実はとてもショックで、しかしそれ以上にその事実をこれまで隠されてきたということが辛いことでした」（長沖編 2014: 18）という。さらに、その時の衝撃を以下のように述べている。

これまでの父との関係、家庭内の様子を思い出し、自分が血のつながらない子どもだから父は私に対して関心がなかったのかと考えてしまい、そう考えてしまうことがとても悲しいことでした。またこのときとても強く感じたことは、それまでの自分の人生がすべて親の嘘の上に成り立っていたものなのではないかということです。それまで自分が絶対だと信じてきたものが突然違うと言われてしまうと、その価値観の上に成り立たせてきたものすべてが崩れてしまいます。それまでの自分の経験や思い出など、その土台となる部分が崩れてしまうと、その上に積み重ねてきたものすべてが嘘のように感じられてしまいます。いったい何が本当で何を信じていいのか、それが私にはわからなくなってしまいました。（長沖編 2014: 18）

その後石塚は、精神的な動揺とともに身体の不調を感じるようになり、AID のことが頭から離れず、そのことで母親との関係にも不信の念を抱き、家を出て親と暮らしていた時の息苦しさからは解放されるが、通っていた大学院を退学した（長沖編 2014: 18-20）。

加藤英明⁸⁷は、「DI の事実を知らされるまで、私は両親との親子関係に疑問を持ったことはありませんでした」（長沖編 2014: 41）という。加藤は、父親と性格や嗜好など、似ていない部分を感じながらも、似た部分もあるのではないかと思ひ、血がつながった親子なのだからと自分を納得させていた、という（長沖編 2014: 41）。

加藤は、血がつながっていないという事実を知ったときの驚きを以下のように述べている。

結局、自分と父親は血がつながっていないので顔も性格も似ていなくて当然だったのです。自分にも父に似たところがあるのだろうと、納得させつづけていた努力は無駄だったのです。父と血がつながっている前提で自分の生活を構築してきた私は何だったのか、とんだ欺瞞ではないかと思ひました。嘘の上に成り立っている人生です。DI の事実を知ったとき、自分の人生が土台から崩れていくように感じたのにはこういう思いからでした。（長沖編 2014: 41）

⁸⁷ ここでの加藤の語りは、加藤自身が 4 年前に書いたものを修正したものであり、「四年前と現在では多くのことが変化しており、私の心境も変わっています（2013 年 5 月現在）」（長沖編 2014: 39）。

加藤も石塚と同じように、これまで築いてきた人生が崩れるという体験をしている。

東野りさ（仮名）は、「遺伝上の父親が一生わからないという理不尽さをどう受け止めていくか」（長沖編 2014: 69）に悩み、また、「自分と半分血のつながったきょうだいが、互いにまったく知らないまま、この世のどこかに生きているという得体の知れなさ……自分の誕生に男女の『情』というものが存在しなかったという、絶望にも似た気持ち」（長沖編 2014: 69）を感じている。そして、「今でも AID のことを考えると、自分の半分はどこから来たのだろうという気持ちに」（長沖編 2014: 69）なるという。

木野恵美（仮名）は、「これまでの三一年間の自分と親の関係、暮らしてきた思い出が一瞬浮かんで、それがみんな、ガラガラと崩れ落ち……目の前の空間がゆがんで自分が異次元に行ってしまったような、大きなショックを受けました」（長沖編 2014: 75）と語っている。そして、「この日から二〇年以上経ちますが、今も心の整理の途上にいます」（長沖編 2014: 75）という。

鳩灯子（仮名）は、AID で生まれたという事実を知ったことについて、以下のように述べている。

私はいったい、誰なの？遺伝上の父親は当時の医学部の学生って言うけれど……ただ子どもが欲しいという願望を満たすためにつくらただけの人間なの？自分たちの血を分けた子どもでなくてもよかったの？封建的な家制度を守るために体裁さえ整っていればよかったの？もう、考え出したら決して尋ねることのできないことばかりが、次から次へと浮かんできてしまい、頭の中がパンクしそうになってしまいました。とにかく独りになって気持ちを整理したい、すぐにでも逃げ出して自分だけの居場所がほしかった……。 （長沖編 2014: 75）

鳩も加藤と同じように、「母から告知されるまで、父の子であると疑わずに育ってきました」（長沖編 2014: 91）という。

さらに、鳩の語りには、当時の AID の杜撰さを証明しているものがある。

母は A 型、ずっと B 型だと信じていた父は実は O 型でした。だとすれば AB 型の私は明らかに父の子ではないのです。せめて血液型くらいは配慮すればいいのにと、父がくやしがっていたそうです。私の血液型が判明したときに『騙された』と驚いたらしいです。そして、一緒に生活していく上で血液型を偽ることに苦労していたそうです。（長沖編 2014: 90-1）

告知をしないことが子どものためとされて行われていたにもかかわらず、血液型のように、簡単にその事実が知れてしまうようなことが行われていたことは、あまりにも杜撰であ

るとしかいいようがない。

藤田あや（仮名）は、告知を受けたとき、「多少驚いたものの、いい関係ではなかった父との血のつながりがいないことの解放感のほうがずっと大きかった」（長沖編 2014: 106）、そして、「告知を受けた当時の私は、自分の出自に戸惑いはありましたが、日常生活が送れないほどの衝撃は感じませんでした」（長沖編 2014: 107）と語っている。しかし、その3年後に母が病で亡くなり、うつ症状が出始め、心療内科に通ううちに、その原因がAIDで生まれたことなどにあると感じ始める（長沖編 2014: 107-8）。そして、「自分の生きてきた過去の時間が自分のものでないような気持ちを感じ……事実を知る三二歳までの私は両親の嘘の上に生きてきたと感じ」（長沖編 2014: 108）たという。また、「大人になって告知を受けたことで、自分が根っこから崩れてなくなってしまったような感覚は、当事者以外には非常にわかりづらいと思」（長沖編 2014: 108）うこと、「今振り返ってみて、アイデンティティが崩れるということは、生きつづける意味さえ失う頼りない状態なのだと思います」（長沖編 2014: 109）と語っている。

3-2-2. 親への思い

AIDで生まれたことを知った人は、親に対してどのような思いを抱くのだろうか。それは、それを知るきっかけがどのようなものであったかにも左右されると思われる。

石塚は、育ての父親の病気がきっかけで、母親からの突然の告知を受けた。石塚が、「親との関係で最も辛かったのは、親を絶対的に信頼できる存在として見ていたのに、その親が自分に嘘をついていたということに対し、騙された、裏切られた、と感じてしまったこと」（長沖編 2014: 28）というように、親が何も起こらなければ真実告知をするつもりはなかった、という意図を感じてしまったことの辛さがうかがえる。また、子どもにとって親に対する信頼感情が壊れることの辛さや、それを立て直すことの苦しみ、さらに、親だけでなく他者との関係においても、信頼関係を築くことの難しさがあると感じている（長沖編 2014: 28）。

加藤は、自身が医学部の学生の時に行った遺伝子検査で偶発的に父親と血がつながっていないという事実を知ってしまった。そして、母親に確認し、質問を続けると「あなたは普通の家庭の子としてお父さんとお母さんが育ててきた、それを勝手に血液検査なんかしてあんたが悪い」（長沖編 2014: 50）とまでいわれ、「私がどう感じたか思いやるところか、一方的にあなたが知ってしまったのがいけないと非難」（長沖編 2014: 50）された。そして、29年間も自分は騙されており、「自分のルーツの片方が一瞬で全部空白になりました」（長沖編 2014: 50）と語っている。

東野は、自身も結婚して、別居中だった両親が離婚することが決まったときに、母親からの告知により事実を知る（長沖編 2014: 67-8）。AIDに至った理由は、世間体によるものであり、父親が決め、母親が従ったということであり、そのことに対して、「純粋に『子どもがほしい』という両親の合意のもとにAIDを行わなかったのは、両親にとっても子どもに

とっても不幸なことでした」(長沖編 2014: 68) という。

木野が AID で生まれたことを知ったのは、31 歳のときに父が入院し、自分と血液型が合わなかったことから、母親がごまかしきれずに仕方なく告知したことによる (長沖編 2014: 74)。

木野は、「母に大事に育てられてきたことは十分感じていましたが、私という人間の根幹に関わる最も大切なことについて、嘘をつきつづけてこられたことは、大きな不信感となり、『産みたかった』という母の思いさえもが、エゴに思えました」(長沖編 2014: 75) と語っている。そして、「子どもは親の所有物ではなく、一人の固有の人間であり、子どもが長い一生を偽りの中で生きていくことがどういうことなのか、まったく考えてもらえていなかったことに、大きく失望し……強い怒りを感じました」(長沖編 2014: 75) という。父親に対しては、「やはりそうだったのか」と感じ、それは、父親とは性格、容姿など何一つ似ていなかったこと、父との関係がよくなく、これまで無意識に「この人の血を引いていない」という感覚があったことによる、と語っている。(長沖編 2014: 75)。

鳩は、自身が 30 代後半で、父親が余命わずかとなったときに、病院へ向かう途中で突如母親から告知された (長沖編 2014: 88-9)。それは、たった 10 分程度のもので、聞き返す気力も時間もなく、事実をどう受け入れたらいいのかさえ見当がつかず、「なんで?」「どうして?」と頭の中で繰り返すばかりであった、という (長沖編 2014: 89)。そして、「父親に関して不自由を感じたことはなかったのに、だから逆に、自分が父親だと信じていた人が実は他人だった……自分の慕っていた人が赤の他人だとわかったことはすごいショックだった」(長沖編 2014: 130) と語っている。

藤田は、自身が 32 歳のときに、両親の離婚が決まり、自分が父親の面倒をみなければと母親に伝えたときに告知を受けた (長沖編 2014: 106)。先述のように、当初の衝撃はそれほど大きなものではなかったが、母の死後にうつ症状が出始めたところから、その衝撃は増幅してくる。そして、母への思いを、「今も大好きな母だからこそ、母を信じられないことが悲しいし、AID で生まれた複雑な思いに悩みます」(長沖編 2014: 104-5) と語っている。ただ、母親は AID を選択したことを後悔していなかったようであり、「私は私の子が欲しかったから、誰の子でもよかった」(長沖編 2014: 133) といわれたと語っている。

3-2-3. 提供者への思い

AID で生まれた人にとって、提供者とはどのような存在なのだろうか。

石塚は、提供者に会いたいといい、それは、「自分の身体の遺伝的情報を知りたいという切実な思いや、近親婚の可能性への恐れ」(長沖編 2014: 25) だけでなく、「何よりも自分の出生に、精子というモノではなく、人が関わって自分が生まれているということを確認したいという強い気持ちがあります」(長沖編 2014: 25) と語っている。

加藤は、なぜ遺伝上の父親を知りたいのか、という質問に、「どうして父親を知りたいのか、言葉にはうまく表せない」(長沖編 2014: 39) ことに無力感を感じるが、それは、「きち

んと回答するには私の生い立ちからの長いストーリーを語る必要がある」(長沖編 2014: 39) からだという。

加藤は、事実を知った後、自身で遺伝上の父親探しを始め、これまでに 10 人程度に会っているが、見つかってはいない(長沖編 2014: 60-1)。加藤は、「私は、遺伝上の父親に何を要求するわけではないのです」(長沖編 2014: 62) といいながら、以下のように述べている。

私は一人っ子として育ち、きょうだいに対する願望もありながら、実はきょうだいがいると知らされました。父親が実は遺伝上の父親ではない、という喪失経験もしています。私がどのような遺伝的背景を持つのか、半分分からないために自分でも自分の素質や方向性がわからなくなることもあります。それらの諸問題の中心にいるのが、遺伝上の父親です。父親を知らないというのはとても不気味なことなのです。会ったらどうするか、それはわかりません。少なくとも、現実に関係や金銭関係は法的にありませんから、あくまで一人の他人として接します。しかし私にとって最も興味のある人間の一人です。(長沖編 2014: 62-3)

この語りから、「ルーツ」としての父親の存在がうかがえる。

東野は、遺伝上の父親は誰かという当然の疑問や、「いったいどんな人が、どういう考えで、提供し……どんな風貌で、今どんなふうにいるのかなど」(長沖編 2014: 69) の提供者への複雑な思いを語っている。

木野の場合は、提供者が親戚であり誰かはわかっている。そのことについて、「『自分はこちらから来た』と確認ができることで、何とか自分の足で立ってられる感覚が」(長沖編 2014: 81) あるという。しかし、提供者にはなんの感情も持てず、「愛情、いとしき、あるいは憎しみ、怒りなどもなく、まるで自分がロボットのように妙な感じ」(長沖編 2014: 81) と語っている。「ただ、似ているのはどういうところなのか、また、どんなところで生まれ、どのように育ってきたのか、人となりを知りたいという思いがあり」(長沖編 2014: 81)、それは、「知って、自分が確かにここから来たのだということを確認したい」(長沖編 2014: 81) からであるという。

藤田は、「年に一度ほど『提供者』のことが気になってたまらないときがあります」(長沖編 2014: 112) というが、「私は提供者に何をしてほしいわけでもありません」(長沖編 2014: 112) と語っている。それは、「自分がどこからきて今在るのかを知って安心したい」(長沖編 2014: 112)、そして、名前や姿だけでなく、「どんな姿で、食べ物の好みや、趣味や、考え方や性格、どんな仕事をして、どんな人生を歩んできたのか……それが好ましいものでも、そうでなくても知りたいと思う」(長沖編 2014: 112-3) からである。

3-2-4. 隠し通すか真実告知か

どのケースにおいても、初めから子どもへの告知が前提となっていたわけではなく、何か

のきっかけにより、その事実が告知されることになった。そこには、何事も起こらなければ一生隠されるものとして扱われてきたことが見てとれる。

石塚は、「出自を知る権利」についての議論がしばしば当事者抜きで行われることに「怒り」を感じていた（長沖編 2014: 24）。そして、告知に対して、「私は人が人生の中で何か重要な決断をする前に、この事実は知らされるべきだと思って」（長沖編 2014: 25）おり、「よく大人になってから事実を告げるほうが、子どもが親の不妊の辛さを理解できるからよいのではないかと、と言われることがある」（長沖編 2014: 26）が、それはまったく違う、といい「結婚や出産など、人生の大きな決断を経た後にこの事実を知らされた場合、それまでの自分の人生が揺らぎ、そういった決断にも自信が持てなく」（長沖編 2014: 26）なると語っている。

加藤は、「DIは人為的に、親のわからない子どもを大勢つくって」（長沖編 2014: 63）きており、「最初から父親が確実にわからないのを承知で人為的に子どもをつくりつづけたDIの罪は大きい」（長沖編 2014: 63）という。そして、「生まれてきた子どもは、自分の置かれた状況を甘受せざる」（長沖編 2014: 63）をえない、「しかし、だからこそ、遺伝上の父親を知る権利や、探す権利は行使したい」（長沖編 2014: 63）と語っている。

東野は、「両親には、衣食住や教育など経済面で義務を果たしてくれたこと、そして私がAIDで生まれたと知らせてくれたことについては感謝しています」（長沖編 2014: 67）と語っているが、もともと真実告知が前提となっていたわけではない。両親の離婚が決まり、その時に、かつての母親の父親に対する態度について聞いた時に「本当の父親じゃないから」と告知されている（長沖編 2014: 68）。そして、「まず最初に思ったのが、そんな大事なことをなぜもっと早くに教えてくれなかつたんだ、という唾然とした思い」（長沖編 2014: 68）であり、「それは徐々に自分の中で、怒り、悲しみ、あきらめといった感情に変わって」（長沖編 2014: 68）いった。

東野は告知に対して、「AIDを『隠し事』にせず、子どもがこの事実を受け止めて乗り越える力を信じ、まだ親の手を離れないうちに伝えるのがいい」（長沖編 2014: 69-70）と思うといい、それは、自身の経験から、「子どもには、どんな辛い事実でも、子どもなりに乗り越えていく力があると思って」（長沖編 2014: 70）いるからである。

木野は、「事実を知らなければ、この苦しみからは解放されたのかもしれませんが」（長沖編 2014: 85）といいながら、「しかし、自分が本当のことを知らないまま死んでいくのは、あまりにもみじめなこと」（長沖編 2014: 85）だと語っている。そして、「どんなに厳しい状況になつたとしても、自分がどのように生まれたのかを知ったことは、後悔しません」（長沖編 2014: 85）、それは、「自分で本当の自分を背負って生きられるから」（長沖編 2014: 85）であり、「母が不本意でも私に告知したことは、正しかった」（長沖編 2014: 85）という。

けれども、木野は、「AID、卵子提供、代理出産など、第三者の関わる生殖技術には反対です」（長沖編 2014: 86）と語っている。

告知されるまで父との関係を疑うことがなかつた鳩は、以下のように述べている。

私も今までよく騙されてきたなと思います。疑う余地もなく本物の両親であると信じてきたのです。父が頑張ったのか私が無知だったのかはわかりませんが、想像もつかないことでした。現実には無理だとわかってはいるけれど、一生私の耳に入らない完全犯罪だったらよかったのなと思います。当事者の私が一生気づくことがなければ、私には何も起こらないのです。それこそ無縁なのです。やれるものならば、ここまで頑張っただけよかったと思います。(長沖編 2014: 92)

この語りからは、知らなくて済むのであればその方がよかったという思いがうかがえる。けれども、鳩は、「AID を許す許さない、認める認めないという以前の問題で、どのように良心的に解釈しても受け入れられない」(長沖編 2014: 98) と語っている。

さらに、鳩は、自身が癌に罹患したことがわかり、そして、癌の遺伝性について医師から耳にしたこともあり、「癌の告知を受け病理検査の結果を聞いて、万が一の場合には一生、遺伝上の父親を知ることができないで終わるのだと思ったとき、悔しいというよりも悲しくなりました」(長沖編 2014: 102) といい、その無念さがうかがえる。

藤田は、「AID で生まれたことを知らないほうがいいという意見を持つ方もおられますが、知らないほうがいい出自だと言うほうが失礼」(長沖編 2014: 113) だと思う、といい「私自身は『AID なんてやめてほしい』というのが本音」(長沖編 2014: 113) であると語る。それは、「よくも人の手で勝手につくったなと思って」(長沖編 2014: 113) しまうことや、「生物の命の営みは自然の中で行われるべきだと思って」(長沖編 2014: 113) いるからである。ただ、提供者を知ることができない現状に怒りを感じており、「どんなに残酷な事実であっても、嘘偽りない事実は受け止める作業ができ」(長沖編 2014: 113) るが、「『わからない』ということを受け止めるのは苦しいこと」(長沖編 2014: 113) だと語っている。

3-3. 不妊治療経験者にみられる血縁

1章で述べたように、野田は、提供卵子とパートナーの精子による受精卵を自身で妊娠・出産している。野田は、最初の結婚時に自身の卵子とパートナーの精子で体外受精を行っており、そのことについて、自分たちが欲しいのは、養子ではなく自分たちの血を分けた子どもであると述べている(野田 2004: 106)。そして、再婚後に高齢による自身の卵子の劣化が原因で体外受精に成功しなかったことから、卵子提供を選択する(野田 2011: 10-34)。そのことについて野田は、「私たちの子どもには間違いなく夫の DNA が受け継がれるのであって、それだけでも有難いことではないか」(野田 2011: 31) と述べている⁸⁸。

安田裕子が行った不妊治療経験者へのインタビュー調査における当事者の語りには、「あくまでも自分と夫の子どもが欲しいだけで、どうしても子どもを産みたいわけじゃ、まあ産

⁸⁸ この時には「一時は全く血の繋がっていない子どもをもらおうとまで検討したこともあった」(野田 2011: 31) と述べている。

みたいんだけど、他人の卵とか精子をもらってまで産みたいわけじゃないんです」(安田 2013: 62) というものがある。

荒木晃子が行った卵子提供による渡航治療経験者へのインタビュー調査における当事者の語りには、「夫の子どもを産むために、いつも一人で渡米しなければならない……私は自分の児を諦めなければならないのに、夫は自分だけ、ずるい！」(荒木 2013: 90) というものがある。

以上のように、女性側にも強い血縁意識があるケースもあることがうかがえる。

不妊治療における血縁志向について荒木は、「家族の境界をかたくなに血縁に求めることで治療が長期化し、ついには精子・卵子の提供や代理出産など身体的、さらには道徳的な境界を超える動機につながることもありうる」(荒木 2013: 87) と指摘している。

次に、荒木の調査において、親族間における精子提供がもたらした事例についての考察を紹介したい。

夫の無精子症が原因で不妊治療中の夫婦が、他者からの精子提供を検討する過程で、家族におきた出来事である。カップルは、婚姻 2 年目に夫の不妊症が発覚し、その時点で、年上の妻の卵子を凍結していた。当時、国内で匿名の精子提供の可能性があることを検討するも、血縁にこだわる夫の希望で、夫の実弟 A 氏 (当時は独身) へ精子提供を依頼し、同意を得た。しかし、その後、A 氏は婚約者の B 子さんと結婚する。A 氏の妻となった B 子さんは、「A の子どもを義理の姉が産むことに抵抗がある」と精子提供を拒否した。この B 子さんの語りは、「自分たちの子どもも生まれていないのに」と同様に、(夫が) 実兄へ精子提供を拒否した特徴的な語りであった。(荒木 2013: 91)

この語りから、血縁に対するこだわりと、きょうだいであることがもたらす規範がうかがえる。そして、たとえ性行為が伴わないとしても、自分の夫と血縁のある子どもを義姉が産むことへの嫌悪感が見られる。これは、AID がもたらす問題の一つを見事にあらわしている。実兄にとっては、弟の精子の方が血縁的には近いいため親近感がわきやすいことが考えられる。しかし、他者の精子であれば、実兄にとって子どもとの血縁はなく、弟からの精子提供に比べ、子どもとの距離を感じる可能性がある。また、他者からの精子提供は、B 子さんに影響を与えないが、夫からの精子提供は、B 子さんにとって、自分の夫が義姉と子どもをもうけたことと同じであり、耐え難いものとなる。このケースでは、実際にはきょうだい間における精子提供は行われなかったが、もし、これによって子どもが生まれた場合は、真実告知において、子どもが受けるショックや複雑な感情も問題となる可能性がある。

3-4. セクシュアル・マイノリティの家族形成における血縁

生殖補助医療技術の進展は、不妊患者に挙児の可能性をもたらしただけでなく、セクシュアル・マイノリティの人たちにも子どもを持つことの可能性をももたらした。先に述べたよ

うに、セクシュアル・マイノリティの人たちが子どもを持つことについては、本稿の範疇を超えるため議論はしないが血縁に関わる点を少し触れておく。

遠矢和希によれば、「欧米においては 1980 年代からシングル女性やレズビアンカップルが精子提供を利用する例があり、追跡調査も多く行われている」（遠矢 2013: 131）という。

遠矢は、アメリカにおいてセクシュアル・マイノリティが親になる場合に、自身とパートナーどちらかと生物学的につながりのある子どもがよいのであれば生殖補助医療を利用することを紹介している（遠矢 2013: 137）。

そして、同性カップルが生殖補助医療を利用する場合に、どちらが子どもの生物学的親になるかについて問題になることがあり、レズビアンカップルが一方の卵子と他方の子宮を用いることでどちらも妊娠・出産に参加できることや、ゲイカップルが、それぞれの精子と提供卵子で胚を作って双子をもうけるケースがしばしばあることが知られているという（遠矢 2013: 137）。

また、レズビアンカップルが出産しない側の親族の精子を用いて、カップルのどちらとも生物学的なつながりのある子どもを得るケースや、ゲイカップルのうち精子を提供しないほうの親族女性が卵子ドナーになることにより、カップル両者と生物学的なつながりのある子どもが生まれるようにするケースがあることを述べている（遠矢 2013: 138-9）。

遠矢は、セクシュアル・マイノリティの生殖補助医療の利用そのもの、家族形成そのものに批判的な当事者もいることも指摘し、次のように述べている。

そもそも、子どもの出自を知る権利、健康面の追跡調査など ART で生まれる子どもの福祉や、配偶子ドナー・代理母の尊厳を守る方策を置き去りにしたまま、「子どもが欲しい」欲望を野放図にして ART 利用を拡大することが適切かどうかについても議論されるべきであることはいうまでもない。（遠矢 2013: 148-9）

日比野は、男女カップルの依頼者とゲイカップルの依頼者を比較して、ゲイカップル依頼者に対してエージェントが、「自分のところでもゲイカップルのケースを扱っているが、自分は、ゲイは好きではない……子宮さえあれば誰でもいいという感じだ」（野辺・松木・日比野ほか 2016: 66）と述べたことには、ゲイに対する偏見が含まれているが、興味深い点もあるといい、以下のように述べている。

代理母の身体に対する距離のとり方が、男女カップルの場合とゲイカップルの場合とでは、異なることが示唆されている。ゲイカップルの場合、この証言通り代理母に関心がないのだとすれば、それは裏を返せば、代理母の身体に対する過干渉や、虐待といった問題が生じにくいともいえる。（野辺・松木・日比野ほか 2016: 66）

しかし、代理出産自体がもたらす代理母の身体への侵襲性があることに変わりはない。

そして、日比野は、「ゲイカップルのペアレンティングは、オープンで多様な家族のモデルケースになるかもしれない」（野辺・松木・日比野ほか 2016: 68）といいながらも、「このような生殖や家族構成がまだまだマイノリティである社会で、子どもがどのように自らの出生を捉えるか、どのように適応していくことになるかは、ほとんどわかっていない」（野辺・松木・日比野ほか 2016: 68）と述べている。

また、『COSMOPOLITAN』の UK 版に、ゲイカップルの兄が、妹から卵子提供を受けてパートナーの精子との IVF⁸⁹により子どもを持つようとしているという記事が掲載されていた⁹⁰。その兄は、自分たちの DNA を引き継ぐ子どもを持つには妹の卵子提供しか可能性がない、と言っている。そして、それぞれの家系が持つ、性格的特徴や身体的特徴を子どもに求めている。さらに、その子どもを産むのは妹ではなく、代理母を利用すると言っている。

このように、セクシュアル・マイノリティカップルにおいても、血縁にこだわる傾向があることがうかがえる。

3-5. 考察

3-5-1. 子どもを「育ててみたい」≠養子でもいい

浅井は、不妊女性の子どものほしい理由における「育ててみたい」に養子縁組という選択肢はなく、それはあくまでも自分の産んだ自分の（あるいは自分たちの）遺伝子を持った子どもであることを指摘している（江原編 1996: 278）。

浅井は、不妊女性が血縁の子どもに固執することについて考えられる点を三つあげているが、その第一の理由として、以下のように述べている。

女性にとって子どもをもつことのメリットは、家族制度を生きた時代に比べて格段に少なくなっているということである。女性の社会的活動が認められるようになり、その評価がなされてみれば、その継続や社会的評価に対するメリットは、子どもをもって家庭の中でその誇らしさだけに満足していただける状況ではないということである。まして、夫婦の血縁でない養子の養育などは考えられないということではなかろうか。

（江原編 1996: 278）

確かに現在の少子化の原因の一つとして女性の社会進出があげられることは多く、キャリアと子どもを養育することの選択においてキャリアが優先されることもある。けれども、それは子どもを持つか持たないか、または子どもの人数ということに影響することであり、したがって、一人しか持てないのであれば、「血縁のある子」のほうがいいと考えることはあるだろうが、子どもを持つことのメリットの低下が、「血縁のある子」に固執し、養子の

⁸⁹ In Vitro Fertilization の略。体外受精。

⁹⁰ COSMOPOLITAN UK ホームページ, 2016/8/5 付 (2018 年 2 月 28 日取得, <https://www.cosmopolitan.com/uk/reports/news/a45138/brother-and-sister-are-having-a-baby-together-not-incest/>).

養育が選択されないとするのは、いささか説得力に欠けると思われる。

それは、子どもを持つことのメリットが低下したのであれば、子どもにかかるコストも低下してよさそうなものであるが、そのような傾向は見られない。多くの子どもが塾に通い、今でも一部では「お受験」熱も存在している。コストがかかることが子どもを持つことのデメリットであるならば、それが子どもを持つか持たないか、またはコストから算出した養育可能な人数の子どもを持つという選択につながり、現在の状況はそのことを反映していると思われる。そして、コストがかかるのであれば、そのコストに見合った結果を残してほしいという思いが、子どもの養育、教育に注ぎ込まれ、それが一つの社会的評価⁹¹として捉えられているように思われる。

したがって、子どもを持つことのメリットが低下したというよりは、子どもを持つことの意味が変容したと捉えるほうがよいのではないだろうか。

浅井は、第二の理由として以下のように述べている。

子どもの養育の難しさ（今日的な子どもをめぐる問題化状況）があげられるだろう。不妊女性は、「子どもの欠点を自分たちの血を引かないことに転嫁しそう」とか、近所の母親たちから今日の教育問題や競争で子育てが行われている状況を聞き、「わざわざ養子を迎えてこんな環境の中に放り込むのかって、真っ先に思いましたね。いらないうて思いましたね。自分の子どもはほしくせに、養子・養女となるとそういうことがでてくるんですよ」と養子を拒否する理由を語る。家族的・社会的評価は別として、「子どもを育ててみたいが養子はいやだ、でも自分の子どもはほしい」、これが不妊女性の偽らざる心境なのではなかろうか。（江原編 1996: 278-9）

筆者は、不妊女性に限らず、多くのカップルが子どもとの血縁にこだわり、血縁関係のない里親や養子縁組を選択しない理由の一つが、ここでいう、「子どもの欠点を自分たちの血を引かないことに転嫁しそう」にあると考えている。これは5章でも述べるが、里親養育やステップファミリーにおいて子どもとの関係がうまくいかないときに、その理由を血縁に還元してしまうことが、非血縁親子関係の崩壊につながることにあらわれている。

実際には、血縁があっても子どもとの衝突は起り、それにどう対処してよいか迷うことはよくあることである。しかし、血縁がある場合は、その理由を血縁に転嫁することはできず、他の理由を探したり、自分の子どもだから仕方ないとして受け入れながら試行錯誤する。けれども、血縁がない場合は、その理由が「血縁がない」ことに転嫁されやすい。それは、問題の理由がわからないことが「不安感」をもたらし、理由がわかることが「安心感」と解

⁹¹ 浅井も「子産み」が社会的評価につながることは述べているが、それは自己実現の選択肢のひとつでしかないという（江原編 1996: 279）。そして、「子産み・子育て」と社会的活動の「両者をこなした女性が日本の社会ではエリート女性と言われるのではなかろうか。しかし、現在、これは一部の女性が享受しえることであるのかもしれない。エリートになれない多くの女性にとって、『子産み』は依然として自己の存在証明であることに変わりがない」（江原編 1996: 279）と述べている。

決方法をもたらすため、その理由として一番思いつきやすく納得しやすいのが「血縁がない」ことであるからだと思われる。

しかし、「血縁がない」ことを理由とした瞬間に、もはや非血縁親子関係における血縁を克服することを不可能にしてしまい、親子関係における相互の信頼を獲得することを困難にすることは、里親養育にも見られる。

最後に、浅井が第三の理由として次のように述べている。

結婚の成就が「子産み」によって完成されると考えられているからではないか、ということである。つまり、「子産み」が夫と妻の性愛の証と受けとられているということである。私は、ある不妊女性の、夫婦の血縁の子どもは「男と女の出会いのシンボルみたいな意味」ということばが忘れられない。それは、日本の近代家族の中にも、ないがしろにされてきたと思われる「性愛」というものがあつたのだという感慨であつたのかもしれない。しかし、男女の性愛の証が真摯に生殖に求められているのが、不妊のカップルであるという事実に皮肉を感じずるが、子どもが性愛の証であることが養子を否定する理由であるとすれば、近代家族の排他性を感じないわけにもいかないのである。

(江原編 1996: 279-80)

そして、「日本の女性が望んでいる家族は、完璧な（私と夫の遺伝子を受け継ぎ、私が産んだ）子どものいる『完璧な家族』である……だからこそ、不妊の女性たちは辛い不妊治療であろうと体外受精であろうと受け入れ、その完璧な家族の実現を目指そうとしているのではないかと思われる」（江原編 1996: 280）という。

筆者も、浅井がいうように、日本の挙児を望む多くの女性が求めているのは「私と夫の遺伝子を受け継ぎ、私が産んだ」子どもであると考え。そして、不妊という事実に直面した時に、「完璧な家族」に一番近いところにいるための選択（タイミング法に始まり、顕微授精や配偶子提供、代理出産など）をしようとしているのではないだろうか。

3-5-2. 不妊治療の代替としての養子

野辺（2018）の中でも不妊治療の代替としての養子縁組は見られたが、安田の調査における当事者の中にも、不妊治療をやめて養子を迎えることを選択した人の語りが見られる。そこでは、養子を迎えることについては、「そんなのもあるよねとは思っているけど、まったく自分の選択として捉えてはいない」（安田 2013: 72）ものであつたことが語られていた。そして、「非血縁の子どもを育てることが、ひよんなことから身近なこととなった」（安田 2013: 72）という。

このことから、初めから不妊治療と養子縁組という選択肢があつたわけではなく、まず治療を始めて、その治療がなかなかうまくいかないという過程のなかで、「治療をやめるかやめないかという頃に、非血縁の子どもを育てることを意識する出来事に遭遇し」（安田 2013:

70)、養子縁組という選択をしていったことがうかがえる。不妊と診断された人が持つ選択肢は、不妊治療、養子縁組、子どもを持たない人生となり、初めから養子縁組が選択されないこと背景には、血縁志向があると思われるが、それを後押しする生殖補助医療技術の進展があることも忘れてはならない。人工子宮だけでなく、iPS細胞からの生殖が可能になれば、不妊の問題はなくなる。そして、養子縁組は不妊治療の代替としての選択肢でもなくなる。そのような状況において、社会福祉的観点から養子縁組をする人がどのくらいいるのだろうか。

3-5-3. AIDで生まれるということ

東野の「子どもがほしい」という両親の合意がなかったことがもたらしたものは、自分が両親に望まれて生まれたわけではない、ということであり、それが「自分の誕生に男女の『情』というものが存在しなかったという、絶望にも似た気持ち」という語りによくあらわれている。やはり、子どもは「自分が親に望まれて生まれてきた」という前提を必要としているのではないだろうか。

また、AIDにおいては、その選択において、夫婦のどちらが主体となったかによって、父親の子どもに対するスタンスが変わることもあるだろう。夫が主体となった場合は、家の存続や自身が不妊であることを隠すためなどの可能性もあるが、父親として子どもに積極的に関与することは考えられる。しかし、妻側が主体となり、夫が積極的でなかった場合には、父親として子どもに積極的に関与しないことも考えられる。そして、その姿勢が子どもに不信感を与えるようなものである場合、子どものなかに父親に対する違和感が生まれることになるのではないだろうか。

そもそも隠すことが前提となっていたのは、AIDという事実なのかそれとも父親の不妊なのか。おそらく、その両方に加えてAIDという事実を子どもが受け止められないと考えられていたこともあるだろう。また、3-2-2の母親の語りに見られた「私は私の子が欲しかったから、誰の子でもよかった」というものもある。この語りが含意するものは、母親の自分の遺伝子を残したいという思いだろうか。だとするならば、それは精子バンクを利用して選択的シングルマザーになる人たちと同じようなものではないだろうか。

3-2-4の語りからは、「完全犯罪だったらよかった」というものもあるが、血液型に対する配慮がなかったものがあつたことや、高い確率での親子鑑定が可能になった現代においては、その事実が露見するリスクは高い。

AIDで生まれた人たちの語りの中には、早い段階で真実告知をしていれば、受け止められたという語りもあるが、それができるかどうかは人それぞれである。

長沖は、第三者が関わる生殖技術の是非を問う議論について、以下のように述べている。

子どもを持つこと、家族の意味をも問い返すことにならなければいけないでしょう。なぜ子どものいない人生ではいけないのか、なぜ養子ではいけないのか、なぜ他人の産

んだ子どもたちと交流することではいけないのか……，このような意味が問われなければ，本質的な解決にはならないでしょう。（長沖 2014: 191）

長沖のいうように，子どもを持つことや家族の意味が変容しつつある現代社会において，不妊を解決するためとして当然のように行われてきた AID などについて，再考することが求められている。

3-5-4. 自分はどこから来たのか——血のつながりが意味するもの

3-2-3 の加藤の語りからは，自分と「つながっている」存在への思いがうかがえるが，そのつながりには，生活（時間）の共有などにより構築されたものではなく，「血（遺伝的に）」という「切っても切れない」つながり，すなわち「ルーツ」としての血縁が含意されていると思われる。そしてそのことが，多くの人に提供者を知りたいと思わせるのではないか。だからこそ，3-2-2 の語りに見られたように，育ててくれたこととは無関係に父親を「赤の他人」とってしまうのではないか。

長沖は，AID で生まれた人の語りにおける共通点として，「親の嘘の上に人生が成り立っていた，長い間，親に騙されてきた，裏切られたという怒りであり，一方で，自分は何者か，自分の半分はどこから来たのだろうという不安感」（長沖 2014: 178）があることを指摘している。ここに，血縁がアイデンティティと接続されていることが見られる。

長沖は，アイデンティティについては，「親から伝えられたさまざまな枠組み，何よりもその根幹にあった『血のつながった家族』が壊されることによって，自己の連続性が根本的なところで揺るがされ」（長沖 2014: 178）る，と述べている。

AID で生まれた人たちの語りには，小さい頃から性格や嗜好などの似ていない部分に関して違和感があったケースがある。しかし，このようなことは，実際に血のつながった親子にも起こりうることであり，AID で生まれた人たちに特有のものとはいえない。何人かの語りには，告知を受けるまでまったく疑わなかったケースなどもある。けれども，あると思っていた父親との血縁がなかったということは，自身のアイデンティティを揺るがすものであることがわかる。ただ，AID や出生時の取り違えに気づかず，普通に生活している人が多くいることも事実である。また，血縁があっても親子関係に違和感を覚えるケースがあることを考えれば，同様のケースがあることもあるだろうし，先述のように父親の態度が AID の影響を受けており，それに違和感を覚えたケースもあるだろう。

しかし，関係がうまくいっていようがまいが，AID（父親と血縁がない）という事実は，自分を構成するアイデンティティ，すなわち自分がどこから来たかということの半分を失うものであり，子どもに衝撃を与えるのである。

3-5-5. 身体とアイデンティティ——血縁を残せない身体

血縁とアイデンティティの関係は，子どもにとってだけでなく，親に対してもその影響を

及ぼす。

2章で述べたように、「不妊は、まず家族の理想に対する逸脱として意味づけされていると捉えられねばならない」（田間 2001: 214）とするならば、不妊の原因である自身の身体と逸脱を関連づけ、自身のアイデンティティに揺らぎを感じる人もいるだろう。だからこそ、男性の不妊というアイデンティティを隠すために、AIDは60年も続けられてきたのではないだろうか。

しかし、無精子症における顕微授精の場合は、同じ症状が男児に遺伝する可能性があり、その場合常に顕微授精がつきまとうことになる。そこで、その関連遺伝子をゲノム編集の利用により取り換えることができるとして、それを治療と呼ぶことができるのだろうか。それは、遺伝子操作とはならないのだろうか。

そして、女性の不妊は、ジェンダー・アイデンティティとも関連しており、代理出産を選択するということがさらなるアイデンティティの揺らぎをもたらすことも考えられる。またそこには、同性である代理出産を引受ける女性の身体への侵襲性への懸念も含まれる⁹²。

さらに、後述するが、障がいがある子どもが生まれた場合に、その要因が自身の身体に関連づけられた場合にも、アイデンティティの揺らぎをもたらすことが考えられる。

3-5-6. 血縁から「遺伝子」「DNA」へ

これまで見てきたように、生殖補助医療の現場では、明らかな血縁志向が見られた。そして、生殖補助医療技術の進展がそれを強力に後押ししていることも明らかとなった。

向井の遺伝子に対するこだわりは、まさに浅井の指摘するところであると思うが、もう一つ重要なことは、家系の繋がりではなく、遺伝的なつながりが強調されている点である。これは、遺伝的なつながりが重視されているということだけでなく、親子のつながりを「血」ではなく、「遺伝子」で語ることが一般化されていることを示している。野田も「DNA」という表現をしており、生殖補助医療が多くの人に知られることとなったことや、遺伝子研究の発達により、「遺伝子」や「DNA」という表現の方が、「血縁」よりも一般的になりつつあることがうかがえる。

以上のように、生殖補助医療の進展により、遺伝的なつながりのある子どもを持つことの可能性がひろがったことが血縁志向を強化しているように見える。その一方で、かなり前から行われている、男性不妊の問題を隠蔽、解消するという側面の強いAIDが、社会状況の変化や子どもの出自を知る権利により、問題化されている。そしてそれは、親子関係における血縁がアイデンティティ形成に影響していることにより、「隠すべきこと」「精子提供者が匿名であること」がAIDで生まれた人のアイデンティティに揺らぎをもたらした。

⁹² 向井夫妻が代理出産を依頼した女性は、その後も他の方の代理出産を引受けたが、何ケースか目にトラブルに見舞われ、子宮破裂を起こし、それ以降、代理出産はもちろん、自身の子どもを妊娠・出産することができないようになってしまったという（野田 2011: 61）。

血縁は、自分がどこから来たのかという、自分の構成要素を意味するものである。そして、父親、母親の愛情の結果としての自分の存在ということが理想とされているため、その基本路線と異なるものは、何らかの形でアイデンティティに影響を及ぼす。

おわりに

ここで、第Ⅰ部を総括する。第Ⅰ部である1章から3章では、親子と血縁にかかわる問題や先行研究を検討した。これまで検討してきた事象を図2-1に当てはめると、以下のようになる。

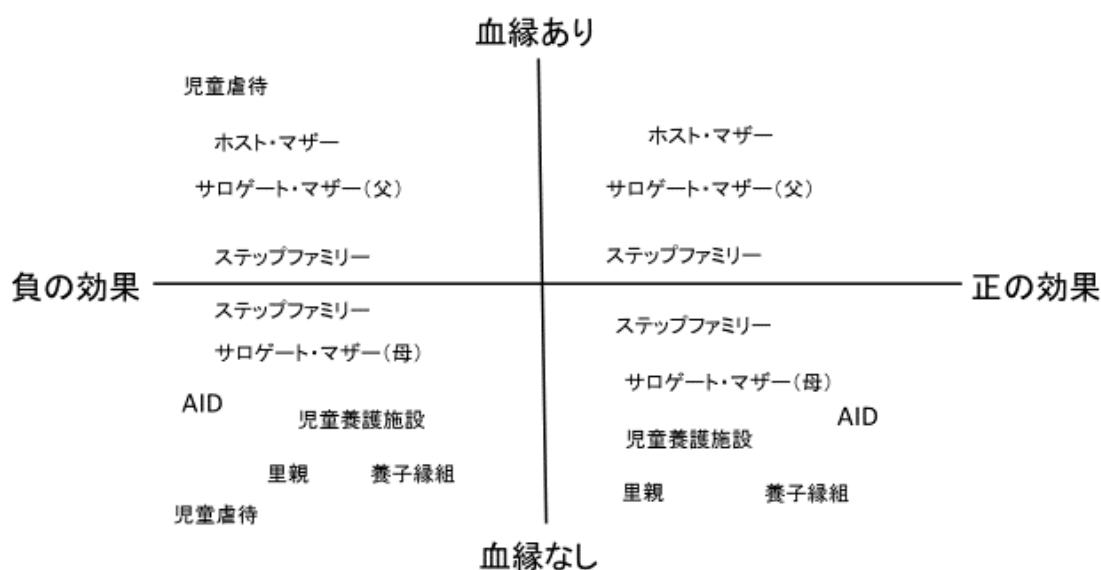


図3-1 養育者と子どもの血縁からみた事象の位置づけ

これまでの、生殖補助医療や里親や養子縁組などのそれぞれの事象における親子（養育）関係の血縁には焦点が当てられたが、親子（養育）関係における血縁から、それぞれの事象が検討されることがなかった。そのため、さまざまな親子（養育）関係における血縁がどのようなものであるか、ということが検討されなかったことにより、それぞれの事象における血縁意識がかかわっていると考えられる問題に、その対処法を提示することができなかった。

しかし、このようにこれまで個別に捉えられてきた問題をこの枠組みを用いることにより、その関連性を捉えることができたと思う。さらに、その関連性を捉えることによって、それぞれの知見が他の事象に応用できる可能性にも期待できる。

したがって、第Ⅱ部である次章からは、この枠組みを用いて、さまざまな事象を血縁（意識）という視点から検討する。

第Ⅱ部 血縁意識とアイデンティティ

4. 実親の代替としての人的ネットワーク——児童養護施設と退所者の困難

前章までの第Ⅰ部では、図2-1の枠組みを用いて、これまでの親子（養育）関係における血縁にかかわる問題を整理し、この枠組みを用いて親子（養育）関係における事象を捉えることの意義を明らかにした。以降、この枠組みを用いてさまざまな事象を検討し、結論に導きたい。

第Ⅱ部の始まりである本章では、児童養護施設を検討する。それは児童養護施設における実践と、施設出身者の経験から、現代社会において、親が子どもにどのような機能を果たしているのかを捉えることと、血縁者である実親を頼れないということがもたらす問題を捉えることができると考えるからである。そして、施設退所者が実親を頼れないことによって遭遇する困難と、その克服の一助となることが期待できる人的ネットワークについて論ずる。本章は、図2-1の第2象限と第3象限、第4象限に該当する。

4-1. 実親と暮らせない子どもたち

近代日本の社会的養護の始まりは、戦災孤児の養護からである。現在およそ4万5千人の児童が社会的養護のもとで生活している⁹³が、その多くが施設養護である。欧米諸国では、里親による養育が一般的であるが、先述のように日本では里親による養育が進まない。

児童養護施設⁹⁴には、事情により親と生活することができない子どもが入所している。家族にかかわるさまざまな要因変化の結果、入所理由は、以前の経済的理由から虐待へとシフトしており、入所者の半数以上が被虐待経験を持つ⁹⁵。

現在では、大学のユニバーサル化等、若者の就学期間が延びており、子どもの自立年齢は次第に高くなっていると思われる。しかし、児童養護施設では、児童は基本的に高校卒業と同時に退所しなければならない⁹⁶。また、児童養護施設入所者の大学等進学率は、約1割と

⁹³ 厚生労働省 2017a: 1.

⁹⁴ 児童福祉法第41条。「児童養護施設は、保護者のない児童（乳児を除く、ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。）、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設である。」

⁹⁵ 厚生労働省 2017a: 59.

⁹⁶ 児童は基本的に高校卒業と同時に退所しなければならないが、児童福祉法第三十一条により、「都道府県は、第二十七条第一項第三号の規定により…児童養護施設、……に入所した児童については満二十歳に達するまで、…児童福祉施設に在所させる措置を採ることができる」とされており、2011年12月に厚生労働省雇用均等・児童家庭局長より「児童養護施設等及び里親等の措置延長等について」（雇児発1228第2号）の通知が出され、措置延長を積極的に利用するよう助言している。この通知では、大学等や専門学校等に進学、就職又は福祉的就労をしたが生活が不安定で継続的な養育を必要とする児童等に活用することができるとされている。また、これまでは中学校卒業後に就職したり、高等学校等を中退したりした児童は措置解除されるのが通例であったが、「……卒業や就職を理由に安易に措置解除することなく、継続的な養育を行う必要性の有無により判断すること」とされた。しかし、児童相談所の一時保護所にいる、児童養護施設等への措置を待機している児童の多さなどの問題から、特に都市部では措置延長が積極的に利用できない状況にある。

一般の五分の一程度しかなく、退所と同時に就職する児童が約7割となっている⁹⁷。

措置期限⁹⁸による児童養護施設退所者の多くは、実親を頼ることができない。一般に若者は、自立後、さまざまな困難に遭遇するが、親や家族は、そうした困難を乗り越える上で重要な人的資源であると考えられる。しかしながら、児童養護施設退所者は、退所後に直面するさまざまな困難において、身近に気軽に相談できる相手がいないことが多い。これらのことから、児童養護施設退所者と一般家庭出身者の「若者の自立」にかかわる条件の格差は、拡大していると考えられる。

では、実親を頼ることができない児童たちは、どのような困難を抱え、それを克服した、またはしようとしたのか。そして、児童養護施設は、そのためにどのような支援をしているのだろうか。実親を頼れないという状況がもたらす負の効果は大きい。したがって、児童養護施設退所者にとって、実親の代わりとなる、さまざまな困難を克服することが期待できる人的ネットワーク⁹⁹を形成することが重要であると思われる。しかし、まさに児童養護施設退所者であるということが、人的ネットワーク形成の困難さを生み出している可能性もある。

4-2. 親の代替としての人的ネットワーク

これまで、児童養護にかかわる法改正や行政による処遇改善などは進められているが、児童養護施設のユニット化¹⁰⁰、人員不足によるリービングケア（後述）・アフターケアの不足など、実態が伴っておらず、それを補完するための枠組み作りが整っていない観がある。一般社会では、宮本みち子がいうように、「親から完全に独立するに至らない期間が長期化した」（宮本 2012: 61）にもかかわらず、児童養護施設では基本的に高校卒業と同時に自立を強いられる。現代の日本社会において18歳で親を頼らずに自立をすることは非常に難しく、社会保障的な支えによって補完されるべきであるが、その対応は十分とはいえない。

一般的には、経済的に自立するまでは親の支援によって生活における問題や不安がフォローされているが、高校卒業後に退所した児童の多くはその親を頼ることができない。したがって、彼らは実親という血縁者以外の人的ネットワークを構築することが必要とされる。

そこで本節では、その補完の一端を担うことが期待できる人的ネットワーク（友人、児童

⁹⁷ 厚生労働省 2016a: 4.

⁹⁸ 児童は基本的に高校卒業と同時に退所しなければならないが、児童福祉法第三十一条により、「都道府県は、第二十七条第一項第三号の規定により……児童養護施設、……に入所した児童については満二十歳に達するまで、…児童福祉施設に在所させる措置を採ることができる。」とされている。

⁹⁹ 本稿では、人的ネットワークを友人や相談相手などの信頼できる人間関係と定義する。家族などの人的資源には、経済的支援も含まれるが、家庭復帰できない児童養護施設退所者は親からの経済的支援を期待できない。友人関係などは、パーソナルネットワークとして捉えられるが、パーソナルネットワークは、「特定の個人がとり結ぶ人と人との関係に限定ないし特定化している」（森岡編 2000: 5）ため、団体や組織が含まれない。社会関係資本（Coleman 1988=2006: 214-8）では、「恩義と期待」、「情報チャンネル」、「社会規範」の三つの形態として捉えているが、本稿における人的ネットワークには、その一つである「恩義と期待」は必ずしも含まれていない。支援する側は、当事者がその資源を利用することによって、状況の改善がはかれればそれでよいのである。

¹⁰⁰ 児童6~8人と職員3人位を1ユニットとし、施設内で小規模グループケアを行う。

養護施設、当事者支援団体)に着目し、当事者の視点からその効果を検討する。

4-2-1. 友人

友人は、一緒に遊んだり、相談にのってもらったり、若者にとって重要な人的ネットワークであると考えられる。一般的に若者は、それぞれのライフイベントにおいて新たな友人関係を形成する機会がある。しかし、児童養護施設への入所経験は、後述するように、他者から中傷されることもあることなどからスティグマとなりやすく、退所後に学校や職場で新しい人的ネットワークを形成することを困難にする可能性がある。また、退所者の大学等への進学率は低く、中小企業に就職した場合には、同年代と知り合う機会も少ないと推測できる。そのため、自分の出自を知った上で形成された小・中学校、高等学校等の友人のような、施設入所時からの友人関係を継続することが重要となるのではないだろうか。

特に、退所後に家庭復帰できなかった場合は、実親を相談相手にできる可能性が低く、施設入所時のように気軽に相談できる職員が近くにいるわけではない。職場などで上司やそれにかわる相談相手が見つければよいが、そうでなければ友人が最初に頼れる人となる。

4-2-2. ネットワークとしての児童養護施設

児童福祉法第41条に「児童養護施設は、……退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設とする。」と明記されている。宮本がいうように、「ポスト工業化の時代に入ると、高学歴化と晩婚化とが相まって成人期への移行のプロセスが長期化し、……学校にいる期間が長くなり、社会に出た後も未婚状態が続き、親から完全に独立するに至らない期間が長期化した」(宮本 2012: 61)ことから、高校卒業と同時に自立を強いられることに困難がともなうことは容易に理解できる。

したがって、児童養護施設におけるリービングケアやアフターケアが、児童の退所後に大きな影響を与えることになる。リービングケアは、退所後の生活を想定し、自立の準備をするためのものであり、冠婚葬祭におけるマナーや銀行口座の開設などの一般常識を学んだり、自立プログラム用の部屋で炊事を含めた一人暮らしのシミュレーションなどを行ったりする。アフターケアの具体的な内容としては、職場や居宅訪問、トラブル発生時の解決指導、結婚・出産・育児等に関する相談等多岐にわたるが、これらは、退所者と施設職員の信頼関係が継続していることを前提に成り立つものである(長谷川・堀場編 2007: 135)。

退所者が実親をあてにできない時に、児童養護施設は、いつでも相談できる重要な人的ネットワークであると考えられる。

4-2-3. 当事者支援団体

当事者支援団体とは、児童養護施設や里親など、社会的養護を経験した人たちの支援などを行っている団体である。現在、「CAP センター・JAPAN」「ひ・まわり」「日向ぼっこ」「LIBERAL FAMILIAR」「白ひげ」「COLORS」「ZIRITSU」などの団体があり、当初は

十数団体しかなく規模も小さかったが、団体の数は増加傾向にある。

たとえば、当事者支援団体の先駆けともいえる「日向ぼっこ」¹⁰¹は、主な活動として、居場所づくり、サポート、「児童福祉施設や里親家庭で生活している・いた人の声」の集約とその発信を通じた「児童福祉施設や里親家庭で生活している・いた人の声」の普及啓発を行っている（NPO 法人日向ぼっこ 2009: 14-27）。

居場所づくりとしての「日向ぼっこサロン」（週 5 日開館）では、訪れた人同士がおしゃべりをしたり、ご飯をいっしょにつくって食べたりと自由に過ごしながらか、交流を深めてもらうことを目的としている。サポート活動としては、退所後の悩み事や困っていることなどへの対処、進学・資格取得のための学習サポート、施設や里親家庭を巣立つ直前直後のサポート、施設で暮す子どもたち向けのハンドブックの作成などを行っている。「児童福祉施設や里親家庭で生活している・いた人の声」の集約、普及啓発活動としては、勉強会の開催、児童福祉施設への訪問、行政や援助機関への報告、講演、インターネットサイトの運営、通信・出版物などの発行、調査・研究などと積極的に行っている（NPO 法人日向ぼっこ 2009: 14-27）。

「日向ぼっこ」は、通常のサロン以外にもさまざまなイベントを開催している。団体として社会的養護にかかわるイベントに参加したり、キャンプを企画して、現在児童養護施設で生活している子どもにも参加を募り、お互いの意見や思いの交換をすることで現状を把握し課題をまとめ、活動の指針にしたりしている。また代表者は、厚生労働省社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会の委員を務めたこともあり、状況の改善に向け積極的に活動している。そのような代表者の人柄に惹かれて、地方から来る利用者もいる。ホームページでイベントの告知や活動の詳細が報告され、メールによる相談も行っており、直接来館することができない人への対応もしている。

このように、「日向ぼっこ」のような当事者支援団体は、退所者にとって重要な人的ネットワークになると期待できる。

4-3. 調査の概要

本調査におけるデータは、児童養護施設 Z（関東圏）退所者 6 名、当事者支援団体 Y 利用者 6 名、当事者支援団体 Y 代表者¹⁰² 1 名、児童養護施設 Z 職員（男性、40 代、勤続 17 年）1 名に対するインタビューから得られたものである。インタビューは、2012 年 6 月から 11 月にかけて、1 人に対して 1 時間から 2 時間、半構造化面接法で行った。児童養護施設退所者には、略歴や退所後の困難、施設への要望などを聞き、当事者支援団体利用者には、前者のものに加えて当事者支援団体利用のきっかけなどを聞いた。当事者支援団体代表者には、設立までのいきさつや現在の活動などについて聞き、児童養護施設職員には、施設の現

¹⁰¹ NPO 法人 2006 年より活動を開始し、社会的養護の当事者参加推進団体として活動してきたが、2013 年より「多様性が尊重される社会の実現」を目的とする団体として活動している。

¹⁰² プライバシー保護の観点から、性別、年齢などは非公表。

状や児童のコミュニケーションについて聞いた。Y利用者6人のうち1人は児童養護施設に在所中（インタビュー時）。Y利用者の出身施設は、それぞれ異なる。

調査対象者（児童養護施設退所者とY利用者）のプロフィールが、表4-1である。Z退所者のインフォーマント（AさんからFさん）は、現在ある程度安定した状態にあり、施設というよりは施設職員との関係を継続していたことにより、協力を得ることができた。児童養護施設や支援団体など関係を持たない不安定な状況に置かれている退所者とコンタクトをとることはきわめて難しく、データに限界があることは否めないが、今回のインタビューにおいて、インフォーマントがどのようにして安定を維持または獲得できたかをみることは、今後の支援の参考になると思われる。

表 4-1 調査対象者のプロフィール

対象者	性別	年齢	施設在所期間	当事者支援団体の利用	施設出身であることの公表性
Aさん	女性	20代	約7年	無し	消極的
Bさん	女性	30代	約4年	無し	消極的
Cさん	女性	20代	約5年	無し	友人のみ公表
Dさん	男性	20代	約4年	無し	公表
Eさん	女性	30代	約11年	無し	非公表
Fさん	男性	20代	約10年	無し	公表
Gさん	女性	20代	約20年	利用中	相手による
Hさん	男性	20代	約2年	利用中	消極的
Iさん	男性	10代	入所中（4年目）	利用中	公表
Jさん	女性	20代	約13年	利用中	消極的
Kさん	男性	30代	約17年	利用中	消極的
Lさん	男性	30代	約5年	利用中	公表

本調査は、「日本家族社会学会倫理綱領」を厳守し実施した。インタビューを行うにあたり、インフォーマントにはインタビューの趣旨を書面と口頭で説明し、論文掲載への同意を得ている。また、話したくないことについては話さなくて構わないこと、いつでもインタビューを中止できることを伝えた。質問事項にかかわる心理的負担を軽減するために、ICレコーダーは使用せず、ノートにインタビュー内容を記録し、不明な点については後日改めて確認した。支援団体Y代表者と児童養護施設Z職員にも、当人とY利用者とZ退所者についての掲載内容を確認してもらい了承を得ている。また、個人の特定をさけるため、内容に支障をきたさない属性などの変更を加えている。

4-4. 調査結果の概要

以下ではまずデータを整理する意味で、対象者の在所期間、退所後の困難、相談相手、アフターケアとリービングケアの状況、施設出身であることの公表性等について、結果を簡単に記す¹⁰³。また、支援団体代表者と施設職員へのインタビュー調査結果も概略する。

¹⁰³ 今回のインタビューでは、対人コミュニケーションへの姿勢や、人的ネットワークの形成のしやすさ

4-4-1. インタビュー対象者の児童養護施設在所期間と家庭復帰状況

まず、今回のインタビュー対象者 12 名の在所期間を記述する。在所期間は、家庭復帰の可能性や、児童養護施設職員との人間関係の長さ等と関連性を持っており、本調査結果を考察するうえで、大きな重要性を持つからである。本調査対象者 12 名のうち、11 名が家庭復帰できる場合のおおむねの在所期間の 2 年を超えており、退所後に家庭復帰したのは、F さんのみであった（I さんは退所後一人暮らしの予定）。

在所期間が長くなるということは、家庭復帰支援が進んでいない、または家庭復帰の可能性が低いことを意味する。在所期間が長くなるほど措置期限まで在所する可能性が高まり、措置期限まで在所するという事は、退所後に自立をしなければならない可能性が非常に高くなるということである。したがって、家庭復帰できないということは、親という人的ネットワークを持ってないことにつながる。

4-4-2. 退所後の困難

退所後の困難を聞いたところ（表 4-2）、退所者が抱える困難には多くの共通点があることがわかった。退所後の困難として共通にあげられたのは、信頼できる人間関係を新規に形成することの難しさであった。多くの退所者が、職場などで信頼できる人間関係を築くことができないことを語った。

表 4-2 退所後の困難

(人)

対人コミュニケーション	7
相談相手	5
一般常識	5

たとえば、B さんは、施設出身であることを中傷されたことがあり、何かあった時に「親がいない子は」といわれるのが嫌で、相手を信頼することの難しさを感じ、警戒心が強くなり職場でも他の人と話がしづらいと語っていた。

「親に関する話題」が安心できる会話から退所者を遠ざけるということは、多くの退所者が語っていた。A さんは、「親のことを聞かれたら、かわす」という。E さんは、成人式に出席した時に「親はいないの？」と聞かれ悔しい思いをした、と語っていた。G さんも親のことが話題になることをおそれていた、という。そのため G さんは、親がいないことを理由に他人との付き合いを遠慮していた、という。それは、「知られた後のことを考えると

におけるジェンダー差は見られなかった。施設出身であることの公表性において、公表しているのは男性のみであるが、公表者 4 人のうち 2 人は、啓発活動のための戦略的公表といえるものであり、ジェンダーによるものであるということは難しい。

まく接することができなくなってしまうから」と語っていた。Hさんは、「対人関係が面倒で、一人のほうが楽」という。Jさんは、一般の人との接し方が難しく「特に同年代とのかわりが苦手」と語っていた。学生の一般的な会話に出てきやすい「親」という存在が、施設出身者にとっては避けたい話題となっていることがわかる。

では、一般に新規の人的ネットワーク形成に期待がもてる SNS の利用はどうだろうか。調査結果では、Lさん以外は積極的な利用は見られなかった。Lさんも、Facebook を積極的に利用しているが、それは、Lさん自身が社会的養護の改善のための活動をしており、その一環としての利用であった。他の退所者の SNS 利用は、利用しているとしても閲覧が主であり、知らない人がいるコミュニティへの参加に躊躇があるように思われた。

パートナーができたことによって前向きな姿勢になることができた人（Aさん）もいるが、パートナーがかならずしも何でも相談できる相手となるわけではないケース（Bさん）もあった。

以前は、退所後の住居の保証人の問題があった。一般的には親が子どもの住居の保証人となるが、実親を保証人とすることができないケースもある。今回のインタビューにおいても住居の保証人の問題がいくつかあり、Dさん、Gさん、Kさん、Lさんのように保証会社を利用¹⁰⁴したケースもあった。しかしこれについては、現在は施設長が保証人になるケースが増えており、改善され始めている。

退所後に感じた困難として、一般常識の欠如をあげた人も多かった（Cさん、Dさん、Gさん、Hさん、Lさん）。冠婚葬祭の時などのマナーがわからない、相談したいことをどこに聞きに行けばよいかかわからないなど、親と一緒に生活していれば気軽に聞けるようなことがわからず困ったという人が多かった。

本調査の対象者は、家庭復帰していない人がほとんどであり、親という人的ネットワークがないことがもたらす問題を多く経験しているといえる。

4-4-3. 相談相手

では、困った時退所者は誰に相談しているのだろうか。相談相手としてあがったのは、施設職員や、友人、支援団体が多かった。退所者の多くは、実親や親族をあてにできない状況にあることがわかる。実親との縁を切っているケースもいくつかあった。Aさんのように、事情を知っており、理解のある上司のもとで働くことができている人は、その上司が相談相手¹⁰⁵となっている。

友人¹⁰⁶関係（表 4-3）についてみると、退所者の友人関係は、学生時代からのものが多く、就職先で新たな友人関係を形成するケースが少ない。前項でも述べたように、彼らは、

¹⁰⁴ 利用した保証会社はそれぞれ異なる。

¹⁰⁵ 相談相手は内容によって異なるが、職場の上司には通常親にするような相談をしている。

¹⁰⁶ 本調査では、相談相手を先に聞き、そこに友人が回答された場合は、その人数、契機を聞き、友人という回答がなかった場合に、「友人はいますか？」と聞き、その後に人数、契機を聞いている。尚、友人の定義については、回答者に依存している。

信頼できる人間関係の新たな形成に困難を感じており、退所後の新規の人的ネットワーク形成に躊躇する傾向が見られる。そのため、学校での友人関係だけでなく、同じ施設の出身者同士での友人関係を維持しているケースも多い（Aさん、Bさん、Cさん、Fさん）。一緒に生活した期間が長ければ、きょうだいのような感覚を抱くことも考えられる。また、似たような背景を持っているため、内容によっては、施設出身者のほうが相談しやすかったり、解決の糸口を見つけやすかったりすることもあるだろう。

表 4-3 友人関係（重複回答）

（人）

学生時代からの友人	8
同施設出身者	5
当事者支援団体利用者	3
寮の友人	2
仕事で知り合った人	1

支援団体利用者で同施設出身者の友人がいる人が少ないことの原因としては、Hさん、Iさん以外は、退所後に他県から引っ越してきているためということが考えられる。メールや電話でも相談はできるが、支援団体利用者の様子から、対面することの重要性がうかがえた。背景が似ていることにより、支援団体利用者同士が友人になるケースも多い。今回のインタビューにおいて、「友達はいない」といったケースもいくつかあった。

また、Kさんのように、支援団体利用者同士で結婚した、というケースもあった。

退所児童と児童養護施設との関係においては、多くの対象者は、今でも施設職員とつながりを持っており、何かあった時には相談できる状況にある。東京都が2011年に行った調査（東京都2011）において、退所後の相談相手は施設職員が多いことからわかるように、退所者にとって施設職員は重要な人的ネットワークとなっており、定期的に施設を訪問している退所者もいる。

しかし、職員の入れ替わりの激しさの問題があり、関係が継続している職員が退職すると施設には訪問しづらくなる。また、施設には、自分の部屋がそのまま残っているわけではないので、里親家庭のように退所者が気軽に帰れる場所とはなりにくい。中には、Aさんのように、「職員に相談しづらかった、心配をかけたくなかった」というケースや、Kさんのように、職員の忙しさを考慮して相談することを躊躇してしまうケースもある。

4-4-4. アフターケアとリービングケア

施設のアフターケアについては、施設間に格差があり、対応の是正を求める声があった。アフターケアは、施設の業務の一つであり、退所者にとっても不可欠なものである。しかしながら、そのような制度はないにもかかわらず、一部の児童養護施設や児童相談所などで

「アフターケアは退所後3年まで」ということがいわれている。実親があてにできず、友人では難しいような問題について相談したい時に、施設は重要な人的ネットワークであり、退所者がいつでも気軽に相談できるアフターケアの体制を整える必要があることがうかがえる。

リービングケアへの要望も多く見られ（Eさん、Fさん以外すべて）、退所後を想定した一人暮らしのシミュレーションの充実が必要であることがうかがえた。また、施設で「対人コミュニケーションを教えてほしかった」というものもあった（Bさん）。リービングケアとして、人的ネットワーク形成に必要なコミュニケーションスキルの養成を組み込むことが求められる。

4-4-5. 施設出身であることの公表

今回のインタビューにおいて、退所後に新規の人的ネットワークを形成し維持しているのは、Dさん、Fさん、Lさんであった。3人とも施設出身であることを公表しており、公表性と退所後の新規の人的ネットワーク形成の成功とは関連があるように見える。しかし、Iさんは、施設出身であることを公表しているが、新規の人的ネットワークを形成に躊躇している。Iさんが、施設出身であることを公表している理由は、自身の団体での活動にある。Iさんは、団体の活動や社会的認知を広げるために公表しているのである。Lさんも同じように、児童養護問題の改善のために個人的に活動しており、結果として友人関係に発展することはあるが、友人関係形成のために新規の人的ネットワーク形成をしているというよりは、活動に主体が置かれていると思われる。

Cさんは、施設にいた時より「社会に出てから逆に気になる、変に同情されるのがいや」と語っており、施設出身であることは友人関係には公表しているが、仕事上は秘匿しているという。Eさんは、施設出身であることを「言う必要がない、面倒くさい」と語っていた。先述のようにEさんは、成人式の時に「親はいないの？」と聞かれ嫌な思いをしており、親のことが話題になることを避けていることがうかがえる。Gさんは、「かわいそう」と思われることが嫌で、施設出身であることを隠していたと語っていた。

4-4-6. 当事者支援団体へのインタビュー結果

当事者支援団体代表者（Mさん）へのインタビューからは、自身の体験を生かした活動がうかがえた。Mさんが支援団体を立ち上げたきっかけは、施設へ入所中にバイトなどで自分が人に受け入れられるか、という不安を持ったまま卒園したので、他者のニーズを受け止めて答えなければならないということにプレッシャーを感じたこと、そして、一般家庭とのギャップ、たとえば、子どもの喜びを親が自分の喜びと感じるようなことや親の存在が見守ってくれるものであることが当然視できないことなどのような経験から、自分の居場所の肯定感が得られず生きづらさ感じ、自分がモデルになれば当事者の助けになるかも、と感じたことからである。

現在 M さんの団体の利用者は、月に 25 人ほどで、利用のきっかけは、新聞、テレビ、ネット、施設職員からの紹介、里親からの紹介、学校の先生からの紹介、DV シェルターからの紹介などさまざまである。

M さんによれば、「困った時に行政機関に気軽に頼れない。それより、身近な人にはじめの段階で相談できたり、相談相手になったり、ここでコミュニケーションのスキルを養ってほしい」と語っていた。

社会的養護について M さんは、施設のユニット化よりも里親制度を支持している。それは、「里親は、施設の職員のように仕事として養育していない」からである、という。また、措置解除後でも継続的にかかわる第三者がいた方がよい、ということからも里親制度を支持している。M さんは、自身の体験からも職員の入れ替わりの激しさや対応に違和感を持っていたことがうかがえた。児童の入所時から退所まで同じ職員が担当となることはほとんどなく（入所期間にもよる）、担当者がよく変わるようでは信頼関係の構築は難しい。

しかしながら、M さんは里親制度を支持しているからといって施設から距離をとっているわけではなく、むしろ積極的に連携している。利用者の出身施設に近況報告をしたり、いくつかの施設で第三者委員を務め、児童から話を聞き施設に提言している。施設への要望としては、年齢に応じた自由度を認めることや協調性と個性がうまく養成されるような対応を求めている。職員との関係については、「職員としてではなく、人としての生き様を見せてほしい、喜怒哀楽もすべて」と語っていた。施設間格差の是正については、それが難しいようであれば、最低限、同施設内で担当者によって子どもへの情報格差が生まれるようなことがないような体制づくりをしてほしい、という。措置されることによる子どもの立場の弱さに対する、施設における対応の透明性が求められている。さらに、子どものオンブズパーソンなどにより、子どもの意見が反映されることを望んでいる。それは、家庭において守られなかったからこそ社会的養護において守られるべきもの、としての子どもの権利である。

支援団体は、当事者だからこそ理解してもらえる問題を相談できるという点で、退所者にとって重要な人的ネットワークとなっていることがうかがえる。

4-4-7. 施設職員へのインタビュー結果

児童養護施設職員（N さん）へのインタビューからは、児童の性格や態度が時代とともに変化していることがうかがえた。以前は外での問題行動などはあったが、職員に対して毒づくようなことはあまりなかったが、今はその逆で、子どもの弱さと裏返しの虚勢を内に向けてような怒りに対処することが多くなったという。周りの視線や顔色を気にする傾向や自分にとって不利な話になると殻を被るケース、集団の中における自分の存在承認への葛藤も見られるようだ。

また、施設の運営においても時代とともに変化があるという。昔は児童への対応において職員個人の裁量で判断できたこともあったが、現在は児童と職員との距離をきちんと分けるようになったという。

児童との信頼関係の構築については、昔は個人の力量次第でできた面もあるが、現在は、システムとしてのつながりに移行してきている部分もあるという。その一つの要因として職員の入替わりの激しさがあることがうかがえた。前項の M さんのコメントの中にあつた、「職員としてではなく、人としての生き様を見せてほしい。喜怒哀楽もすべて」については、職員は意識しているとのことであつた。

児童の対人コミュニケーションへの姿勢としては、「大人への不信感は見えることがある」といい、児童が「心を開きにくい」こともあると語っていた。児童のコミュニケーションスキルについては、個人の性格の影響を受けるといい、大人数の中であまり自分を主張できない児童については、グループホームなどの小さなユニットでコミュニケーションスキルを養成できるようにするなどの配慮をしている、という。

そして、親へのケアは、昔はあまり行われていなかったが、現在はファミリーソーシャルワーカーが親の立場と子どもの立場を分離して考え、親子プログラムなどによって積極的に行われているようだ。

N さんは勤続 17 年（インタビュー当時）で、今でも連絡を取っている退所者が 20 人ほどいるという。N さんのような長期勤続職員は、退所者にとって重要な人的ネットワークとなっていることがうかがえる。

4-5. 考察——累積する人間関係形成の困難を断ち切るには

本調査から見出せる対象者の人間関係形成にかかわる問題は、一言で述べれば、「実親の不在がもたらす困難の累積」として描くことができるように思う。

4-5-1. 対人コミュニケーションにおける困難

多くの対象者は、就職先での対人コミュニケーションが困難だと述べている。人的ネットワーク形成を想定していなくても、職場でのコミュニケーション自体において、彼らは、聞かれないことや答えたくないことをうまくかわすことの難しさに直面している。聞かれないことや答えたくないことをうまくかわすことは、誰にとっても難しいことであり、かなり高度なコミュニケーションスキルを要する。しかし、そもそも彼らは、こうしたコミュニケーションスキルを身につけること自体において、さまざまな難しさを感じていることが多い。

第一に、現在の児童養護施設退所者の多くは、虐待を経験している。虐待経験は、相手との信頼関係の構築を困難にする (Kenward and Hevey 1992: 203-9)。身体的虐待の経験は、身体的接触（たたいたり）からコミュニケーションをとる傾向があり、そのことが相手の不信感を高める原因ともなりうる。ネグレクトの虐待経験は、相手を信頼することを困難にし、新規の人的ネットワークを形成することを躊躇させると考えられる。虐待により親と良好なコミュニケーションを取れなかったことが、コミュニケーションスキルに影響している、といえるのではないだろうか。

第二に、友人形成におけるコミュニケーションの難しさがある。友人関係の形成には、立場の対等性（同一レベル情報の共有）が重要であるが、施設出身であることを明かすことは、相手と自分の関係性を対等ではないものにしてしまいがちである。相手が自分を「かわいそう」と思い、立場の対等性が崩壊してしまうこと、あるいはいじめをおそれるなどの理由から、彼らは、施設出身であることを公表することを躊躇する。施設出身であることは、親との関係に何らかの問題があることが示唆され、そのことを聞かれるリスクがある。このことが、高校卒業後に自立を強いられた退所者たちに、未知なる人たちがいる社会的状況への参入を躊躇させていると考えられる。伊部の研究からも、「学校の友人関係などにおいて『施設』で生活していることについていじめや嫌がらせを受けた」という語りや、「施設に在籍することをどうカミングアウトするかという悩みや葛藤」の語りが見られる（伊部 2015: 10）。

被虐待経験が他者を信頼することへの不安感を強化し、施設出身であることが友人形成における対等性の崩壊を招く。退所者は、過去の辛い経験や、「かわいそう」と思われるだろうというおそれから、コミュニケーションを避けることによりリスクを回避している、と考えられる。施設入所時からの友人関係は、施設出身であることを踏まえた上で形成されたものであり、施設や親のことを聞かれ嫌な思いをすることがない。しかし、退所後の友人関係の形成においては、出自を明かさなければならず、そのことが新規の人的ネットワーク形成を躊躇させるのである。

したがって、退所までに、退所後も関係を継続できる友人関係を形成しておくことが重要となる。ただ、今回のインタビューに協力してくれたインフォーマントのなかにはいなかったが、施設在籍者のなかには、学校においても施設出身であることを知られることを嫌がる人もいる。このようなケースは、何でも気軽に話せる友人関係の形成が困難となり、卒業後や退所後に孤立するリスクが高くなる。

このように、多くの方が対人コミュニケーションへの困難を抱えており、その背景には田中理絵（2009）や大村（2014）がいうように、施設出身であることのスティグマがあることがうかがえる。

しかし、Iさん、Lさんのように、啓発活動のために、戦略的に施設出身であることを公表し、活動することによって新規の人的ネットワークが形成できたことも事実である。また、Dさんは接客業に就いており多くの人とコミュニケーションをとる機会があり、Fさんは所属するスポーツチームの活動において、他のチームの人たちとコミュニケーションをとる機会があり、新規の人的ネットワークを形成することができた。両者とも、その中において、施設出身であることを否定的に取られなかったことが、その後の姿勢に影響していると考えられる。Bさんのように、中傷される経験を一度してしまうと、それがトラウマとなりその後の対人コミュニケーションへの姿勢に大きく影響してしまうこともあるだろう。

施設出身であることの公表には、中傷されたりするリスクはともなうが、それを乗り越えるための手助けを児童養護施設や当事者支援団体ができるような工夫が求められるだろう。

4-5-2. 親の不在がもたらすもの

退所後の困難に一般常識を教えてほしかったという人が多かった（Cさん、Dさん、Gさん、Hさん、Lさん）が、この問題は単に冠婚葬祭などの一般常識の問題なのではなく、まさに「親がいない」こと、「児童養護施設出身であること」が、そのことを知らない人に知られてしまうのではないかと、という問題でもあることに注意が必要である。一般家庭であれば当たり前のようにできることなのに、あるいは親がいれば、何でも気軽に相談できるはずのことを、親でもなんでもない誰かに聞くことは、まさに聞いた相手に「どうして聞くの？」という不信感を与えてしまうかもしれない事柄であり、躊躇してしまう。わからないのに、聞くことができる相手がいなかったことは、辛いこととなる。通常、役所や金融機関などにかかわる手続きや冠婚葬祭などの一般常識は、家庭内で身につけられることが多い。一般家庭であれば、冠婚葬祭の席に同席する機会もあるが、施設入所者にはそのような機会はほとんどない。インターネットの普及により、情報自体は多く手に入るが、それら多くの情報の中から、どれを選んだらよいかかわからない。親がいるとして、たとえば「そんなのどっちでも大差ないよ、どっちでもいいんだよ」などの親の一言は、情報の正確さとは関係なく、若者に大きな安心感をもたらす。退所者が必要としているのは、一般的には親であるような「自分の選択の支持者」の存在なのである。

家族をネットワークと捉えるならば、幼少期における親は一番身近で重要なネットワークといえるだろう。しかしながら、児童養護施設で生活する子どもの中には、その幼少期を親と過ごすことができない子どもも多い。人が生きていくために必要な「自尊心」は、他者からの「承認」によって形成される。幼少期におけるその「承認」は、一般的には、親から得られることが多いと考えられる。であるならば、幼少期を親と過ごせなかった、または親との関係が破綻していた場合には、その「承認」の経験値が低く、「自尊心」の獲得が難しいことは容易に想像できる。児童養護施設で養育される子どもは、一般家庭のように、特定の独占できる養育者からの「承認」を得る機会を持っていないのである。「承認」となる愛情をもらうのは必ずしも実親である必要はないが、その代わりとなる養育者を必要とする。しかし、施設では一般的な親子のようなスキンシップや独占的な関係は持てないため、愛着関係における課題はある。

4-5-3. 累積する人間関係形成の困難を断ち切るには

このように、退所者は、その社会的背景から、コミュニケーションにさまざまな困難を抱えているにもかかわらず、困難を相談すること自体が困難になっている。こうした困難の累積を断ち切るにはどのようなことが考えられるか。

まず、リービングケアとアフターケアである。リービングケアについては、当事者支援団体を施設職員と一緒に訪問したり、支援機関が実施するイベントなどにも参加させたりすることが新規の人的ネットワーク形成に有効であることが確認できた。Cさんが施設にいた時は、まだリービングケアが充実しておらず、当事者支援団体のことはあまり知らなかつ

たが、誰かと一緒だったら行ってみたい、と言っていた。Iさんは、施設入所中であるが、職員と団体Yを訪れたことをきっかけにYの利用だけでなく、イベントの企画をしたりして積極的に活動している。現在ある当事者支援団体の規模はそれほど大きくなく、気軽に誰もが訪問できるわけではないが、学校の長期休みの期間を利用してキャンプなどを行い、全国から希望者を募り、互いの体験や思いを語り、相互理解を深めたりしている。児童が個人でそのようなイベントに参加することは難しく、施設の支援が必要である。施設入所者は、通常他の施設の入所者と交流する機会もなく、施設間の差を知ることができない。他の施設入所者との交流によって、施設の問題を認識することができ、問題の解決につなげることができるかもしれない。当事者支援団体利用者にとって団体は、重要な人的ネットワークとなっており、退所者の相談できる場として、大きな意義がある。また、利用者同士による相互扶助にも期待ができる。

しかし、当事者支援団体は、利用者にとってきわめて重要であるが、そこに自分の居場所としての価値を置きすぎると、新規の人的ネットワーク形成に対する意欲を減少させる傾向が見られた。したがって、もし当事者支援団体との人的ネットワークに問題が起こった時に、利用者を危機的な状況に陥れる可能性を常に持っている。団体を通して新規の人的ネットワークを形成し、そのバランスを保つことがより安定した環境につながるであろう。

アフターケアについては、施設の人員配置基準や、職員の入れ替わりの激しさなどの問題から、十分なケアを行うことが難しいことがうかがえた。しかし、退所してみてもはじめて気づく問題もあることを考えると、退所後に気軽に相談できる場としての施設の存在は欠くことができない。アフターケアは、施設の業務の一つであり、親があてにできず、友人では難しいような問題について相談したい時に、退所者がいつでも気軽に相談できるアフターケアの体制を整える必要がある。アフターケアからリービングケアに必要な支援を知ることができ、リービングケアの充実によって、アフターケアにおける施設の負担軽減にも期待ができる。

次に、児童養護施設職員との関係である。在所期間は児童によって異なるが、アイデンティティ形成における重要な時期を児童養護施設で過ごしたことが、職員との関係を強固にしていることは明らかである。退所後に家庭復帰できなかった場合に、まず頼れるのは児童養護施設なのである。長谷川真人がいうように、児童養護施設は、退所した児童が傷ついたり疲れしたりした時、いつでも戻ってこられる場所でなければならない(長谷川編 2009: 179)。そのためには、職員が長期で働ける環境が必要である。知っている職員がいない施設を訪問することは難しいからである。

一般家庭や里親家庭のように、何かあれば気軽に帰ることができる場所があることは、児童の心の支えとなる。

しかし、在所期間が長くなるということは、親との関係が回復困難であることを意味し、施設職員との関係が強くなることにつながる。したがって、退所後もその職員と関係を継続できるかが、その後の生活に大きく影響する可能性もある。

職員の入れ替わりの問題は、労働環境にあると考えられる。堀場純矢（2009）によれば、日本の労働者全体の平均労働時間が1,811時間（2006年）であるのに対し、大阪府社協児童部会の調査（2003年）では、児童養護施設・乳児院職員の労働時間は約2,800時間となり、宿直勤務を加えると過労死のラインとされる年3,000時間を越えて約3,200時間になるという。このような状況を背景として、「1年目は新人、2年目は中堅、3年目はベテラン」（堀場 2009: 172）と呼ばれるほど勤続年数が短く抑えられてしまう。人員配置基準と労働環境の改善は、喫緊の課題である。

最後に、児童養護施設のサポートシステムである。それは、行政によるものだけでなく、地域のサポートも重要である。児童養護施設では、学習、遊び、清掃などのボランティアを受け入れているが、長谷川が行った調査（長谷川編 2009: 131）によれば、地域のボランティアがかかわっている事例は11%と少ない。地域の方は、施設の児童と顔を合わす機会も多く、ボランティアなどでかかわることにより、普段の生活の中でも児童の養育をサポートすることができる。また、地域の人との関わりは、コミュニケーションスキル養成の機会ともなる。

このような状況のなか、児童養護施設のユニット化と里親制度は、推進されている。一般家庭の養育に近づけるためであるが、「物理的な空間を一般家庭にいくら近づけたとしても、施設は、子どもたちにとっての本当の家庭とはなりえない」（中田編 2011: 16）ことや、里親制度における関係悪化による委託解除の問題、里親と里子の互いに相手を選べない問題などをみれば、形式よりも人員配置基準の改善、アフターケア・リービングケアの充実、児童養護施設および里親の社会的認知の向上と、地域を含めたサポートに重点をおくほうが有効だと思われる。

このように、実親を頼れない児童養護施設退所者は、限られたネットワークを利用しながら生き抜いているのであるが、常に危機的状況と背中合わせにあり、政策や社会的支援が強く必要とされている。社会的養護の問題は、困難な状況に置かれている者への支援だけでなく、同時にその状況を生み出す構造に対処することが必要である。

以上見てきたように、血縁者である実親を頼れないということは、社会を生きていく上で、大きな不利を抱えることとなる。そして、児童養護施設に入所している児童の多くは、虐待を経験している。血縁者である実親から虐待を受けることが、子どものアイデンティティ形成に影響し、自身が親になることへの不安ももたらす。

本章を図2-1に当てはめると、以下のようになる。

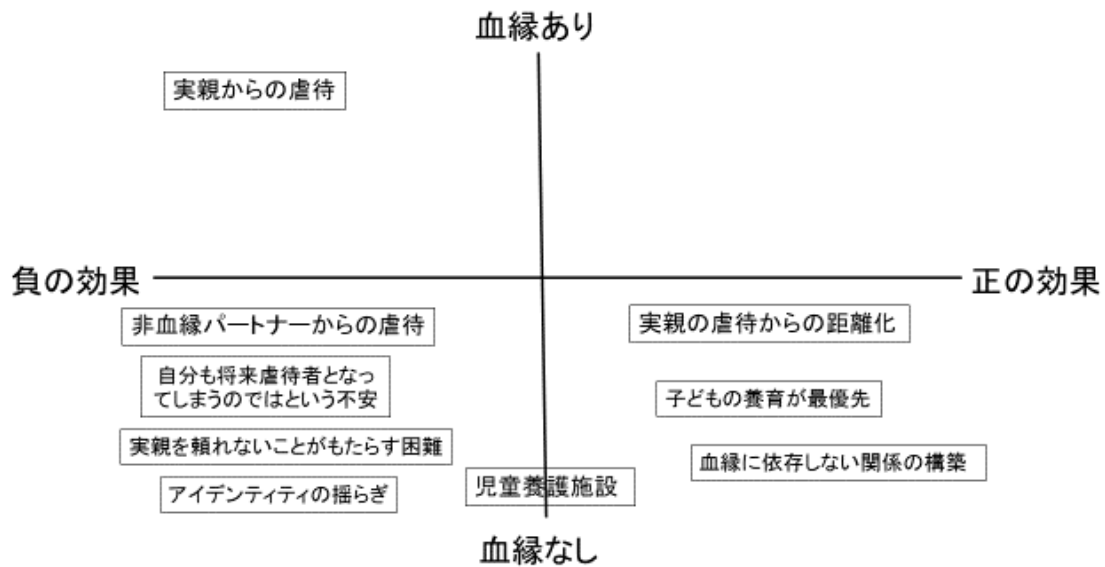


図 4-1 児童養護施設における血縁の効果

児童養護施設は、公的実践としてシステム化された養育という面や、血縁のない児童との共同生活という、一般家庭のような雰囲気とは違う面を持つ。児童養護施設の職員は養育者であるが、職員の年齢や子どもとの関係性により、親子関係に近いものとなるかどうかが変わる。同様の公的実践による子どもの養育としては、里親があげられるが、それが一般家庭において行われるという意味では、より家庭的とみられることもできる。その一方で、公的実践ではなく、私的実践として行われる非血縁者が関与する子どもの養育には、特別養子縁組やステップファミリーがある。このような非血縁親子関係においては、「血縁」という所与のものに依存した関係構築はできない。

そこで次章では、公／私的実践としての非血縁親子関係における実践と、血縁の効果を検討する。

5. 「公／私」的実践としての非血縁親子（養育）関係における血縁

前章では、児童養護施設という場において、非血縁関係にある児童（被養育者）と職員（養育者）という法的な親子関係ではない代替親子関係としての現状と、血縁者という実親を頼れない児童養護施設退所者が遭遇する困難の問題などを検証し、一般家庭における親が子に果たすことが期待されている機能を明らかにし、退所者がその困難をどのように克服する／しようとするのかを述べた。そして、血縁者である実親の不在が、多くの困難の要因となっていることを見てきた。

児童養護施設は、先述のように児童福祉法のもとに制度化されているものであるが、里親も同法に基づいて制度化されているものである。どちらも、制度に基づき、非血縁者による子どもの養育がなされており、それは公的实践によるものである。その一方で、私的实践としての非血縁者による子どもの養育として、養子縁組とステップファミリーがある。いずれも非血縁者が関与するという点では同じであるが、血縁に対するスタンスはそれぞれ異なる。しかし、非血縁者が関与する子どもの養育という点では四つの事象は共通であり、その関連について述べられることはあっても、血縁（意識）という観点から全体像が捉えられることはなかった。そのために、血縁（意識）が過小評価されているように思われる。

そこで本章では、非血縁者が関与する子どもの養育である、社会的養護としての児童養護施設、里親、そして非血縁関係ではあるが法的な親子関係である養子縁組、さらに、血縁関係と非血縁関係が混在するステップファミリーにおける実践と血縁（意識）の効果を図 2-1 の枠組みを用いて検討する。ただし非血縁者がかかわるという意味では同様である AID については、本章で扱うほかの親子（養育）関係の形成過程に比べ、特殊性が高く議論が混乱するため、本章では扱わない¹⁰⁷。本章は、図 2-1 のすべての象限に該当する。

5-1. 公的实践としての非血縁親子（養育）関係における血縁

5-1-1. 児童養護施設

前章で見たように、児童養護施設では、血縁がもたらす親密性からの距離化が図られているため、施設における養育に関する問題が血縁に還元されるような機会があまりない。また、職員の年齢や流動性の観点から見ても、年齢が低い児童を除けば、子どもが職員を親のような存在として認識することも少ない。職員の年齢が若ければ、親というよりは兄や姉に近い存在に思えるかもしれない。また、前章で述べたように、入所期間が長い場合、最初から最後まで同じ職員が担当となるケースは少なく、一般的な親子のように長期にわたって同一の養育者との養育関係が継続されるわけではない。そして、ユニットやグループホームという形態は、通常 6 人までの児童と一緒に生活し、3 人くらいの職員が 24 時間交代で勤務するというように、毎日当直にあたる職員が変わる。さらに、児童に対する公平性や自立を促す観点から、一般家庭と比較してもルールやルーティーンが多くなる。

¹⁰⁷ 3 章で述べたような、法律的には実親子であることや、隠すこと、真実告知をしないことが前提とされていたことなど。

このように、施設での職員と児童の関係は、システムティックになりやすい傾向があり、家庭的というよりは、寮での生活に近いかもしれない。しかし、だからといって職員と児童の関係が希薄化しやすい、とはいえない。前章でも述べたように、長期勤続の職員が退所児童との関係を継続し、相談相手になったりすることもある。特に、家庭復帰できなかった場合は、親の代替としての相談相手が施設職員であるケースが多い。血縁がないからこそ、血縁規範が持つ相互の期待を排除できるため、その関係は Giddens のいう純粋な関係性¹⁰⁸に近いものとなる。

5-1-2. 里親

里親は、公的実践という意味では児童養護施設と同様であるが、子どもとの関係性においては大きく異なる。それは、里親においては養育が行われる場所が一般家庭であることと、措置変更にならない限り養育者が替わることはないことである。里親と子どもに血縁がないことと、公的な実践であることを除けば、一般家庭と同様の家庭的な環境が期待できる。

しかし、だからこそ、血縁がないのに、血縁親子のような関係が双方に期待されてしまうことがある。そしてそれが 2 章で述べたような里親の葛藤につながることもある。その葛藤の背景には、和泉がいう「作法」の違いだけではなく、血縁がかかわっているといえるだろう。和泉は、里親養育における困難として、里親と里子の双方に血縁関係がないことがもたらすものがあることを指摘し、以下のように述べている。

里親の態度に理不尽さを感じる場合、子どもは「本当の子どもではないから」という言葉を突きつけることがある。里親もまた、子どもの態度があまりに耐え難いと感じる場合、「本当の子どもではないから」という言葉を口にすることがある。「本当ではない」ということは、日常的に意識されているわけではないのだが、ふとした瞬間に、互いの間に思わぬ「溝」を作り出す。(和泉 2006: 208-9)

ここに、一見矛盾するような血縁意識が見られる。里親は、血縁を超えて親子関係が形成できると信じているが、里子との関係がうまくいかない時に、「本当の子どもではないから」という意識が顕在化される。

安藤が行ったインタビュー調査においても、里子を育てる過程における困難に、「なんでこんなに大変なんだろうと思うと、いつも私の育て方がわるいのかなあとか、生まれてから乳児院にいたことでこんな風になっちゃったのか、それとも遺伝子的なものなのか(と考えてしまう)……私と旦那の子だったらこうじゃなかったのかなって」(安藤 2017: 114) という語りが見られる。ここでも、里子との関係がうまくいかない時に、「私と旦那の子だったら」という、「本当の子どもではないから」という意識が顕在化されている。この語りには、問題の原因がわからないことがもたらす解決法が見つからないことのジレンマが含ま

¹⁰⁸ Giddens1991=2005: 7.

れており、最終的に原因探しをやめて、その時のできることをするしかないと思うようになった（安藤 2017: 114）。

子育てにおいて、子どもとの関係にさまざまな困難があっても、血縁がある「自分の子どもだから」ということにより、それを受け入れるしかないという根拠となる。しかし、里親や養子縁組の場合にはそれがいないため、子育てにおける困難が、血縁関係がないことに還元された場合、その関係はもはや修復できない。

そのため、子育てにおける不安や困難を受諾する最後の砦だと思われる「血縁」がないことは、里親や養子縁組という選択を躊躇させるのではないだろうか。和泉がいうように、里親家族が血縁家族と大きく異なる点は、遺伝子によるつながりがないことと、措置変更という家族の「終わり」が互いの想像力に入っていることである（和泉 2006: 208）。里親には措置変更があるが、養子縁組に措置変更はない¹⁰⁹ため、その決断はおのずと慎重になるものである。

2章で述べたように、「自発的に選択したのであれば、養育でつらいときにも誰かを責めることなく『自分の選択の結果』として乗り越えていけるはずだと考えられている」（安藤 2017: 143）が、その困難が自身の対応限界を超えたときには、「終わり」を迎えてしまうリスクがあるのである。安藤が他のインフォーマントの語りから、「里子の委託は、里親家庭がこわれたり家族成員が傷ついてまでなされることではない、という考えがわかる」（安藤 2017: 132）と述べているように、里親には措置変更が意識されている。

吉田菜穂子が行った里親家庭で養育された児童の実親や里親に対する主観的距離感についての調査では、実母に虐待されたにもかかわらず、実母を強く追い求めているケースや、父親に虐待されたにもかかわらず、父親との距離感が一緒に暮らす他の里子と同じ、というケースが紹介されている（吉田 2015: 38）。実親に虐待された子どもが、それでも親を求める行動は、里親家庭だけでなく、児童養護施設にも見られるものである。

吉田は自身が里親であり、「里親・里子の親子関係は、里親委託が解除されてから始まる」（吉田 2015: 40）と考えている。それは、里親里子という公的な関係性が消滅すると、私的な関係性だけが残り、「私的な関係だけのつながりになった時に、それまでの『疑似親子』としての関わりを継続するか否かを、双方の意思で決定する」（吉田 2015: 40）からである、という。

以上のことをみると、里親という選択は簡単なものではないことがわかる。しかし、里親制度は、子どもの養育という観点で見れば、その有効性は高い。

武井優がおこなった、里親と暮した経験を持つ十代から七十代の 50 人へのインタビューからは、里親家庭で育ったことへの肯定的な語りが多く見られる（武井 2000）。

武井のインタビューの中には、戦前や戦後しばらくの間に里親家庭で育った人もおり、里子が労働力として捉えられ、過酷な労働を強いられていたという語りもあるが、現在は、「里

¹⁰⁹ ただし、「養子の利益のため特に必要があるときに養子、実親、検察官の請求により離縁」することができる（厚生労働省 2017: 8）。

親の認定等に関する省令」において、養育里親になるには五つの要件¹¹⁰を満たさなければならず、誰でも里親になれるわけではない。

肯定的な語りの中で特徴的といえるのは、「里子の意識がない」¹¹¹ということである。環境を整えば、里親家庭でも子どもは一般的な家庭の子どもと変わらない養育が得られるのである。

5-2. 私的实践としての非血縁親子関係における血縁

5-2-1. 養子縁組（特別養子縁組）

養子縁組には、2章で述べたように、普通養子縁組と特別養子縁組の2種類があるが、ここでは基本的に実親との法的関係が解消される特別養子縁組を扱う。ただし、単に養子縁組といった場合にも特別養子縁組が含意されていることもあるが、本稿では普通養子縁組については議論しない¹¹²。

桐野由美子は、1998年に行った養子縁組に関する意識調査から、日本の血縁重視社会において、「日本古来の民族的感情、養子縁組の歴史などを更に深く研究し、日本独特の血縁関係に関する考え方を再検討するに値すると考える」（桐野 1998: 138）と指摘している。桐野の指摘から随分経つが、近年、養子縁組と血縁に関する研究がいくつか見られるようになってきた。

白井千晶（2014）は、子どもを養子に出した女性15人へのインタビュー調査を行っており、そこにはさまざまな語りが見られる。

あるインフォーマントは、「私自身、親のできちゃった婚でお金に苦勞するのを見てきた……お金がないと夫婦がギスギスするし、親が幸せになれないと血のつながりがあっても子どもも幸せになれない」（白井 2014: 66）と述べている。ここから、貧困がもたらす不幸は、血のつながりでは解消できないと考えられていることがうかがえる。

また、性産業に従事していたあるインフォーマントは、客の子どもが出来てしまい、「私の嫌いな人種の子だから、かわいいとは思えない」（白井 2014: 67）と語っている。この語りからは、子どもに自分の嫌いな人種（客）の血が入っていることが嫌悪感をもたらし、子どもをかわいいと思えない、という感情がうかがえる。

白井は、養育困難な妊娠において、当該女性が養子縁組を選択する理由に、「血縁を越える」ストーリーを見ている（白井 2017: 80-1）。そこには、当事者が語る、「血のつながりは関係なく」「育てる人の方が子どものことを考えてくれる」「よその親と親子になっても幸せ」というように、子どもにとって重要なのは親の愛情と環境で、愛情と環境は血縁に関係がな

110 一 心身ともに健全であること。二 児童の養育についての理解および熱意並びに児童に対する豊かな愛情を有していること。三 経済的に困窮していないこと。四 児童の養育に関し虐待等の問題がないと認められること。五 法及び児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）の規定により、罰金以上の刑に処せられたことがないこと。（平成14年厚生労働省令第百十五号「里親の認定に関する省令」第二章第五条）。

111 武井 2000: 41-56。

112 制度の違いによる混乱を避けるため。

く、自分よりも他の人の方が子どもを幸せにできるから、養子縁組の方がいい、という論理があると述べている（白井 2017: 81）。そして白井は、その女性たちが「親子の情緒的なつながりや子どもへの愛情は『血のつながり』に関係がなく、『血縁を越えて』親子になると考えて、養子に出すことを決めて」（白井 2017: 85）おり、「その根底にあるのは、自らと他者を比較して最善の『子どもの幸せ』を叶えることが、母親としてすべきことだ、という考えである」（白井 2017: 85-6）と述べている。この「子どものため」という言説が特別養子縁組で用いられることは、野辺（2012 ほか）も指摘している。

さらに白井は、昭和前期に養育困難な妊娠をしている女性の支援と養子縁組仲介を担った産婆・助産婦にもインタビュー調査をしており、先の女性の語りと比較し、養育困難な妊娠が養子縁組として帰結した場合について、昭和 10～20 年代の、「妊娠して困っている人と、子どもが生まれなくて困っている人の『人助け』から、現代では『子どもの幸せ』あるいは『命の救済』へと移行し、子どもは、代替不可能な特別な存在に変わったことがわかる」（白井 2017: 95）と述べている。また、「子どもの命を守り、幸せを願うのが母の役割であり、子どもの幸せをかなえる愛と環境は『血のつながり』と関係がない……それゆえに母親は生活保護を受給したり、周囲と関係を断ち切って産んだ子を育てるのではなく、幸せを願って他者に養子として託すのである」（白井 2017: 95）という。

そして、「昭和の前期においては、非嫡出子ではなく、嫡出子、しかも藁の上からの養子で、養子でなく実子になることが『籍』の上で最善とされていたが、現代社会では『血のつながり』に関係なく親子関係は構築可能だと考えられ、だからこそ『最善の親』を与えることが『生みの親』の役割だと認識されて」（白井 2017: 96-7）おり、「その背景に、子どもを親の私的所有物とせず、親から独立した存在と考え、それに『命』という絶対的に優先すべき価値を与えていることがあるだろう」（白井 2017: 97）と述べている。

野辺（2012 ほか）は、特別養子縁組において、血縁がどのように扱われるかを分析している。野辺（2018）は、「養子縁組する／しない」という指標から「養子縁組しない＝血縁にこだわる」「養子縁組する＝血縁にこだわらない」というこれまでの解釈図式の問題点を指摘し、検討している。

野辺は、上記のような解釈図式では、「血縁にこだわらない→養子縁組したくない」「血縁にこだわる→養子縁組したい」「養子縁組したくない→養子縁組したい」「養子縁組したい→養子縁組したくない」という事例を想定しておらず、選好と選択が一致しない事例が等閑視されてしまうことを指摘している（野辺 2018: 194）。そして、インタビュー調査から、「①制約要因があることから、選好と選択が常に一致するわけではないこと、②制約要因にあわせて、選択肢を変える当事者も多く、最終的な選択肢に至るまで多様な経路があること」を明らかにしている（野辺 2018: 194）。

そして、不妊治療から養子縁組に選択肢を変更する場合は、葛藤を低減するために、「もともと実子にそんなにこだわっていなかった」という遡及的解釈による自己選択の事後的な合理化と、「実子も養子も同じ」「小さい子なら実子と同じ」という動機の語彙を用いる、

という二種類の意味づけ直しが行われているという（野辺 2018: 195）。

また、「〈血縁〉¹¹³と『子どものため』という言説の関連」について、血縁の意味は多様であり、それが「子どものため」という言説と結びついた場合は、リスクと責任の感覚と強い規範意識が付加され、「子どものため」に養子縁組を選択しないという言説が可能になる、という現在の社会状況があるという（野辺 2018: 200）。

それと、近年の「子どもの出自を知る権利」との関連において、養子縁組した親が、生みの親の情報を（子どもの人権を守るために）「伝えなければならない」という規範的要請と（子どもの心理を守るために）「伝えてはいけない」という規範的要請との間でジレンマを抱えることを指摘している（野辺 2018: 238）。

また、野辺の研究において非常に重要な点のひとつとして、特別養子縁組された子どもへのインタビュー調査があげられる。

野辺は、養子縁組された子どもが成長過程のどのような場面で〈血縁〉を用いるかを分析し、「①親との関係においては、血縁の不在が関係の良し悪しの原因として解釈されることもあるが、いずれそれを相対化してマネジメントしていくこと、②『アイデンティティ』には、産みの親の属性と誕生・親子分離の理由が関わっていること、③生みの親を『家族』や『親』とは差異化して定義すること、④社会からの視線に対しては『普通である』という語りで抵抗していること」（野辺 2018: 266）などを明らかにした。

そして、親子関係と「アイデンティティ」の関連について、以下のように指摘している。

「望まれて生まれた」という親子と愛情を結びつける規範が子どもの「アイデンティティ」を強く規定している事実についても考えていく必要がある。特に、養子縁組が「望まない妊娠」をした女性を救う方法として報道される現在においては、「養子＝望まない妊娠によって生まれた子ども」というイメージが形成される可能性があり、子どもは「望まれて生まれてくるべき」という規範との齟齬で、ますます葛藤を抱えるかもしれない。（野辺 2018: 268）

野辺の指摘のように、子どもにとって、「親から望まれて生まれた」ということがアイデンティティ形成において重要であるとするならば、「望まない妊娠＝親が望んでいなかった」ということは、アイデンティティ形成において負の要素となるだろう。

また、その子どもが親になったり、実子を持ったりすると、親（養親・実親）および養子縁組に対する評価が変わることを指摘しており、育ての親には血縁がなくても育ててくれたという肯定的評価がなされ、生みの親には血縁があるのに育ててくれなかったという否定的評価がなされる傾向があった、という（野辺 2018: 288）。そして、そこにはジェンダ

113 「血縁」（生物学的意味で考えられている血縁）とは独立した「当該社会において社会的・文化的に形成された生殖や世代継承についての知識や社会通念」を〈血縁〉と定義し、これを人びとが自己や関係性を含むものごとを理解可能なものにするために用いる解釈図式・解釈資源であるにとらえる（野辺 2018: 53）。

一差があり、男性は、育ての親に同一化することで、血縁がなくても育ててくれたという肯定的評価をし、女性は、生みの親に同一化することで、血縁があるのに育ててくれなかった、という否定的評価をするようである、と述べている（野辺 2018: 288）。

野辺は、親子関係とアイデンティティについて、「子どものため」という理念によって、「血縁の要素」が払拭されたというより¹¹⁴、親子関係と子どもの「アイデンティティ」が分離し、〈血縁〉は親子関係から分離したが、「アイデンティティ」と接続し、血縁が人格に欠かせないものとして規範化されたという方が正確であろう、という（野辺 2018: 294）。

5-2-2. ステップファミリー

ステップファミリーの先進国といわれるアメリカの Wednesday Martin の研究では、ステップファミリーにおいては継母のストレスが一番高いといわれている（Martin 2009=2015）。しかし、日本では離婚時における子どもの親権のほとんどを母親が持つため、再婚における実父／継母型のステップファミリーが形成されるケースは少ないと推測できる。しかし、実数が少ないことによって、その問題が軽視されることも多く、Martin による研究が日本にもあてはまるとしたら、継母のかかえる問題は重大であるにもかかわらず、問題視されるまでに時間がかかる可能性がある。1章でも述べたように、1955年当時既に継母型のステップファミリーにおける問題は指摘されて¹¹⁵いるが、研究蓄積はあまり見られない。

茨木尚子は、日本ではステップファミリーを対象とする独立した専門相談支援機関はほとんどなく、ステップファミリーには特有の悩みや支援ニーズがあることなどから、児童、家族支援機関がステップファミリーをきちんと視野に入れた支援をすることや、当事者同士のサポートが重要であることを指摘している（野沢・茨木・早野ほか 2006）。

では、現在日本のステップファミリーでは、親子関係における血縁がどのように捉えられ、どのような実践がなされているのだろうか。

(1) 継親子関係

野沢・菊地によれば、「継親と継子のいずれの立場から見ても、関係の歴史の浅い大人が『親』（のような存在）として急に関わろうとするところに継親子関係特有の難しさがある」（野沢・菊地 2010: 158）という。そして、「多くの場合、子どもの思春期における親子関係および継親子関係の難しさが重要な問題として浮上する経験をしている……とりわけ、特定の継子と継母の関係が問題の焦点となって顕在化する傾向がある」（野沢・菊地 2010: 162）と指摘している。さらに、継親子関係だけでなく、「同居親や同居きょうだいの行動、別居親や祖父母との交流、親—継親の性別役割分業など多様な条件が、継親子関係に複雑な影響

¹¹⁴ 法学者に、特別養子縁組では、「子どものため」という理念が「血縁の要素」を払拭したと評価されている、と野辺は述べている（野辺 2018: 294）。

¹¹⁵ 北村 1955: 56.

を及ぼしていることが示唆された」(野沢・菊地 2014: 83) という。

ステップファミリーにおける若年成人子と同居親の関係についての研究において、野沢が Cartwright¹¹⁶を訳して引用した文に、ステップファミリーの研究者たちが、血縁関係にあまり注意を払ってこなかったという記述がある(野沢 2015: 60)。しかし、ここで述べられている血縁関係とは、継親子関係と対置する同居実親および別居実親と子どもの関係という捉え方であり、その背後にある血縁意識という視点はないと思われる。

そして野沢は、「同居親の役割の重要性が必ずしも社会的に認知されていないならば、その点を臨床や支援実践の場面で補足・強調する意義は大きい」(野沢 2015: 80) そして、「ステップファミリーにおける同居親は、子どもが疎外感を募らせないように配慮し、親子のみの共有時間を確保したり、親によるしつけを継続したりして、子どもが継親との関係を作る際の保護・仲介・調整という(初婚家族とは異なる)親役割を担っていることを理解するための社会的機会が必要である」(野沢 2015: 80) と述べている。

(2) ステップファミリー特有の困難

親子間に非血縁者が介入する里親や特別養子縁組とステップファミリーにおける大きな違いの一つは、里親や特別養子縁組は両親と子どものあいだに血縁がないことに対して、ステップファミリーの場合はどちらかの親に子どもとの血縁があることである。

そしてもう一つが、子どもの養育に至るまでの過程の違いである。

以下、その違いを見てみる。

①子どもと血縁のある実親と血縁のない継親との同居

里親や特別養子縁組とは違うステップファミリー特有の難しさの一つには、一方の親には子どもとの血縁があり、もう一方の親には血縁がないことにある。そして、一方の親と血縁があるために、ステップファミリーにおいては、一般的な初婚血縁家族が想定されることが多い。

たとえば、勝見が行った調査において、女性のインフォーマントが、中学校を卒業した時に母親が再婚し、母親や祖母から継父のことを「お父さん」と呼ぶように何度も強く言われ、それがとにかく嫌であった、と語っている(勝見 2014: 131)。子どもの認識を考慮せずに、法的に父親となったことで継父を「お父さん」と呼ばせることは、子どもにとっての実父の存在を軽視することにつながる。このケースでは、離婚後も実父が小学校の運動会に 2, 3 回来てくれたが、その後、祖母が実父と連絡することをやめるよう母親にいった、という(勝見 2014: 131-2)。

一般的な初婚家族が想定される場合、子どものしつけには両親が関与するが、ステップ

¹¹⁶ Cartwright, C, 2008, "Resident parent-child relationship in stepfamilies," in Pryor, J., ed., *The International Handbook of Stepfamilies: Policy and Practice in Legal, Research, and Clinical Environments*, Hoboken, New Jersey: John Wiley & Sons, 208-230.

ファミリーの場合は、子どもにとっての実親と継親との関係性が異なるため、困難をもたらす。そこには、それまでの関係性をもとにした信頼関係が関与しており、継親との間に信頼関係が構築されていないと、子どもにとって継親からのしつけは理不尽と感じてしまうことがある。

以前、TBS 報道特集¹¹⁷において、ステップファミリーへのインタビューが紹介された。そこで紹介された初婚女性の相手がシングルファーザーのケースで、その女性が、継子を愛せないこと、そういう自分を責めることに悩んだ、と語っていた。他にも、継母が継子との関係がうまくいかず、継子が実母のところに行ってしまったことの辛さを語るケースがあった。また、継母の悩みを夫が理解してくれず、けんかばかりしてしまったケースもあった。既述のように、実父／継母型のステップファミリーでは、継母のストレスが大きく、それは子どもの年齢や性別にも大きく左右される。

また、ステップファミリーにはシングルペアレント同士が結婚するケースもある。その場合は、両方の親が実親と継親を兼務することになり、状況に応じて、実親であったり、継親であったり、またはその両方が同時的に要請されることもある。

たとえば、両者の子ども同士がけんかをした場合、野沢のいうように同居するそれぞれの実親が実子のケアをして仲介や調整をするということは、両方の親がその場にいた時には可能である。しかし、その場にどちらかの親しかいなかった場合は、実親役割と継親役割が同時に要請され、さらに継子への実親からのケアが留保されてしまう。そして、問題発生からケアに至るまでに時間がかかればかかるほど、対応が難しくなることに加えて、両方の子どもの言い分と、パートナーの説明に整合性が見られなかった場合に、その場にいなかった親は、適切な対応ができない可能性が高くなる。

TBS 報道特集で紹介された、シングルペアレント同士で形成されたステップファミリーでは、当初からかなりの困難があった。その母親が最初に直面したことが、自分が産んでいない子の母親になることであった、という。母親は、初めのうち継子に対して「お帰り」と言えず、歓迎できない時期があった、と語っていた。「好きな人の子どもは当たり前にかわいいと思っていたが」思うようにはいかなかった、という。そして、子育てにおける責任感とストレスから子どもに当たるようになってしまい、夫に「苦しい」と伝えたところ、夫が「自分の子どもを非難されている」と感じてしまった、と語っていた。

夫の方も、「相手の子ども我が子のように愛せると思っていた」というがそれができないと罪悪感となる、といい、継子に対して「母親といちゃいちゃするな」と嫉妬してしまう、と語っていた。そのような背景には「再婚相手の子どもに元の結婚相手の姿を見ってしまう」とことがある、とナレーションが付いていた。

さらに、そういう状況で2年が過ぎた頃に母親が、「自分の子を連れて死ぬしかないと思っていた」と語る。行政に相談しても、初婚家族のような一般家庭的性別役割分業を基準とす

¹¹⁷ TBS 報道特集「子連れ再婚～新しい親子の関係は？」2018年1月20日放送。メディアの意図や思惑による切り取りや誘導などの問題は自覚している。

るようなことしか言われなかった、と語っていた。そこで母親は、支援団体と出会い、その団体の理事長から、「実の子じゃないから愛せなくて当たり前」と言われたことで気持ちの切り替えができた、という。その理事長は、「自分の子みたいに愛するのは無理でも家族にはなれる」ことや、子どもに対して「差別をしなさいということではなく、区別をしてもいい」と伝えた、と語っていた。

そして、6年経って辿り着いたところが、夕食に母親が同席しないこと¹¹⁸、朝食はそれぞれの実親子でとり、お互いに実子のみに宿題をみることやしつけなどの養育的関与をし、継子には干渉しないということであった。両方の子どもにそれぞれの継親をどう思うかと聞いたところ、どちらも継親を「怖いけど優しい」、という表現をしていた。そして、母親の実子が継父に対して、「笑ってくれないのがちょっと悲しい」と語っていたことが印象深かった。

ステップファミリーが形成される時に、まずカップルの結婚が優先される場合、子どもの気持ちは、子どもの年齢にもよるが後回しにされやすい。しかし、7章で詳述するが、シングルマザーが再婚を考える時は、子どものことが優先事項として考慮されていることも多い。TBS 報道特集でも、あるシングルマザーが再婚を考え、子どもにそのことを話したところ、「お母さんじゃない人に怒られることになるんでしょ」と言われたという。

さらに、8章で詳述するが、子どもと継親が同居する場合に、女兒と継父の同居は性的虐待のリスクがある。血縁親子間にインセストタブーが効いているかは精査する必要があるが、継父からの性的虐待は、実父からのものより多い。TBS 報道特集で紹介された、女兒の継子を持つ継父が、実子にはまったく気にならないのに、入浴時などに継子である女兒に触れてよいのか悩む、と語っていたことから、血縁がないということが継子に対する意識に影響していることがうかがえる。

このようなケースは、ジェンダーによるものでもある。継親子関係におけるジェンダーは、継親から継子へのジェンダー（生殖家族）と継子から継親へのジェンダー（定位家族）という違いがあり問題を複雑にする。

そして、さらに問題が複雑化するケースとして、一方の親に実子がいないステップファミリーに新しい子どもが誕生した場合がある。子ども同士は、実親を介して血縁があるが、継親にとっては、血縁のある子と血縁のない子が混在する。ここで血縁意識が作用すると、継親が継子と実子への関わりに意図的、または無意識に差をもたらす可能性がある。すると、継子は継親の対応に疎外感を抱くことも考えられる。そして、シングルペアレント同士によって形成されたステップファミリーに新しい子どもが誕生すると、子どもと親の関係はさらに複雑になる。

②養育が先か結婚が先か

そして、もう一つ里親や特別養子縁組とは違うステップファミリー特有の難しさは、子ど

¹¹⁸ 母親が食事のマナーについて指摘してしまい、そうなるとおいしく食べられないという理由から。

もの養育に至るまでの過程の違いにある。それは、里親や特別養子縁組は、最初に子どもの養育が目的として立つが、ステップファミリーが形成される場合、シングルペアレントの交際が最初の目的として立つことになる。その交際の延長線上にステップファミリーの形成があるが、交際が始められる当初から非血縁パートナーとの子どもの養育が前提とされていることは少ないと思われる。したがって、里親や特別養子縁組は、既存の家庭における子どもの養育が前提としてお互いに共有されているところから始まり、さらに一つ目と違い、両親に子どもとの血縁がないため、子どもとの関係性も同じであるということがある。そのため、ステップファミリーのように、子どもと血縁があるかないかということがもたらす同居実親と継親の困難が回避される。

けれども、ステップファミリーの場合は、まずシングルペアレントの交際が始まり、お互いの親密度の高まりとともに結婚が視野に入り、そのときに子どもの養育が共有すべき事項となると考えられる。そして、子どもの養育より結婚が優先されるようなケースのなかに、野沢が行った調査に見られた、「継親の側に立つ親に対する失望・疎外感」や「自分を気遣わない親への不信・距離化」という事例が含まれているのではないだろうか(野沢 2015: 70-77)。それについて野沢は、「同居親が新しいカップル関係の強化や安定を最優先し、子どもとの関係の悪化を過小評価することが、子どもの精神的健康や生活適応に深刻な影響をもたらしうることを……事例が例証している」(野沢 2015: 80)という。そして、それゆえ「ステップファミリー生活において親子関係が肝要な位置を占めることを再確認するならば、ステップファミリーでは新しいカップル関係を親子関係に優先させるべきだと初期の臨床家たちが主張していた点には再考の余地がある」(野沢 2015: 80)と述べている。

しかし、重要なのは、同居親のみならず、継親となるパートナーも子どもとの関係より「カップル関係の強化や安定を最優先」していないかということにもあるのではないか。

野沢(2015)¹¹⁹では、インフォーマントに同居親および継親から、結婚前に話し合いの場が持たれたかどうか、その場合は、どのような話をしたか等がわからないため、ステップファミリーが始まった時のそれぞれの関係性が明白ではない。ただ、成功例と見られる、「柔軟な仲介者・擁護者である親を肯定的に評価」した事例では、同居親に「(1) こどもとの関係の質を維持し、(2) 子どもの反応に敏感に対応し、(3) 継親と子どもの距離を柔軟に調整して継親子間の衝突を回避し、(4) その結果として子どもが概して順調な適応を達成していること」という共通点が見られたことから、これらの事例では同居親が子どもとの関係にかなり重点を置いていたことはわかる(野沢 2015: 65-70)。

勝見の調査における別の女性のインフォーマントにおいても、自身が1歳の頃に親が離婚し、小学校入学前に母親が再婚したケースで、継父がよく遊んでくれたことなどから継父を肯定的に捉え、継父を小さい頃は「父ちゃん」、現在は「父さん」と違和感なく呼んでいる、という(勝見 2014: 132-3)。このケースは、「継父が無理に型にはまった父親役割を取ろうとせずに……ほど良い距離を取っていたことも関係を良好な状態で維持できたことに

¹¹⁹ 野沢(2015)におけるインタビュー・データは、野沢・菊地(2014)のものと同じである。

つながっていると思われる」(勝見 2014: 134) というように、継父が子どもとの関係を重視していたことがわかる。

5-2-3. 非血縁親子関係を捉える視座

以降の考察に進む前に、ここで血縁が研究の主題のなかに含まれている野辺 (2018) と筆者の違いを述べる。

野辺は、養子縁組をする／しない選択における血縁を、夫婦と子どもの血縁として捉えていることもある為、父と子どもの血縁、母と子どもの血縁が分節されていないことがある。つまり、野辺のいう、養子縁組をする、またはしないという選択をする過程における血縁は、夫婦にとっての子どもとの血縁であり、父と子どもの血縁、母と子どもの血縁ではない。もちろん不妊当事者 (夫婦)¹²⁰が養子縁組に至る／至らないプロセスは捉えているが、最終的な選択が養子縁組をする／しないに対する合意¹²¹であるため、それぞれ個人の血縁意識とその変容過程が捉えづらいつとされる (野辺 2018: 156-242)。

また、調査対象者の養子縁組した／しないケースの下位分類として、不妊治療あり／なしという枠組み¹²²を用いているが、どのケースも配偶者間の人工授精や体外受精がほとんどであり、提供配偶子用いた生殖補助医療は 3 ケースのみである¹²³。そして、養子縁組したケースの調査対象者は、夫妻 7 ケース、女性のみ 10 ケース、男性のみ 1 ケースである (野辺 2018: 159)。そのため、夫妻が同席していること、どちらか一方のみであることの効果が考慮されていないように見えてしまう。さらに、養子縁組の選択に合意する過程における夫妻のインタビューにおいても、どちらかの発言しか引用されていないこともある。したがって、いかにして〈血縁〉が浮上するかということはわかるが、養子縁組が視野に入る前、協議を経て合意に至るまでの過程と現在において、それぞれ個人の血縁意識がどのように変化した／しないかがわかりづらい。

そして、「養子縁組を考えているにも関わらず、実際にはしなかった理由として、……②夫婦間の意見が合わない……」(野辺 2018: 173) があるが、それについては詳述されていないため、夫婦間の意見がどのように合わなかったのかということと、そのことがもたらした効果¹²⁴などがわからない。

したがって、野辺の枠組みは、血縁関係だけでみれば同様である里親との関連性について

¹²⁰ インフォーマントは片方だけのケースもある (野辺 2018: 159)。

¹²¹ 養子縁組や里親では、まず夫婦を構成するそれぞれ個人の血縁意識があり、そこからさらに夫婦としての選択に至る過程においてそれが変化し、さまざまな選択に至るという意味で夫婦としての血縁意識となるが、それはお互いの血縁意識が同じになったということではない。それぞれの協議によって、養子縁組をする／しないという選択において合意したということであると筆者は考える。

¹²² さらに、養子縁組を選択しない方に関しては、不妊治療ありの下に「不妊治療の継続」「子どものいない人生」「里親」という下位分類があり、不妊治療なしの下に「子どものいない人生」「里親」という下位分類があり、計 7 類型に分類している (野辺 2018: 95-9)。

¹²³ AID から里親に移行したケースが 1 件、AID から養子縁組に移行したケースが 1 件、提供卵子の治療継続が 1 件 (野辺 2018: 181-6)。

¹²⁴ 関係が悪化し、離婚に至るなど。

は捉えているが、養子縁組との比較で述べられており、里親を選択する過程における当事者の血縁（意識）について物足りなさを感じてしまう¹²⁵。

また、提供配偶子を用いた生殖補助医療やステップファミリーのような、夫婦間における子どもとの血縁にある／ないが混在するケースの血縁（意識）を捉えることは難しいと思われる。

5-3. 考察

5-3-1. 非血縁親子関係における血縁

5-1-2の吉田のいう「私的関係だけのつながりになった時に、それまでの『疑似親子』としての関わりを継続するか否かを、双方の意思で決定する」（吉田 2015: 40）ということに、非血縁親子関係における重要な要素が見られる。それは、関係の継続を双方の意思で決定する、ということである。つまり、血縁親子は、その親子関係は血縁によって保証されているため、双方の意思は関係ない。しかし、非血縁親子の場合、その根拠となる血縁がないため、関係性を保証するのは双方の合意しかない。したがって、非血縁親子関係を保証するには、双方のコミットメントが要求されるのである。であるからこそ、双方において、血縁がないことを克服することの難しさが、コミットメントを阻むのである。

南貴子は以下のように述べている。

今日においては、ステップファミリーや養子の家族など、血縁によらない家族も増加している。しかし、ロマンチック・ラブ・イデオロギーも解体し、家族が親の離婚、再婚により解体と再編を繰り返す現代であるからこそ、遺伝子に関する研究の発展と相まって「血縁」が子どもとのつながりへの最も確かな「保証」として、社会に再度見直されつつある、ともいえる。（南 2010: 142）

前章でも見たように、児童養護施設では社会的養護という制度に基づいた子どもの養育が目的であり、その構成上システマティックになっている面が多い。また、一般家庭よりも年齢的に早い段階で、子どもと職員の身体接触を含めた親密性からの距離化が図られる。したがって、施設においてはそもそも血縁を意識するような前提が生まれにくい。

しかし、同じ社会的養護であっても、里親においては、施設のような職員の流動性はなく、同一の養育者がかかわることになる。また、子どもの養育が家庭で行われるため、子どもとの親密性は施設に比べて高くなる。したがって、施設に比べ一般家庭に近いために、目指される関係性も一般家庭に近いものとなる。これは、両者の関係性がうまくいっているときには何の問題もないが、関係がうまくいかず、その原因がわからないときにそれが血縁に還元されるリスクがある。

¹²⁵ 里親手当があることの効果や、血縁からみた夫婦間の里親に対するスタンスの違いのあり／なし、など。

里親の成功例においては、里親の努力だけではなく、まわりの協力もあったことはいまでもない。また、子どもの性格や委託されたときの年齢、里親との相性など、偶然性に委ねられる面もある。しかし、一般家庭においても、親も子どももお互いを選択できないし、「血縁」以外は、環境に委ねられる面が多い。であるならば、社会における「血縁」に対するこだわりを解消でき、里親と子どもをサポートするシステムや地域環境を整えば、里親制度は、社会的養護として期待できるものである。

白井の研究における、実母が養育困難を理由に子どもを養子に出すときに、血縁者である自分が養育するより、血縁がなくても「子どもの幸せ」を叶えてくれる愛と環境を提供してくれる家庭での養育を願う、という語りには、血縁だけでは幸せになれない現実を見据えながらも、血縁者である親であるからこそ思う「子どもの幸せ」が含意されている、と思われる。

子どもを養子に出す女性の思いが「子どもの幸せ」であるとするならば、不妊治療の代替としての養子縁組においては、子どもを持つことより「子どもの幸せ」が優位にあるのだろうか。野辺は、そこでは二種類の意味づけ直しが行われることを指摘しており、実子と養子を同一化させようとする行為が見られる（野辺 2018: 195）。養子縁組により子どもを養育すると決断することには、子どもを持つことだけではなく、その「子どもの幸せ」も含意されているだろう。また、野辺がいうように「子どものため」に養子縁組を選択しないということもある。

ただ、この意味づけ直しがきちんと内面化されない場合は、養育における問題が発生したときに、里親に見られたように、その理由を血縁に還元してしまうおそれがある。

野辺は、養子縁組において、当初子どもとの関係が実親子（に想定されている親密な）関係になるかどうかという不安が、「共に過ごす時間が長くなるにつれて、『時間が経てば親子になれる』と、不安は減少するようであった」（野辺 2018: 235-6）と述べているが、Martin は、「ステップファミリーが時間とともに距離が縮まり、まとまりができるという思い込みは、ほとんど実証されて」（Martin 2009=2015: 188）いない、という。

このように、同じ非血縁親子関係であっても、特別養子縁組家族とステップファミリーには違いがあることがわかる。それは、親子関係における血縁が特別養子縁組の場合には夫婦の双方にないことに対して、ステップファミリーでは血縁／非血縁親子関係が混在すること。そして、特別養子縁組が子どもの養育を目的として行われるのに対して、ステップファミリーは、カップルの結婚の方が子どもの養育より優先されていると考えられるからである¹²⁶。

また、5-2-2 (2) ①で見た、継子を受けないことに対する、支援団体の理事長の「実の子じゃないから愛せなくて当たり前」ということには、「実子は愛せて当たり前」という規

¹²⁶ もちろん、経済的な理由などにより、子どもの養育のために再婚を選択するというケースもあると思われるが、シングルペアレントの多数を占めるシングルマザーの再婚において、男性パートナーが子どもの養育を第一の目的として結婚するとは考えづらい。

範が含意されていることにも注意する必要がある。実子でなくても愛せることもあるし、実子であっても愛せないと思うこともある。実子であることを示す「血縁」が関係の安定を「保証」しないということは、「血縁」が親子関係における安定の要素である「愛情」さえ「保証」しないということである。

5-3-2. 血縁／非血縁親子関係が混在するステップファミリーの特質性

既述のように、日本でのステップファミリー研究はまだ少ない。しかし、現実問題としてステップファミリーにおける困難は存在する。そして、その問題の究明というよりは、その支援に重点をおいた研究が野沢や菊地によるものであるといえるだろう。おそらく、筆者と野沢および菊地の違いは、ステップファミリーに対するスタンスの違いにあると思われる。野沢・菊地は、血縁がある／ない（血縁意識は含まない）ことがもたらすステップファミリーの問題に適切な情報提供やサポートをすることにより、その問題を解決する、または軽減することに焦点を当てているのに対し、筆者は、ステップファミリーにおける難しさが、血縁がある／ないことが血縁意識として作用することにあるのではないかということに焦点を当てており、そこから問題の解決または軽減を意図しているのである。

野沢は、ステップ関係における虐待について「家族に新しい大人が加わってすぐに親子のような関係を形成することは難しい。しかし虐待は血縁のあるなしで起こるものではなく、虐待に至る過程の分析を抜きにして、それを危険因子と見なすのは短絡的」¹²⁷と述べており、血縁や血縁意識は考慮されていない。

しかしながら、既述のように、「血縁がある／ない」という表現は、生物学的関係のみを示すとき以外は、強弱はあるにせよ血縁意識が含意されていると考えられる。したがって、「血縁がある／ない」ということは、虐待が起こる過程において、血縁意識が関与していた可能性を考慮すべきことと捉える必要がある。虐待の要因は複合的かつ多様であり、ケースごとの検証が必要であるが、であるからこそ、その要素を見逃してはならないのである。

野沢は、「虐待に至る過程の分析」を強調するために意図的にそう述べているともいえるが、継親子関係の問題を捉える際に、血縁意識を排除することはもはや困難であると思われる。それは、子ども¹²⁸が継親を捉える際に、「本当の親ではない（親子は血がつながっているもの）」という前提があると考えからである。だからこそ、特に思春期は「本当の親ではない（血がつながっていない）のに」なぜ他人（非血縁者）に干渉されるのか、と反発する。加えて、現代社会においては、子どものしつけは家庭の責任となり、子どもが親以外から干渉されることはほとんどないため、他人から叱られることに慣れていない。

筆者は、先日都内の公立小学校からの家庭通信に、「躾は家庭で」という記述があったことが強く印象に残っている。以前では、学校もしつけの場として捉えられていたが、現在では、学校は教育の場ではあるが、そこにしつけは含まれていないこともある。また、子ども

¹²⁷ 朝日新聞（2009年5月22日夕刊【大阪版】）。

¹²⁸ 乳児を除く親子関係が理解できる年齢以上の子ども。

が近所の人や、日常生活で遭遇する他者に叱られるようなこともほとんどないと思われる。そうであるならば、子どもが親以外の人から干渉されることを不当に感じるのもごく自然なものといえるだろう。だからこそ、野沢がいうように、「思春期以降に親が再婚した場合に、継親を親とみなさず、むしろそれ故に比較的良好な継親子関係が発達したケースもみられたが、それは少数派であって、多数派は継親を親として受け入れる過程で（程度の差はあるが）適応上の困難を経験する例が目立った」（野沢 2015: 79）のではないだろうか。

Turner らの研究は、ステップファミリーやシングルペアレント家庭の子どもは、実両親家庭や養子縁組家庭の子どもに比べ、抑うつ症状や怒りを示す傾向が高いことを示している (Turner, Finkelhor and Ormrod 2006: 23)。そこには、児童虐待のリスクを高めている要因として、これらの家族構造に固有の何かか、両親の離婚がもたらす特質的なものがあるのかもしれない、という (Turner, Finkelhor and Ormrod 2006: 23)。

家族構造における特質性として血縁に目を向けてみると、非血縁親子関係はステップファミリーだけでなく、養子縁組家庭にも存在する。Turner らがいうように、養子縁組家庭よりステップファミリーの方が児童虐待のリスクが高いのであれば、ステップファミリーと養子縁組家庭の違いにも着目する必要がある。すると、先に述べたように、「養育が先か結婚が先か」という違いが確認できる。アメリカと日本では血縁に対する文化的背景が違うが、養子縁組は、それを決める段階で血縁を乗り越えることが夫婦間で共有されておりかつ、子どもとの血縁関係は両者ともない。しかし、ステップファミリーにおいては、カップルの結婚が最初の目的であり、子どもとの血縁関係がある親とない親が混在することになる。

Turner らは、家庭内に継親がいることは、シングルペアレント家庭以上に虐待のリスクが高く、ステップファミリーが介入すべき重要な対象であることを指摘している (Turner, Finkelhor and Ormrod 2006: 23)。したがって、野沢がいうように、実親、継親双方の「初婚家族とは異なる」親役割を踏まえた努力によって、親子関係に働きかけることが求められる。

TBS 報道特集で見られたように、子どもとの血縁関係が夫婦間で異なるということは、すべての家族成員に葛藤をもたらす。そして、継親は、血縁がもたらす葛藤を相談する相手がない。この葛藤に正面から向き合い、その解消のために夫婦間での協力がもたれなくなったり、非血縁親子関係が子どもの養育を考慮せずに形成されたりすることが、虐待のリスクを高めるのではないだろうか。であるならば、継親、実親、子どもの（年齢に応じた）それぞれの中にある血縁規範を克服できるかが、この問題の鍵となるだろう。

5-3-3. 非血縁親子関係における子どものアイデンティティ形成

野辺は、『アイデンティティ』と出自の結びつきが強化されればされるほど、子どもは『知りたい／会いたい』というアクセルと同時に『知りたくない／会いたくない』というブレーキとの相反するベクトルの間で葛藤を強めるかもしれない……『望まれて生まれた』ことと自己肯定感を接続しない実践の生成が必要ではないのか」（野辺 2018: 306）と述べている。

しかし、果たして物語をつくること以外でそのようなことが可能なのだろうか。野辺は、「子どもたちの自己をめぐる葛藤については、『望まれて生れてくるべき』という社会規範が影響している」（野辺 2018: 306）と述べているが、筆者が児童養護施設で生活する子どもたちの語りから感じるのは、そのような規範とは無関係に自身の状況を相対化し、「なぜ自分を生んだのか」ということに対する納得できる理由づけが欲しい、ということである。それは、AID で生まれた人たちの語りにも見られたように、多くの子どもにとって、「なぜ自分はここにいる」ということを抜きにアイデンティティを形成することが困難であるからだと考える。5-2-1 で性産業に従事していたときに客の子どもができたインフォーマントの「私の嫌いな人種の子だから、かわいいとは思えない」（白井 2014: 67）という事実から、どうやって自己肯定感を獲得できるのだろうか。

そして、野辺は、「アイデンティティ」には血縁が関与しているだけでなく、愛情もまた関わっている、と述べている（野辺 2018: 319）。愛情は、「望まれて生まれてきた」とことと連結するため、肯定的なアイデンティティ形成のための「望まれて生まれた」とことと自己肯定感を切り離すことはきわめて困難である。それは、「愛されている」と感じることや、自分が必要とされていることを感じることにより、「自分はここにいていいんだ」という承認を獲得することができ、それが肯定的アイデンティティを形成するからである。したがって、それを阻む要因となるものは、物語以外での補完はできないと思われる。なぜなら、通常子どもは、子どもを産む、子どもを持つという親の意思によって生まれてくる。すなわち「望まれて生れてくる」からである。もちろん、妊娠に気づかず、人工妊娠中絶を選択することができなかったケースもあるが、それはごく一部である。そもそも子どもは、突然誰かに与えられ、養育が強要されるようなものではない。特に、結婚して子どもを持つことが当たり前ではなくなりつつあるからこそ、子どもを持つことは、その子どもを養育することにコミットすることを意味するのである。そのことが、実親が養育を放棄して養子に出すことを逸脱とするのである。ただ、5-2-1 の語りにも見られたように、子どもの幸せを願うからこそ養子に出した、というケースもある。また、実親からの虐待に見られたように、実親に育てられることが子どもの肯定的アイデンティティを形成するわけではない。子どもが誰に養育されるのかではなく、どのような環境で養育されるかが重要なのである。

Papernow は、ステップファミリーにおける子どもの養育について、以下のように述べている。

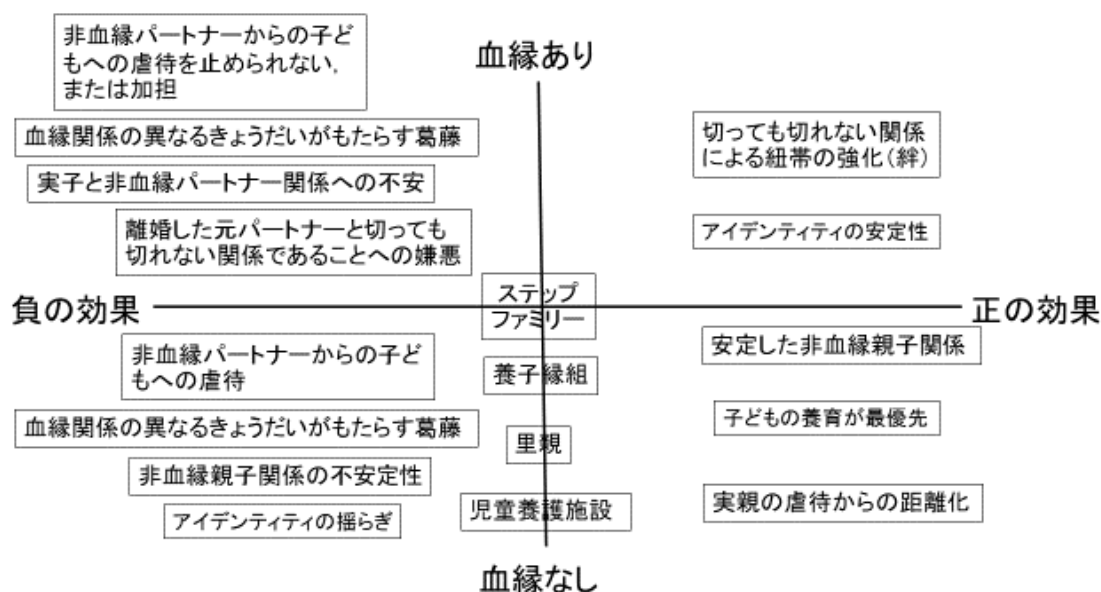
元配偶者の存在という課題にはさまざまな形があり、関わる人々の強烈な反発心をひき起こすことも多い。時として最悪な事態に陥りがちになるが、子どものウェルビーイングのため、公衆衛生のためには、ステップファミリーのメンバーが自分自身最良の策を見つけることが必要である。母親と継母は時に、平和的共存のためかなりの努力をしなければならぬことがある。また非同居の父親には、子どもとの接触を保つのに大きなサポートが必要であることも多い。しかし、大人がこうした課題に対処できれば、

子どもは、自分の大切な人たちの真ん中において、大切に守られ、育まれていると感
 じることができる。(Papernow2013=2015: 189)

ここで述べられている大人の対処には、子どもに負の影響をもたらすような情報を与え
 ないということが含まれている(Papernow2013=2015: 174)。そして、子どもが愛情を感
 じ、大切に守られ、自分の存在の肯定的承認が得られれば、それが誰からのものであるかは
 重要ではない。子どものウェルビーイングが最優先とされるのであれば、真実を子どもが背
 負いきれないと養育者が判断した場合は、物語による補完でもよいのではないだろうか。

また、前章で示したように、子ども同士の通常の会話において、親に関わる話題は当たり
 前のように登場する。その繰り返しのなかで、自分の親は何者で、そこに生まれた自分が何
 者かを認識していくのではないか。そして、それが負のアイデンティティとなるようなとき
 に、それをかわそうとするのではないか。

以上、児童養護施設、里親、養子縁組、ステップファミリーという、非血縁者が関与する
 親子(養育)関係における実践を図2-1の枠組みを用いて検討してきた。それらを図2-
 1に当てはめると、以下ようになる。



(注) 縦軸は、個人が置かれる状況であって、里親や養子縁組という状況に置かれた夫婦というような二
 人以上の関係を意味しているわけではない。

図 5-1 私的／公的実践としての親子関係における血縁の効果

これまで個別に扱われた非血縁者が関与するそれぞれの事象における血縁の効果の全体像を捉えることができたと思う。非血縁者のみを対象とした児童養護施設、里親、養子縁組は、第3象限と第4象限のみに該当するため、血縁の効果においては、ステップファミリーとの関連性についても第3象限と第4象限についてしか議論することができなかった。しかし、このように捉えることにより、ステップファミリーにおける血縁の効果を同じ枠組みで捉えられた。そして、ステップファミリーがすべての象限に該当することから、その特徴である血縁者も関与するステップファミリーの問題がより複雑であることも示せたと思う。

本章では、非血縁者が関与する子どもの養育を、公的实践と私的实践という観点から見てきた。里親は、児童養護施設と同じように、社会的養護の一環として位置づけられており、その養育の場が施設ではなく、家庭であることがより一般的な家庭養育に近いものではあるが、里親手当が出ていることなどからも、完全に他の一般家庭と同様の養育が行われるわけではなく、法的な親子関係もない。それに対して、特別養子縁組やステップファミリーでは、非血縁親子関係において法的な親子関係が存在する¹²⁹。公的实践の背後には明らかに「公」に含意される責任があるが、同じ公的实践である児童養護施設と里親では血縁に対するスタンスの違いがあった。また、同じ私的实践である養子縁組とステップファミリーでも血縁に対するスタンスには違いがあった。そこには、それぞれが公的／私的であることの違いだけでなく、その養育形態や成員の構成などの違いにより、養育者から子どもに対する血縁の捉え方だけでなく、子どもから養育者に対する血縁の捉え方に違いがあることが明らかとなった。特にステップファミリーは、血縁／非血縁親子関係が混在し、定位家族と生殖家族の違い、さらにジェンダーが相まって複雑な様相を呈するのである。

¹²⁹ ただし、継親子間において養子縁組がなされない場合は、法定親子関係とならない。

6. 血縁意識と家族——大学生アンケート調査より

前章では、児童養護施設、里親、養子縁組、ステップファミリーという、非血縁親子（養育）関係における、血縁の効果を見てきた。では、その効果をもたらす血縁意識とはどのようなものだろうか。

そこで本章では、首都大学東京学部生に行った家族に関するアンケート調査から、大学生の血縁意識を検討する。学生にアンケート調査を行う意義は、学生を対象とすることにより、子どもを持つ前の一般的な潜在意識や願望を把握することができることにある。それは、実際に子どもを持つ状況においては、その現実が優先され意識に偏りや変化が生まれる可能性が高いため、結婚や出産を実感する前の学生のほうがその影響を受けにくいと思われるからである。

本章は、図2-1の第1象限と第2象限に該当する。

6-1. 本調査の目的

これまで、親子関係における血縁はある意味で自明のものであり、血液型による確認はしても、DNA鑑定を行って親子であることを確認するようなことはほとんどなかった。しかし、生殖補助医療技術の進展や特別養子縁組などにより、法的な親子関係であっても、親子間に血縁があることが自明ではなくなりつつある。テレビドラマや映画において、血縁がテーマとなるようなものが多く見られるようになったり、民間企業によるDNA検査なども登場し、人びとの関心も高まっている。

また、AIDによって生れた人たちが、自分の血縁上の父親を探そうとしたり、血縁関係に疑問を持った人が親子関係の不存在を法廷で争うケースも出ている。

さらに、生物科学分野においては、遺伝子の部分的切り貼りも技術的に可能になっている。これまでは、精子と卵子、すなわち生物学的男女の組み合わせでしか人は生まれてこなかったが、技術の進展により、その理論さえ過去のものとなるかもしれない。一部の生殖補助医療においては、性と生殖が切り離され、女性同性カップルが性行為を伴わずに提供精子によって妊娠・出産して子どもを持つことも可能になっている。加えて、現在研究されている人工子宮が現実のものとなれば、さらに性と生殖の分離が進行するかもしれない。

そして、離婚の増加と再婚の増加により、ステップファミリーのような非血縁親子関係も増えている。

このように、家族の多様化が進み、親子関係における血縁について考えなければならない機会が増えている。そして、そのときの判断に必要な知識や情報を提供するには、人びとの血縁意識がどのようなものであるかを把握する必要がある。しかしながら、これまで人びとの血縁意識を問う大規模調査は行われておらず、人びとの血縁意識がどのようなものかはわからない。先述の厚生労働省（2003）では、およそ半数が「血は水より濃し」と回答しているが、それがどの程度の血縁意識の強さをあらわしているかはわからない。けれども、血縁にかかわる問題に対処するには、人びとの血縁意識の強弱の程度ではなく、まず人びとの

血縁意識がどのようなものであるかを把握することが重要である。それは、これまで血縁意識が問われることがなかったことから明らかであるが、多くの人びとがこれまで自身の血縁意識がどのようなものであるかを総括的に捉え、思考するような機会がなかったと考えられるからである。

したがって、厚生労働省（2003）においても、「血は水よりも濃し」か「生みの親より育ての親」を選択する際に、定位家族、生殖家族、ステップファミリー、養子縁組などにおけるあらゆる非血縁親子関係や、非血縁パートナーからの虐待などは想定されていないと思われる。そのような状況において、血縁意識の強度からのみで問題を捉え対策を講じることは困難である。そのため、本調査では、人びとの血縁意識がどのようなものであるかを把握することを目指している。本調査は、人びとの血縁意識の傾向と様相を捉えるためのものであり、今後の調査における指標を提示するものである。そして、今後人びとの血縁意識がどのようなものであるかを問う大規模調査を行う必要があることを示したい。

6-2. 調査の概要

6-2-1. 対象

首都大学東京¹³⁰「社会学 B」（後期開講）受講生に対して、2016年10月に調査票による選択肢の選択および回答理由の記述、質問への自由記述により行った。調査票は直接配布し、その場で記入を依頼し直後に回収した。回答者は男性110名、女性87名の計197名であった。男子学生の平均年齢は19.37歳、女子学生は19.03歳である。

学生の所属学部は表6-1のとおりである。授業科目が「社会学」であり、都市教養学部（文系）の学生がほとんどであることは留意すべき点である。先述のように、生物学的親子と社会学的親子では、その捉え方が変わるため、「社会学」を選択している時点で、非血縁親子関係に対してより好意的、共感的な意識に偏ることが想定されるからである。そのため、非血縁親子関係に対する寛容性などの解釈には注意が必要となる。

きょうだいの有無については表6-2、そしてその構成は表6-3のとおりである。きょうだいのいない学生が1割程度であることも留意すべき点である。現代でもジェンダーによる違いはあるが、きょうだいがいないということは、家の継承を意識させる可能性が高くなるからである。

男子学生のうち2名の調査票を無効とし、分析は男子学生108名、女子学生87名の計195名で行った。

¹³⁰ 首都大学東京の「平成27年度学生生活実態調査」の報告書によれば、首都大学東京の学部生の世帯所得の平均は794.9万円（全国平均812.0万円）であり、全国平均より低い。世帯所得の分布をみると、世帯所得が「1000万以上」の高所得層も一定割合いる一方で、「200万未満」の低所得層の割合が全課程において全国平均よりも多い傾向があった。

表 6-1 所属学部

学部	男	女
都市教養	94	86
都市環境	6	0
法	6	1
システムデザイン	2	0
合計	108	87

表 6-2 きょうだいの有無

	きょうだいあり	きょうだいなし	無回答	合計
男	96	9	3	108
女	71	12	4	87

表 6-3 きょうだいの構成

	兄	姉	弟	妹	合計
男	32	29	37	34	132
女	19	31	26	14	90

6-2-2. 倫理的配慮

アンケートには、答えづらい設問もあるが、ほぼすべての設問に「わからない」という選択肢を設けており、無理に回答することを避けられるようにしている。また、仮定質問においても、回答者が当事者である場合、その設問について「わからない」を選択すること、または回答しないことによって当事者であることが特定されないように配慮している¹³¹。

本アンケート調査は、無記名形式のため本人が特定される可能性は、きわめて低い。調査票は、携行せず厳重に管理し、集計後に破棄する。また、調査開始時に説明書により研究の説明、研究に参加しないことによる不利益が無いこと、および調査票への記入、回答、提出により同意したものとみなす旨を伝えている。

6-2-3. 分析方法と結果

本章では、まずアンケート調査の男女別クロス集計結果を検討する(6-3)。次に集計結果を血縁「重要群」と「重要でない群」に分類し、血縁意識がさまざまな事象における選択にどのように影響するかを検討する(6-4, 6-5)。本来であれば、多変量解析が望まれるかもしれないが、先述のように、本調査では、さまざまな変数のうちの何が血縁意識の強弱に影響するかを検討するものではない。したがって、属性としての変数は性別のみとし、男女に有意差があるかを χ^2 検定により行う。それは、親と子どもの血縁という場合には、通

¹³¹ 本調査は、首都大学東京倫理委員会にて承認されている(承認番号 H30-53)。

常父親と子どもの血縁，母親と子どもの血縁しかないからである．そして，生物学的事実として，女性は妊娠・出産を経験することができるが男性はそれができない．その違いは，子どもに対する意識に大きく影響することが考えられるからである．また，性別役割分業意識を内面化している場合も，父親像，母親像のような子どもに対する意識に違いがある可能性が高いからである．

回答理由や自由記述については，キーワードと内容によるコード化を行い分析する．ただし，キーワードが同じでもニュアンスに違いが含まれる場合は，分けて扱う．また，回答者が多い記述に関しては，コード化後に 1 名のみ理由となったものや本稿に関連のないものはあげていないこともある．調査票および調査結果は，巻末附録を参照されたい．

6-3. 考察①

本節では，男女別クロス集計結果の考察を行う．集計結果は，巻末附録（6章男女別クロス集計 1, 2）を参照されたい．

6-3-1. 血縁意識と親子観

(1) 定位家族における血縁

男女ともに家族における血縁は「あまり重要ではない」と回答した人が 2 割弱であり，8 割弱の人が「ある程度」以上に重要だと回答し，血縁意識は強い傾向が見られる．ただし既述のように，ここでは，血縁意識の強度をみるのが目的ではない．回答の選択肢も「非常に重要である」はあるが，「全く重要でない」という選択肢がないため，重要であるほうに偏っている可能性がある．「全く重要でない」という選択肢を設けなかった理由は，1 章で述べたように，血縁意識が弱い，低いということはあっても，血縁意識がまったくないということはない，またはそう考える人は非常に少ないと考え，その場合「全く重要でない」を単独の変数として扱うことの意義がないこと．そして，「ある程度重要である」と「あまり重要ではない」の境界は曖昧なものであり，これを強度の尺度として結果の有意性を主張するものではないこと．また，後述するように「非常に重要である」と回答している人たちの血縁意識がどのようなものであるかを検討することにより，人びとの血縁意識がどのようなものであるかを把握できると考えるからである．

想定質問における「DNA 鑑定の結果両親と血が繋がっていないと発覚した」については，これまでの家族との関係に対して「いままでと変わらない」と回答した人が 6 割であり，血縁意識と一見矛盾する結果を示している．「いままでと変わらない」と回答した理由の多くが，「これまでに構築された揺るぎない関係」や「過ごした時間」であることから，ここでは「血縁は重要ではない（血縁≠家族）」ことが示唆される．さらに，DNA 鑑定の結果に対してこれまでの家族との関係が「変わる」と回答した人の半数以上が「そのあと，本当の両親と一緒に暮らしたいと言ってきました」という設問に，「いままで暮らしてきた両親」と回答した．

以上のことから，多くの人が「家族であることに血縁は重要（血縁＝家族）」という意識

と「血縁は重要ではない（血縁≠家族）」という意識を違和感なく共存させているように見える。それは、「両方を行き来する」という理由の「両方大事」という回答からもうかがえる。ただし、「ある程度重要」という回答が5割強であるため、「これまでに構築された揺るぎない関係」や「過ごした時間」は「ある程度」を凌駕するものである、ともいえる。それについては、6-5-3で改めて検討する。

男女ともに2割くらいの人がDNA鑑定の結果に「変わると思う」と回答しており、事実に対するショックと戸惑いが想像されている、と考えられる。

また、女子学生に「血のつながった家族だから、と考えて乗り越えたことも多いから」という回答があったが、ここから血縁が家族の関係性の保証と捉えられているケースがあることがわかる。

以上は、定位家族としての意識であるが、生殖家族を想定した場合はどうだろうか。

(2) 生殖家族における血縁

不妊問題については、男女間に1%水準で有意差が認められ、女子学生の方が「不妊治療する」や「養子縁組または里親を考える」と回答した人が多く、「子どもをあきらめる」と回答した人が少ない。このことから、女子学生の方が「子どもを持つこと」に対する意識の強さが見てとれる。「将来子どもを持ちたいですか？」では、男女間に有意差は認められなかったが、不妊問題に直面した場合は、女子学生の方が子どもをあきらめないという意識が強化されると考えられる。

「不妊治療する」（男子学生3割弱、女子学生4割強）という選択の理由として「血のつながりのある子が欲しい」という回答が最も多く、血縁志向があることがわかる。

また、次に多かった「子どもが欲しい」という回答においても、単に子どもを持ちたいということであれば、「養子縁組や里親を考える」という選択肢もあるはずだが、それを選択しないことから、そこには「血のつながりのある」子どもや「自分たちの」子どもという血縁志向が含まれていると考えられる。

(3) 血縁と親子観

親からの遺伝については、「性格」に比べて「身体能力、学力」の遺伝のほうが低く感じるのはなぜだろうか。「身体能力、学力」は、「性格」よりも環境や機会などの後天的要因の影響を受けやすい、と捉えられているのかもしれない。しかし、「身体能力、学力」において親からの遺伝があまりないと感じるのであれば、「血のつながった子ども」には他に何が求められているのだろうか。

そこには、南のいう「血縁」という「切っても切れない」ことがもたらす関係の安定性の「保証」が求められていると考える（南2010:142）。確かに、DNA鑑定の結果における回答が「そのあと、本当の両親と一緒に暮らしたいと言ってきました。あなたは、どちらの家族と暮らしますか？」の選択に大きく影響していないということから、親子関係においては、

「血縁」より「これまでに築かれた関係性」のほうが優位にあるといえるだろう。また、その回答理由の「血がつながっていても他人と認識」してしまうことや、「いきなり新しい親子関係は無理」という回答からも、定位家族としての経験からは、「血縁」が「親子関係」の安定を保証しないことがうかがえる。

しかし、生殖家族を想定した場合には、血縁志向が見られる。つまり、ここでも「家族であることに血縁は重要（血縁＝家族）」という意識と「血縁は重要ではない（血縁≠家族）」という矛盾するような血縁意識を違和感なく共存させている、またはそのことに無意識であるかのように見える。それは、通常この相反する意識を接続して思考することがないため、違和感を持つこと自体がないからではないか。筆者は、7年前に今回と同様のアンケート調査を都内の某私立大学で約200名の学生に行った¹³²。その時に、ある学生が回答を記入している時に、声を出して自分の回答が矛盾していることを発言し、回答を訂正しようとしたため、そのままにするよう伝えた経緯もある。そして、その調査の集計結果は、今回とほぼ同様のものであった。このような場当たり的な思考は、実際に選択を迫られた時に誤った判断につながる可能性がある。

実親の再婚相手について、「受け入れることができると思う」群と「受け入れられないと思う」群の、自分が結婚したいと思った相手に子どもがいた場合の選択肢の回答における男女別の結果から、男子学生では5%水準で有意差が認められたが（表6-4）、女子学生では有意差は認められなかった（表6-5）。

親の再婚相手を「受け入れることができると思う」と回答した人は、自分が結婚したいと思った相手に子どもがいた場合でも「子どもがいても全く気にしないで結婚すると思う」と回答する割合が高い傾向が見られた。

しかし、実親の再婚相手は「受け入れられないと思う」と回答しながら、自分の結婚相手に子どもがいた場合は、「子どもに会ってみて」というように、その子どもとの関係形成に前向きな姿勢が見られる。それは、実親の再婚相手は「他人と思う」と回答しても、「子どもに会ってみて、結婚するかどうか考えると思う」を選択することにあらわれている。

表6-4 継親への意識と自身のステップファミリー形成について（男）

	子どもがいてもな 全く気にしないで 結婚すると思う	子どもに会ってみ て、結婚するかどう か考えると思う	別れると思う	わからない	合計
受け入れること ができると思う	9 37.5%	8 33.3%	5 20.8%	2 8.3%	24 100.0%
受け入れられ ないと思う	7 14.9%	28 59.6%	6 12.8%	6 12.8%	47 100.0%
わからない	4 12.5%	19 59.4%	1 3.1%	8 25.0%	32 100.0%

$$x^2=14.347, df6, p<0.05$$

¹³² この調査データは、卒業論文における利用しか承諾を得ていないため本稿では使用しない。

表 6-5 継親への意識と自身のステップファミリー形成について（女）

	子どもがいてもな 全く気にしないで 結婚すると思う	子どもに会ってみ て、結婚するかどう か考えると思う	別れると思う	わからない	合計
受け入れること ができると思う	7 36.8%	10 52.6%	0 0.0%	2 10.5%	19 100.0%
受け入れられな いと思う	3 8.1%	26 70.3%	3 8.1%	5 13.5%	37 100.0%
わからない	8 27.6%	16 55.2%	0 0.0%	5 17.2%	29 100.0%

$$x^2=10.922, df6, p=0.0908$$

どちらも、定位家族での意識が生殖家族を想定した時においてもある程度反映されていると考えられる。ただ、親の再婚相手を「受け入れることができると思う」と回答しても、自分が結婚したいと思った相手に子どもがいた場合には「別れると思う」と回答した人が1割程度あった。その理由においても、「愛情を注ぐ自信がない」「自分の子どもがいい」「血がつながっていないと家族になれない」という回答に見られるように、非血縁親子関係において血縁が意識されることがうかがえる。

6-3-2. 結婚観と子どもを持つこと

自身の結婚に関しては、結婚願望に男女差が見られ、女子学生の方に結婚願望が高く、全国調査（国立青少年教育振興機構 2017）と比べても男子学生はそれほど変わらないが、女子学生は高い。男女ともに結婚したい理由は、結婚しないと「寂しい・孤独」（最多）で、結婚すれば「幸せ（楽し）そう」（多数）ということから、結婚に対する幸福感への期待が見られる。また、女子学生に「今の家族の様な家庭を持ちたい」という回答が多くあり、定位家族としての意識が生殖家族における理想として捉えられていることがうかがえる。

また、男子学生の回答に「死ぬとき一人はいや」（4件）という回答があったが、女子学生には「結婚」と「死ぬとき」を接続して想定した回答はなく、男女の「結婚」または、「死ぬとき」に対する意識の違いが見られる。一般的に、結婚後において男性が先に亡くなるケースが多く、女性が独りになることが多いため、そのことが既に想定されているのかもしれない。

子どもを持つことについては、男女間に有意差はなく、結婚することに比べると、女子学生の「子どもを持ちたい」という願望の低下率が大きい。ただ、全国調査（国立青少年教育振興機構 2017）と比較すると、男女とも少し高めである。その理由としては、男女ともに「子どもが好き・可愛い」や「楽しそう」が多く、次いで「家庭（家族）を持ちたい」や「育ててもらったから自分も」というように、「結婚する＝子どもを持つ」ということが想定されていると考えられる。

子どもを持ちたいと思わない人は、男女ともに2割前後だが、その理由としては「子どもが好きでない(苦手)」や「子育てはできない(自信ない)」など、ある程度想定できた回答が多いが、「子どもは負債」のように、子育ては経済面を含めた負担が大きいことが示唆される回答や、「自分の嫌な性格を子どもに遺伝させたくない」のように、「性格」が遺伝することを前提とした回答が見られる。さらに、「自分にとってマイナス(犯罪者になる等)になるかもしれない」というように、子育てをリスクと捉えることが見られる。

6-3-3. 子どもの障がいについて

出生前診断については、男女ともに半数以上が「利用したい」と回答しており、高い水準にあることがわかる。出生前診断を利用したいという理由にある「心の準備、事前対策のため」と「前もって知りたい」は、「墮胎」を考慮する場合と、「そのまま子どもを持つ」準備をするための場合の両者が考慮されるため、その両者の需要とNIPTによる手軽さや身体への侵襲性の低さから、利用率が高まることが推測される。それは、「そのまま子どもを持つ」ために事前の準備や心構えをすることだけでなく、「障害のある子を育てる自信がない」や「障害のある子を産みたくない」のように人工妊娠中絶を視野に入れたものもあり、その後の人生を大きく左右する事柄である、と捉えられていると思われる。また、出生前診断の利用については、1%水準で有意差が認められ、女子学生の方が「利用したくない」と回答している。その理由には「墮ろしてしまう」「気持ちに変化が起こったら嫌だから」「悩みそう」のように、人工妊娠中絶を選択してしまう可能性への懸念があらわれている。

木宮敬信が行った調査¹³³では、出生前診断に対する認知度については、1%水準で有意差があり、女子学生の認知度が高いことが明らかとなり、本調査も同様の結果¹³⁴を示している(木宮 2016: 241)。しかし、出生前診断の利用については、木宮の調査では、「出生前診断の受診については、所属学科や性別の影響はないことが明らか」(木宮 2016: 242)となっており、本調査結果とは相違する。それについて木宮は、「出生前診断の認知度と受診希望との関連についても有意差は認められておらず、実際に診断を受けたいかどうかを決断するのは、性別や出生前診断についての教育(認知度)の影響ではなく、他の要因が関係しているものと考えられる」(木宮 2016: 242)と述べている。けれども、木宮は、「出生前診断の受診を希望する人ほど、胎児に障害がある場合に中絶したいと回答する人の割合が高くなる傾向があり」(木宮 2016: 245)と述べており、もし認知度が高いのであれば、女性は、中絶がもたらす身体への侵襲性についても認知しているはずであり、そうであるならば、回答にジェンダー差があらわれると考えられる。さらに、木宮は、「看護系学科の女子に、他学科と比べ、胎児に障害がある可能性が高くても産みたいと回答する学生が多くいることが明らかとなった」(木宮 2016: 245)と述べており、認知度の高さとジェンダーが相関し

¹³³ 看護系学科(男:29人,女:111人),理学療法系学科(男:62人,女:50人),法律系学科(男:113人,女:74人)の大学生を対象。(木宮 2016: 239)

¹³⁴ 巻末附録:※大学生アンケート調査2-5参照。

ている可能性が示唆される。

本調査では、出生前診断で子どもに重い障がいがあることが分かった場合、「そのまま子どもを持つと思う」と回答したのは、男子学生 10.2%、女子学生 21.8%である。半数以上が「パートナーと相談して考える」と回答しており、「人工妊娠中絶を決断すると思う」と回答したのは、男子学生 18.5%、女子学生 12.6%であり、当事者である女子学生のほうが人工妊娠中絶を選択することに対する躊躇が見られる。

しかし、現実的には、検査を受け陽性反応とされた人の 9 割以上が人工妊娠中絶を選択しており、想像と現実の乖離の大きさが浮き彫りとなった。

「そのまま子どもを持つと思う」と回答した理由に「身内におり慣れている」という当事者からのものが 1 件あったが、「人工妊娠中絶を決断すると思う」と回答した理由に「介護経験があり大変さを知っている」という当事者からのものも 1 件あった。

木宮の調査では、「性別と胎児に障害がある場合の対応との関連」¹³⁵において、「産みたい」(男 33 人 : 16.8%, 女 79 人 : 33.8%) と「配偶者が、異常があっても子供が欲しいといえば産みたい」(男 107 人 : 54.6%, 女 78 人 : 33.3%) において 1%水準で有意差が認められている (木宮 2016: 243)。ここから示唆されるのは、受診希望の理由にジェンダー差がある可能性である。しかし、木宮 (2016) では、「出生前診断を受ける目的 (複数回答可)」¹³⁶において出生前診断の本来の目的との認識の差を述べているだけであり、男女別の比較とその理由を検討していないため、8 割以上が回答している「胎児の異常の有無を調べるため」の理由に、産むことを前提としているのか、中絶を考慮しているかなどが含意されているのかわからない。子どもの障がいに対するスタンスや中絶に対しては、ジェンダー差がある可能性があり、それを考慮せずに比較することには問題がある、と思われる。

障がいは、その程度や介護者の意識や力量により、捉えられ方が多様となるため、同一の見解を得ることは不可能である。また、男子学生の「人工妊娠中絶を決断すると思う」と回答した理由の「子どもに障がいを負わせたくない」という回答には、子ども自身が遭遇する可能性のあるさまざまな問題が想定されている、と思われる。ここからも、子どもの障がいは、育てる親の問題だけでなく、生きていく子ども自身の問題でもあり、社会的サポートや社会的偏見など、改善されなければならない問題が多く残されている。

ここまでは、学生アンケート調査の男女別クロス集計を検討した。そこには、定位家族における血縁志向が生殖家族に反映されながらも、それぞれにおいて矛盾する場合があるよ

¹³⁵ 質問「胎児に障害がある可能性が高い場合、どう対応しますか」回答選択肢「産みたい」「中絶したい」「配偶者が、異常があっても子供が欲しいといえば産みたい」「配偶者が、異常があっても子供が欲しいといっても産みたくない」「その他」。(木宮 2016: 243)

¹³⁶ 「胎児の異常の有無を調べるため」357 人 (81.7%)、「順調に育っているかを確認するため」212 人 (48.4%)、「分娩方法を決めたり出生後のケアの準備を行うため」118 人 (26.9%)、「早くから妊婦をはじめ、家族が異常を受け入れるため」112 人 (25.5%)、「妊娠を継続するか否かに関する情報をカップルに提供するため」77 人 (17.5%)、「その子の障害に合った施設・制度を早くから知っておくため」74 人 (16.9%)、「胎児期に治療を行うため」68 人 (15.5%)。(木宮 2016: 241)

うな状況依存的な血縁意識が存在することが見てとれた。

次節からは、血縁意識の強弱がさまざまな事象における選択に影響するかを検討する。

6-4. 血縁意識の強弱による分析

前節では、アンケート調査の男女別クロス集計から大学学部生の血縁意識や家族観および、生殖補助医療にかかわる意識について検討した。その結果、家族における血縁は重要であると感じながらも、実際には過ごした時間や関係の形成過程の方が重視されており、この一見矛盾するような血縁意識を無意識または違和感なく共存させているように見えた。

本節と次節では、この血縁意識がどのようなものであるかを捉えるために、集計結果を血縁「重要群」と「重要でない群」に分類¹³⁷し、血縁意識がさまざまな事象における選択にどのように影響するかを検討する¹³⁸。

分析方法は、はじめに、きょうだいの有無によって、血縁意識に差があるかを男女別に検証する¹³⁹。男女差がなければ、両者をまとめて再度検証する。それ以降は、「重要群」と「重要でない群」それぞれにおいてジェンダー差があるか検証する。ジェンダー差がない場合は、男女を一緒にして、「重要群」と「重要でない群」で再度検証する。ジェンダー差がある場合は、男女それぞれの「重要群」と「重要でない群」で再度検証する。集計結果は、巻末附録（6章男女別クロス集計3, 4, 5）を参照されたい。

6-5. 考察②

6-5-1. きょうだいの有無と血縁意識

母数の問題はあるが、男子学生において有意差が認められた。これは、「将来子どもを持ちたい」かどうかの理由に「家を存続させたい」という回答が男子学生に4件あったことから、きょうだいがあり長男である場合はそのことを意識させるような状況が生まれやすい、と考えられる。また、2親等以内の血族が多いほど、血縁を意識する機会が増えることも想像できる。しかし、そうであるならば、きょうだいのいない男性の方が「家の存続」（家の継承）については意識しているはずである。ここで考えられるのは、血縁意識と家の存続が連結して考慮されていない可能性である。きょうだいがいる場合、誰が老後の親の面倒を看るとか、お墓を守るとかは必然的に考慮の対象となる。しかし、きょうだいがいない場合は、すべてが自分にかかってくることは既に分かっていることであり、受け入れる以外の選択肢がなく、「誰が」ということを考慮する機会がないからである。

女子学生にはきょうだいの有無による血縁意識の差は認められず、ジェンダー差がある可

137 あなたは、「家族である」ことにとって、「血のつながりがある」ことは、どのくらい重要だと思いますか？の回答において、「非常に重要である」と「ある程度重要である」を「重要群」とし、「あまり重要ではない」を「重要ではない群」として扱う（巻末附録：6章男女別クロス集計1. 家族観（1）参照）。

138 男子学生108名、女子学生87名より、あなたは、「家族である」ことにとって、「血のつながりがある」ことは、どのくらい重要だと思いますか？において「無回答」であった男女それぞれ2名ずつを無効とし、分析は男子学生106名、女子学生85名の計191名で行った。

139 きょうだいの有無に関する質問に無回答であった男3名、女4名は除外している。

能性が示唆された。

6-5-2. 血縁意識と結婚願望・子どもを持つこととの関連

調査の結果から、男子学生に比べ女子学生の方に結婚願望が高い傾向が見られ、女子学生においては、「重要群」の方が「重要でない群」よりも結婚願望が高いことがわかる。

現代社会においては、まだ「結婚＝子どもを持つ」ということが意識されており、そして、その延長線上に自分の子どもという血縁家族が想定されているのかもしれない。そのことが実際に妊娠・出産をする女性の方の意識に影響している、とも考えられる。

子どもを持つことについては、「重要群」と「重要でない群」において男女差は認められなかったが、「重要群」と「重要でない群」においては、1%水準で有意差が認められた。

6-5-3. 血縁意識と家族観

(1) 血縁意識と親子関係

想定質問「両親と血がつながっていなかったら」の回答結果から、男女間において、「これまでの家族との関係が変化するか」について有意差は認められなかった。しかし、「重要群」と「重要でない群」においては、「わからない」を抜いた場合に5%水準で有意差が認められた。ただし、「重要群」において「変わると思う」と回答した人は2割強しかおらず、半数以上が「今までと変わらない」と回答しており、「これまでの家族」が血縁意識より優位にあることがうかがえる。それは、次の「そのあと、本当の両親と一緒に暮らしたいと言ってきた」の回答にもあらわれている。

その回答は、男女間においても「重要群」と「重要でない群」間においても有意差はなく、「重要群」のほぼ6割が「いままで暮らしてきた両親」と回答しており、ここでも「これまでの家族」が血縁意識より優位にあることがわかる。先述のように、それは「重要群」には「ある程度重要」が含まれており、「これまでの家族」が「ある程度」を凌駕するものであるとも考えられる。そこで、「非常に重要群」のみでの回答結果を見てみると、以下（表6-6）のようになった。

表6-6 非常に重要群における選択

	いままで暮らしてきた両親	両方を行き来する	両方の両親と離れる	わからない	無回答	合計
男	16	11	0	4	0	31
	51.6%	35.5%	0.0%	12.9%	0.0%	100.0%
女	8	4	1	1	0	14
	57.1%	28.6%	7.1%	7.1%	0.0%	100.0%

$$\chi^2=2.696, df3, p=0.441$$

その結果、「非常に重要群」でも男女間に有意差は認められなかったが、半数以上が「い

ままで暮らしてきた両親」と回答していた。そして、「非常に重要」と回答しながらも、「両方を行き来する」と回答した人は3割程度であった。

このように、多くの人が考察①でも述べた「家族であることに血縁は重要（血縁＝家族）」という意識と「血縁は重要ではない（血縁≠家族）」という矛盾するような血縁意識を違和感なく共存させている、またはそのことに無意識であるかのように見える。やはりこれは、当たり前のこととして潜在化されていた親子関係における血縁意識が、「血がつながっていなかった」ということにより顕在化され、現実としてのこれまでに築かれた親子関係の方が重要であることに気づかされた、ということではないだろうか。そしてそれは、親子関係における血縁は当たり前、ということにより自身の血縁意識が潜在化され、問題が起こらない限り、実際の生活の中でそのようなことが思考されることがないからだと思われる。

(2) 血縁意識と不妊問題

不妊問題については、「重要群」において男女間に1%水準で有意差が見られた。「重要でない群」でもp値は0.058であり、母数が多くなれば有意差が出る可能性もある。どちらにしても、女子学生において、「子どもをあきらめる」と回答した人は少なく、「重要でない群」では一人もいなかった。また、「重要群」では、「不妊治療する」と回答した女子学生が半数近くおり、その背景には男女別クロス集計結果回答に見られた「血のつながりのある子が欲しい」が反映されていると思われる。ただ、「血のつながりのある子が欲しい」という回答は、男子学生にも見られたが、「重要群」における男子学生の「不妊治療する」という回答は比率的には女子学生の半分である。これには、男子学生の多くが不妊治療を受けるのは女性である、と捉えている可能性がある。そして、女性の治療が身体的にも精神的にも負担となることを知っている場合は、そのことへの配慮からそれよりは「子どもをあきらめる」という選択を考えるのかもしれない。

次に男女別に「重要群」と「重要でない群」を比較したところ、男子学生においては有意差が認められなかったが、女子学生において5%水準で有意差が認められた。女子学生において、「重要群」では「不妊治療する」と回答する割合が高く、「重要でない群」では「養子縁組または里親を考える」と回答する割合が高い傾向が見られる。

以上のことから、女子学生において、血縁意識が不妊問題における選択肢に影響を与えることが考えられる。

(3) 血縁意識と出生前診断

出生前診断については、「重要でない群」において5%水準で男女間に有意差が認められた。「重要でない群」の男子学生で「利用したくない」と回答した人は一人もいなかった。また「重要群」でもp値は0.088であり、女子学生の方が「利用したくない」と回答する割合が高い傾向が見られた。そこで、男女別に「重要群」と「重要でない群」を比較したところ、どちらも有意差は認められなかった。

このことから、血縁意識は出生前診断の利用に影響しないと考えられるが、女子学生に「利用したくない」と回答した人が多く、ジェンダー差がある可能性がある。その背景には、回答理由に見られる、気持ちの揺らぎに対する不安が、自分が産むということと関連づけられやすいことがある、と考えられる。

(4) 血縁意識と子どもの障がい

出生前診断で子どもに障がいがあるとわかった場合の選択は、「重要群」で p 値が 0.068 であり、男女差がある可能性が示唆された。男女ともに「パートナーと相談して考える」と回答した人が多いが、男子学生の方が女子学生より「人工妊娠中絶を決断すると思う」を選択する傾向があり、女子学生は「そのまま子どもを持つと思う」を選択する傾向が見られる。男子学生が人工妊娠中絶を選択する傾向は、その理由の「育てるのが大変、自信がない」「子どもに障がいを負わせたくない」に見られる、自信のなさや子どもの生活に対する不安などがあることがわかる。しかし、それは女子学生も同じはずである。女子学生でも自信がないことを理由に挙げている人もいるが、その割合は男子学生より低い。

先述のように、「重要群」における男子学生の不妊治療選択率は女子学生の半分であり、それは女性が当事者であると捉え、身体的、精神的負担を考慮しているのでは、と推察したが、だとするならば、中絶の選択率も低くなければおかしい。なぜだろうか。それは、不妊治療と障がいがイメージさせるものの違いかもしれない。たとえば、病気と遺伝性との関連で障がいと遺伝性が連結されてしまうことはないだろうか。インターネットで障がいと遺伝性について検索すると、発達障害と遺伝性の関連記事が出てくる。このようなことを安易に他の障がいと同じように捉えてしまったり、障がいと遺伝性についての知識がなければ、遺伝性が血縁に含意されているために、同じように障がいと血縁が連結されることもあるのではないか。後述するが、父親が自分の子どもの障がいを認めようとしなないケースが実際にある。したがって、「重要群」におけるこの結果には、このように子どもの障がいを自分（の遺伝子）に原因があると捉えてしまう可能性と、男性のそれを認めたくない、という気持ちがあるのかもしれない。

(5) 血縁意識と継親

親が離婚し、その後再婚したとして、その継親を受け入れることができるかにおいて、「重要群」と「重要でない群」のどちらにおいても男女間に有意差は認められなかった。しかし、「重要群」と「重要でない群」では 5%水準で有意差が認められた。血縁意識が強い方が継親を受け入れられない傾向があることがわかる。「重要群」における 2 割弱の「受け入れることができると思う」という回答は、その理由である「親の自由」「親の人生も尊重したい」ことや「自分も大人だから」という自身の年齢が高いことも関連している、と思われる。

興味深いことは、「重要でない群」で 3 割弱が「受け入れられないと思う」と回答していたことである。血縁が重要でないならば、継親も受け入れられるのではないだろうか。これ

については、男子学生で回答理由を書いた人がいなかった。女子学生でも数人しか理由を書いておらず、それは、「親の人生は尊重するが自分にとっては他人」というものであった。ここから推測できるのは、親子関係における血縁はあまり重要ではないと思っていたが、継親の登場により潜在化されていた血縁意識が顕在化し、実は血縁が重要であると気づいた可能性である。通常、親の離婚と再婚を意識するような状況にならなければ、継親をイメージすることはないだろう。子どもの年齢にもよるが、離婚は何らかの影響を子どもに与える。そしてその親の再婚はさらに子どもに影響を及ぼす。おそらく、本調査で「親子関係における血縁は重要ですか？」と問われた時には、「重要でないなら継親を受け入れられる」ということは想定されていなかったのではないだろうか。また、初婚家族が問題なく継続しているときには、親の離婚や再婚は想定されないことが考えられる。そして、それが現実となったときに、潜在化されていた血縁意識が顕在化してくるのではないだろうか。もちろん、過ぎた時間の長さや新しい親ができるということの意味の影響も考えられるが、さらなる調査が必要と思われる。

(6) 血縁意識と継子

自分が結婚したいと思った相手に子どもがいた場合の選択には、継子が想定されることになる。「重要群」と「重要でない群」、そして男女間においても有意差は認められなかったが、「重要でない群」の方が「子どもがいても全く気にしないで結婚すると思う」と回答する割合が高い傾向が見られる。

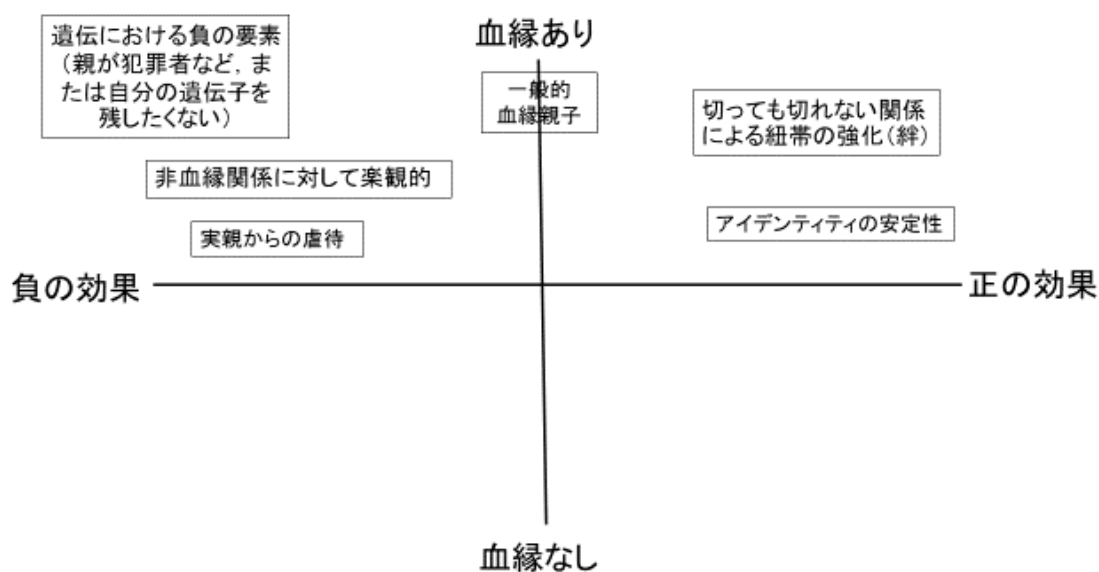
「重要群」と「重要でない群」のどちらにおいても、半数以上が「子どもに会ってみて、結婚するかどうか考えると思う」というように、継子を考慮に入れた結婚に前向きな姿勢を示している。6-3-1 (3) でみたように、継親を「受け入れることができると思う」と回答した人の方が「子どもがいても全く気にしないで結婚すると思う」と回答する割合が高いが、継親を「受け入れられないと思う」と回答した人でも1割が「子どもがいても全く気にしないで結婚すると思う」と回答し、6割強が「子どもに会ってみて、結婚するかどうか考えると思う」と回答している。このことから、定位家族と生殖家族におけるスタンスの違いをみることができるが、実は生殖家族における矛盾も見られる。

それは、不妊問題においては、「重要でない群」の女子学生で、「養子縁組または里親を考える」と回答した人は4割で、「重要でない群」の男子学生は2割に満たない。自分と血縁がないということでは、養子縁組、里親、継子は同じである。そこでの違いは、相手と子どもの血縁があるかないかである。おそらく、継子に対する寛容は、自分が結婚したいと思う人の子どものことであること、そして、新たに自分たちの子どもを持つことの可能性にあるのではないか。そして、自分が結婚したいと思う人の子どものことには、その人と結婚することの方が優位にあたり、その人と子どもの間には血縁があるからうまくいくだろうという楽観的な思考であったりする、ということが含意されているのかもしれない。

ただし、学生が自身のステップファミリー形成については、自分の好きになった人の子ど

もだから、というように相手との接続において認識しており、その時に元パートナーの子どもという部分が見逃されているか軽視されている可能性はある。5章で見たように、ステップファミリーの形成においては、楽観的な思考がそのまま適用できるものではない。さらに、子どもとのジェンダーがもたらす影響は、想像することすら難しいかもしれない。

以上のように、血縁意識がそれぞれの選択に反映されている可能性が示唆された。そして、「血縁＝家族」「非血縁＝家族」という一見矛盾するような血縁意識が、通常は無意識に、または違和感なく共存しているように見えるが、血縁を問題とするような状況に遭遇した時に自身の血縁意識を自覚させられると考えられる。では、その血縁意識とはどのようなものか。血縁意識は、人びとが血縁にどのような意味づけをするかに依存する。そしてその意味づけは、血縁がもたらす効果によって変化する。本章に該当する血縁がもたらす効果を図2-1に当てはめると、以下ようになる。



(注) 学生にはステップファミリーなども含まれている可能性はあるが、ごく少数と思われることと、本章の対象ではないためここでは示さない。

図 6-1 一般的血縁親子関係における血縁の効果

本章からは、その血縁意識は、明確なものではなく、状況依存的なものであることが見てとれた。しかしそれは、仮想的事態に対する学生の思考が楽観的であることがあるかもしれない。なぜなら、既述のように多くの学生は、本章で述べたような仮想的事態を想定したり、上記のような血縁がもたらすさまざまな効果を連結して思考したことがなく、自身の血縁

意識には自覚的ではないと推測されるからである。だからこそ、一貫性のない矛盾するような回答が見られるのではないか。

多くの人の血縁意識は、親子における血縁が当たり前のものであることにより潜在化され、潜在化されていることにより、その血縁意識に自覚的ではなく状況依存的なものとなっている、と考えられる。したがって、それを自身の問題として真剣に考えるような状況にならない限り、自身の明確な血縁意識を自覚することができない。またそれは、自身が定位家族であるか生殖家族であるかによっても変化することが見られた。

では、仮想的事態ではなく、実際に世帯状況などの属性の変更があった場合にも、血縁意識に影響するのだろうか。

そこで次章では、シングルマザーへのインタビュー調査から、定位家族、生殖家族、婚姻中と離婚後などの属性の違いが親子関係における血縁意識に影響するののかについて検討する。

7. シングルマザーからみる親子関係における血縁意識

7-1. 本章の目的

前章では、大学生へのアンケート調査から人びとの血縁意識がどのようなものであるかについて検討した。家族の状況が血縁意識に影響するとするならば、離婚という夫婦関係の分離は親子関係にどのような影響をもたらしているのだろうか。

日本では離婚時に母親が親権を持つケースが圧倒的に多く、シングルマザー世帯が形成されやすい¹⁴⁰。離婚は、多くの場合夫婦関係の不和によるものと考えられるが、離婚は子どもへの意識や関係性に影響するのだろうか。子どもの容姿や言動が元パートナーを思い起こさせ、ストレスとなることはあるのだろうか。実際に、暴行において子どもが離婚した元パートナーに似ていることが要因となり、虐待し殺してしまったケースもある¹⁴¹。次章で述べる、非血縁パートナーによる虐待にも見られるように、親子関係において血縁は何らかの意味を持っているように思われる。学生アンケート調査では、仮想的事態であるため、楽観的な思考が見られたが、実際に結婚と離婚を経験すると、それは血縁意識に何らかの変化をもたらすのだろうか。

そこで本章では、前章の血縁意識を踏まえながら、親子関係において血縁がどのように捉えられ、意識されているかをシングルマザーへのインタビュー調査から検討する。本章は、シングルマザーのみで捉える場合は、図 2-1 の第 1 象限と第 2 象限、新しいパートナーを考慮する場合はすべての象限に該当する。

7-2. 調査の概要と倫理的配慮

本インタビュー調査は、スノーボールサンプリングにより、8名のシングルマザーに半構造化面接法により行った。調査対象者のプロフィールが表 7-1 である。インフォーマントがシングルマザーになった経緯は、すべて離婚によるものである。インタビューは、1時間半から2時間行い、インフォーマントの同意を得て IC レコーダーに録音し、逐語録を作成した。その後、再度聞きたいことなどがあつた場合は、メールなどによりやり取りした。

インタビュー内容を他者に聞かれることを避けるために、インタビューは首都大学東京の演習室または、インフォーマントが希望するプライバシーが確保される場所で行った。

個人の特定を避けるために、内容に支障をきたさない範囲で属性の変更を行っている。また、本文中においては、倫理的配慮により発言者を表記しない場合もある¹⁴²。

インフォーマントには事前に研究の趣旨を説明し、インタビューにおいては、回答したくない質問には回答しなくてよいこと、インタビューはいつでもやめられること、公表前であれば撤回できることおよびデータの扱いなどについて書面と口頭にて説明し、同意書に署名してもらった。

¹⁴⁰ 総務省 (2010a)。

¹⁴¹ 大分地方裁判所, 2003, 「平成 15 (わ) 33 傷害致死」。

¹⁴² 本インタビュー調査は、首都大学東京倫理委員会にて承認されている (承認番号 H30-52)。

音声データは、携行せず厳重に管理し、逐語録作成後に破棄すること、逐語録は論文作成から5年後に破棄することを伝えている。

表 7-1 調査対象者のプロフィール

対象者	年齢	子ども	子どもと父親の面会交流
Aさん	40代	2人	なし
Bさん	40代	1人	なし
Cさん	40代	2人	年1回程度
Dさん	50代	4人	1回のみ
Eさん	30代	2人	なし
Fさん	40代	2人	なし
Gさん	40代	1人	1回のみ
Hさん	40代	2人	子どもに任せている

7-3. 調査結果の概要

7-3-1. 出産と仕事

出産を機に退職したケースが4件、結婚を機に退職したケースが2件、産休を取ったケースが2件であった。結婚を機に退職したケース以外は、臨月まで働いていたケースが多かった。出産を機に退職したケースのうち1件は、産休を取りたかったが取れるような雰囲気ではなかった、という。また、結婚を機に退職したケースの1件は、本人はそのまま仕事を続けたかったが、元パートナーが仕事はしないしてほしいということで退職していた。

退職をしたケースにおいても、出産後ある程度してから仕事を始めており、すべてのケースにおいて、離婚前には仕事をしていた。

7-3-2. 離婚——親権と子どもへの説明と面会について

すべてのケースにおいて、親権を母親が持つことについては問題とならなかった。

離婚についての子どもへの説明は、その時の子どもの年齢により異なる。子どもが小さい時には特に説明せずに、子どもがある程度大きくなって、子どもが聞いてきた時に説明したり、聞いてこなければ説明していないなど、親側から積極的に説明するケースは少なかった。子どもが大きい時には、子どもが状況を理解していて説明の必要がなかったり、子どもから離婚を促すような発言があったケースもあった。

父親と子どもの面会については、父親が望むのであれば対応するという回答が多かったが、実際には父親から要求がないケースが多かった。Hさんは子どもに任せており、子どもが会いたい時に自分で連絡（SNSなど）を取って会えるようにしている。そのほかに定期的（年1回程度）に会っているのはCさんのみである。母親自身は元パートナーには会いたくない¹⁴³が、子どもにとっては唯一の父親であることを理解しているケースが多く、面会

¹⁴³ 離婚の原因は、結婚生活になんらかの問題があることがほとんどであるが、離婚後のパートナーへの

を一方向的に拒否することはない。

7-3-3. 子育てについて¹⁴⁴——妊娠・出産という行為がもたらすもの

Aさんは、自分で産んだことについて「そんなに深く考えたこともないですけど、でもなんか、すごく責任はやっぱり感じてますね」とはいうが、「私が産んだ、とはあまり考えたことはなかった」という。そこで、代理出産によって自身とパートナーの血縁がある子どもを得ることもできることを考えた場合に、自分が産んでないことが何かを左右すると感じるか、と聞いたところ、「誰かに産んでもらったら、なんか遠慮がある気がします、その子どもに対しても」という。そして、出産のリスクも踏まえて「人様に産んでもらうっていう、そのリスクを負わせていいのかな」というような、倫理的な観点からの語りが見られた。ただ、過去には「環境汚染のこととかも気になっていて……今のこの世の中で子どもを産んでも幸せ、子どもが幸せに育っていきける環境なのかっていうのをすごく考えていた時があって、で、私はたぶん子どもを産まない」と思っていた時期もあった、という。その後、お姉さんの子どもと触れ合ううちに気持ちに変化した、という。しかし、もし子どもができなかったとしても、不妊治療は選択していなかっただろう、といい、不妊治療よりは、里親や養子縁組の方が、候補としてはありえたかもしれない、という。その背景には、不妊治療に対する「自然じゃない気がして」という気持ちがあるという。

Bさんは、自分で産んだということが「大きかった」という。それは、「妊娠がわかった

意識はさまざまである。今回のインタビューにおいても、元パートナーに会いたいとは思わないケースがいくつか見られた。厚生労働省が行った調査（厚生労働省 2012）において、「母子世帯の母の養育費の取り決めをしていない理由」に「相手と関わりたくない」が約 23%あることから、元パートナーに嫌悪感を持つケースがあることがわかる。

離婚して母親が親権を持った場合、父親の子どもに対する意識や態度が変化する可能性がある。離婚した場合、女性より男性の方が再婚する確率が高く、再婚して新たな子どもができた場合は、元パートナーとの間の子どもに対する意識が低下することも考えられる。

しかし、新しいパートナーができたり、再婚したりしていないのに父親が面会を要求しない理由はどこにあるのだろうか。今回のインタビューにおいても、定期的または自由に面会ができるケースは 2 件しかなかった。そして、元パートナーに新しいパートナーがいるかについては不明だが、再婚していたケースはなかった。既に再婚している場合は、そちらの家族とのことを考えて、という可能性はあるが、再婚していないケースでは、なぜ自分の子どもに会おうとしないのか疑問が残る。ただ、一般的なケースとして、養育費の支払いがなされていないことが多く、それが理由の一つとなっていることも考えられる。

データは古いが Judith, S. Wallerstein and Sandra Blakeslee によれば、アメリカの全国調査においても、子どもに会いに来ない父親が非常に多いという（Wallerstein and Blakeslee 1989=1997: 259）。そして、それは Wallerstein and Blakeslee が行った調査では、前妻に妨害されるというようなものではないという（Wallerstein and Blakeslee 1989=1997: 258）。

¹⁴⁴ 子育ての理想については、二人で協力してというものがほとんどであったが、実際に積極的に協力してくれたのは 1 ケースだけであった。ほかには、「ある程度」「頼めば」「100%自分」などであった。出産前に子育てについて話し合うことがあったかどうかについては、積極的に協力してくれたケースは「よく話した」と回答していたが、それ以外のケースは、ほとんど話し合う機会がなかった。

しかし、子育ては大変だったという回答は多かったが、辛かったというような回答はなく、「大変だったけど、楽しかった」という回答が多くみ見られた。また、「子どもとともに自分も成長する」という回答もいくつか見られた。

ほとんどのケースにおいて、離婚後も周りに子育てをサポートしてもらえる環境があり、「それがなかったら離婚を決断しなかったかもしれない」という回答もあった。

時から10か月いるわけで、で、出産があり、その過程の中で母性が生まれてきて、一般的にはそういうことじゃないかな」といい、自身でも「それはやっぱり感じたし、それは、絶対自分で経験してみたいと思っていたから」というように、妊娠・出産という経験が母性につながっている、と感じていた。代理出産については、「いきなりもう人として出てくるわけで、自分の子ども、これあなたの子どものですって、そうなった時にどうなんだろうって、ちょっと想像がつかない」という。

Cさんは、出産からかなり時間が経っているが、「ほかのことは忘れてるけど、その時のことは頭に残ってます」といい、「産んだ瞬間『やったー』って思いました」と語っていた。また、一般調査で女性に生まれたからには出産を経験したい、という回答があることについては、「ありましたね、なんか、達成感じゃないけど、自分でもやれたみたい、それは痛いし悲惨だったけど、でも、産んだ後に、不思議な味わったことのない気分になった」という。代理出産については、「自分の子じゃないみたい」といい、「この中にいる間に、少しずつ自分親になるんだ……この中にいる間に意識は変わりますよね、動いたとか、愛着とか、出てきたかな」という。

Dさんは、親意識について、「私たち女性は、自分で産んでるので、生まれ出て、赤ちゃんをみる前に既に意識は母親じゃないですか」という。さらに、「お腹にいて胎動とかあるじゃないですか、もうあの段階で気持ちは母なので」というように、妊娠中に親意識が生まれることを語っていた。代理出産については、「自分がその場に現実に置かれなくてリアルな選択はたぶんどできないと思いますけど……普通に産めると思っていたのが産めなかったら……一個ずつ消去法で消えていって、最終的に辿り着くことって、普通に考えたら普通じゃない選択をしなくちゃいけないので」という。

Eさんは、自分で産んだことは「大きいと思う」という。そして、女性は「妊娠したと同時にとか、産んだと同時にそういう母性が生まれる」と語っていた。そこで、「産みの苦しみによる子どもへの感情の芽生えを感じる人もいますが、そういうものも感じますか」と聞いたところ、「無痛分娩でもかわいがっている人もいるし」というように、産みの苦しみではなく、「育ててる間に愛情がわいてくると思うから、それが可愛いと思う」という。

Fさんは、お腹の中に子どもができた時パートナーに「もうごめんね」と言ったという。それは、「私の中にもう一つの命があって……どんなに頑張ったってあなたは経験できないのよ、ごめんね、私だけこんなに幸せで」といい、「それはもう男女はどうしたって乗り越えられないっていうか」という。母親意識については、妊娠がわかった時ではなく「すぐにお母さんになれるかっていうと、そうじゃなくて、育てていくうちに親になっていくんだな一って、そればかりは学校でも習わなかったし」というように、育てていく過程で親になると語っていた。

Gさんは、妊娠の過程において「自分の子生まれるんだなって、その時は、あつ動いてるとか、妊娠した時はどうしようとか思ったけど、どんどん大きくなってくると、分身が生まれるみたいな」と感じたという。親意識については、妊娠時に「母親になるんだって思った

けど、ほんとなれるのかなって」という。出産については、帝王切開であり「手術とか怖かったんですけど、でもこれ手術っていうか、赤ちゃんが生まれるから、楽しみ半面、怖かったっていう感じ」という。そこで、「もし人工子宮が利用できるとしたら、利用しますか?」と聞いたところ、「自分で産んだほうがいいんじゃないかと」という。それは、人工子宮だと「なんか他人が産んでみたい」と語っていた。

Hさんは、妊娠時に「自分のお腹の中でむぎゅむぎゅ動いて、ちょっと不思議なものがお腹の中で育った」というように感じている。では、それが母親意識につながっているのかと聞くと、「慈しみとか愛おしさっていうのはありましたかねー、その時の瞬間とかっていうのは覚えてるので、だからって……もし誰かを引き取るようなことになった時とか、そこが、他の子に対しての意識の違いっていうのは、そんなに影響しないのかなっていう気はします」という。出産についても、「痛みはすべて覚えているわけじゃないですけど、こんなに痛いんだとか、自分の母もこうやって産んでくれたんだ」と語っていた。そこで、人工子宮の利用について聞いてみると、「なんか作物育ててみたいいな感じですよ、今もう自分は子どもがいるから、もういいかなって、そこまでは、って思うかもしれない」と語っていた。さらに、「職場に、子どもが出来なくて困っている女性がいます、彼女たちは使っちゃうかもしれないという気はしますね」とも言っていた。

7-3-4. 親子関係における血縁について

(1) 親子関係における血縁は重要?

Aさんは、親子関係における血縁は重要かという質問に対して、「私の世代からすると、やっぱり、普通、一般的には血縁じゃないですか」というが、親子鑑定において血縁がなかったとしたら、「本当に親子じゃなくなるとか、なんかそれは、すごい自分の中でも結論はなくて」という。自身の経験から、きょうだい喧嘩をした時にも、「血のつながりっていうのは、なんかゆるせちゃうのかなって……友達同士だとちょっと難しかったりする」と語っていた。

Bさんは、「そこはあまり重要ではない」という。それは、「赤ちゃんの取り違えとか……違う人から生まれた子どもであっても、実際に自分が日々接して、そこにいる子どもに対しての愛情っていうのは……変わらないと思う」からだといい、「もし今あなたの子ですけどっていう人が出てきたとしても、それはちょっと違うかなっていう気はする」と語っていた。

Cさんは、「重要なな」という。それは、何かあると親を頼ってしまうことや「他人のお子さん育てられるかなって」思うからだと言っていた。

Dさんは、「特別に考えたことがない」という。ただ、「もし病院で取り違えられてたら、その子を20年育てたら死ぬほどかわいくなりますよね、で、元に戻せと言われても、たぶんどけないんじゃないかと思う」というように、血縁ではなく、「育てたか育ててないか」

である、と語っていた。ただ、映画「そして父になる」¹⁴⁵を観て、「どっちも選べないだろうなっていう、あれがほんとに自分に起きたら、無理だっていう感じでしたね」ともいう。

Eさんは、「重要じゃない」と思う、という。それは、「ちっちゃいころから自分で育てればかわいいと思うから」だという。そして、「虐待のニュースとかみると、引き取りたいって思うから」と語っていた。

Fさんは、「すごく重要とは思わないかも」という。「顔とか仕草とか、考え方とか似てるとかってというのは血なんだろうとは思うけど、それが大事かっていうと、そうじゃないのかな」と語っていた。そして、「同じ血が流れてるんだなとは思うけど、そこが大事っていう感覚ではない」という。

Gさんは、「重要だと思う」という。それは、「子どもが具合悪くなった時に、すごい心配して……こんなに心配になるんだ……自分の子だから」という。そして、「もし妹とか親に腎臓とかあげなきゃってなったら、ちょっと『えっ』って思うけど、もう子どもには喜んで」と語っていた。

Hさんは、「関わってこないっていうことはないですよ」という。それは、「自分とパートナーだったり、旦那だったりの子どもが欲しいっていう気持ちもあり……それがその血縁というところにつながって」というところにある、という。先述のHさんの同僚で子どもが出来なくて困っている人が人工子宮を使ってしまうかもしれない理由にも、「やっぱりパートナーとの子が欲しいっていうのがあって」という。また、「誰かを引き取って育てるっていうことになった時に、自分の子どもとして育てる、同じように思えるかっていうところが、自分でも想像つかない」と語っていた。

(2) 自分と親との血のつながりについて

自分と親の血のつながりについて、考えたり感じたりしたことがあるかという質問について、Aさんは、「あまり深く考えたことはない」という。ただ、「みんな仲良くしてるけど、波長が合う、合わないって家族の中でもあるんだなと感じて思ってたんですけど」と語っていた。また、趣味や好みなどで似てるとかいう感覚は、「それは全然ない、顔も全然似てないので……似てるから血がつながっているっていう感覚はそんなになかった」という。

Bさんは、考えたことが「ないです」という。それは、「生まれたら親がそこにいる、そのまま一緒に生活してきてっていうのが当たり前っていうのがあったから」だと語っていた。

Cさんは、「父親を見ていると嫌だと思えるのに、自分が同じことしてる」ことや「母親の方を真似しようと思うんだけど、やっぱりならない」ことから、父親に「変なとこばかり

¹⁴⁵ 映画「そして父になる」劇場公開 2013年9月28日。監督：是枝裕和。キャスト：福山雅治、尾野真千子、真木よう子、リリー・フランキーほか。病院での子どもの取り違えがもたらす人間模様を描いた作品。

似たという、そういう血のつながり」を感じたという。また、祖父を介護する親をみたり、それをめぐる親きょうだいのやりとりを見て複雑な思いをしたことを語っていた。

Dさんは、「あります」という。「今は思っていないですよ」と前置きしながら、自身の反抗期のときに「18（歳）ぐらいだったんですけど、もう、体の中の血を全部抜き去りたいぐらいのことを思いましたね、親の血を抜きたいぐらいのことを思いました」という。それは、「親がわりとうるさかったので、厳しかったので、まあ、大学生になっても門限があるような家庭だったので……転ぶ前にレールを敷いてくれるような親だったので、そこを歩きたくないっていうのがあって、もうほんとにいろんなことで爆発した時期が」あったことにある、と語っていた。そして、「自分が子どもの時には、きっと、その親の支配下から逃げたかったですよね、だから、全部きれいに他人になって出たいぐらいの気持ちだったんですね、その時は」と振り返っていた。ただ、「今になると気持ちはすごくよくわかるんですけど」と、当時の親の対応に理解を示している。

Eさんは、「ないかな」という。それは、「当たり前のようにお父さんでお母さんだった」といい、Aさんと同様にそれを想起する機会がなかったことがうかがえる。そこで、「もしDNA鑑定をして今の両親と血縁がないことが判明したらどのような選択をしますか？」と質問してみたら、「なんの選択もする必要ない」という。ただ、「でも、見たいかな」という。

Fさんは、「ないかなー、似てるし」という。それは、「下の妹は、『あなたは拾われてきたのよ』って、よく言われてて、『この籠に入ったのよ』とか言ってたけど、だってどう考えたって顔は同じだし」という。

Gさんは、「血のつながりは、顔が似てて、声が似てる。あと、性格も似てて」や「遺伝的な……なんかやることも似てるし」と語っていた。

Hさんは、「あんまり考えないですよ、当たり前のように」という。そして、「家の制度としては、田舎なので、長男がっていう、そういうのはあるんですけど、なんか、考えたことがないですね、血縁とか」という。

(3) 自分と子どもとの血のつながりについて

Aさんは、「あまり深く考えたことはありませんでした」と前置きしながら、「自分にとっては唯一無二の存在であることは確か、万が一、奪われるようなことが起こったとしたら、耐えられないと思います」という。そして、子どもに対して「自分が思い描いていたような成長はしてありませんが、どう育っていても、生きて元気でいてくれるだけで良いと思えること」ではないかと語っていた。

Bさんは、「周りから言われた」ことによって、似ているということを感じた程度であるというが、生殖補助医療や養子縁組、里親をイメージした時には、「自分の血をわけて、自分たちの血をわけた子どもじゃない子どもを持つことに意味があるのかな」と感じた、と語っていた。

Cさんは、血のつながりということではあまり考えたことがない、という。子どもの仕草

や行動について、「変なとこ似てるな」とか「なんか自分そっくりだ」と感じる程度である、と語っていた。

Dさんは、「血のつながりっていうこと自体意識したことない」という。自分と親の血のつながりについては意識したが、自分と子どもでは意識しなかった理由を聞いてみると、「立場の違いですかね」という。それは、「やっぱり子どもっていうのは、自分の意思ではどうにもならない問題があるじゃないですか」といい、「自分が親になって子どもを持った時に……血がつながっているとか考えなくても、いるっていう」ことであり、「自分の子どもは、やっぱり自分で産んでるので、血がつながってて当たり前なので、意識の外なんですよね、きっと」と語っていた。そして、「子どもの方がどう思ってるかはわからないですけど」といいながら、「私の方からは、特別血がつながっているからって、というような考え方っていうのはなかったですね」と語っていた。

Eさんは、「よくわからない」といいながら、「よくそっくりって言われるから、やっぱり血がつながっているのかなって」と語っていた。

Fさんは、子どもの性格についてFさんの家系の「血が強い」という。そこで、性格的なものは遺伝的に引き継いでいると感じるかどうかを聞くと「感じる、血は争えない」そして、「私の血も入ってるし、旦那の血も入ってる」と語っていた。

Gさんは、「好きなことには自分から行ったりするんだけど、興味がないこととかには、ちょっと、素っ気ない感じで」というように、性格的な部分で似ていることや、髪質などの身体的特徴が似ていると感じる程度である、と語っていた。

Hさんは、「自分で産んで、育ててっていうのだとやっぱり、育ててるから似ちゃうんでしょうけど、自分と似てるところがあるとか」と感じた、というが、それが血縁であるというような意識はしなかった、と語っていた。

(4) 元パートナーと子どもとの血のつながりについて

ここでは、元パートナーと子どもの血のつながりについて、何か感じたり、考えたりしたことがあるかという質問への回答を示す。

Aさんは、父親と子どものやり取りでうまくいかないことがあった時の父親の対応を見て、「子どものどんなところでも受け入れられる……葛藤があったとしても、やっぱり、受け入れてなんとかしていくのが親っていうか、親って自然にそういうことができるって思っていたんですけど」といい、「そこがどうしても受け入れられないとしたらこの人は親じゃないのかなみたいな、そこがすごく不思議でした」という。それについては、「男の人はよく、産んでないからっていうじゃないですか、そういうことかなって思ったこともありましたが、そんな人ばかりじゃないので」と語っていた。

Bさんは、「心情的には、自分の娘の父親としては認めてはいない」が「血縁関係上、遺伝子上の父親であることは否定できないので、そこは割り切って、まったく別のものとして見てる感じ」という。

Cさんは、「たまに思うのは、私は嫌でも、やっぱ父親はあの人しかいないしなー、とか思いながら、この先どうやって行くんだろーなーって、正直悩みますよね」という。普段の子どもの言動において「たまにやっぱり似てる時はあるかも……血のつながり、なんか同じにおいが」と感じることもある、と語っていた。

Dさんは、「血のつながりってというのは特別考えたことはないんですけど、最近、三男が顔が似てきたんですね、大きくなったら、やっぱ似てたんだなっていうのは感じます」という。そこで、素振りや言動について聞いてみると、「中身はないですね」といい、「顔が似てきたことくらいしか感じない」と語っていた。

Eさんは、「やっぱり似た部分であるなとは思いますが」という。「それは言動とかですか？」と聞くと、「性格とか、あー、似てる部分あるな、嫌なところ似るなって」と語っていた。子どもの性別による違いがあるか聞いてみると、「ありますね、男の子の方が、顔的にもちょっとパパ寄りって、下の方が私にそっくりって言われるので、全然性格違いますけど、……なんとなく、行動とか、なんか似てるって思うことがあります」という。

Fさんは、「上のは旦那に瓜二つなので」という。どういうところかを聞くと「性格的にも顔も、寝る時に薄目が開いて口が開くところとか、そんなところまで似るんだっていうのとか、ちょっとしたところで、あつ、似てるとか」という。また、子どもが父親の写真を見て自分と似ていると言ったことについて「そうだよな、やっぱり、半分半分じゃないけど、入っているから、しょうがないよねっていう言い方は変だけど、そうだよっていう感じ」と語っていた。顔と性格についてはきょうだい間で「全然違う」というので、それぞれどちらかに似ているかと聞くと、「完全に上は旦那、下は私っていう感じだったけど、やっぱり変わってくるねー……同じように育ててるのに」という。

Gさんは、「顔は向こうにそっくりで……性格はこっちかなって」といい、言動などが似ているということもなかった、という。

Hさんは、自身では子どもと元パートナーとの血のつながりについて考えたり、感じたりしたことはないが「息子の方は、たぶん、自分のルーツとして……意識はあると思います」と語っていた。

(5) 離婚前と離婚後での血縁意識の変化

ここでは、離婚前と離婚後で血縁意識に変化があったかどうかを示すが、倫理的配慮から発言者は表記しない。

元パートナーが子どもとの面会を希望してこないことに、「私はつながっていないけど、子どもは血がつながってるから、何も言ってこないのはひどいな」と感じたと言っていた方が1名。

「もやもやですか？そこは断ち切りたいです……父親がいるけどべつにそこはもう気にならないっていうか、父親がいなかったらこの子たちはいないわけだし、という捉え方ですかね」、そして、「元夫に対してのなんか変な憎しみとか、そういうのも、もうそっちに置い

てきちゃったような感じですかね」というように、気持ちの切り替えができたことを語っていた方が1名。

「生まれたときには、パパに顔も似てたし、良かったなーって感じでいたけれど、離婚して、今になってみるとそれがすごく嫌っていう」感じがあるという方が1名。

他に、離婚する前に血のつながりについて考えることがほとんどなく、離婚後に「子どもに対して嫌だとか、元旦那のあれが入ってるから嫌だとかはないけど……一生切れるわけにはいかないのかなみたいなものはあります」と語り、そして、元パートナーとの出会いについて、「この子を産むために会ったんだなー」と思っている、という方が1名。

「血のつながりっていうこと自体深く考えたことがないですね」、そして、「そういうことをしみじみ考えたことがないので、当たり前な生活だったっていう」と語っていた方が1名。

離婚前と離婚後での血縁意識の変化はないという方が3名であった。

7-3-5. ステップファミリーにおける子育てについて

ここでは、再婚¹⁴⁶すると仮定して、相手に子どもがいた場合にその子どもを育てる自信があるかどうか、そして、その子を自分の子どもと平等に育てることができると思うかどうかについての回答を示す。

Aさんは、相手の子どもと自分の子どもを平等に育てることができるかについて、これまでの子育てを振り返りながら「そうですね」という。そして、自身の子育て経験により、「すごい自分が鍛えられた」ことで「なんか大丈夫な気がします」という感覚がある、と語っていた。

Bさんは、相手の子どもを育てる自信については、「それは年齢によって違うと思う、自分自身とその子どもの年齢によっても違うと思う」といい、「たとえば、私がもう少し若くて、子どもも小さかったら、これからやっていこうっていう感じにはなるけど、ただ、今の年齢で……それでその子がもう20歳とか、ある程度の年齢になっている場合は、もう育てるとか、そういう関係じゃないので」と語っていた。平等に育てられるかについては、「自信はありません」という。それは、「やっぱり、かなり意識して、たとえば、同じことをしていても、自分の子には厳しくしないと、こっち（相手）の子がどうなっちゃうかなっていう心配もあるから」であり、「本当に平等にするっていう自信はない、こちら（相手）側に気を遣ってしまう」と語っていた。

¹⁴⁶ 再婚については、するつもりがないというケースが多かった。子どもから再婚の話が出るケースもあるが、スタンスはさまざまである。ただ、付き合うにしても再婚するにしても、それが子どもにとってどうなのか、ということや、相手が自分の子どもを大事にしてくれるかということは、きわめて大きな要素となっている。再婚については仮定質問であるが、子どもが女の子の場合、年齢によっては新しいパートナーと二人きりにすることはできないかもしれない、という語りもあった。

子どもが再婚を反対するケースでは、「ママが再婚したら（自分が）ひとりぼっちになっちゃう」という子どもの発言が見られた。

再婚を考えるケースでは、経済的支援に対する期待からのものもあった。シングルマザーは、正規雇用に就くことが難しく、貧困のリスクがあることがうかがえる。

Cさんは、相手の子どもを育てる自信については、「やるからには頑張ろうとは思いますが」といいながら、「最初から好かれなくてもいいし」という不安も感じていた。それは、「信頼関係があれば頑張ろうかなと、でも、子どもさんには申し訳ない変な気分になりそうですね、『私のお母さんじゃないし』とか」という語りにも見られた。平等に育てられるかについては、相手の子どもに対して「逆に怒れないかも、怒れないかな……そっちを優先にしないかと思うかもしれない」といい、相手の子どもに気を遣ってしまうかもしれない、と語っていた。

Dさんは、相手の子どもを育てる自信については、「ないです」という。それは、「わが子と比べちゃうからです、たぶんそうだと思います、わが子と比べてその子は他人の子」だからだという。そこで、「それは血のつながりなのか、これまで共有している生活の違いなのでしょうか」と聞いてみると、「ほんとに今までそういうことを考えたことがないんですけど、今お話を聞いていると、血がつながっていることが当たり前の上で成り立っている感じがします」といい、「たとえば、再婚して籍一緒になっても、向こうから連れ子がきたら、自分の子ではない、頑張るかもしれないですけど、でも、いつまでもお客さんみたいな感じがすると思いますね」と語っていた。平等に育てられるかについては、「気を遣うと思います、向こうに」といい、自分の子どもに厳しくなると思う、と語っていた。

Eさんは、相手の子どもを育てる自信については、「あります」という。平等に育てられるかについても、「それなりに、うーん、あります」という。そして、「年齢によるかもしれない」というが、それは自分の子どもとの年齢の上下関係によって、それに合わせた養育をするということであり、自分と血がつながっているとかいないとかいうことは「関係ない」と語っていた。

Fさんは、相手の子どもを育てる自信については、相手を元パートナーよりも「愛せると思ったら、できるだろうなあとは思いますが」という。平等に育てられるかについては、「ここ（パートナーと自分）の信頼関係ができていれば、絶対大丈夫だと思う」と語っていた。

Gさんは、自身の親が再婚しており、定位家族としてステップファミリーを経験している。そして、親の再婚を「すごい嫌だったんですよ……『お父さん』と呼びなさいって言われて」と思っていたこともあり、再婚するつもりはないが、相手の子どもを育てる自信については、「もしそうなって、すごく好きで、平等に育てたいなと思う」という。そして、「子どもさんが嫌じゃなければ……子ども嫌いじゃないんで……平等にするつもりでは、仲良く」と語っていた。

Hさんは、相手の子どもを育てる自信については、相手の子どもが「小学校の高学年から中学生だったら難しいと思います」という。それは、「思春期で（その子のお母さん）もいるわけで、こちらの気持ちはあっても、向こうが嫌がるかなっていう、ちょうどその辺の難しい年齢で結婚してこじれた家庭もあったりするの」と語っていた。そこで、「乳児とかであればもっと楽だとか？」と聞いたところ、「うーん、そうですね」と語っていた。平等に育てられるかについては、「遠慮しちゃうかなっていうところが出てくるかもしれない」

という。そして、「育てるとなったら一緒にしたいと思いますけど、そこが、うまくこう自分が思っていることがそのままうまくやれるのかっていう気はしますけど」と語っていた。

7-4. 考察

7-4-1. 血縁意識

(1) 親子関係における血縁

親子関係における血縁について「重要派」と「重要でない派」に分けるとしたら、「重要派」が4名、「重要でない派」も4名であった。ただ、その程度はさまざまである。「重要派」に見られる傾向としては、「(血で)つながっている」ということがもたらすものがあることがうかがえる。それは、Aさんのきょうだい喧嘩をした時にも、「血のつながりってというのは、なんかゆるせちゃうのかなって……友達同士だとちょっと難しかったりする」ような血縁特有の関係性を表している。また、Gさんの「子どもが具合悪くなった時に、すごい心配して……こんなに心配になるんだ……自分の子だから」という語りや「もし妹とか親に腎臓とかあげなきゃってなったら、ちょっと『えっ』って思うけど、もう子どもには喜んで」のように、血縁の距離や自身の子どもに対する思い入れの深さに表れている。さらに、Hさんの同僚において「パートナーとの子が欲しい」という血縁志向が見られる。

またそこには、血縁に含意される「切っても切れない関係」が生むソーシャルキャピタルや紐帯のような正の効果だけでなく、自身は元パートナーとはもはや関係はない(会いたくない)が、子どもにとっては「切っても切れない関係」である父親という、負の効果への変容も含まれている。

これは、血縁を重要視すれば、自身と子どもとのつながりは「切っても切れない関係」だからこそ強固な紐帯として捉えられるが、元パートナーと子どもとのつながりは「切っても切れない関係」だからこそ複雑な感情を惹起する、という相反するような血縁意識となってしまう可能性をもっているということである。

一方で、「重要でない派」に見られる傾向としては、「血のつながり」より、「育てていること」や「一緒に過ごした時間」の方が重要である、ということである。Fさんは、「顔とか仕草とか、考え方とか似てるとかっていうのは血なんだろうとは思いますが、それが大事かっていうと、そうじゃないのかな……同じ血が流れてるんだなとは思いますが、そこが大事っていう感覚ではない」といい、「遺伝」や「同じ血」は意識されているが、それが重要とは考えていない。

親子関係における血縁が重視されずかつ、自身と子どもとの紐帯が血縁以外のもので確立されれば、血縁を意識する必要がなくなり、元パートナーと子どもとの血縁も気にならないものとなるのではないだろうか。

(2) 定位家族と生殖家族における血縁意識の違い

定位家族としての血縁意識と生殖家族における血縁意識には、ケースによって違いが見られた。

① 定位家族

定位家族としての血縁を意識したことがないケースが多く、あっても「似ている」などの遺伝的要素に関するものである。多くのケースで、当たり前のものとしてそれを問うこと自体がなかったことがうかがえる。Aさんは、「波長が合う、合わないって家族の中でもあるんだなと感じて」といい、「顔も全然似てない」というように、遺伝的なつながりも意識したことがないが、そのことを問うこともなかった、と語っており、血縁を意識させる機会がなかったことがうかがえる。Eさん、Fさん、Hさんも同様に、定位家族としての血縁について考える機会がなかったことがわかる。Gさんは、親と似ている要素があることで遺伝的つながりから血のつながりを再確認した程度である。

CさんとDさんは、自身が親と血がつながっていることに嫌悪感を抱いたことがあった、と語っているが、そこには何らかの不和が見られ、それが血縁について想起させるきっかけであったと推測できる。Cさんは、祖父を介護する親やそれをめぐる親きょうだいのやりとにそのきっかけが見られた。Dさんは「親の血を抜きたい」と思った要因として、親との衝突があったことを語っていた。

このように、定位家族においては、親子関係における不和などのように、その関係に嫌悪感を抱くようなきっかけや疑念がなければ、血縁を意識するようなことが想起されないのではないだろうか。

けれども、ここにはジェンダー差がある可能性もある。それは、Dさんの「私は自分の親がどこで何してきて……とかあんまり興味ないので聞こうとも思わないんですけど、弟は父の一生を知りたいような感じなんですよ」という語りで見られる。そして、「うちの弟はなんか『俺のルーツが』みたいなことを言うんですね、それって、男の人はなんかこう、産んでつながっていくものじゃないので、なんか確たる証拠がほしいんですかね」という語りからも、特に懸念事項があったわけでもないのに、「ルーツ」というつながりにこだわりを持っていることがうかがえる。

さらに、父親との血のつながりについて、Hさんの「息子の方は、たぶん、自分のルーツとして……たぶん意識はあると思います」という語りや、娘についての「ルーツは考えたりするのかなー、言わないだけで」という語りにも見られる。Hさんは、息子とはそういった話をするが、娘からはそういう話は出てこない、という。

② 生殖家族

生殖家族としての血縁意識は、定位家族でも見られた「似ている」というような、遺伝的要素によって血がつながっていると感じる、というものが多い。しかし、定位家族において

親との血のつながりを意識した C さんは、「似ている」程度のことしか感じず、D さんは、自分と子どもとの「血のつながりっていうこと自体意識したことがない」といい、その理由に立場の違いをあげている。それは、「自分で産んでるので、血がつながって当たり前なので、意識の外なんですよね」という語りにならわれている。当たり前であることが、そのこと自体を問うことを退けていることが示唆される。

妊娠・出産¹⁴⁷という経験がもたらすものはさまざまであるが、多くの人があることによつて子どもとのつながりを確認、確信させ、血縁をあらためて意識させない要因となっている可能性もある。

それは、代理出産に対する B さんの戸惑いや、C さんの「自分の子じゃないみたい」という感覚、そして、人工子宮に対する G さんの「なんか他人が産んでみたい」や、「H さんの「なんか作物育てるみたい」という表現からもうかがえる。自身で妊娠・出産したことが責任、母性、達成感など人により違いはあるが、何らかの作用をもたらすことが見てとれる。

定位家族においては当たりの事として「考えたことがない」と語っていた B さんは、「周りから言われた」ことによつて「似ている」ことを感じた程度であるが、生殖補助医療などについては「自分の血をわけた子ども」がイメージされており、生殖家族における血縁が意識されていることがうかがえる。それは、H さんの「職場に二人ほど子どもが出来なくて困っている女性がいます……やっぱりパートナーとの子が欲しいっていうのがあって」という語りにも見られた。

さらに、B さんと G さんは、子どもを分身と感じたことがある、といい、強いつながりという意識があることがわかる。けれども、B さんは定位家族においては親との血のつながりについて考えたことはなく、自分が親の分身だとは思わなかった可能性がある。G さんも身体的特徴などが似ていることにより、遺伝的つながりは意識したことがわかるが、自分が親の分身だとは思わなかったかもしれない。H さんは、「別の生きもの、分身で考えたことはない」と語っていた。

また、D さんの弟と H さんの息子に見られた「ルーツ」にかかわる男性の言動は、先述の父親が子どもの発達障害の可能性を否定しようとする態度にも見られる。6 章で述べたように、障がいと遺伝性が連結されてしまうことにより、父親は、子どもの発達障害の原因（ルーツ）が自分にあると捉え、そのことを認めたくないのではないか。母親はそれを受け入れようとし、父親がそれを否定する姿勢は、父親がルーツ（血縁）にこだわり、さらに自分の遺伝子に疑念を抱かせるような事実を受け入れられず、子どもに何ら問題がないことによつてはじめて自己肯定感を得られる、ということなのかもしれない。

以上のように、定位家族と生殖家族において、血縁を意識するかしらないだけでなく、そ

¹⁴⁷ 通常生殖家族としての女性においては、自身で妊娠・出産することが想定される。インフォーマントの語りに、妊娠・出産という行為が母性や親意識につながったケースが多くあった（B さん、C さん、D さん、E さん、G さん、H さん）。

の捉え方にも違いがあることがわかった。立場や妊娠・出産などの経験の違いは、血縁に対する意識にも影響していると思われる。親子関係における血縁意識は、当たり前のことであるという前提により潜在化されており、通常意識されることがない。しかし、定住家族における不和や疑念、そして生殖家族における不妊や子どもの障がいなどが懸念される時に、突如顕在化するのである。

7-4-2. 元パートナーとの血のつながりに対する意識の変化

今回の調査では、離婚前と離婚後で、子どもと元パートナーの血のつながりについての意識的な変化がなかったケースがほとんどである。子どもが元パートナーの顔に似ていることや言動などが似ていると感じても、それが憎悪を生むようなものではなかった、と考えられる。それは、離婚によって生活が改善されたことや、「そこは割り切って」「この子を産むために会ったんだなー」「もやもやですか？そこは断ち切りたいです……父親がいるけどべつにそこはもう気にならないっていうか、父親がいなかったらこの子たちはいないわけだし、という捉え方ですかね……元夫に対してのなんか変な憎しみとか、そういうのも、もうそっちに置いてきちゃったような感じですかね」という語りで見られるように、自分の意識や子どもの存在によって、気持ちの切り替えができていることにあらわれている。しかし、このような気持ちの切り替えができず、憎悪を募らせてしまうような場合には、親子関係に影響を及ぼす可能性がある。

また「生まれたときには、パパに顔も似てたし、良かったなーって感じていたけれど、離婚して、今になってみるとそれがすごく嫌っていう」ように、同じ「血縁」が正の効果から負の効果に変容することもある。

7-4-3. ステップファミリー形成における懸念

もし再婚して相手に子どもがいた場合でも、ほとんどの人が前向きな姿勢をみせるが、不安や懸念が拭い去れない面もある。

たとえば、Bさんは「自分自身とその子どもの年齢」によるお互いの心理的状況の違いであったり、「本当に平等にする自信はない、こちら（相手）側に気を遣ってしまう」というように、血縁関係のない相手との距離感に難しさを感じている、と思われる。相手の子どもに気を遣ってしまうということは、Cさん、Dさん、Hさんも感じている。その背後には、Cさんの「子どもさんには申し訳ない変な気分になりそうですよね、『私のお母さんじゃないし』とか」や、Hさんの「思春期で（その子の）お母さんもいるわけで、こちらの気持ちはあっても、向こうが嫌がるかな」という語りで見られる、子どもにとっての親は血縁関係にある人という認識があり、それを超えることは難しいと感じていることがある、と思われる。

Dさんは、再婚したいと思わない理由について「特別にこれまで子どものことを血縁関係っていう風に意識したことはないですけど、やっぱり、もし再婚するとしたら、その人は

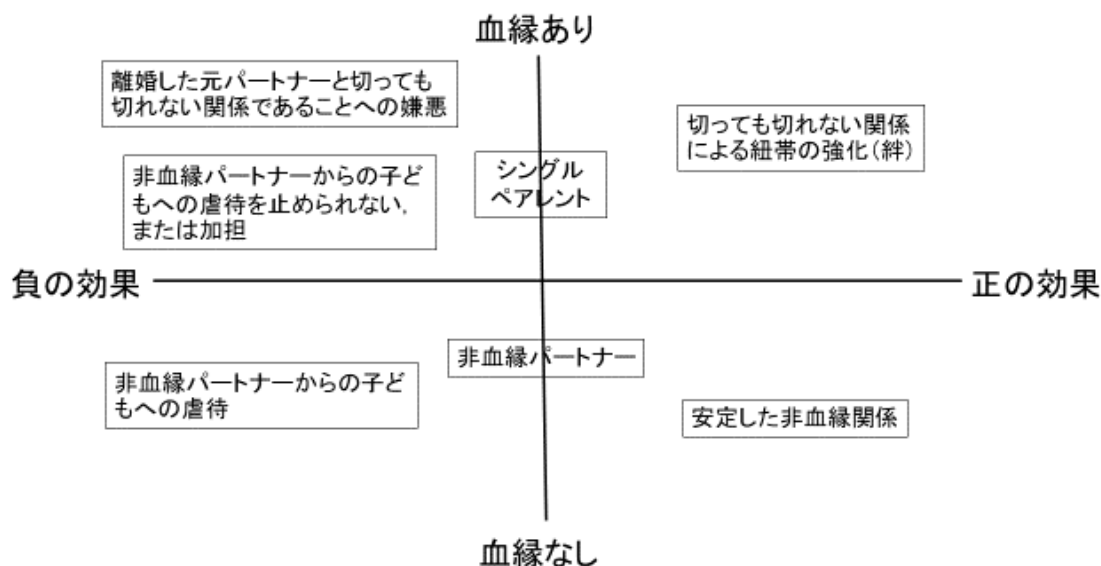
他人だなと思いますね」と語っていた。そして、「再婚して籍一緒になっても、向こうから連れ子がきたら、自分の子ではない……いつまでもお客さんみたいな感じがすると思いますね」という発言に見られるように、潜在化していた血縁意識が顕在化することがわかる。

さらに、Gさんは自身がステップファミリーを定位家族として経験しており、親が再婚したこと、継父を「お父さん」と呼びなさいといわれたことを「すごい嫌だった」と感じている。そして、そのことが自身が再婚しない理由ともなっている。当時Gさんは小学校2年生であった、とのことであり、Bさん、Hさんが気にしていた子どもの年齢という意味では、まさにその難しい時期であったこともあるだろう。

また、Bさんに、アメリカのデータで、年齢がいった子どもに継母が母親にならなきゃという意識が強く出るとうまくいかないケースがあることを伝えると、「それは、そうだと思います、自分が20年間生きてきて、いきなり違うお母さんが現れて、『お母さんよ』っていわれても、それは難しい」という。

以上のように、普段は当たり前のこととして潜在化されている血縁意識が、ステップファミリーを形成するときには顕在化され、自身の意識と継子となる子どもの意識が異なると想定された場合に、その血縁意識の壁をどのように超えていくかが重要となることがうかがえる。

本章では、シングルマザーへのインタビュー調査から、親子関係における血縁（意識）について検討した。本章における血縁の効果を図2-1に当てはめると、以下のようになる。



(注) ここでは、非血縁パートナーを含めた効果を示す。また、本章では論述していないが、次章で述べるように、シングルファーザーも同じ図式で捉えられるため、シングルペアレントと表記する。

図7-1 シングルマザーにおける血縁の効果

離婚前と離婚後で血縁意識に変化が生まれる場合もあり、自身および元パートナーと子どもの血縁について、「切っても切れない」ことがもたらす正／負の面があることも明らかとなった。そして、定位家族、生殖家族、結婚、出産、離婚など、それぞれの状況が血縁にさまざまな意味づけをもたらすことも見られた。ライフコースにおける選択が、このように状況依存的な血縁意識をもたらす。また、離婚後の血縁意識の変容に見られたように、自身の気持ちの切り替えなどの効果があることもわかった。

そして、再婚によって形成されるステップファミリーにおいては、非血縁パートナーとの関係がもたらす難しさがあることも確認できた。

親子関係における血縁をめぐるさまざまな思いは、場合によっては憎悪となり、虐待の要因となることもある。

そこで次章では、児童虐待を血縁（意識）という視点から検討する。

8. 児童虐待と血縁

前章では、シングルマザーへのインタビュー調査から、血縁（意識）について検討した。そして、親子関係における血縁意識は、定位家族、生殖家族の違いだけでなく、離婚、再婚など世帯状況の変化も影響を及ぼすことがあることも明らかとなった。また、シングルペアレントの再婚は、必ずステップファミリーとなる。前章でも触れたが、離婚後に元パートナーに対する憎悪が虐待につながるケースがある。血縁や血縁意識が親子関係に影響を及ぼすのであれば、ステップファミリーやシングルペアレントの内縁関係においても、血縁が虐待の要因となることも考えられる。2章で述べたように、これまで児童虐待を血縁という視点から検討した研究は管見の限り見当たらない。しかし、暴行において子どもが離婚した元パートナーに似ていることが要因となり、虐待し殺してしまったケース、自分の子どもではないことが要因となっているケース、元パートナーである実父と重なって見えたことが要因となったケースなどがある¹⁴⁸。また、ステップファミリーに新たな子どもが誕生した時に、継子だけが虐待されるというような、血縁意識が関与していることが疑われる事例がある。それにもかかわらず、これまでそのような観点から虐待を捉えることはなかった。もし、非血縁パートナーからの虐待に血縁意識が関与しているとしたら、現在の対応策では、そのような虐待に対処することはできない。そして、虐待は現在大きな社会問題となっている。

そこで本章では、児童虐待における親子の血縁関係に着目して、血縁／非血縁という変数がどの程度有効であるかを検討し、今後の研究において、血縁の有無、あるいは血縁意識のありようを考慮することが、重要であることを示したい。本章は、虐待という負の効果だけを捉えているため、図2-1の第2象限と第3象限に該当する。

8-1. 児童虐待相談対応件数の増加と児童虐待検挙状況

児童虐待相談の対応件数は、1995年度の2,722件から2014年度には88,931件（厚生労働省2014a）へと増加している。また、虐待による子どもの死亡件数も、調査が始まった2003年以降毎年50人以上と高い水準で推移している。

厚生労働省（2014a）によれば、主たる虐待者は実母52.4%、実父34.5%となっている。日本では、基本的に実母は実子を自分で出産しており、現状を知らない人には「自分の子どもをなぜ虐待するのか」という疑問が生まれやすいのではないかと考えられる。しかし、社会状況の変化により、子育ての負担は重くなってきている。たとえば、以前のように気軽に親戚や近隣家庭に子どもを預けることができなくなってきた。学校教育における変化も加わり、子育てはますます家庭にその責任を負わせるようになってきている。男女共同参画社会がうたわれるようになって久しいが、現在でも子育ての多くは母親が担っている。特に日本では、正規雇用における労働時間の長さから、男性が子育てに参加しづらく、子育てする女性が正規雇用

¹⁴⁸ 大分地方裁判所，2003，「平成15（わ）33 傷害致死」。広島高等裁判所，2005，「平成17（う）80 殺人」。福岡地方裁判所，2001，「平成13（わ）135 傷害致死」。

就けない状況を生み出している。そのような状況の中、まわりを頼れず育児ストレスに悩む母親が子どもを虐待してしまう、という。また、2章で述べたように虐待は貧困と相関関係にあるというデータもあり、相対的貧困状態になりやすいシングルマザー家庭での虐待への懸念もある。このような状況を改善することにより、虐待の発生を減らすことに期待できる。現在そのような観点からの母親支援などさまざまな政策提言がなされており、実施されはじめています。

しかし、実母・実父だけが虐待者ではない。警察庁（2016）の児童虐待検挙状況をみると、そこには子どもと血縁関係のない継（養）親や、実親の非血縁パートナーの存在が多くあることがうかがえる。厚生労働省（2014a）では、主たる虐待者としての実父以外の父は6.3%、実母以外の母は0.8%となっており、そこでは確かに割合としては少ない。しかし、実数としては実父以外の父は5,573人（実母以外の母は674人）に上っている。さらに、虐待による検挙事例に非血縁パートナーが多くかかわっているため、単に実親への支援というだけでは、検挙事例を減らすことには期待できない。

先述のように、これまで児童虐待を血縁という視点から検討した研究は見当たらない。そこで本章では、関連のある先行研究を踏まえつつ、内縁関係者および交際相手を含めた児童虐待検挙の事例から、親子関係における血縁の有無が及ぼす影響について、検討を試みる。

8-2. データと方法

本章で用いるデータは、「主たる虐待者の推移（児童相談所）」（厚生労働省 2015a: 10）、「児童虐待の現状」（厚生労働省 2014a）、「児童虐待及び福祉犯の検挙状況」（警察庁 2014; 2016）、「シングルペアレント世帯数」（総務省 2010a）、「家族類型別一般世帯数」（総務省 2016）、「児童相談所における児童虐待相談の対応件数、児童虐待相談の相談種別×主な虐待者別」（厚生労働省 2016c）、「平成28年における少年非行、児童虐待及び児童の性的搾取等の状況について」（警察庁 2017）である。

はじめに、「主たる虐待者の推移（児童相談所）」「児童虐待の現状」と「児童虐待及び福祉犯の検挙状況」を精査し、比較検討する¹⁴⁹。

「主たる虐待者の推移（児童相談所）」（厚生労働省 2015a: 10）および「児童虐待の現状」（厚生労働省 2014a）からは、1999年度から2014年度までの主たる虐待者の推移（児童相談所）をみることができ¹⁵⁰。それが表8-1である。

149 厚生労働省データは年度ごとのデータであり、警察庁データは年ごとのデータである。また、厚生労働省データでは、「実父以外の父」の下位分類はなく、警視庁データでは、父親等の下位分類として、「実父」「養・継父」「内縁」「その他」と分類されているが、本章では血縁関係を論点にしているため「養・継父」「内縁」を同一分類とし、厚生労働省データの「実父以外の父」と同等のものとして扱う。また、「実母」「実母以外の母」についても同様の扱いとする。

150 本章では、「主たる虐待者の推移（児童相談所）」（厚生労働省 2015a: 10）及び「児童虐待の現状」（厚生労働省 2014）データを組み合わせ再編している。2014年度データでは、それまでの「主たる虐待者」という分類ではなく、「虐待者別」の分類となっているが、データを見る限り、同じ区分で分類されていることと、その割合が本章の分析において影響がないと考えられるため、2014年度データも「主たる虐待者」として扱う。

表 8-1 主たる虐待者の推移（児童相談所相談対応件数）

	実父	実父以外の父	実母	実母以外の母	その他	合計
1999年度	2,908	815	6,750	269	889	11,631
2000年度	4,205	1,194	10,833	311	1,182	17,725
2001年度	5,260	1,491	14,692	336	1,495	23,274
2002年度	5,329	1,597	15,014	369	1,429	23,738
2003年度	5,527	1,645	16,702	471	2,224	26,569
2004年度	6,969	2,130	20,864	499	2,946	33,408
2005年度	7,976	2,093	21,074	591	2,738	34,472
2006年度	8,220	2,414	23,442	655	2,592	37,323
2007年度	9,203	2,569	25,359	583	2,925	40,639
2008年度	10,632	2,823	25,807	539	2,863	42,664
2009年度	11,427	3,108	25,857	576	3,243	44,211
2010年度	14,140	3,627	34,060	616	3,941	56,384
2011年度	16,273	3,619	35,494	587	3,946	59,919
2012年度	19,311	4,140	38,224	548	4,478	66,701
2013年度	23,558	4,727	40,095	661	4,761	73,802
2014年度	30,646	5,573	46,624	674	5,414	88,931

（注）厚生労働省データでは、実父以外の父の下位分類はない。その他には、祖父母、伯父伯母等が含まれる。

（出所）厚生労働省（2014a）、厚生労働省（2015a）をもとに筆者作成。

「児童虐待及び福祉犯の検挙状況」（警察庁 2014；2016）からは、2004年から2015年までの「加害者と被害者との関係別検挙状況」をみることができる。警察庁データでは、父親等、母親等の下位分類として、それぞれ実親、養・継親、内縁、その他と区分されているが、本章では、血縁関係に主眼を置いているため、養・継親と内縁は同じ区分として扱い、データを再編している。それが表 8-2 である。

表 8-2 児童虐待事件の検挙数の推移（虐待者別）

	実父	養・継父, 内縁	実母	養・継母, 内縁	その他	合計
2004年	81	71	71	7	22	252
2005年	77	90	69	3	3	242
2006年	86	108	96	9	30	329
2007年	91	101	97	1	33	323
2008年	85	118	92	2	19	316
2009年	118	120	97	2	18	355
2010年	109	150	106	7	13	385
2011年	134	142	119	3	11	409
2012年	186	177	102	6	15	486
2013年	180	167	101	8	26	482
2014年	298	233	158	8	22	719
2015年	336	251	180	10	34	811

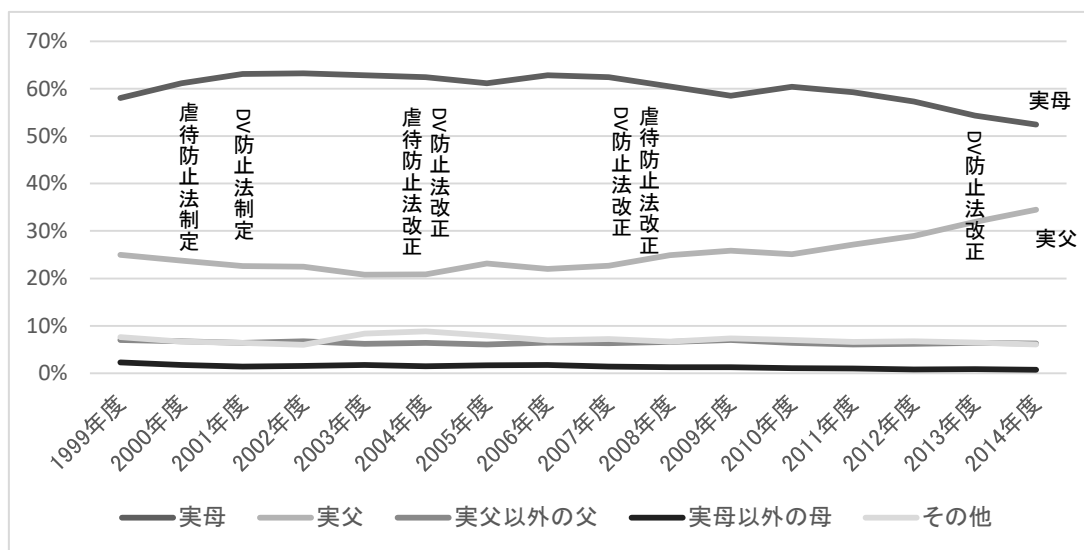
（注）実父以外の父を養・継父、内縁とみなし、実母以外の母を養・継母、内縁とみなす。

（出所）警察庁（2014）、警察庁（2016）をもとに筆者作成。

厚生労働省データでは、主たる虐待者の分類を、「実父」「実父以外の父」「実母」「実母以

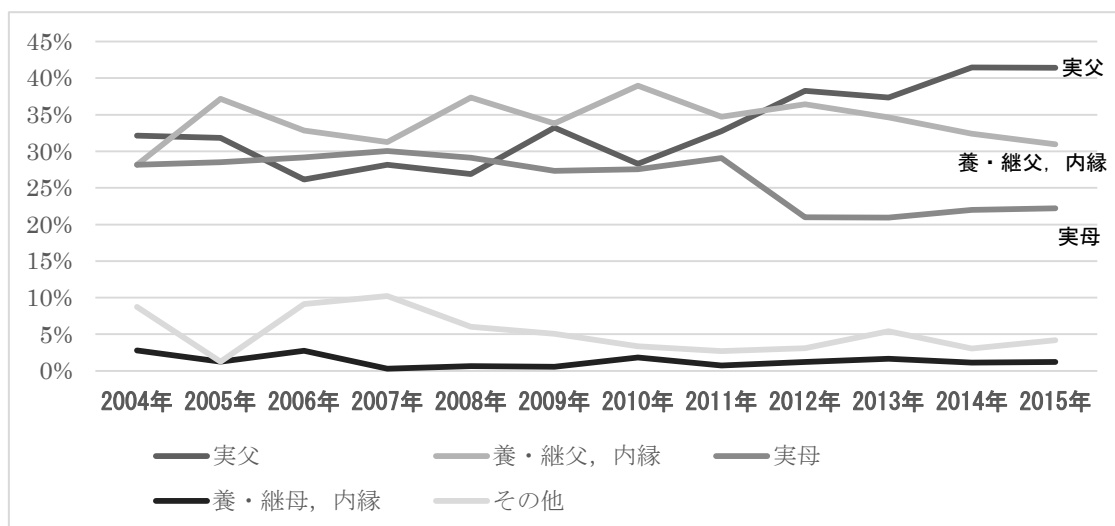
外の母」「その他」と分類しており、「養・継父，内縁」「養・継母，内縁」に当たる分類はないが，分析においては，「実父以外の父」と「養・継父，内縁」，「実母以外の母」と「養・継母，内縁」をそれぞれ同等のものとして扱う．これらを虐待者別で見た割合の推移が，図8-1，8-2である．

次に，「児童虐待及び福祉犯の検挙状況」「シングルペアレント世帯数」「家族類型別一般世帯数」から，実父が虐待事件の検挙者となるリスクと内縁夫が虐待事件の検挙者となるリスクを比較検討する．



(出所) 厚生労働省 (2014a), 厚生労働省 (2015a) をもとに筆者作成.

図8-1 主たる虐待者別割合の推移 (児童相談所相談対応)



(注) 実父以外の父を養・継父，内縁とし，実母以外の母を養・継母，内縁とみなす.

(出所) 警察庁 (2014), 警察庁 (2016) をもとに筆者作成.

図8-2 児童虐待事件虐待者別割合の推移

8-3. 分析

8-3-1. 浮かび上がる非血縁パートナーの存在

まず、主たる虐待者の推移（表 8-1）を見てみると、児童相談所の相談対応件数は急増しており、2014年度は、88,931件となっている。2015年度には10万件を超え、2017年度は、速報値ではあるが133,778件（厚生労働省 2018）となった。ただ、年々虐待の定義が再考され、2004年の法改正において、子どもへの直接の虐待行為だけではなく、親のDVを子どもに見せること（前面DV）なども含まれるようになったことや通告規定の変更¹⁵¹、社会的認知度の上昇もその増加要因となっている。定義の再考により、数年前までは身体的虐待、次いでネグレクト、そして心理的虐待の順にその割合が高かったが、2014年度には、心理的虐待（43.6%）、身体的虐待（29.4%）、ネグレクト（25.2%）、性的虐待（1.7%）というように、前面DVが含まれる心理的虐待が最も多くなっている（厚生労働省 2014a）。

そして、主たる虐待者別の数を見てみると、実母が半数を超えており、次に実父が多いという状況になっている。その割合の年次推移（図 8-1）をみると、その割合に大きな変化はないが、2010年度あたりから実母の割合が減少し、実父の割合が増加傾向にある。

また、実父以外の父（6%くらいで推移）、実母以外の母（1%くらいで推移）は、非常に少ない割合となっている。ここから、主たる虐待者は、ほとんどが実親（血縁者）であることがわかる。ただし、内縁の夫／妻は実父／母以外の父／母に含まれるが、同居していない実親の交際相手からの虐待については、相談対応件数には換算されるが、実親のネグレクトとして扱われるため、実夫／母としてカウントされてしまう。したがって、厚生労働省データでは、同居していない実親の交際相手は見えない存在となっている。

次に、児童虐待事件の検挙数の推移（表 8-2）を見てみると、こちらも虐待相談対応件数の増加とともに増えている。児童虐待相談対応件数および児童虐待事件の検挙数の増加から、それぞれの実数が同じように増加している、と言うことはできない。社会的認知度や法整備などにより、一般市民の通報意識が高まっている可能性や、学校、警察、病院などからの通報体制が整ったことにより、その件数が増えた可能性もある。また、「子どもの権利条約」に見られるように、子どもへの人権意識の高まりや、これまでは「しつけ」とされていたものの一部が虐待と定義されるようになったこともあるだろう。

「児童相談所が把握する統計は、社会の中でわずかに認知され顕在化したものに過ぎない」（徳永・大原・萱間他 2000: 3）といわれていた2000年頃と比較すると、その数は4倍となっており、見えていなかったものが見えるようになってきた、と言えるかもしれない。しかし、実数が増加しているかどうかは、報告されている件数を鑑みれば、それほど重要ではなく、既に看過できない状況にある。

虐待者別の検挙数を見てみると、直近の2015年では、実父が一番多く、次いで養・継父、

¹⁵¹ 「児童虐待の防止等に関する法律第6条（児童虐待に係る通告）」において、通告対象が「虐待を受けた児童」から「虐待を受けたと思われる児童」に改められた。

内縁そして実母となっている。虐待者別割合の年次推移をみると、2005年から2011年までは、養・継父、内縁が実父を上回り一番多くなっている。ただし、警察庁データでは、実際相手は、「その他：祖父母、伯（叔）父母、父母の友人・知人等で保護者と認められる者」として扱われるため、厚生労働省データと同じように見えない存在となっている。そして、2006年から2008年までは、実母が実父を上回っている。養・継母、内縁は、1%前後の推移で虐待相談対応件数の推移と変わらない（警察庁 2014；2016）。しかし、日本におけるシングルペアレントは、シングルマザーに比べシングルファーザーがきわめて少ないため、養・継母、内縁の絶対数自体が少ないことを考慮する必要がある。

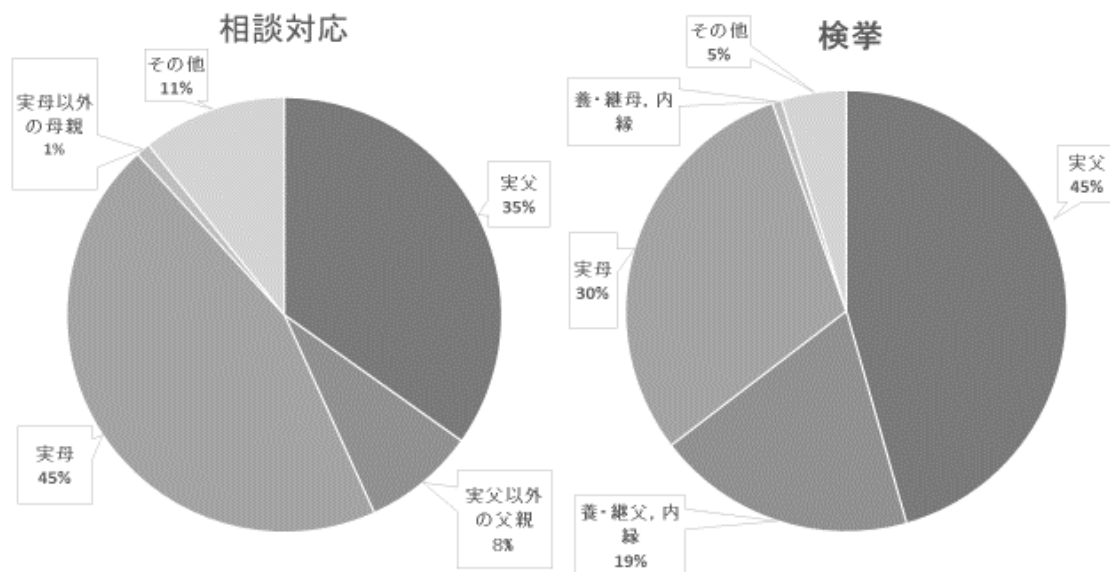
中澤によれば、ステップファミリーにおける虐待者は、継父が62.1%（18例）で最も多く、ステップファミリーをさらに実母／継父型と実父／継母型に分けると、実母／継父型の虐待者は、継父が75%、実母20.8%に、実父／継母型では、継母80%、実父20%となり、虐待者としての継父母の存在がさらに強く見えてくることを指摘している（中澤 2013: 52-3）。したがって、養・継母、内縁型家族の総数に占める養・継母、内縁による虐待事件検挙数の割合を検証することが求められる。

また中澤は、虐待を生じさせた家族にある家族員の関係の問題が、家族類型ごとの特徴をもって捉えられる、という。性別役割分業規範を持つ継父が父親の威厳を示そうと、身体的虐待をしたり、新たな出生による異父母弟妹の出現により、不安を行動で示す継子に虐待をしたりすることを指摘している。また、同様のことが継母による心理的虐待例にも見られる、という（中澤 2013: 57）。

さらに実母による虐待においても夫婦関係の影響が見られる、という。それは、「しつけには体罰が必要と考える継父の虐待に対し、自分の連れ子との養子縁組を負い目と感じ、実母が継父の虐待行為を黙認もしくは助長してしまう」（中澤 2013: 57）ことがある、という。そして、「母親の虐待には、女性が家族内の関係において弱者となりやすい状況が現れており、その背景には家族規範とともに、女性が経済的に男性に依存せざるを得ないという社会構造の問題」（中澤 2013: 57）を指摘している。

最後に、児童虐待事件虐待者別割合の推移（図 8-2）をみると、養・継父、内縁と実父、そして実母が拮抗するような割合になっているが、2012年から実父が増加、養・継父がやや減少、そして実母が減少している。

ただし、検挙されるケースは身体的虐待が多いため、虐待種別の構成割合に差があると思われる。そこで、年度と年区切りの差はあるが、同じ2016年の身体的虐待に限定して比較したものが、図 8-3 である。どちらも実父が4割前後を占めているが、児童虐待相談対応件数における虐待者別割合（図左）では4.5割の実母が、虐待者別検挙割合（図右）では3割にとどまっている。そして、児童虐待相談対応件数における虐待者別割合では1割に満たない養・継父、内縁（実父以外の父）が虐待者別検挙割合ではおよそ2.5倍になっている。さらに、検挙における性的虐待では、実父約26%（42件）に対し養・継父、内縁は約65%（103件）である。



(注) 実父以外の父を養・継父，内縁とし，実母以外の母を養・継母，内縁とみなす。

(出所) 厚生労働省 (2016c)，警察庁 (2017) をもとに筆者作成。

図 8-3 虐待者別割合 (児童相談所 2016 年度) と虐待者別検挙数割合 (2016 年)

8-3-2. 非血縁パートナーからの虐待

児童相談所の相談対応件数からは，非血縁パートナー (実父以外の父・実母以外の母) の存在がそれほど大きくは見えない。しかし，児童虐待事件の検挙数をみると，非血縁パートナー，すなわち養・継父，内縁の存在が浮かび上がってくる。

ただし，児童虐待事件の検挙数の推移における増加傾向は，児童相談所の対応件数の増加と同じように，事件化される経緯そのものが変化した可能性があり，実数そのものが増加したかどうかはここからは言えない。また，検挙においては，実父が血縁者であるがゆえに非血縁パートナーに比べ通報しづらい，ということもありうる。しかし，児童相談所の相談対応件数からは見られなかった，非血縁パートナーの存在が，虐待のリスクとして考慮すべきものであることは言えるだろう。

では，それがどのくらいリスクであるのかを「児童虐待及び福祉犯の検挙状況」「シングルペアレント世帯数」「家族類型別一般世帯数」をもとに比較してみる。既に，中澤 (2013) がステップファミリーにおける継父の虐待について指摘しているが，ここでは，実父が虐待事件の検挙者となるリスクと内縁夫が虐待事件の検挙者となるリスクを比較検討する。

表 8-3 家族類型別一般世帯数（単位：千世帯）

年次	総数	親族のみの世帯							核家族以外の世帯	非親族を含む世帯	単独世帯
		総数	核家族世帯				核家族以外の世帯				
			総数	夫婦のみ	夫婦と子供	男親と子供		女親と子供			
2010 (再掲)	a) 51,842	34,516	29,207	10,244	14,440	664	3,859	5,309	456	16,785	
6歳未満の世帯員のいる世帯	4,877	4,861	4,082	-	3,851	14	217	779	16	0	
18歳未満の世帯員のいる世帯	11,990	11,902	9,581	0	8,327	121	1,133	2,321	47	40	

(注)「国勢調査」(10月1日現在)による。一般世帯とは、住居と生計を共にしている人々の集まり、一戸を構えて住んでいる単身者、間借り・下宿屋などの単身者及び会社などの独身寮、寄宿舎などに居住している単身者をいう。 a) 家族類型「不詳」を含む。

資料 総務省統計局統計調査部国勢統計課 「国勢調査報告」

(出所) 総務省統計局統計表 2-12 家族類型別一般世帯数より平成 22 年次分を抜粋

表 8-4 シングルペアレント世帯数

	1980※	1985※	1990	1995	2000	2005	2010
母子世帯	444,045	548,554	551,977	529,631	625,904	749,048	755,972
死別	181,990	157,659	124,213	93,250	80,285	70,147	59,364
離別	262,055	390,895	409,956	411,985	507,342	621,848	620,014
父子世帯	84,996	103,941	101,705	88,081	87,373	92,285	88,689
死別	34,200	34,472	31,714	26,379	23,157	19,680	17,266
離別	50,796	69,469	69,419	60,978	63,150	70,726	68,500

※未婚を含まない

母子世帯、父子世帯とは、未婚、死別又は離別の女親または男親と、その未婚の 20 歳未満の子供のみから成る一般世帯をいう。

(出所) 総務省 (2010a) より筆者作成

表 8-4 は、シングルペアレント世帯数の推移をあらわしたものである。はじめに、内縁夫¹⁵²と実父が検挙されるリスクを考えてみる。そこで、表 8-1 の 2010 年データと、国勢調査の「家族類型別一般世帯数」(表 8-3) の同年データより「夫婦と子供の 18 歳未満の世帯員のいる世帯」数 8,327,000 を使い「検挙された実父：夫婦と子供の 18 歳未満の世帯員のいる世帯」と「検挙された内縁夫：母子世帯」を比較すると (図 8-4)、実父より内縁

¹⁵² 本章では、血縁関係を軸にしているため、養・継父、内縁をまとめて扱っているが、警察庁データでは、養・継父と内縁をわけており、ここでは、同年の内縁夫の検挙者数 64 人を使う。

夫が検挙される確率が約 6.5 倍高くなる¹⁵³。ただし、これは母子世帯のすべてに内縁の夫がいると仮定した場合である。仮に半数の世帯にしか内縁夫がいなかったとすると、約 13 倍となる。実際には内縁夫がいる母子世帯の比率はもっと少ないことが予想され、内縁夫が虐待事件の検挙者となるリスクはゆうに 20 倍を超えるだろう。また、母子世帯は 20 歳未満の子どもも含まれており、分母の子どもの年齢条件をそろえた場合はさらに高くなると推測できる。



(注) 母子世帯の子どもの年齢は 20 歳未満

(出所) 総務省 (2010a ; 2016), 警察庁 (2016) をもとに筆者作成

図 8-4 虐待検挙リスクの比較 (2010)

「夫婦と子供の 18 歳未満の世帯員のいる世帯」にはステップファミリーも含まれていると考えられるが、それをある程度考慮したとしても、「内縁夫：シングルマザー世帯」のリスクは高い。

ただし、これはあくまで事件化されたものだけであり、その予備軍として表面化されていないケースはさらに多くあることが推測される。内縁夫のリスクが高いのであれば、その前段階である交際相手も視野に入れて検討する必要があるだろう。もちろん、母集団の違いや、状況、背景の違いがあるため単純に統計的な比較はできないが、このような検証をするための正確なデータが取られていない。また、ここでは統計的に有意であるかを検証することを目的としておらず、そのリスクを表面化させることに主眼をおいている。

そして、厚生労働省 (2015b: 23) によれば、心中以外の虐待死事例に「望まない妊娠／計画していない妊娠」の問題があげられ、特に「若年 (10 代) 妊娠」によるものが高い割合であることがわかる。橋本卓史ら (橋本・荒井・小沢他 2013) も、平成 16 年から 22 年の生後 1 ヶ月未満の虐待死事例の約 4 分の 1 が 19 歳以下の実母によるものであり、10 代の母親がかかえる特有のストレスや環境などの問題があることを指摘している。

8-4. 考察

以上のことから、これまで児童虐待においてあまり触れられることがなかった非血縁パ

¹⁵³ これは統計的に有意であるかどうかを検証するものではない。状況や背景、母数の違いなど、正確に比較できるデータがそもそも存在しないため、統計的な検証はできない。しかしここでは、非血縁パートナーという視点を考慮する事の重要性を示すために、既存データから仮定による検証を試みる。

ートナーの存在を浮かび上がらせることができた、と思う。そこで、これらのデータをもとに児童虐待への対応について血縁という視点から検討する。ただし、単に血縁がないという事実だけが虐待の要因となることは考えられない。既述のように、単に生物学的なつながりだけを示す場合以外、血縁がある／ないという表現には、「親子関係には血縁があるのが当たり前」という血縁意識（規範）が含意されているのである。そして、血縁関係は切っても切れないものであるがゆえに、法的には関係が解消されたとしても、親権を持つ親と非血縁パートナーにとってはその存在を意識せずにはいられない、ということがある。さらに、自分と子どもに血縁はないが、相手と子どもには血縁があるというように、家族のなかに血縁／非血縁関係が混在することも問題を複雑化している。したがって、里親や養子縁組のように両方の親に血縁がないことを予め踏まえた上で構築された関係とは異なる複雑さがある。

8-4-1. 主たる虐待者への対応

まず、児童虐待対応件数において、実母が主たる虐待者の半数を占めているが、その理由は、父親に比べ母親のほうが子どもといる時間が圧倒的に長いからであり、母親という存在自体が虐待をしやすいというわけではないことに注意する必要がある。母親が子育てのほとんどを担わされるという役割によって、虐待をしてしまうリスクを負わされている、と考えるほうがよいだろう。

そして、相談対応件数における「主たる虐待者」としての実父の割合は、2004年度あたりから増加傾向にあり、同じように配偶者間のDVの相談件数も法改正にともないそのあたりから増加傾向にある¹⁵⁴。配偶者へのDVへの延長線上に、前面DVだけでなく、身体的虐待などの児童虐待があることが考えられる。子どもの年齢にもよるが、通常子どもは暴力を受けている母親の味方になりやすく、それを理由に子どもを虐待することは容易に想像できる。したがって、DVの相談対応と虐待の相談対応が連携し、本人に対するDVの申告だけでなく、DVの相談には常に子どもの虐待を視野に入れることが必要である。虐待事件の検挙においても、実父が大きな割合を占めており、早急な対応が必要である。また、非血縁パートナーの存在にも十分な注意が必要である。

実母の世帯状況がわからないため、「主たる虐待者」としての実母にシングルマザーやステップファミリーがどのくらいの割合を占めているかがわからない。中澤（2013）が指摘する、実母が継父に負い目を感じて継父の虐待を黙認するケースがあるように、実母が内縁の夫や交際相手に負い目を感じ虐待を黙認したり、自ら虐待者になってしまうことも考えられる。DalyとWilsonも、実母は継父の「暴力やほったらかしに間接的に関与したか、少なくとも、見て見ぬふりをする」（Daly and Wilson 1988b=1999: 154）と指摘している。もしくは、DVなどの原因によって離婚した場合、実子の何気ない行動によってフラッシュバックが引き起こり、実子と離婚相手である父親との血縁に嫌悪感を抱いて虐待してしまうこともあるかもしれない。

¹⁵⁴ 平成27年「配偶者からの暴力に関するデータ」内閣府男女共同参画局。

8-4-2. シングルマザーに対するケアの必要性

表8-4からわかるように、シングルファーザーの世帯数にそれほど大きな変化はないが、シングルマザー世帯数は、1980年と比較して死別によるシングルマザー世帯は3分の1に減ったが、離別によるシングルマザー世帯は2倍以上に増加している。

シングルマザー世帯が貧困になりやすいことから、経済的支援を考慮したパートナーや結婚相手を模索することも考えられる。現代の社会情勢を考えると、子どもが希望すれば大学へは行かせてあげたいと思うだろうが、大学卒業までの教育費は大きな負担となる。特に、給付型の奨学金が得られない場合や、私立大学への進学はその負担を増す。「子どものために」という気持ちが、経済的状況との兼ね合いで再婚へと意識を向けさせることもあるだろう。

また、寂しさなどを補うために、自身の交際が優先されるような場合は、子どもが疎ましい存在となり、ネグレクトや非血縁パートナーからの虐待を黙認する、あるいは加担することにもなりかねない。

前節で述べたように、継父としてステップファミリーが形成される前の内縁関係の状態も虐待のリスクが高い。検挙者における養・継父と内縁夫では、養・継父の方が実数としては多い（警察庁2016）が、養・継父と内縁夫の母数がわからないため、それだけではリスクの比較はできない。

内縁関係の世帯数をはかることはできないかもしれないが、18歳未満の児童がいるステップファミリー世帯数の把握は必要だろう。母数としては、18歳未満の児童がいる継父より内縁夫のほうが多い可能性はあるが、同居していても初期においては、お互いの気遣いによってフォローされ、虐待のリスクが潜在化されることもあるだろう。また、交際相手のように同居していない場合は、子どもとの接触機会が少ないことが考えられるため、虐待のリスクが低くなっている可能性がある。しかし、交際関係から内縁関係になったり、ステップファミリーが形成され、血縁のない子どもとの法的な関係が確定されることにより、意識の変化が生まれ、先述のようにしつけの名の下に虐待が行われることもあるだろう。これらのことを検討するためのデータが取られていないこと自体が、非血縁パートナーからの虐待に対するリスク意識がないことを示している、とも言えるだろう。

交際について関与することは難しいが、内縁関係におけるリスクの示唆、再婚やステップファミリーの特性についての情報提供や注意喚起はできるだろう。

8-4-3. ステップファミリーに対するケアの必要性

先述の中澤（2013）がステップファミリーにおける虐待者として、継父母の存在をあげているが、野沢・菊地（2010）や勝見（2014）が指摘するように、日本ではステップファミリーの研究が少ないだけでなく、その社会的認知度も低い。

中澤が「ステップファミリーにおいては継父による虐待が多いということが特徴である」

(中澤 2013: 54) と述べていることを踏まえると、継父および継父の予備軍である内縁夫、交際相手を視野に入れた対応策を検討することが求められる。特に日本では、離婚時に母親が子どもを引き取るケースが 8 割強¹⁵⁵であるため、継父／実母型のステップファミリーが多数であると推測できる。ステップファミリーが形成される前に、一方の親子関係において血縁がないということをどのように捉えるかをきちんと協議し、良好な関係形成のために双方が協力し合うことが求められる。

上記のように、日本では実父／継母型のステップファミリーの方が少ないことが推測されるが、Martin (2009=2015) によれば、ステップファミリーにおいては、継母のストレスが一番高いという報告もあり、継母／実父型のステップファミリーにおける継母の虐待の割合が高い可能性があることを考慮する必要がある。菊地 (2005) も日本のステップファミリーへのインタビュー調査から、継母が最もストレスを感じやすいことを指摘している。今回使用した厚生労働省と警察庁データでは、どちらにおいても養・継母、内縁の数および割合も少ない。しかし、養・継母、内縁世帯の実数がきわめて少ないのであればそれが見逃されているだけで、実際に Martin (2009=2015) がいうように、継母による虐待リスクはかなり高い可能性はある。

また、Daly と Wilson によれば、同居している継親が 2 歳未満の子どもを殺す危険は、同居している実親の 70 倍にのぼるという (Daly and Wilson 1988b=1999: 152)。日本においても早急に調査する必要があるだろう。

通常ステップファミリーが形成されるときには、血縁が乗り越えられるものとして捉えられている、と思われる。しかし、実際にステップファミリーが形成されると、自身と継子との血縁意識を乗り越えることの難しさに直面することがある。そのような状況の中で、継親と継子および、内縁者とパートナーの実子の関係についての研究やデータが少ないことは、今後の課題となるであろう。

離婚の増加と再婚の増加にともない、ステップファミリーも増加している。近年、婚姻の 4 組に 1 組は再婚¹⁵⁶といわれており、そのうちどのくらいの割合で 18 歳未満の児童を含むステップファミリーが形成されるかをあらわすデータは存在しないが、増加傾向にあることは間違いなく、いずれステップファミリーがごく普通の家族形態とみなされる時がくるだろう。それまでに、ステップファミリーの先進国といわれるアメリカの研究を参照しながら、日本社会におけるステップファミリーの研究を進める必要があるだろう。そのためには、これまでの既存調査だけでなく、遺伝子研究の進展や血縁意識を問うものを含めて行い、家族支援を再考することが求められる。

155 総務省統計局 平成 27 年人口動態調査 上巻 離婚 第 10.10 表「親権を行わなければならない子をもつ夫妻別にみた年次離婚件数及び百分率」より。

156 厚生労働省厚生統計要覧 (平成 27 年度) 第 1 編 人口・世帯 第 2 章 人口動態 「第 1-36 表 婚姻件数、年次×初婚・再婚の組み合わせ別」より。

8-4-4. 望まない妊娠／計画していない妊娠

「望まない妊娠／計画していない妊娠」は、妊娠先行型の結婚となるケースもあり、特に母親が10代の場合は離婚する確率が高い。10代の妊娠先行型の結婚では、子育てについての話し合いが十分にされている可能性も低いことが予測され、それが虐待や離婚の要因ともなりうる。また、離婚した場合、年齢が若いほど新たな交際や再婚の確率も高くなるため、非血縁パートナーがかかわる子育てについての支援策が求められる。その際、交際関係が優先されると、子どもが疎ましい存在となることもある。また、既述のように、元パートナーへの憎悪が子どもへの虐待の要因となり殺害に至ったケースに見られるように、「望まない妊娠／計画していない妊娠」が子どもへの虐待のリスクとなりうることを考慮する必要がある。5章で触れた、性産業に従事していたあるインフォーマントの客の子どもが出来てしまったことに対する「私の嫌いな人種の子だから、かわいいとは思えない」（白井 2014: 67）という意識は、虐待につながる可能性がある。

したがって、「望まない妊娠／計画していない妊娠」に対する支援においても血縁という視点を検討すべきである。

8-4-5. 虐待における血縁あるいは血縁意識の影響をはかるために

まず、現代社会において、人びとの親子関係における血縁意識がどの程度なのか再確認してみる。日本において、血縁意識に主眼をおいた調査はこれまで行われていないが、2章でも述べたとおり、厚生労働省が行った「生殖補助医療技術についての意識調査 2003」（厚生労働省 2003）では、一つだけ親子関係における血縁意識を問うた設問がある。その結果、およそ半数が「血は水より濃し（親子関係は血のつながりが大切）」と回答しており、一般的な血縁意識は強いように見える。

親子関係における血縁が重要であるという意識は、非血縁親子間に軋轢をもたらす可能性がある。非血縁パートナーの血縁意識の強さにより、元のパートナーの血を引き継ぐ子を疎ましく思ったり、子どもがなつかないことを血縁関係に還元したり、自分の子どもではないので養育する気になれない、と考えることもありうる。もし、非血縁パートナーの虐待に血縁意識が関与しているのであれば、これまでの貧困や育児ストレスなどの血縁者と非血縁者を分節しない視点では対応策が提示できない。

さらに、元パートナーとの血縁を嫌悪する可能性は、非血縁パートナーだけでなく、実親にもある。それは、元パートナーへの怒りや憎悪などがある場合、血縁が「切っても切れない」からこそ、子どもに元パートナーの姿を見てしまう可能性があるからだ。

では、虐待において血縁（意識）が影響しているかを検討するためには、何が必要とされるだろうか。

一つは、虐待に関するデータの取り方の改善が求められる。厚生労働省データは、虐待者を「主たる虐待者」として扱っているため、それぞれのケースにおいて、「主たる」以外の虐待者が見えないのである。さらに、厚生労働省データにおける実母の婚姻状況が不明であ

り、実父との核家族なのか、継父とのステップファミリーなのか、シングルマザーなのか、その場合、交際相手がいるかどうかなどの状況がわからないため、非血縁パートナーがどれだけ、どのように関与しているかを把握できない。また、先述のように内縁関係でない実親の交際相手による虐待は、実親のネグレクトとして分類されてしまうという問題がある。さらに、警察庁データも交際相手は「その他」として祖父母などと一緒に扱われるため、非血縁パートナーとしての交際相手の存在が漏れてしまう。厚生労働省データと警察庁データにおいて、期間、虐待者の属性の扱いを統一し、交際相手も独立分類として扱うことにより、非血縁パートナーという新たな分析視点が獲得できる。

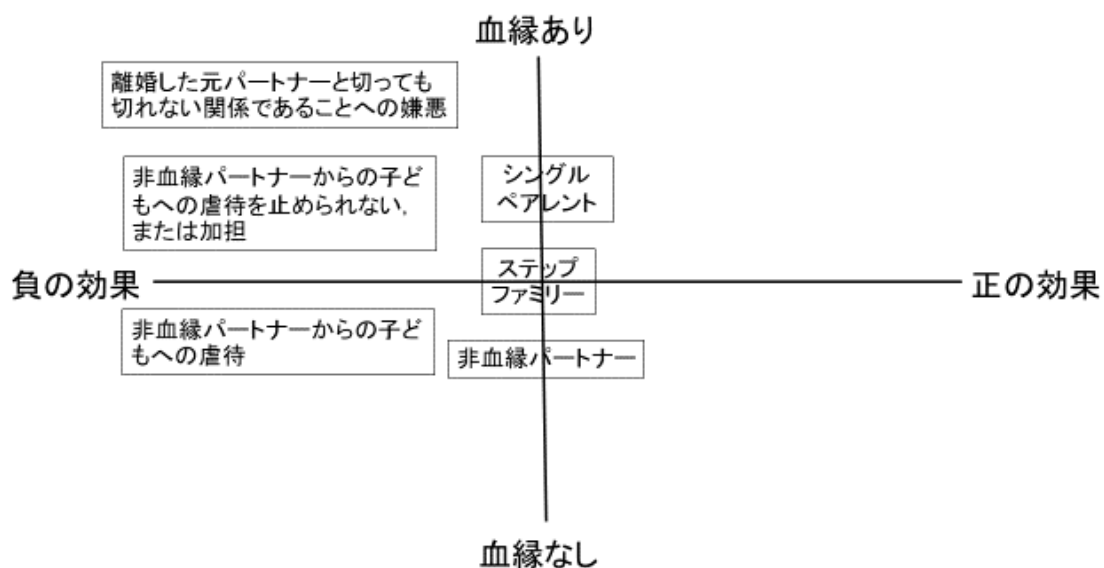
したがって、児童虐待に関する調査は、「主たる虐待者」だけではなく、すべての虐待者を把握し、その理由、虐待者の世帯員または内縁関係、経済状況などさまざまな視点から捉え、それらを系統ごとに分類し、支援策を検討することが必要とされる。

次に、非血縁パートナーからの虐待ケースの検討である。厚生労働省と警察庁が協力し、特に虐待事件における継親や内縁者、交際相手の虐待理由や背景を精査し、血縁（意識）が影響しているかを把握する必要がある。厚生労働省では2005年から「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」を出しているが、主たる加害者における母親の交際相手の割合が一番高かった第5次報告（厚生労働省2009）でも、若干の事例が紹介されているだけで、血縁意識などの細かな検証はされていない、と思われる。直近2年を見ても、第11次報告（厚生労働省2015b）では、母親の交際相手による乳幼児揺さぶられ症候群における加害動機として、「しつけのつもり」との報告があるだけであり、第12次報告（厚生労働省2016）では、継母による身体的虐待により死亡した事例の紹介、養父による身体的暴力と自殺教唆の事例紹介および対応策の検討はあるが、そこには血縁という視点は見られない。

したがって、虐待者の検挙において、血縁意識を問うような取調べも行われるべきではないだろうか。養・継親と内縁者、交際相手の虐待理由に違いがあるのか、そして、児童相談所の相談対応においても、「主たる虐待者」としての実親の世帯状況（シングルペアレントやステップファミリー、内縁関係など）や、交際相手がいるかどうかを把握し、実親の虐待に非血縁パートナーが関与していないかを精査し、対応策を検討する必要がある。

また、先述のように、実親の虐待に、元パートナーとの血縁という「血縁があること（切っても切れない）」がもたらす憎悪が要因となるものもあることを考慮する必要がある。

以上のように、本章では、児童虐待における非血縁パートナーからの虐待について、血縁（意識）という視点から検証を試みた。その結果、非血縁パートナーからの虐待には、血縁（意識）が関与している可能性が高いにもかかわらず、現在の対応において血縁（意識）という視点がないことが明らかとなった。そして、「血縁がない」ことだけでなく、「血縁がある」という「切っても切れない」関係であることが、実親からの虐待の要因になることもあることも確認できた。本章で見えてきた血縁の効果を図2-1に当てはめると、以下のようになる。



(注) ここでは、血縁／非血縁親子関係とシングルペアレントに着目しているため、一般的血縁家族における虐待との関連は含まない。

図 8-5 虐待における血縁の効果

このように、血縁がある／ないことの負の効果が強化されると、虐待の要因となることが見てとれる。そしてそれは、人びとが血縁がある／ないことにどのような意味づけをするかにより変容する。判例にも見られたように、血縁（意識）が虐待の要因となることがあるのである。虐待の防止を唱えるのであれば、血縁（意識）を一つの視点として取り入れるべきである。

9. 考察——人びとの血縁意識とは

本稿は、親子関係における血縁（意識）を図 2-1 の枠組みを用いて、児童養護施設、里親、特別養子縁組、ステップファミリーという非血縁者が関与する子どもの養育、そして、シングルマザーへのインタビュー調査、大学生へのアンケート調査、さらに、生殖補助医療、児童虐待から検討してきた。

ここで、第 I 部で述べた先行研究の問題を再確認すると、これまでは、親子関係における血縁とアイデンティティが分節されて捉えられていること。生殖補助医療や里親や養子縁組などのそれぞれの事象における親子（養育）関係の血縁には焦点が当てられたが、親子（養育）関係における血縁（意識）から、それぞれの事象が検討されることがなかったこと。さまざまな親子（養育）関係における血縁（意識）がどのようなものであるか、ということが検討されなかったこと。そしてそのために、それぞれの事象における血縁（意識）がかかわっていると考えられる問題に、その対処法を提示することができなかったことである。

そこで本章では、4 章から 8 章までの分析を総合的に考察することにより、上記の問題への回答を提示する。特に、これまで議論されてこなかった、血縁意識とアイデンティティに焦点を当てながら、考察していきたい。

9-1. 潜在化されている血縁意識

6 章で見たように、親子関係における血縁は「非常に重要である」と思っている人たちが、DNA 鑑定で親子に血のつながりがないとわかったとしても、いままで暮らしてきた両親を選択しており、多くの人がこの矛盾するような血縁意識を違和感なく共存させているように見えた。それは、多くの人びとが自身の血縁意識を問われるような機会に遭遇していないことや、自身の血縁意識に自覚的ではないことがもたらしていると考えられる。通常人びとは、自身の血縁意識が自分の問題として問われる機会に遭遇しない限り、それを正面から捉えることはしない。したがって、一般論として血縁を考慮するときには、状況に依存しており、血縁（意識）の全体像からその問題を捉えていないため、それが矛盾していても気づかないこともあるだろう。しかしそれは、血縁意識が弱いということではなく、血縁意識が潜在化されているがゆえに、自身の血縁意識に自覚的ではないということである。そして自身が、離婚、再婚、不妊などの血縁意識を問われるような機会に遭遇したときに、潜在化されていた血縁意識が顕在化され、自身の血縁意識の強弱を自覚させられるのである。

では、この学生アンケート調査に見られた、家族であることにとって血縁が「非常に重要である」ということは、どういうことなのだろうか。それは、6 章で見られた、DNA 鑑定の結果両親と血がつながっていないことが発覚した時に、親子関係が変わると回答した人の理由に、「親子ではないから（他人と思う）」「血のつながりが重要」というものがあることから、本当に重要だと思っている人もある程度いることがわかる。けれども、それ以外の多くの方は、通常親子には血縁があることや、一般的にそう思われているということから「非常に重要である」と思っているが、実はその血縁意識は状況依存的なものであると考え

られる。だからこそ、家族であることにとって血縁が「非常に重要である」と回答しながらも、半数以上の方が DNA 鑑定の結果両親と血がつながっていないことが発覚しても「いままで暮らしてきた両親」を選択したのだろう。

では、親子関係における血縁は重要ではないのだろうか。その答えは、AID で生まれた人たちの語りから捉えることができる。親子関係における血縁は、自身のアイデンティティ形成における「自分が何者である」ことを証明する「ルーツ」として重要なのである。だが、この「ルーツ」は必ずしも事実である必要はない。それは、後述するように、その出自が負の要素を持つ場合に、アイデンティティ形成にも負の影響を及ぼすと考えるからである。

血縁は、実質的につながっていること自体が効果をもたらすわけではなく、「つながっている」ということがもたらす、「切っても切れないもの」という概念により、あるときは「安心感」や「紐帯」として、またあるときは「嫌悪感」や「憎悪」として捉えられるという表裏一体なものとなるのである。したがってそれは、生殖家族において、婚姻中に限らず離婚しても自身が子どもとつながっているという連帯意識（安心感）となることもあれば、別れた元パートナーと子どもがつながっていることがもたらす嫌悪感となることもある。自身と元パートナーは離婚により関係が完全に解消されるが、子どもを介してはつながっており、それは解消することができない。たとえ離別後に一切会うことがなくとも、その事実を完全に忘れることはできないだろう。

また、定位家族としては、親との連帯意識（安心感）となり、親に対する依存度を高めるものとなることもあれば、親との関係が悪化したときには、8章で述べたような「親の血を抜きたいぐらい」なものとなることもある。そして、血縁という「切っても切れないもの」があると思っていたら実はなかった、という AID の事実がもたらす親子関係への影響もある。

これまで当たり前のものであった血縁が、AID で生れた人たちが父親探しをすることや、離婚後の元パートナーと子どもとのつながり、ステップファミリーにおける非血縁親子関係、そして近年の生殖補助医療における配偶子提供や代理出産などの登場により、意識せざるを得ない対象となった。

過去に血縁がそれほど重視されなかった時代があったのは、「家」の方が重要視されていたことだけでなく、遺伝子にかかわる情報が現代のように確立されていなかったこともある、と思われる。しかし、親子間における遺伝的なつながりが明らかになればなるほど、それを意識しないことの方が難しいと言わざるを得ない。

通常私たちは、自分の両親との血縁に何の疑いを持たずかつ、親の愛情を感じ、良好な関係を維持できていれば、親と血縁がなかったら、などと想像することもないだろう。また、学生アンケート調査における仮想的事態は、あくまで仮想にすぎないことや、AID のように親に嘘をつかれていたものではないことがある。

しかし、学生アンケート調査にも見られたように、DNA 鑑定の結果両親と血がつながっていないことが発覚した時に、本当の親が気になる人がいる。また、AID で生まれた人の中

には、その事実を知るまでまったく疑わなかった人もいる。そしてその事実を知った衝撃は、親に嘘をつかれたことだけでなく、自分の本当の父親が誰かわからないことにもある。学生アンケート調査において、血縁がないとわかって、結果として現在の親を選択することはある意味当然かもしれない。けれども、子どもの取り違えという事実を突如知って、衝撃を受けなかったり、実親のことがまったく気にならないということなどありうるのだろうか。

「親子に血縁があることは当たり前」という規範は、そのことを問うこと自体を退ける。であるからこそ、それが覆されたときに想像を超える衝撃や事態をもたらす。親子関係における血縁が当たり前ではなくなりつつある今こそ、それを問うべきではないだろうか。

では、これまで親子関係における血縁がある／ないことが議論されたにもかかわらず、なぜ血縁意識が議論の対象とされてこなかったのだろうか。

血縁や血縁意識は、優生学にもつながるため、社会学の議論の俎上に上がらなかったことも考えられる。高橋征仁は、以下のように述べている。

第2次世界大戦後の社会学は、社会ダーウィニズムや優生主義への反省から、人間社会にかかわる進化論的アプローチをタブーとしてきた。そして、人間の系統発生的基礎や遺伝的多様性については全く触れずに、文化的・社会的要因だけで人間行動や人間社会を説明しようと腐心してきた。(高橋 2013: 109)。

定位家族と生殖家族、離婚、再婚、養子縁組、里親、生殖補助医療など血縁意識が顕在化される機会はさまざまであるが、血縁意識が潜在化されているがゆえにそれらが連結されて思考されることはほとんどなく、それぞれのケースごとに捉えられていることが血縁意識における自己矛盾などを気づかなくさせている、と考えられる。したがって、多くの人は自身の血縁意識に自覚的ではないだろう。

離婚、再婚の増加や不妊問題など、これからはそのような潜在化されている血縁意識が顕在化される機会が増えることが予想される。そのような状況において、安易な判断や誤った選択をしないためにも、血縁と血縁意識について検討するべきであろう。

9-2. 血縁とアイデンティティ

血縁とアイデンティティの接続は、定位家族と生殖家族において異なる。たとえば、第三者が関わる生殖補助医療では、それを利用する人たちの子どもとの血縁に対する意識と、それによって生まれてくる人たちの血縁に対する意識は、定位家族、生殖家族としての違いにより、齟齬をもたらす。それは、双方にとって親子関係における血縁が含意するものが異なることによる。

9-2-1. 血縁と子どものアイデンティティ

振り返ってみれば、生殖補助医療は、何らかの形で親と子どもの遺伝的なつながりを獲得するためのものである。本来の生殖は、男女のカップルにおける生殖行為により、その女性

が妊娠・出産するというものである。これが自然なものとして捉えられているがゆえに、生殖補助医療の現場では、不妊の原因となっている症状により、この自然な状態に一番近い結果が目指されるのである。

学生アンケートの結果においても、不妊治療を選択する理由は、男女とも「血のつながりのある子が欲しい」が一番多かった。

この背景にあるものは、上記のように自然な生殖の結果により近いものを求めることばかりではない。それは、血がつながっていることがもたらす紐帯の強化であったり、里親養育でも見られたように、養育における問題を血縁がないことに還元してしまうことへの回避であったりするだろう。さらに重要な要素として、血縁がアイデンティティ形成と接続されていることにある。

Amartya Sen は、アイデンティティ意識について以下のように述べている。

アイデンティティ意識は、ほかの人びと、つまり隣人や同じ地区の住民、同胞、同じ宗教の信者などの関係を強め、温めるうえで重要な役割を果たす。特定のアイデンティティに関心を向けることによって、われわれは連帯感を高め、お互いに助け合い、自己中心的な営みを超えた活動をするようになる。(Sen 2006=2011: 17)

通常、親子は血縁を媒介として実親子というアイデンティティを形成する。そして、それが「切っても切れないもの」であることがその関係を強固にする。したがって、AID で生まれた人たちが、「切っても切れない関係」であると信じていた父親とは血縁がなく、さらに、実の父親は誰かわからないと知ったときに、自身の半分を失ったような喪失感に襲われるのではないだろうか。3章で述べたように AID で生まれたという事実がもたらす衝撃として、これまで築いてきた人生が崩れる、という体験が見られる。

血縁とアイデンティティが切り離され、その事実を隠し通せば問題にならない、と捉えられてきたことが AID の 60 年という長い歴史を作り、今なお続けられている。そして、親の都合のみが優先されたために、このような AID がもたらすアイデンティティの揺らぎに対処できない事態をもたらしている。AID は、法的な父親が実の父親ではないだけでなく、それが秘匿されてきたこと、そして遺伝上の父親を探すことができないことがさらなる衝撃をもたらす。

さらに、Sen は以下のように述べている。

アイデンティティ意識は人びとを温かく迎える一方で、別の多くの人びとを拒絶しうるものであることも、あわせて認識しなければならない。住民が本能的に一致団結して、お互いのためにすばらしい活動ができるよう融和したコミュニティが、よそから移り住んできた移民の窓には嫌がらせのために煉瓦を投げ込むコミュニティにも同時になりうるのだ。排他性がもたらす災難は、包括性がもたらす恵みとつねに裏腹なのであ

る。(Sen 2006=2011: 17-8)

親子というアイデンティティが血縁という「切っても切れないもの」によって形成されることは、すなわち親子というアイデンティティを非血縁者間に形成することへの排他性を強めることとなる。里親、養子縁組、継親子のような非血縁親子関係においては、血縁を媒介とした親子関係ではないがゆえに、血縁親子のようなアイデンティティ形成ができないことになる。

これらの背景には、血縁家族規範があることがうかがえるが、それだけでなく、遺伝子研究により、子どもは親から半分ずつ遺伝子を引き継ぐことが常識となりつつあることや、多くの遺伝的特性（病気、身体的特徴や性格など）をも引き継ぐことが知られるようになり、自分の構成要素の半分は親からもたらされたものである、と意識させられるようになってきていることもあるだろう。まさにそのことが、血縁とアイデンティティを接続させており、AID の事実を知った人たちに自分の半分の半分を失ったような感覚をもたらすのである。

シングルマザーへのインタビュー調査からも、定位家族における親との関係において、血縁がアイデンティティと接続されている語りが見られた。それは、血縁があることに嫌悪感を抱くものであったり、自分の「ルーツ」としての親との血縁である。

古澤頼雄は、幼年養子縁組における子どもへのテリングの効果として、「子どもが自分のルーツを知ることによって、自分がこの世の中に存在していることにアイデンティティを抱けるようになる」（古澤 2005: 22）と述べている。

一般的に、アイデンティティ形成における愛情や承認は他者からもらうものであるが、自分が何者（誰）であるかというアイデンティティを確立するには、自分の出自の証明である実親の存在が必要なのである。自分の親が誰であることがわかることにより、自分がどこから来た（誰の子どもである）というアイデンティティが獲得できる。ただ、これまで見てきたように、AID においては、本当の親が誰かがわかることだけでは、問題の解決にはならない。

また、何の根拠もない、親が犯罪者というようなことが遺伝子に還元され、子どものアイデンティティに影響を及ぼすこともある。血縁が遺伝子や DNA という言葉に置き換わりつつあることの背景には、単なる血によるつながりではなく、半分ずつ引き継ぐ自分の構成要素をもたらす存在としての親、と捉えられていることがあるのかもしれない。

9-2-2. 血縁と親のアイデンティティ

さらに、この血縁とアイデンティティの接続は、子どもたちのアイデンティティ形成に影響するだけでなく、親のアイデンティティ形成にも影響を与える。親になるということは、自分が子どもを持つことにより、人類の再生産（種の保存）に貢献した一人前の人間としてのアイデンティティを獲得できる。しかし、子どもができなかったり、子どもに障がいがあった場合には、アイデンティティが揺るがされることがある。それは、不妊に含意される自分の血縁を残せないという事実がもたらすアイデンティティの揺らぎであったり、障が

いのある子どもが生まれた時にそれが遺伝子と接続された場合に、その原因が自分にあるかもしれないという親が感じるアイデンティティの揺らぎである。

血縁（遺伝子）と親のアイデンティティの接続は、子どもの障がいに対するジェンダー差とも関連している、と思われる。6章でみた、血縁「重要群」における子どもの障がいについての男女のスタンスの違いの背景には、7章でのシングルマザーへのインタビューで見られた、子どもの障がいに対するスタンスのジェンダー差と同様のものがあるのではないか。7-4-2では、父親が子どもの発達障害の可能性を頑なに否定したのに対し、母親はそれを受け入れようとした。

しかし、要田が、「わが子が障害をもつことを知った親は、例外なく大きなショックに見舞われる」（要田 1999: 137）というように、父親だけでなく、母親もショックを受ける。そこには、「この子が障害をもっていると聞かされて一週間は、お父さん[夫]とは離婚して、この子と一緒に死のうかとか、どっか遠くへ行っちゃおうとか、それはもう、いっそのこと、この子の首絞めて殺してやろうとか、そこまで思いました」（要田 1999: 25）という母親の語りが見られる。

また、別の母親からは、「ダウン症って聞いたときに、障害児の母親になるなんて、『いやだー』って、最初思った」（要田 1999: 25）という語りも見られる。ただ、前者に見られる「一緒に死のう」という思考は、おそらく父親には生まれにくい。それは、ある母親の「子どもに対して、子どものことが恥ずかしいとかそういうことはないんだけど、隠しているということが、すごく辛いんです」（要田 1999: 29）という語りに対する、父親の「意見が食い違うんですね」（要田 1999: 29）という語りのように、障がい児をどう受け入れるかについての両者のスタンスの違いに見られる。この夫婦の語りについて、要田が、『常識』下において、いまできる唯一のふるまいである『身元隠し』を強要する夫に、妻は、なぜ隠さなければならないのか、と『常識』のもつ差別性に抗議する」（要田 1999: 30）というように、父親にとって障がい者が隠すべきものとして捉えられている。ここには、父親の「可能性のあるうちは僕はあきらめないんです」（要田 1999: 30）という語りも含意する、認めたくないという気持ちがあると思われる。したがって、父親はその原因が自分にあるなどと認めたくないからこそ、「一緒に死のう」などとは思わないし、母親はそれをその要因とは無関係に自分の子どもとして捉えるからこそ「一緒に死のう」と思うのではないだろうか。

さらに、別の母親の「主人の方が、なんか[検査]結果が出たとたんに、子どもに会いに来なく」（要田 1999: 140）なり、「自分の子どもがハンディを持っている子だと分かって劣等感を感じているみたい」（要田 1999: 140）という語りで見られる父親の態度や、「障害児は、家族皆を不幸にする存在である」（要田 1999: 140）という父親の語りにも、隠そうという意識やきちんと認識することを避けようとする傾向が見られる。障がい児がいるということがもたらす人びとの視線に対して、自身の対応を考慮せねばならず、「多くの親は、アイデンティティ管理（相互作用の場面で、自分の立場を護る）の方法として、子どもを家に“隠す”という『印象操作』を選択する」（要田 1999: 140）という。

このような父親のスタンスは、生殖補助医療である AID にも見てとれる。当時から、男性の不妊は隠すべき（恥ずべき）ことである、という規範により、男性は自分に問題があるなどということは認められないこと、認めたくないこと、と捉えているのではないだろうか。大日向も「原因が自分にあると知ったとき、夫が自分の機能の欠陥に傷つくというケースは案外多く、この場合の問題はいっそう深刻な様相を呈するのではないかと思われた」（大日向 1992: 180）と述べている。実際には、不妊の原因は男女間における差はほとんどない。しかし、これまで不妊は女性の問題とされ、検査を受けるのは常に女性が先であり、男性が検査を拒むことが多かった。

血縁意識の強さは、血縁を介した「実親子というアイデンティティ」を強化させるが、子どもの問題が遺伝子に還元される時、男性はそれによって自身の尊厳が揺るがされるといふ恐怖を感じるのかもしれない。そして、それを頑なに拒否することにより自身の尊厳を護っているのかもしれない。

そして、生殖補助医療の進展は、さらなる親の複数性の問題をもたらしている。AID は父親の複数性のみであるが、提供配偶子と代理出産により、父親だけでなく母親の複数性をも生み出している。このような親の複数性や出自の複雑性は親と子どものアイデンティティ形成にどのような影響を与えるのだろうか。AID の例に見られるように、真実告知だけでは問題の解決にはならないことを留意すべきだろう。

また、6章の学生アンケートで「将来子どもを持ちたいですか？」に「そう思わない」と回答した女子学生の理由に「自分の嫌な性格を子どもに遺伝させたくない」（3件）というものがあつたように、自分が子どもを持つことを否定させるようなアイデンティティが形成されることもある。

9-2-3. 血縁と遺伝子の距離化と親子関係における信頼

では、以上の問題にどのような対処法が考えられるだろうか。

Spector は、以下のように述べている。

遺伝子的に見ればクローンである一卵性双生児が、互いと非常に異なっていて、遺伝子はそれほど重要でないと感じているという事実は、人間が自己アイデンティティをどう捉えているかを理解する手がかりになるだろう。（Spector2012=2014: 352）

双子の研究やエピジェネティクスに見られるように、遺伝子の発現パターンには多様性があり、親から引き継いだ遺伝子が同じように発現するとは限らない。また、生殖細胞が形成される時の減数分裂におけるシャッフルが、きょうだい間に違いをもたらすように、親からどのような遺伝子を引き継ぐかはわからない。

したがって、親から遺伝子を引き継ぐということは、事実としてエピジェネティックな要素を持った遺伝子を引き継ぐということ以外何もない。

では、なぜ人びとは血縁にこだわるのであろうか。それは、遺伝子によって「つながっている」ということ、すなわち血縁が「切っても切れない関係」であるということがもたらすさまざまな問題と関係しているからではないか。「切っても切れない関係」であることが、お互いを切り離すことなく、安定した信頼関係の継続の保証として捉えられている可能性をこれまでの分析においても見てきた。

けれども実際には、親子における信頼は、血縁ではなく、一緒に過ごした時間の長さ、濃密さ、そしてどのような関係性が構築されたかに左右される。たとえ親子に血縁があっても、良好な関係が構築できなければ、実親からの虐待問題に見られたように、信頼関係を構築することは難しい。また、ステップファミリーや養子縁組の成功例のように、親子に血縁がなくても、良好な関係が構築できれば、強固な信頼関係となることもある。ただ、親子関係における血縁は「切っても切れない」がゆえに、それ以外の関係のように、簡単に解消することができない。だからこそ、信頼関係の保証のように捉えられることがあるのだ。

信頼について、Giddens は、次のように述べている。

信頼とは、人格発達における重要な一般的要素であり、……その一般的な発現段階においては、幼児期の存在論的安心の感覚の獲得と結びついている。幼児と養育者とのあいだに成立する信頼は、日常生活の最も平凡な活動さえもが含んでいる潜在的脅威と危険とをシャット・アウトする「予防接種」となる。この意味での信頼は、日常的な現実への対処において自己を守る「保護皮膜 protective cocoon」にとって基礎的なものである。(Giddens 1991=2005: 3)

このように、一般的には養育者と子どもの間に信頼関係が形成される。そしてその信頼は、血縁によってもたらされるわけではない。

では、この「保護皮膜」をうまく形成できなかった子どもには、どのようなリスクがあるのか。Giddens は、以下のように述べている。

幼い頃に十分に基本的信頼が発達しなかった人の生活につきまとうかもしれない非現実感にはさまざまな形態がある。たとえば対象—世界や他者が影のような存在に感じられることもある。あるいは自己アイデンティティが継続するという明確な感覚を維持できないこともある。(Giddens 1991=2005: 47)

以上のように、幼少期における親との信頼関係の構築がうまくできなかったことが、アイデンティティ形成に影響する。

学生アンケートの結果¹⁵⁷にも見られたように、実際には、親子関係における信頼は血縁で

¹⁵⁷ もし現在の親と血縁がないとわかったとしても、ほとんどの人が血縁上の親ではなく、現在の親を選択する。

はなく、一緒に過ごした時間の長さ、濃密さなどにより構築されている。だからこそ、良好な関係により信頼が構築されていれば、もし両親と血縁がないとわかったとしても、現在の両親を選択するのである。であるならば、血縁が自分の「ルーツ」であること以外には、自身の構成要素に関与するとしても遺伝子の発現はさまざまであり、関係の安定を保証しないことが理解できれば、血縁に対するこだわりからの距離化が可能になるのではないだろうか。血縁に対するこだわりからの距離化ができれば、血縁に依拠しない親子の信頼関係の構築が模索されることになる。そしてそのために、どのような知識や制度やサポートが必要とされるかが議論の対象となる。

たとえば、子どもが生まれたときから親子と一緒に過ごせば、子どもにとって親は依存の対象となり、それにこたえることによって信頼が獲得される。ただ一緒に過ごすのではなく、親から子どもへの積極的かつ、良好な関係形成へのコミットメントが信頼関係構築の重要な要素となる。虐待の多くは、このようなコミットメントの欠如によるものである。親から子へのコミットメントを阻む要因は、貧困や意図しない、望まない妊娠、離婚、再婚などさまざまであり、ケースごとの支援体制の拡充が求められる。

そして、4章で述べたように、実親との間に信頼関係を形成することができなかった人たちは、親の代替としての人的ネットワーク、すなわち Giddens のいう純粋な関係性を模索するが、それは個人間の相互信頼に依拠しており、それについて Giddens は、以下のように述べている。

純粋な関係性における個人的絆は、そのような性質¹⁵⁸を剥ぎ取られることで、新たなかたちの信頼を要求する——それが他者との親密な関係を通して構築される信頼に他ならない。そのような信頼は、個人が他者に心を開くことを前提とする。というのも、他者がコミットしており、自分への敵対心をなんら心に抱いていないということを知ることが、外的支柱がほとんど不在である場合には信頼の唯一の枠組みであるからだ。

(Giddens 1991=2005: 107-8)

そのため、「信頼は精を出して獲得されなければならないものである」(Giddens 1991=2005: 107) がゆえに、児童養護施設退所者にとって自分の出自を明かさなければならない状況を生み出し、新規の人的ネットワーク獲得に躊躇してしまうのである。そのため、退所までに築いた関係性に依存することが多く、その中でも施設職員や当事者支援団体が親の代替としての大きな位置を占めることとなる。ただ、その関係は、血縁によるものではなく、これまでの養育関係や当事者同士という関係性によるものであるため、より純粋な関係性に近いものとなりかつ、職員や当事者支援団体の方からその関係を解消するようなことがきわめて起こりにくい、という安定性がある。

したがって、実親子関係においても血縁に依存しない信頼関係の構築、すなわち純粋な関

¹⁵⁸ 血縁に基づく、「日常生活を組織するかなり安定した信頼環境」(Giddens 1991=2005: 107)。

係性が求められるのである。

9-3. 血縁がある／ないことがもたらす正／負の効果と信頼関係の構築

9-3-1. 非血縁者が関与する子どもの養育における血縁と信頼関係

個人間の相互信頼ということでは、非血縁親子関係においても同様のことが言える。里親や養子縁組においては、養育者双方に子どもとの血縁がないことが前提とされているため、子どもの養育におけるコミットメントは強い。ただその一方で、既述のように、養育における問題が「血縁がない」ことに還元されるリスクがある。そして、そうなった場合には、関係の終結に至ることもある。

里親、養子縁組、継親子のように、生まれたときから一緒に過ごすとは限らない非血縁親子関係における信頼関係の構築には、慎重なコミットメントが求められる。それは、子どもの年齢や性格、ジェンダーにより、求められるものが異なるからである。子どもがある程度の年齢になり、実親や血縁を意識できるような場合には、積極的なコミットメントが状況を悪化させることもあるだろう。場合によっては、ある程度の距離を保つことが信頼関係の構築につながることもある。したがって、非血縁親子関係においても、ケースごとの状況に応じた信頼関係構築のためのコミットメントが必要となるであろう。

ステップファミリーにおいては、問題はさらに複雑になる。それは、先に述べたように、ステップファミリーには、親子関係において血縁がある／ないことが混在するからである。5章の図5-1で示したように、ステップファミリーには四象限のすべての要素があり、それが構成員それぞれによって変わるため、問題の捉え方が立場によって異なることがある。そのような状況における信頼関係の構築には、さまざまな困難がともなう。野沢が指摘しているようなステップファミリー形成における留意点を考慮せずに、初婚家族を想定し安易にステップファミリーを形成することの危うさを知る必要がある（石原編 2008: 225-242）。親子関係の多様化が進んだ現代社会においては、血縁や遺伝子などのような所与のものに依存しない信頼関係やネットワークの構築が求められる。

また、7章で述べたように、ステップファミリー形成過程において、シングルペアレントの存在がある。シングルペアレントの再婚は必ずステップファミリーを形成するため、シングルペアレントにおいても血縁が考慮されるものとなる。それは、新しく形成されるステップファミリーの継親子関係における血縁だけではなく、子どもの実親である元パートナーと子どもの血縁でもある。シングルマザーへのインタビュー調査にも、実子と継子への対応の平等性や、自分の子どもでない（血縁がない）ということがもたらす対応そのものの難しさが語られていた。それは、7-3-4 (4) の語りにおける「子どものどんなところでも受け入れられる」ことは、血縁のある自分の子どもだからであり、すなわち、血縁のない「子どものどんなところでも受け入れられる」ことが難しいことを意味していると思われる。さらに、継父を「お父さん」と呼びなさいと言われ「すごい嫌だった」という自身の体験から懸念するケースもある。

5章で紹介したTBS報道特集でのシングルマザーが再婚を考え子どもに話した時の、「お母さんじゃない人に怒られることになるんでしょ」という子どもの語りは、しつけを家庭のみに任せ、子どもが親以外の他人から叱られるようなことがなくなりつつある現代社会を見事にあらわしている。しかし、子どもが親以外から叱られないことが当たり前という前提を持ってしまうと、ステップファミリーにおける継親から継子に対する養育は、きわめて困難なものになってしまう。

そして、同じく5章で紹介したTBS報道特集でのシングルペアレント同士の結婚において、6年経って辿り着いたルールが、お互いに継子に干渉しないということや、みんなで一緒に食事をとらないことを一般的な初婚家族と比較して議論することは誤りである。現代においては、初婚家族でさえさまざまな養育形態がある。どのような家庭を持つかは、それぞれが決めることであり、理想とする家族もそれぞれである。上記のケースもこれがゴールではなく、今後も変わり続けるだろう。特に、先述のようにこの夫婦に新しい子どもが生まれるような場合には、ルールの変更が余儀なくされる。どの家族においても、そのルールや形態は常に変化するものなのである。

また、AIDによって生まれた親子関係は、非血縁関係が父子間に存在するという構成から見れば、継父型のステップファミリーと同じであるが、その実情は大きく違うため、同じ枠組み（血縁関係のみ）で捉えることはできない。さらに、里親、特別養子縁組やステップファミリーでは、親子関係における血縁が夫婦双方にならないうことと混在することの違いだけでなく、子どもの養育へのスタンスの違いもある。

7章で見たように、初婚夫婦関係が良好な時は、子どもは両者の遺伝子を引き継ぐ愛情の結晶というかけがえのない存在であり、少し前までは「子は鎧」というように、関係が多少悪化してもそれをつなぎとめる存在としての血縁親子関係があった。しかし、既述のように、親が不仲で一緒にいるよりは、離婚したほうが子どものディストレスが低いことなども明らかとなった（稲葉2013）。そして、離婚に対するタブーもなくなり、離婚は増加した。

その結果として、離婚が元パートナーと子どもの血縁を、愛の結晶から忌避するものへと変容させることがあることも見てきた。そしてそれは、離婚の原因に左右される。親子には血縁という「切っても切れない」つながりがあるが、夫婦の間にはそのような紐帯はない。したがって、相互に愛情や信頼がある時は、子どもを介したつながりを意識することがあるだろうが、愛情や信頼が失われれば、赤の他人同士に戻ってしまうか、場合によっては会いたくもない存在になってしまう。

Wallerstein and Blakesleeが行った調査によれば、「離婚から10年後、女性の半数と男性の三分の一はまだもとの配偶者に強い怒りを感じていた」（Wallerstein and Blakeslee1989=1997: 174）という。ここには暴力によるものが含まれており、日本でもDVが原因となる離婚も多い。

また、学生アンケート調査において、親が離婚し、その後再婚した場合に、継親を受け入れられるかどうかについて、男女とも「受け入れることができると思う」と回答した人は2

割程度であり、4割強の人が「受け入れられないと思う」と回答していた。これは、ステップファミリーにおける親子関係形成の難しさをあらわしているのではないだろうか。もちろん子どもの年齢などの影響も受けるが、このような意識がステップファミリーにおける継親子関係の難しさの要因の一つとなる、と考えられる。

さらに、血縁が「切っても切れない」からこそ、継親が継子にパートナーの元結婚相手の姿を見てしまうことが起こるのである。そしてそれが嫌悪感と接続し強化されてしまうと、虐待を引き起こす可能性を生んでしまう。継親は、自分と継子との間に血縁がないことを克服しなければならないだけでなく、同居していない継子の実親とのあいだに血縁があることをも克服しなければならない。8章で見たように、虐待事件においては、非血縁パートナーの存在が明らかに見て取れる。しかし、血縁がないということだけが虐待の要因となることは考えづらく、その背後には血縁規範があることは、これまでの分析からも明らかであろう。虐待の分析において、血縁に着目することの重要性は、これまでの虐待発生のメカニズムの視点¹⁵⁹では捉えることができない虐待を照射することにある。そしてそれは、単に非血縁パートナーからの虐待を捉えるだけでなく、実親からの虐待の背後にある非血縁パートナーの存在、つまり、非血縁パートナーへの申し訳なさが影響しているケースや、元パートナーと子どもの血縁に対する憎悪が要因となっている実親からの虐待をも捉えることができる。

そしてそれは、そのような子どもへの虐待が、これまでの社会において「しつけ」という言い訳として逃れること、体罰が容認されてきたこと、家庭の問題に警察などが介入しないことによって、容易になされてきたことにある。

このように、養育者と子どもの関係における血縁は、血縁がある／ないだけでなく、その双方に正／負の効果があり、それが状況によりさまざまかつ、複雑な様相を呈するのである。したがって、親子関係における血縁（意識）に着目することにより、これまでの家族社会学における視点では、捉えることができなかった問題を捉えることができる、と考える。

9-3-2. 親子関係における血縁と信頼関係

現代社会を振り返ってみれば、SNS 依存などにも見られるように、多くの人は他者とのつながりに執着する傾向がある。それは、社会を孤独に生きることの辛さや難しさがあるからだだろう。そして、他者とのつながりを保証しているのは、お互いの関係性にある。しかし

¹⁵⁹ ①保護者の要因：・経済的な問題などによる生活基盤の弱さ・育児以外のさまざまなストレス・望まない妊娠など、育児に対するさまざまな準備不足・保護者自身の精神疾患や発達障害・子どもに対する不正確な認知・子どもへの依存と裏切られ感・しつけの手段としての体罰ポリシー・社会的な未熟さ②子どもの要因：・出生直後のさまざまな疾患・さまざまな障害の存在・容貌などの外見的特徴・性別・親に対する態度③家庭の要因：・夫婦役割と両親役割のバランスの崩れ・子どもとのコミュニケーションの歪み・保護者自身のそだちの問題・親族、近隣、友人、職場等のつながりが適切に保たれていない・家庭内に、役割関係上・コミュニケーションの困難を増やしやすいう要因がある（母子・父子世帯・複合世帯等における困難など）（文部科学省 2012: 8-14）。最後の項目は、非血縁パートナー含んでいると見られるが、血縁意識という視点はない。

その関係性は、流動的かつ脆いものである。そのため、その関係が自身にとって重要なものである場合、その関係を維持するために細心の注意を払うのである。このように、他者との関係においては、その関係性を絶対的に保証するものは何もない。ひるがえって、血縁はお互いの関係がどう変化しようとも、その血縁というつながり自体は変わらない。たとえ分籍などによって縁を切ったとしても、それは法的にということであって、生物学的な意味での血縁は不変である。であるからこそ、「切っても切れない」ものであり、その不変性が関係の安定を保証するものとして捉えられやすいとも考えられる。しかしながら、これまで見てきたように、血縁はその関係の安定を保証するものとはならない。「切っても切れない」ということは、関係が安定している時には、強い紐帯と思わせるものとなるが、関係が悪化した時には、「切っても切れない」からこそ憎悪となることもあるのである。

(1) 遺伝的つながりとしての血縁

親子関係における血縁は、既述のように、その関係が良好な時にはその紐帯を強化するが、関係が悪化した時には、「切っても切れない」がゆえに憎悪を強化することがある。

フジテレビで放送された、「人殺しの息子と呼ばれて・・・」¹⁶⁰という番組で、殺人事件の犯人夫婦のもとに生まれた24歳の息子の語りが紹介された。その男性は、幼少期から両親による被虐待経験もある。インタビューアーの「お父さんお母さんの血が流れているということについてはどう思いますか？」という質問にその男性は、以下のように語っている。

正直ぞっとすることもありますし、気分悪くなることもありますけど、同じことしてしまうんやないかって、そうするつもりが無いでも、どっかでこう、リミッターが外れて、気が付いたらやってしまったって、もう歯止めがきかんで、そこもまた葛藤するんですよね。¹⁶¹

この語りから、血縁が「切っても切れない」からこそ、そしてその血縁が遺伝子に還元されていることにより、親が犯罪者であるということが克服できないものとなっていることがうかがえる。さらにこの語りには、親を一生恨みながら生きることの辛さが込められている。

また、血縁が遺伝子に還元されて捉えられることの問題は、虐待の連鎖の問題にも見られる。親から虐待を受けた人の多くは、自分が親になったときにも同じように虐待をしてしまうのではないかと、という不安に駆られる。しかし、虐待を受けた子どもの暴力性についてRidleyは、「子どもが暴力的になるためには、虐待を受けただけでは不十分で、活性の低い遺伝子¹⁶²をもっていなければならないのだ。あるいは、活性の低い遺伝子をもつだけでは不

¹⁶⁰ フジテレビ ザ・ノンフィクション SP「人殺しの息子と呼ばれて・・・」2017年12月15日放送。

¹⁶¹ 同上。

¹⁶² MAOA (モノアミン酸化酵素) 遺伝子のこと。「活性の高いMAOA遺伝子をもつ者と活性の低いMAOA遺伝子をもつ者とのに分けたところ、驚いたことに、前者に属する男の子は、虐待の影響をほと

十分で、虐待を受けなければならないと言ってもいい」(Ridley 2003=2014: 434) と述べており、虐待を受けたことだけがその連鎖をもたらすわけではないことを指摘している。

日本テレビで放送された、「マザーズ 特別養子縁組と真実告知」¹⁶³という番組では、レイプによって妊娠してしまい、気づいた時には中絶することもできなかった高校生のケースが紹介された。当時そのことを知ったときのことを被害者の母親が以下のように語っている。

どうやって殺そう、とまず思った。当たり前です、憎き犯人の子どもですよ。もうおろせない、どうしようと言って、病院に何軒か行って、誰かこの赤ちゃん殺してくださいという言い方をして回った。なんか、植えつけられたって感じですよ。その赤ちゃんには罪はないなんてそんなこと考える余裕なんて全くない。¹⁶⁴

そして、養子縁組を斡旋している NPO が行った説明会で、その被害者本人がある養子縁組を希望する夫婦に「私がレイプされてできた子なんですよね、犯罪者の子どもじゃなくて、ちゃんと愛情をもって育ててもらえるかずっと不安だった」¹⁶⁵と語っている。それは、おばあちゃんに、「そんなどこの馬の骨かも分からない犯罪者の子どもなんて育てられない、孫¹⁶⁶とは認められないから」と言われたことによる。

以上の語りからも、「人殺しの息子と呼ばれて・・・」のケースと同じように、犯罪者の子どもという、消すことができない遺伝的なつながりがかかわっていることがうかがえる。被害者の母親やおばあちゃんの語りには、自分の娘または孫の子どもであるということは、おそらく考慮されていないか、犯罪者の血（遺伝子）が入っていることへの嫌悪感がうかがえる。さらにそこにあるのは、子どもが生まれるには、「夫婦や愛する者同士の間」でなければならないという規範である、と思われる。受胎以降の妊娠・出産の過程だけをみれば、それは通常の妊娠・出産と変わらない。そして、まさにそのことが、このケースで生まれた子どもを引き取った父親が、子どもが望めば真実告知をするという理由の一つになっている。ここに、妊娠の契機に対する双方のスタンスの違いが見られる。また、その子を引き取った夫婦は、「家族で嘘はよくない」ということから真実告知をするとうスタンスをとっている。

性被害による真実告知について、養子縁組を斡旋する NPO の代表は、基本的には真実告

んど受けなかったのである。彼らは、幼いころ虐待されても、あまり問題を起こさなかった。一方、後のグループの男の子は、虐待された経験があるとひどく反社会的になった。MAOA の活性が低くて虐待を受けた男の子は、四倍も多くレイプや強盗や暴行に手を染めたのである。しかし、虐待されていなければ、むしろ平均よりわずかに反社会的な性向が弱かった」(Ridley 2003=2014: 434)。

¹⁶³ 日本テレビ NNN ドキュメント「マザーズ 特別養子縁組と真実告知」2014年4月20日放送。

¹⁶⁴ 同上。

¹⁶⁵ 同上。

¹⁶⁶ 被害者の言う「おばあちゃん」が生まれてくる子どもにとってということであれば、発言者は被害者の母親となるが、実際に被害者のおばあちゃんであれば、ここでいう孫は、被害者本人を指すか、曾孫を孫と表現している可能性もあるが、番組内容からは読み取れなかった。

知は早い方がいいという考えであるが、性被害のケースについてこれまでは、「言わなくていいだろう」ということできたが、今回のケースで養子縁組する夫婦が、子どもが希望すれば真実告知をするということで悩む、といい「答えは出せない」と語っていた。

そして最後に、その子どもを引き取った父親は、「私たちは絶対に大丈夫だという自信をもって、告知もできるし、生活もできる」¹⁶⁷と語っていた。

筆者は、この「絶対」という語りに危惧の念を抱く。それは、子どもがこの事実を克服し、それを背負って生きていけるという保証はどこにもないからである。また、一般的な夫婦と同じように、この夫婦が絶対に離婚しないという保証もない。

(2) アイデンティティとしての血縁

出自とアイデンティティの関わりについてはすでに述べたが、本当の出自を知らない（気づかない）で生きることが、必ずしも不幸とはいえない。AID や取り違えに気づかず幸せに生きている人もいるだろう。AID で生まれた人の語りにも見られたように、それをどう受け止めるかはさまざまである。

3-7-1 で述べた、東野の「子どもがほしい」という両親の合意がなかったということは、自分が両親に望まれて生まれたわけではない、ということであり、それは5章で述べた、特別養子縁組における、「親に望まれなかった」ことが養子縁組につながったケースと同様の負の効果をもたらしている。

そして、AID で生まれた人たちの語りから、自分が望まれて生まれてきたということだけでなく、どこから来たかということが重要であることが見られた。レイプによって生れたということは、望まれて生まれてきたわけでもなく、その出生は犯罪によるものであり、その犯罪者の子どもとして生きていかなければならない。通常、犯罪は教育においても忌避すべきものとして扱われる。そのような状況で、レイプによって生れた子どもは、どのように肯定的なアイデンティティを獲得できるのだろうか。

このように、養育における血縁関係の問題ではなく、血縁があること自体がもたらす負の効果がある。そしてこれらは、血縁に含意される遺伝性に対する人びとの捉え方の問題である。しかし、これまで見てきたように、親からの遺伝については、その組み合わせやエピジェネティックな発現の多様性からも、そのまま遺伝子に還元できるものではない。親が犯罪者であることの問題は、これまでの社会における、人びとの血縁に対する意識がもたらした「犯罪者の子ども」としての扱いにある。すなわち、親子関係における血縁に遺伝性が含意されているがゆえに、「犯罪者の子どもは犯罪者になる遺伝子」を持っている、と一般的に思われていることにある。だからこそ、親が犯罪者となった子どもは、「犯罪者の子ども」としての視線を浴びるだけでなく、自身も犯罪者になってしまうのではないか、という危惧を抱き続けるのである。この問題は、血縁に含意されている負の効果を取り除くこと（多様性の理解）ができれば、「犯罪者になる遺伝子」からの距離化は図れるかもしれない。

¹⁶⁷ 日本テレビ NNN ドキュメント「マザーズ 特別養子縁組と真実告知」2014年4月20日放送。

しかし問題は、レイプによる出生である。レイプによる出生の問題は、親が犯罪者であることだけでなく、その出生の契機自体が犯罪であることにある。生殖補助医療を除き、通常の妊娠・出産は、性行為を介しており、その性行為は妊娠・出産を意図する／しないにせよ、カップルの合意により行われるもの、という規範がある。したがって、レイプによる出生は、その出生自体が逸脱とされる犯罪によるものとなる。日本テレビの番組において、レイプにより生まれた子どもを養子にした父親が、受胎以降については通常の妊娠・出産と同じ、と語っていたが、生まれた子どもにとって重要なのは、受胎以降ではなく、受胎に至る過程ではないだろうか。

これまでの分析で見てきたように、子どもにとって「望まれて生まれてきた」かどうかということが、子どものアイデンティティ形成に大きく影響している。野辺も指摘しているように、子どもにとって、「親から望まれて生まれた」ということがアイデンティティ形成において重要であるとするならば、「望まない妊娠＝親が望んでいなかった」ということは、アイデンティティ形成において負の要素となるだろう。「血縁」はアイデンティティと接続されており、生物学的な意味で親子を親子たらしめるものであるからこそ、真実告知が推奨されている。しかしながら、レイプのような犯罪による出生は、子どもが肯定的なアイデンティティを形成できるものとは思えない。ここで考えるべきは、「望まれて生まれた」ということが何を意味しているかである。「望まれて生まれた」ということは、両親から愛されるべき存在として生まれたということの意味する。したがって、子どもが成長の過程において、親からの愛情を十分に感じる事ができたか、ということがアイデンティティ形成において重要であるということである。AIDにおいては、両親の十分な合意と、子どもの養育におけるスタンスや愛情表現に問題があったケースが多い。また、実親子関係においても、実親からの虐待は子どものアイデンティティ形成に大きく影響する。これらのことから、子どものアイデンティティ形成においては、血縁ではなく、親からの愛情を十分に感じる事ができ、親子関係における信頼関係が構築できるかということのほうが重要である、と言える。したがって、子どもが受け入れられそうにない出自であるならば、それは物語でよいのではないか。もちろん AID で生まれた人たちの語りを踏まえれば、それが露見しないための最大の努力は求められる。

たとえそれが、意図しない妊娠であっても、そこに男女の性愛があり、最終的に子どもを持つことを決断し、愛情を持って育てたということは、親の意思によって自分がいるということの証となる。

しかし、レイプによる出生は、養親の養育に対する意思はあったとしても、出生における実親の意思はない¹⁶⁸。AID で生まれた人の語りであったように、「一生私の耳に入らない完全犯罪だったらよかったのに」ということは、その事実さえ知らなければよかった、ということである。であるならば、レイプによる出生は、物語に置き換えてもよいのではないだろう

¹⁶⁸ 妊娠に気づいた時には、すでに中絶できない時期に入っていた。(日本テレビ NNN ドキュメント「マザーズ 特別養子縁組と真実告知」2014年4月20日放送)

うか。おそらく養親は、自分たちの養育により、それを克服できると信じているのであろうが、最悪の結果をもたらさないことを祈るばかりである。

さらに、忘れてならないのは、たとえこのケースがうまくいったとしても、それはこのケースだからであって、すべてのケースにあてはまるわけではない。克服できた要因や背景を精査せずに、そのことを一般化するべきではない。また、AID や一般的な養子縁組における真実告知が、当事者からの視点においてもなされるべきものとされているからといって、レイプなどの犯罪のもとに生まれたという事実を、同じものとして議論するのは間違いである。真実告知すべきという規範は、それを望まない人の権利を侵害することになる。そして、出自にかかわる真実告知を望むかどうかを、本人に気づかれぬように知ることも不可能である。

シングルマザーへのインタビュー調査にも見られたように、血縁親子でも気が合う／合わないがある。小林も、「親子でも気の合う子供と気の合わない子供がいる。遺伝情報が繋がってればいいというものではない。親子でも遺伝子の伝達の仕方によっては、顔や性格が全然違う場合もある」（小林 2011: 169）と述べている。そして、血縁が親子の良好な関係の保証にならないことは、出生時の取り違えや AID で生まれたことに気づかず、幸せに暮らしている親子からも見てとれる。ひるがえって、それは血縁がなくても良好な関係が構築できることの証明であるとも言える。

ただ、AID はその「ルーツ」をわからないものにしてしまうため、そのことがもたらすアイデンティティの揺らぎを解消することは難しく、そのことにおいて、AID の罪過はきわめて大きい、と言えるだろう。また、AID が始められた当時は行われていなかった提供卵子による問題もある。提供卵子による挙児は、配偶子が違うことで、AID における父親と子どもとの関係ではなく、母親と子どもの親子関係において、AID と同様の影響を子どもに与えるだろう。そして、そこに代理出産が関与する場合、問題はさらに複雑になる。AID で生まれた人たちの語りからは、子どもの出自を知る権利だけでは不十分であることがわかる。彼らの語りを、もっと真摯に捉えるべきだろう。

(3) 関係の安定性の保証としての血縁？

これまで、親子関係を血縁意識で捉えることはなかった。それは、親子関係における血縁はある意味当たり前のものであることや、これまで人びとの血縁意識を問う大規模調査が行われていないことから明らかである。そして、自身の血縁意識を真剣に考える機会が少ないことも、学生アンケートで「わからない」と回答する人の多さや、シングルマザーへのインタビュー調査でも確認できた。ただ、DNA 検査の普及や血縁が議論の対象となる機会が増え、関心を持つ人が増えていることも事実である。これまで見てきたように、強い血縁意識を持つ人が一定数いることは明らかであるが、多くの人を持つ血縁意識は、明確なものではないとも言えるだろう。

けれども、学生アンケート調査において多くの人々がそれまでに構築された関係性を重視

し、それが良好な関係である場合に、DNA 鑑定の結果、現在の両親と血縁がないことがわかっていても現在の両親を選択することが当然であるならば、なぜ AID で生まれたことにまったく疑念を抱かず良好な関係であった親子において、その事実を知った子どもが衝撃を受けアイデンティティの揺らぎを感じ、関係が壊れるのだろうか。

それにはいくつかの理由が考えられる。一つは、親がその事実を隠していたことに対する怒りや不信である。それは 3 章の語りのなかでも見られた。これまでの信頼関係が嘘の上に乗られたものであることを知ることは、信頼関係を崩壊させるものとなりうる。

次に、アンケート調査の内容はあくまでも想定質問による仮想的事態であり、それが現実となった場合の衝撃は想定外となる可能性である。アンケート調査においても、男女ともに 2 割程度の人が、それまでの家族の関係が変化すると思う、と回答している。そしてそのことにより、自分の血縁意識を自覚することになる。

したがって、人びとの血縁意識は、「血縁＝家族」「非血縁≠家族」ではなく、血縁意識の強弱と状況により「血縁＝家族」「非血縁＝家族」それぞれの優位度が変わる、というような、一貫性のないものなのである。要するに、人びとの血縁意識は多様なのである。それは、「切っても切れない」ということが含意されている血縁に、人びとが意味づけするときに血縁の正／負の効果が影響を及ぼすからであり、さらに、そのときにその人が図 2-1 のどの位置にいるかも影響を及ぼすからである。つまり、ただ単に多様ということではなく、人びとのライフコースにおける選択や他者との関係性、その人が置かれた状況や知識、情報によってさまざまに変容するという意味でも多様なのである。

だからこそ、それが顕在化されたときに、そのときの状況や情報、知識によって判断を思い悩むのである。したがって、単に「家族にとって血縁はどのくらい重要であるか」と問われたときには、親の離婚、継親、自身の再婚によるステップファミリーの形成などは考慮されておらず、直感に近い形で回答していると考えられる。そしてそれが、潜在化されているがゆえに、通常は問題とならないが、親や自身の離婚、再婚、生殖補助医療などのような契機によってそれが顕在化されたときに、状況依存的であるからこそ、その場をしのぐための回答が模索されるのである。そしてその判断の基準となるのが、置かれている状況や情報、知識である。

たとえば、不妊の問題に直面することがなければ、子どもとの血縁は問うことの対象とはならない。不妊に直面したときにはじめて「自分たちの子ども」とは、というように、親子関係における血縁について考えるのである。そして既述のように、不妊における「自分たちの子ども」は、最初から養子が想定されていることはなく、治療を選択することが多い。

また、親や自身が離婚や再婚を経験しなければ、継親子関係における血縁を意識することもないだろう。社会問題として不妊やステップファミリーが取り上げられれば、一般的な事実として認識することはあっても、それが実際に自分の問題として直面することがない限り、自身の問題として捉えられることはない、と考えられる。

しかしながら、不妊問題やステップファミリーは増加しており、親子関係における血縁に

ついて考えなければならない機会に遭遇することは、現代社会においては誰にでも起こりうることである。

法律的、社会的にみれば、親子関係は血縁を基準にしていることが多いが、離婚や養子縁組、分籍などにより、その関係が変化することがある。また、「家」制度にも見られたように、血縁を擬制することも行われてきた。現在も特別養子縁組においては、養子は実子として扱われている。さらに、AID も父子間に血縁はないが実子として扱われている。その一方で、夫婦の配偶子による代理出産のように、血縁があっても親子と認められないという状況も生まれている。このように、法律的、社会的な親子関係における血縁は、状況に依存しており、血縁がないのに親子であったり、血縁があるのに親子ではないというように、実親子関係を証明するものではない。

しかしながら、2-1 で述べたように、生物科学分野における親子の血縁は、その親子を親子たらしめる唯一のものである。そしてそれは、永久不変である。だからこそ、「切っても切れない」がゆえに、関係が安定しているときには、それが「関係の安定性の保証」として血縁に意味づけられるのである。そして、関係が悪化しているときには、「切っても切れない」がゆえに、嫌悪感として意味づけられるのである。

通常、人と人における信頼を保証しているのは、何らかの共通事項や共通認識であろう。したがって、友人関係などは、その信頼関係の保証となっている共通事項や共通認識は絶対的なものではなく、特に現代社会においては脆いものとなっている、と思われる。しかし、血縁は「切っても切れない」という絶対的なつながりであり、さらにそれは子どもの意思では選択することができない。そのことが、親にとっても子どもにとっても絶対的な存在となり、両者のアイデンティティの一部となる。

以上のように、人びとの血縁意識は人びとのライフコースにおける選択や他者との関係性、その人が置かれた状況や知識、情報によってさまざまに変容することがわかった。つまり、人びとが血縁にどのような意味づけをするかによって血縁意識は変容し、その意味づけには知識や情報がかかわっていることがわかった。

したがって、血縁とはどのようなものか¹⁶⁹、ということを理解するための教育機会が求められる。

本章では、4章から8章までを総括的に考察し、第I部で述べた先行研究の問題に対する回答を提示した。そして、人びとの血縁意識が多様であることがわかった。そしてそれは単に多様であるということではなく、人びとのライフコースにおける選択や他者との関係性、その人が置かれた状況や知識、情報によってさまざまに変容するという意味でも多様なのである。さらに、血縁がアイデンティティと接続されやすいがゆえに、血縁の正/負の効果にどのような意味づけをするかが、アイデンティティ形成に影響を及ぼすことが明らかとなった。

¹⁶⁹ 家族とは、親子とは、子どもをもつこととは、などを含む。

最終章である次章では、本稿の結論を述べる。

10. 結論——これからの家族への示唆

前章では、4章から8章までを総括的に考察し、人びとの血縁意識は、ライフコースにおける選択や他者との関係性、その人が置かれた状況や知識、情報によってさまざまに変容するという意味で多様であることが明らかとなった。さらに、血縁がアイデンティティと接続されやすいがゆえに、血縁の正／負の効果にどのような意味づけをするかが、アイデンティティ形成に影響を及ぼすことが明らかとなった。

そこで、最終章である本章では、本稿の知見から、多様化するこれからの家族形成における示唆を提示し、家族社会学への提言を示したい。

10-1. 親子関係における「血縁・血縁意識・アイデンティティ」

本稿では、これまでの家族社会学では捉えることができなかった、家族の血縁（意識）にかかわる問題を検討してきた。そしてその問題を捉えるための新たな視座を提供するために、親子関係における「血縁・血縁意識・アイデンティティ」の関わりとはどのようなものか、という問いを立てた。

血縁意識は血縁によってもたらされるため、両者の関係は必然である。しかしこれまで見てきたように、多くの人びとの血縁意識は、親子関係における血縁が当たり前であることなどから潜在化され、自身の血縁意識に自覚的ではないことを見てきた。

しかし、結婚、離婚、再婚、生殖補助医療、養子縁組、里親など、親子関係に血縁が想像されるような機会に遭遇することにより、潜在化されていた血縁意識が顕在化され、自身の血縁意識を自覚させられる。そしてそれが状況依存的に変化することにより、一貫性のない選択や回答をもたらすように見える。

そして、親子関係における血縁は自身の出自、すなわち「ルーツ」として捉えられており、アイデンティティ形成に強く影響している。それは、AID で生まれた人たちの語りや学生アンケート調査、シングルマザーへのインタビュー調査にも見られた。さらに、定位家族における「ルーツ」としてだけでなく、不妊治療に見られたように、生殖家族における自身の血縁のある子どもを残すことができないことや、子どもに障がいがあるということもアイデンティティ形成に影響していることがわかった。

また、親子関係における血縁は、それが「切っても切れない」ものであるがゆえに、その関係性の安定の「保証」として捉えられやすいことも見てきた。けれども、4章の児童養護施設で生活する子どもにおける実親からの虐待や、親子関係修復の難しさにも見られたように、血縁が良好な関係の「保証」とはならないことも明らかとなった。さらに、血縁が「切っても切れない」ということが、夫婦関係が良好なときには子どもを介した絆となることもあるが、関係が悪化して離婚となった場合には、元パートナーと子どもの血縁が「切っても切れない」がゆえに嫌悪の対象となることがあることも見てきた。

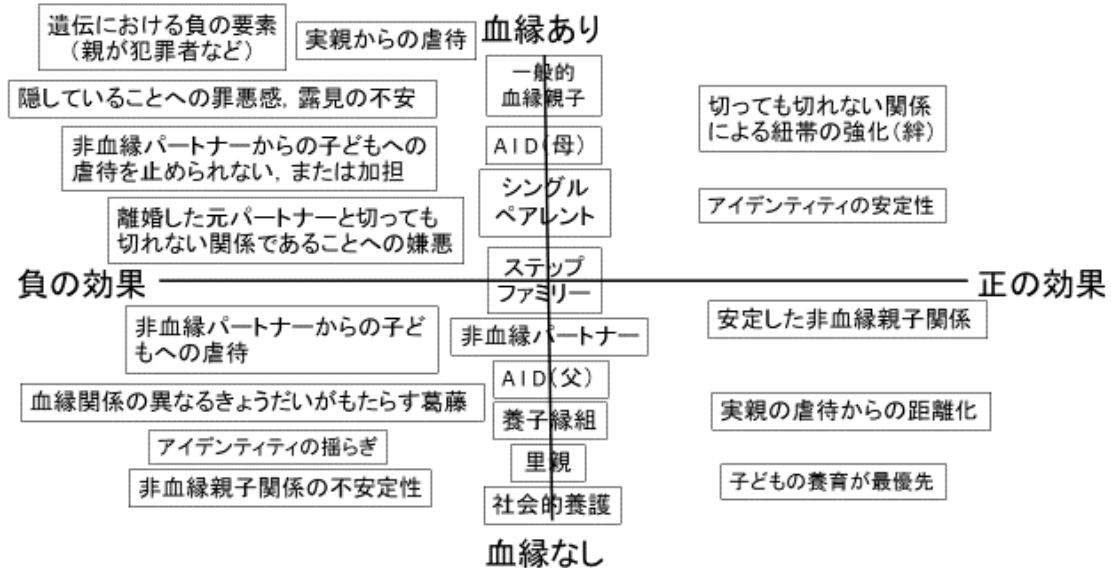
そしてこのような状況において、増加傾向にあるステップファミリーやシングルペアレントの新たな交際における非血縁親子関係においては、血縁がある／ないことが混在する

ことがさまざまな困難の要因となっていることが明らかとなった。血縁がある／ないことが、子どもの年齢やジェンダーと相まって、それぞれの家族成員に異なる問題の克服が要請される。

このように、「血縁・血縁意識・アイデンティティ」はそれぞれ強固に関係しながらもその様相は、複雑であることがわかる。そして人びとの血縁意識は、その血縁にどのような意味づけをするかによってさまざまに変容する。さらに、その意味付けは、ライフコースにおける選択や他者との関係性、その人が置かれた状況や知識、情報に依存する。つまり、この人びとの血縁意識の全体像を捉えない限り、血縁（意識）が関与していると思われる問題への対応策を検討することはできない。

10-2. 本稿が示した親子関係における血縁意識を捉える視座

これまで、生殖補助医療、児童養護施設、里親、養子縁組、ステップファミリーなどの研究において、個別に血縁について述べられることはあったが、血縁（意識）からその全体像を捉えることはなかった。そのため、個別の事象における血縁はみることはできても、血縁とは何かという全体像を捉えることができなかつた。しかし、本稿で示した図 2-1 の枠組みを用いてそれぞれの事象を捉えることにより、以下（図 10-1）のようにその全体像と関連性を捉えることができたと思う。



(注) すべての効果を記載しているわけではない。

図 10-1 多様な血縁の効果

そして、この親子関係における血縁（意識）を捉える視座は、多様な家族形成や親子関係、そして血縁について考える教育機会形成の必要性を明らかにした。親子の血縁にかかわる

問題に対処するには、人びとの血縁意識がどのようなものであるかを理解することと、血縁のある／なしとその効果の全体像を捉えるための教育機会が必要である。

それは、人びとが親子関係における血縁において、上記の四象限で示したどの状況に遭遇するかは、ライフコースにおける選択や他者との関係性によってさまざまに変化し、それによって血縁の効果も変容するからである。すなわち、誰しものがこの四象限で示した親子（養育）関係になる可能性がある。そして、これらの状況に置かれたときの人びとの血縁意識は、それぞれが血縁にどのような意味づけをするかに依存する。

たとえば、それは7章で見たように、夫婦関係が安定しているときには「夫婦の愛情の証」や「絆」として捉えられるが、関係がかなり悪化して離婚したときには、同じである「血縁」が嫌悪の対象に変わることもある。そしてそれが強化されると、虐待につながることもある。しかし、シングルマザーへのインタビューでも見たように、その嫌悪感もその後の状況や生活が安定することや、「その人がいたからこそこの子がいる」というように、意味づけ直しによる気持ちの切り替えができることによって克服できるのである。

また、AIDで生まれたことを知らずに幸せに生活している人たちがいるという事実から、「血縁」が親子関係の安定の「保証」ではないことがわかる。それはすでに述べたように、エピジェネティクスや7章の語りに見られた「実親子でも合う合わないがある」ことや、血縁家族における実親からの虐待からも明らかである。

したがって、血縁がエピジェネティックな遺伝的要素を引き継ぐ以外の何ものでもないことが理解できれば、人びとが血縁から距離をとることができると思う。そして、血縁がどのようなものであるかを理解することができれば、安易な選択や誤った選択をすることのリスクを軽減することができるだろう。そのためには、「血縁とはなにか」ということが血縁教育のようなかたちで議論される必要がある。

10-2-1. 親子関係における血縁を捉えるために

これまで見てきたように、人びとの血縁意識は多様であることがわかった。

人びとの意識は、社会状況に大きく依存する。家族に対する意識も、人びとが生きた時代の影響を受けるため、年代による違いもあるだろう。したがって、家族にかかわる血縁意識も、年代やジェンダーによる違いがあることも考えられる。特に、家族の多様化が進み、親子関係における血縁が当たり前のものではなくなっているからこそ、そして、その血縁にかかわる問題が起きているからこそ、人びとの血縁意識を知るために、大規模調査が必要であろう。

そして、生殖補助医療における血縁志向や非配偶者が関与するケース、里親、養子縁組、ステップファミリーのような非血縁親子関係における問題を、血縁（意識）から捉えることにより、新たな視点からの問題への対処法を検討する必要がある。

さらに、児童虐待の検証においても、関係機関の連携などだけではなく、血縁（意識）から問題を検証することが求められる。これまで見てきたように、非血縁パートナーからの血

縁がないことによる虐待だけでなく、非血縁パートナーの存在や、元パートナーとの血縁が要因となる実親からの虐待の可能性もあることを考慮する必要がある、ケースごとの詳細な検証が求められる。その際に、非血縁パートナーからの虐待の要因が「しつけのつもり」に還元されやすいことに注意する必要がある。「血縁がない」ことを理由としても量刑には影響しないと考えられるが、「血縁がない」ことを理由とするより、「しつけのつもり」とするほうが、罪の意識が低く見積もられる可能性があり、であるならば、それは減刑のために利用されるからである。

そして現在、しつけにおける体罰を禁止することへの法制化の議論が始められた。しかしながら、それはしつけを理由にできなくなるだけで、それが他の（もっともらしい）理由にすり替わるだけに終わらないか。それは通常、しつけによる子どもの死亡は想定されておらず、これまでの虐待における死亡事例は、その行為によって子どもが死亡する可能性が予想できるものが多くある。さらに、すでに体罰によるあざや傷に対して、子どもの不注意によるけがであるというような言い訳が散見している¹⁷⁰。

また、パートナーがいる場合には、子どもの養育について話し合いが持たれ、合意に至っていたかを確認する必要もあるだろう。結婚して子どもを持つことが当たり前ではなくなりつつあることや、子どもの人権が尊重されるようになった現代社会においては、子どもの養育において、双方できちんと協議される必要があると思われる。それは、これまで見てきたように、子どもの養育における双方の考えや思いの違いが、不和や離婚、さらには虐待の要因となることがありうるからである。

現在、子ども虐待の防止という観点から、関係機関の連携強化により、虐待の兆候を見逃さないということが謳われている。しかし、虐待の予防という観点に立つのであれば、虐待の要因を突き止め、それに対処することが求められる。けれども、虐待の可能性を捉えるリスク要因に血縁意識が含まれていなければ、血縁意識が要因となる虐待を予防することはできない。既述のように、血縁のある／ないことには、それぞれ正／負の効果がある。血縁意識が関与していると思われる虐待は、非血縁パートナーからの虐待だけでなく、元パートナーに似ていることへの憎悪、非血縁パートナーへの負い目などというようなことによる実親からの虐待もあることを見てきた。したがって、子ども虐待において血縁意識に着目することは、非血縁パートナーからの虐待だけでなく、実親からの虐待をも捉える可能性をもたらす。

虐待は、一度起きてしまっただけからはその虐待への予防はできない。虐待が子どもに与える影響を考えれば、起きた虐待への対処はさることながら、予防策の強化およびリスク要因の見逃しを避けることは最重要課題といえるだろう。虐待における非血縁パートナーを捉えることには慎重にならなければならないからといって、その可能性を無視することは、それが要因である場合の誤った解釈や対処法を生むことになるだけでなく、問題の解決を遅ら

¹⁷⁰ たとえば、子どもを階段から落として死亡させたとしても、子どもが自分で階段から落ちたと言い訳することなど。

せることになる。そして、それが現状であると言わざるを得ない。

ステップファミリーのような非血縁親子関係の難しさは、継親が継子を自分の子どもと思えるかどうかだけでなく、継子（親子関係が理解できる年齢）が継親を自分の親と思えることができるかどうかにも関係性に影響することにある。自身の血縁意識に自覚的になることは、そのことが親子関係にどのような意識を持つことになるかを知ることになる。したがって、ステップファミリーなどのような非血縁親子関係を形成する際に、そのことに意識的に向き合う可能性をもたらすだけでなく、血縁親子関係においても、血縁意識が負の効果をもたらす可能性について自覚することができる。そして、その血縁意識に影響する生物学的つながりを意味する血縁そのもの自体は、親子関係の安定を保證するものや、自分やパートナーの分身のような「切っても切れない」関係を意味するものではないと捉えることができれば、血縁（意識）が要因となる虐待のリスクを低減させることができるのではないか。

血縁への過度の期待は、血縁者である相手への依存を強化することもある。幼児の面倒をみるのは当然といえるかもしれないが、血縁があるということで、親の介護を子どもがすることが当然であるというような規範は、親子の関係を悪化させることもある。場合によっては、お互いに距離を取った方がよい関係を維持できることもある。

それほど簡単なことではないかもしれないが、自身の血縁意識を問われる機会に遭遇することが増えることを考慮すれば、少なくとも自身の血縁意識に自覚的になることが求められる。親子関係における血縁を捉えることは、家族とはどのようなものを再考するうえで、欠くことのできないものであるだろう。

10-2-2. 血縁教育における家族や子育ての位置づけ

石原邦夫は、「日本では家族に対する社会教育という考え方はほとんど進んでいない」（石原編 2008: 268）と指摘している。8章のインタビュー調査のなかでも、Eさんが、子育ては学校で習わない、と語っていた。現在も学校教育において子どもを持つこと、育てることとはどういうことか、そして、その育て方などについて教えられることはない。特に、日本の性教育は他の先進国と比較して非常に遅れているといわれており、生殖および子どもの養育については、親や友人、メディアからの情報に依存しているように思われる。

また、教育における家族の扱いにも多くの配慮が必要となっている。親の不在、自殺、犯罪、ステップファミリー、特別養子縁組など、教育において親を題材として取り上げることが、子どものディストレスとなることもあることを考慮せねばならない。だからといって、教育において家族を扱わないということとはできない。特に、家族が多様化し、関係が複雑化している状況では、その状況になってから考えるのでは遅い場合もあるだろう。

石原は、以下のように述べている。

家族はこれまでも変化してこなかったわけではないが、人々にとっては当たり前のもの、決まりきった形として受け入れられながら、暮らし方、生き方の枠組みとなって

きた。しかし、それが各人の考え方と必要に応じて選び取り、つくり上げていくものになりつつある。結婚する・しない、子どもをもつ・もたない、同居する・しないといったことが当たり前で定まるのではなく、個人個人が選択するものになってきた。どちらを選んでも批判されたり非難されることはない。他方で、自由度が増す代わりに、黙っていて、とくに考えなくても自然に形になっていく、というようにはいかなくなる。家族の中の人間関係、役割関係の一つ一つを選択し、努力して実行しない限り形とならない状況になりつつある。その意味では、家族を揺さぶる大事件が生じたということだけでなく、日常的に家族関係の再構成・再調整が求められる状況になってきた。(石原編 2008: 270)

結婚して子どもを持つことの意味が多様化しつつあること、そして離婚や再婚が特別なことではなくなりつつあるからこそ、結婚とはどのようなものか、家族とはどのようなものでありそれぞれの成員にどのような役割が期待されているか、さらに離婚や再婚がもたらすもの、というような家族にかかわる事象について、きちんと認識されることが求められる。そして、家族にかかわる選択を迫られたときに、適切な判断をするための知識や情報について、教育において議論する必要がある。さらに、結婚や再婚における男女における役割意識やストレスの違いを考慮する必要がある。それは、稲葉が指摘しているように、婚姻上の地位(有配偶、無配偶、未婚、離婚後非再婚、再婚)という個人の属性とディストレスの関連において男女差があるからである(石原編 2008: 189-205)。

そして、いわゆる「ゆとり教育」の失敗にも見られたように、日本では多様性を共有するための教育がうまく機能していない状況にある。したがって、子育ても教育となったとたんに画一的なものとなることが予測され、かえって状況を悪化させる可能性がある。したがって、教育として教えるのではなく、議論の対象として、それぞれの状況においてどのような選択肢がありうるのかを知っておくことが必要となる。

学生の中にはすでに図 10-1 の縦軸の一番上にある「一般的血縁親子」以外の状況に置かれている人もいるだろう。しかし多くの学生は現在この「一般的血縁親子」に属していると思われる。そしてこれからのライフコースにおける選択において、それ以外の状況に置かれる可能性はすべての学生にあると言っていいだろう。その時に最適と思われる選択肢を見逃さないようにするためにも、血縁教育が求められる。

われわれは、親になるとはどういうことかを学ばなければならない時代に入っているのではないだろうか。

10-2-3. 子どもを持つということ

以前であれば、結婚して子どもを持つことは人として当たり前とまで思われていたが、個人の生き方の多様性が認められるようになり、結婚しても子どもを持たないことや、結婚しないという選択をする人も増えている。「結婚＝子どもを持つこと」ではない場合、子ども

を持たないことを選択するカップルにとって結婚は、そのシステムに乗ることのメリットによりする／しないを判断するものとなるだろう。現実には、子どもがいても法的に結婚しない事実婚を選択する人たちもいる。しかし、現在の日本の法律の下では、社会保障などの面で事実婚を選択することによる不利益の問題がある。「家」制度が崩壊しつつある今こそ、その制度を引きずった現行の戸籍制度や法律婚を見直すことが求められる。

しかしながら、多くの人が結婚して子どもを持つという選択をしているのも事実である。その中には、既に触れたように、妊娠先行型の結婚も含まれている。そして、特に10代の妊娠先行型の結婚は離婚に至るケースが多い。多くの避妊の方法があるにもかかわらず、このような状況が生まれるのは、日本の性教育が他の国々比べ著しく遅れているといわれていることと関連しているかもしれない。今でも日本では、子どもを持つことは結婚を前提とする規範があるため、未婚カップルにおける計画していない妊娠は、結婚か中絶か、という選択を迫られることになる。

計画していない、望まない妊娠の場合、その子どもをどう育てるかということについて、カップルにおいて事前に協議されているとは考えにくい。そして、そのまま子どもを持った場合に、その後に起きた問題が、計画していない、望まない妊娠に還元された場合に離婚や虐待につながることも考えられる。子どもは意図的に持つものである、ということが当たり前になってきているからこそ、計画していない、望まない妊娠によって生まれた子どもを愛せない、育てられないということが起きているのではないだろうか。

妊娠・出産は、女性に大きな負担がかかる。計画していない、望まない妊娠は、女性のキャリアに影響することもある。計画していない、望まない妊娠による不本意なキャリアの断念は、その後の子育てに影響することもある。さらに、そのときのパートナーのスタンスも大きく影響する。

また、意図的に子どもを持つ場合でも、結婚したら子どもを持つことが当たり前、と規範化されている場合には、事前にその子どもをどう育てるか、ということがきちんと協議されていないことも考えられる。このような場合には、子育てにおいて、カップル同士が衝突することもあるだろう。

そして、生殖補助医療の現場や学生アンケート調査にも見られたように、「自分（たち）の子ども」といった場合、それは「自分（たち）の遺伝子を引き継ぐ子ども」ということが想定されており、それは標準的な家族のかたちとして捉えることもできる。また2-3-5でも触れたように、柘植のいう「夫婦の絆を確認するための『自分たちの子ども』という意識が強まった」（上杉編 2005: 152）というケースもあるだろう。しかし、その「自分（たち）の遺伝子を引き継ぐ子ども」という意識は、必然的に「自分（たち）の遺伝子を引き継がない子ども」という意識と排他性を生む。そしてその意識が強化されると、非血縁親子関係の形成を困難にする要因となる。

このように、子どもを持つことが当たり前ではなくなっているからこそ、子どもを持つとはどういうことか、ということがきちんと議論されないのかもしれない。しかし、社会

状況も変化し、子どもを持つことが当たり前ではなくなったからこそ、子どもを持つとはどういうことかが議論されるべきではないだろうか。

Shulamith Firestone は、今から 50 年ほど前に以下のように述べている。

人間が子供を持ちたいという偽らざる欲求をもっていることは否定できない。しかし、これがどの程度子供を本当に愛していることになるのか、あるいは別の要求の代償であるのかはわからない。われわれは、両親の満足は子供を片輪にすることによって¹⁷¹のみ得られるということを見てきた。子供を通じてのエゴの拡大——男性の場合には、家名と財産の《不滅》、階級と人種的同一視、女性の場合には、生存の正当化としての母親、子供を通して生きようとする試み、投影としての子供。(Firestone1970=1980: 280)

7 章のシングルマザーへのインタビュー調査でも見たように、子どもへの意識は多様でありかつ、変化する。そしてそれは、パートナーとの関係性の影響を大きく受ける。さらにそこには血縁（意識）も関与していることがあることも明らかとなった。

社会の変化とともに、そこを生きる人びとに要求されるものも変化し、それが教育に反映される。そこには世代間ギャップも生まれ、世代間における齟齬も生まれる。それは、子どもを持つことの意味や子育てについても同じである。

以上のように、社会状況の変化や科学技術の進展により、子どもを持つということの意味が変容してきた。特に、「自分たちの子どもを持ちたいのに持てない」ということは自分たちの人生設計だけでなく、個人のアイデンティティにも揺らぎをもたらす。そして、それに対処するために生殖補助医療にのめり込むという状況が生まれている。6 章の学生アンケートの結果にも見られたように、今でも、結婚を望む人は多い。そしてその理由は、一人でいることの寂しさや孤独を補う家庭（家族）を持つことである。これまで見てきたような、家族に関わる問題に遭遇する可能性は、すべての人にある、と言ってよいだろう。だからこそ、教育に家族をどのように組み込むかを検討するべきではないだろうか。

子どもは基本的に親の意思によって生れてくるが、配偶者以外がかかわる生殖補助医療によって生まれてくる子どもたちは、そのことによってアイデンティティに揺らぎを感じ、さまざまな困難に遭遇する。それは、「ルーツ」としての血縁が、自分が何者であることを証明するものであり、自分が「望まれて生まれてきたか」のように、自分の存在に対する自己肯定感を獲得するために不可欠だからである。そして、「望まれて生れる」ということは、子どもが「望まれないで生まれる」ことや「勝手（自然）に生まれてくる」ことがないということが前提とされているということである。われわれは、そのことにもっと真摯に向き合うべきではないか。

171 不完全な人間であるがゆえに求められる親からの養育。

10-3. 本稿の意義

本稿の家族社会学に対する意義は、親子関係を血縁（意識）から捉えることにより、先行研究に見られたような家族に関わる問題に新たな視座を提供したことである。家族の問題を血縁（意識）からみた研究はほとんどなく、そのため血縁（意識）が関与していると思われる家族の問題への対応策が提示されることがなかった。その意味で、血縁（意識）を捉えることの重要性を示した本稿の意義は大きい。血縁（意識）という視点からの検証がない児童虐待において、非血縁パートナーに着目することにより、血縁（意識）が家族の構成員にさまざまに作用することが示唆された。特に、血縁（意識）という視座により、血縁がないことだけでなく、血縁があることも虐待の要因となることを捉えることができた。非血縁者ではなく血縁者である実母の虐待の背後には、元パートナーとの血縁に対する憎悪や非血縁パートナーへの負い目などがある可能性や、非血縁パートナーからの虐待に血縁（意識）が関与している可能性を明らかにしたことは、今後の検証における重要な示唆となる。

そして、これまで大規模調査が行われたことがない血縁についての学生へのアンケート調査により、血縁の問題に直面していない人びとの血縁意識がどのようなものであるかを明らかにすることもできた。さらに、シングルマザーへのインタビュー調査により、定位家族としての血縁意識や、生殖家族として結婚・出産・離婚という経験がもたらす血縁意識への影響もみることができ、大規模調査を検討することの意義も提示できた¹⁷²。

さらに、血縁（意識）の全体像を捉えることができたことにより、さまざま事象の関連性をみることができた。そしてそのことは、ある事象からの知見が、他の事象にも対応できることの可能性をもたらした。それはたとえば、AID で生まれた人が受けたアイデンティティにおける喪失感は、養子縁組やステップファミリーの成功例から、アイデンティティの再構築や、自己承認の方法を獲得できるかもしれない。

次に、血縁がアイデンティティと密接に接続されていることを明らかにしたことである。先述のように野辺は、養子縁組された子どものアイデンティティ形成について血縁との関連を述べているが、血縁とアイデンティティの接続は、養親子や継親子、里親子などの非血縁親子だけでなく、血縁関係がある定位家族および生殖家族における親子においてもなされる。定位家族における血縁はアイデンティティ形成の上で、自身のルーツとして捉えられ、自分がどこから来た誰であるかということの証明となる。であるからこそ、AID によって生まれた人たちが、その事実だけでなく、父親が誰かわからないことによって、自分の半分を失ったようなアイデンティティの揺らぎを感じるのである。そして、生殖家族における血縁とアイデンティティの接続は、血縁そのものがもたらす関係性だけでなく、不妊や遺伝子による子どもの障がいなどのように、血縁に含意される遺伝子やそれとかがかわる身体によってもたらされることもあるのである。

¹⁷² 調査対象における偏りの問題などはあるが、これまで大規模調査は行われたことがなく、しかしながら家族の問題を捉えるうえで今後必要となる調査を行ったことの意義は大きい。

また、親子関係における紐帯として捉えられやすい「血縁」が、良好な関係のための保証とはならないことも明らかとなった。一般的に、親には子どもを養育することが期待されているが、社会的養護のもとで生活する子どもの中には、実親の問題により家庭復帰することができない人や、実親と生活することを選択しない人たちもいる。そしてそのことは、社会におけるセイフティネットからこぼれ落ちやすくなることを意味する。

このような状況において、家族社会学におけるこれ以上の「血縁」問題回避は不毛ではないだろうか。親子関係における血縁を重視する傾向は、一見親子関係を強化するように見えるが、多様化する家族にとって多くの問題を誘発しかねない。血縁（意識）から家族を捉えなおし、家族を定義することではなく、多様化する家族において、前章で述べたように血縁や遺伝子などのような所与のものに依存しない信頼関係やネットワークを構築することが求められる。

最後に、親子関係における血縁を捉える上での本稿からの示唆を論じていく。

10-3-1. 血縁の効果がもたらす多様な血縁意識

親子関係における血縁意識の背後には、血縁がある／ないことそれぞれが持つ正／負の効果があることを見てきた。血縁家族を形成するときには、血縁が紐帯、すなわち関係の安定の保証として捉えられ、離婚した後は、子どもと元のパートナーの血縁が、「切っても切れない」がゆえに嫌悪感となることもある。そして、その経験が、血縁が関係の安定を保証しないことを認知させる。また、非血縁家族を形成するときには、その経験が、血縁が乗り越えられるものであるとも思わせる。けれども、非血縁関係にある子どもとの関係がうまくいかないときに、その子どもの背後にいる、実親との血縁が再浮上してくる。このように、血縁は、安定した親子関係の保証とはならない。そしてこの事実は、血縁がなくても良好な親子関係は構築できることを意味する。ただそのためには、Giddens のいう「信頼は精を出して獲得されなければならないものである」(Giddens 1991=2005: 107) ことに対するコミットメントが求められる。

そして、非血縁親子関係は、ステップファミリーだけでなく、特別養子縁組や生殖補助医療によりもたらされるものがある。それぞれにおいて子どもが持たれる理由や過程や契機、そして親子の血縁関係は、多様でありかつ、複雑である。したがって、これらの非血縁親子関係を一括りにして議論することは不可能である。また、これまで見てきたように、血縁意識や親子観にはジェンダー差がある可能性もあり、ケースごとに血縁関係や家族成員の構成を精査し、個別に対応策を検討することが求められる。

人びとの血縁意識は、自身の血縁意識に自覚的でないからこそ、場当たりの一見矛盾するようなものに見えるが、それは多様であり変容するものなのである。しかしこれまで見てきたように、血縁のある／ないことには親子関係における正／負の効果があるが、状況依存的になると、その二面性がきちんと考慮されない可能性があり、安易な、または情報不足による選択をもたらし、意図しない結果につながるかもしれない。だからこそ、図 10-1 で

示した全体像を理解する必要がある。

10-3-2. 家族を捉える視座

これまで述べてきたような家族の問題に対応するためには、どのような視座が求められるだろうか。本稿では、進化論的アプローチと人的ネットワークという視座を架橋して家族の問題を捉え、その対応策を検討することを提示する。

(1) 進化論的アプローチ

高橋は、これまで「社会学と生物学は、互いに相手を遺伝子決定論と文化決定論とみなして批判する一方で、自らの立場を擁護するときには『生物学的／社会的要因を否定しているわけではない』と折衷的な態度を示すという奇妙な論戦を繰り返してきた」（高橋 2013: 109-10）が、「多くの社会学者が、生物学的要因と文化的・社会的要因の区分を保持することで動物と人間の差異を強調しようとしてきたのに対し、生物学者の側は、そうした 2 項対立を止めて、動物と人間の間の連続性を探ろうとしてきた」（高橋 2013: 110）と指摘している。そして、「進化や遺伝子という観点からジェンダー研究や家族社会学を再構成していくことが必要であり、結局のところ、いずれそうせざるを得なくなるだろうと予想している」（高橋 2013: 106）と述べている。

筆者も高橋のいう進化論的アプローチに賛同する。既述のように、生物科学分野では「生まれか育ちか」ではなく、「生まれも育ちも」というスタンスが主流であり、これまでの研究を概観しても、「文化的・社会的要因」だけでは説明できないものがある。ただし、遺伝子本質主義のように、個人の犯罪などが遺伝子に還元され、言い逃れに利用されるような状況は避けなければならない。

人間は、本来自殺するようにプログラムされているとは考えられないが、条件次第で自殺する、とプログラムされている可能性も否定できない。たとえば、苦しみ続けることの限界を超えたときに死を選択するとプログラムされているとしたら、いじめや生活苦などによる苦しみが個人の耐性の限界を超えたときに死を選択する、ということは考えられる。そして、そのような状況を作り出さないような社会を構築することこそ社会学がやってきたことであるが、そこにおける視点は、構造そのものの問題であり、そこに生きる人間の進化論的アプローチまでは届いていないと思われる。結果だけを見れば、構造を解消することにより、問題も解消されることもある。しかし、構造自体に問題がない場合には、そこで起こる問題を構造に還元することができない。

たとえば、再婚によって形成されたステップファミリーの場合、ステップファミリーという構造自体に問題を還元することはできない。

そしてそこには、血縁／非血縁という親子関係があり、構成員それぞれに固有の意識の違いがある。人びとの血縁意識は構築されたものであるが、その血縁意識をもたらす生物学的な血縁は、「親子を親子たらしめる唯一のもの」であるがゆえに、簡単に変えることができ

ない側面を持つ。親同士は話し合いにより、問題の解決をはかることは可能であるが、子どもが、本当の親ではない人に叱られることの正当性を理解できるかどうかは、子どもの年齢や性格、経緯などにより異なるだけでなく、理屈ではない感情があり、それを無理に変えようとする事自体にも問題がある。生物学的な親からは身体的特徴だけでなく、性格なども遺伝子の影響を受けることが明らかになっている。そしてその親子関係には、理屈ではない感情や遺伝子が関与しており、もはやこのような問題に構築主義だけで対処することもできない。

さらに、これまで自然に委ねることしかできなかった遺伝子に、人為的に手を加えることも可能になった。このような状況について、高橋は、以下のように述べている。

数十億年に及ぶ生命の歴史のなかで、遺伝子組成の更新は、その大部分が有性生殖を通じて無自覚的に行われてきた。農作物や家畜の品種改良のような例を除けば、ほとんどの場合、結果を統制できる知識や技術は存在していなかった。しかし、現代社会は、そうした遺伝情報を人為的に制御できる段階にすでに突入している。遺伝子を自由と平等の敵とみなし、優生学に悪のラベルを貼り付け、タブー化するだけでは、問題は何も解決しない。現代人が手にしたこの新しい自由によつてどのような倫理的制約を課すのかは、これまでの性淘汰の歴史を参照しながら、われわれ自身が決めていくほかはないだろう。(高橋 2013: 118)

私たちは、血縁や遺伝子がもたらす意識、という実体のない構造まで遡及し、そのことに自覚的に生きていかなければならなくなるだろう。

(2) 人的ネットワーク

しかしながら、以上のことだけでは、個人化が進む社会における家族の問題を解消または軽減することは難しい。それは、個人化がもたらした、子どもの養育を家族だけに求めることが問題の要因となることもあるからである。さらに個人化は、子どもを持たないことを選択した人たちに、子どもの養育に関与する必要がない権利を与えた、と捉えられるかもしれない。けれども、年金システムに見られるように、社会保障を後継世代に依存するシステムにおいては、すべての人が何らかの形で子どもの養育に関与することが要求される。また、4章でも見たように、血縁というネットワークから切り離された人たちが、他の人的ネットワークなしに生きていくことはきわめて困難である。これを核家族における子どもの養育にあてはめてみると、育児責任を担わされた母親が、自分またはパートナーの親や近隣家庭などに子育て支援を求められないことが育児ストレスとなり、子どもを虐待してしまう、という先行研究で見た状況を生み出す。このような問題に対処するためには、以前とは異なる、新しい「社会で子どもを育てる」という視点が必要になるのではないだろうか。

安井眞奈美は、以下のように述べている。

子育てや高齢者の介護が、個人、とくに女性に大きな負担としてのしかかっている都会では、「地域のつながりやネットワーク」が今まで以上に再評価されている。もちろん、ここでいう地域のつながりとは、かつてのムラで顕著にみられ地縁、血縁、生業を基盤とした強固なつながりを指してはいない。なぜならムラの間人間関係は、人々の価値観が変化していくなかで、ある時期、煩わしいものとして切り捨てられて、マイナスのイメージが与えられてしまったからだ。しかし今、私たちはそのある部分を、違った形でもう一度、都会の生活のなかに取り戻そうとしている。（安井真奈美 2002: 143）

社会における個人化が進んだことと、子どもの養育に求められるさまざまな条件の変容により、核家族のなかだけで子どもを養育することが困難となっている。だからといって、昔のように、気軽に近所や他者に子どもを預けられるような状況でもない。子どものしつけが家庭に押し込められたことにより、友人同士でさえもしつけに対するスタンスを共有することが難しくなっている。そのような状況においては、血縁意識と同じように、子どもの養育におけるリスクと責任に対するスタンスを意識化し、子どもを預ける側と預かる側で共有する必要がある。その場合、状況に応じて両者に妥協点が模索される必要があるだろう。しかし、そのことによって、両者の不安感を軽減できることに期待できる。2章で取り上げたシングルマザー同士のシェアハウスにおいても、養育方針の違いは、関係性の悪化をもたらす可能性がある。そのことは、シングルペアレント同士によって形成されたステップファミリーの例でも見てきた。また、その問題への対応も、家族によってさまざまである。

したがって、子どもの養育においても、その状況に合わせた前提の共有が求められる。われわれが、血縁から逃れられなくなってきたように、現代の社会システムにおいては、子どもの養育からも逃れることはできない。

血縁がどのようなものであるかを理解することによって、はじめて血縁の捉え方に対する議論ができる。そしてそれによって、血縁を相対化し、血縁から距離をとるためのすべを用いて、家族のオルタナティブや家族を超える実践の議論がなされるべきではないだろうか。

10-4. 今後の展望と課題

親子関係における血縁についてのこれまでの示唆を踏まえると、セクシュアル・マイノリティの人たちが形成する家族についての議論が重要となるであろう。本稿の範疇を超えるため、今回は議論の対象としなかったが、例にもあげたように、そこにも血縁に対するこだわりが見られる。そして、セクシュアル・マイノリティの人が形成する親子（養育）関係における血縁（意識）についても、本稿で用いた図2-1の枠組みが有効である。

日本でも、自治体によりセクシュアル・マイノリティのカップルに証明書を発行するなど、その権利などが認められ始めている。

しかし、そのことがセクシュアル・マイノリティカップルが子どもを持つ権利として解釈される傾向には、警鐘を鳴らしたい。これまで見てきたように、子どもの出自はアイデンティティ形成と接続されている。したがって、セクシュアル・マイノリティカップルが子どもを持つ権利と、子ども自身の権利について、さらなる議論が必要である。

また、たとえばレズビアンカップルが提供精子により、それぞれの遺伝子を引き継ぐ子どもをそれぞれが持つことが技術的に可能であるということが、それを正当だとすることを意味しない。その論理を適用するのであれば、ゲイカップルが代理出産によって、それぞれ遺伝子を引き継ぐ子どもを持つことも許されなければならない。代理出産は、他者の身体への侵襲性の問題から批判されるとしても、そしてそれが人工子宮に置き換わっても、問題の根源は変わらないのである。さらに技術が進めば、同性カップル双方の遺伝子を引き継ぐ子どもを持つことも可能になる日がくるだろう。けれども、問題はそういうことではなく、子どもの出生とアイデンティティ形成が接続されていることにある。

社会が変わる過渡期において、その犠牲となる人がいることは否めないが、その犠牲者が子どもになることを厭わない姿勢には、筆者は断固として反対する。それは、レイブによる出生を告知することのように、いくら親があらゆる手段で子ども守るとしても、子どもがそのことを受け入れられるという保証は、親にはできないからである。

このような問題は、その選択がもたらす効果が、何年もたたないとわからないことと、その選択をしなかったことでしかその問題を解決できないとわかったときには、最悪の結果しかもたらさない可能性が高いことにある。

そして、本稿では詳述しなかったが、日本の戸籍制度の問題もある。これが、子どもの出自と関係していることにより、望まれて生れなかったことを証明するものとして機能することがある。また、DVを受けた女性が、この戸籍制度をもとにした制度との関係で、離婚することが困難であったり、逃げていた居場所を突き止められたりするということが起きている。管理するうえでは、きわめて都合のよいものであるだろうが、日本より血縁規範が強い韓国でさえ、戸籍制度を廃止している。

また、少子化の議論において、日本社会の婚外子に対する姿勢と関連している、という論述が多く見られるが、現在の日本の社会でみれば、たとえ婚外子の扱いや世間体などの問題が解消されても、妊娠先行型の結婚が事実婚に変わるだけで、子どもの出生数が増えるわけではない。子どもの出生数の増加を阻んでいるのは、婚外子の問題ではなく、子どもの養育にお金がかかることと、これまで見てきたように、子どもを持つという選択することがそれほど簡単ではなくなっている、ということである。

その背景にはさまざまな状況があるが、江原は、「子育て」と「自分の生き方」における「母親たちのダブル・バインド」¹⁷³が子どもを持つという選択に影響していることを指摘

173 「現代の母親たちは、『子育て』と『自分の生き方』との間の調停不可能な葛藤に立ち往生しているかのようである。この状況は、まさにダブル・バインドである。『仕事を続ける』ことが、子育て以外の『自分の生き方を大切にする』ことであるとともに、『自分の生き方を大切にしない』ことにも感じられる。他方『自分で子育てする』ことが、『自分自身の生き方を大切にする』でもありながら、かつ

し、以下のように述べている。

このようなダブル・バインド状況は、数年育児に専念することが職業を失うことを意味するような雇用環境や、育児に十分時間をとることができないような職場環境、一方が家事・育児を担うことによって夫婦間の対等性が失われてしまうような性差別意識、男女間に賃金格差があり、経済的責任は男性が負うことが前提となっている社会状況などによって、つくられていることは確かなことである。しかしそうだとすると、当分そうした状況が変化しないのであれば、このダブル・バインドから逃れるために「子どもをもたない」ことを選択する女性たちが増えたとしても、当然であろう。（目黒・矢澤編 2000: 46）

さらに、子が鎚とはならなくなったゆえに、妊娠先行による安易な事実婚は、カップル解消の敷居を下げることに伴い、さらなるシングルマザーの増加をもたらすかもしれない。ただし、シングルマザーの貧困が解消されるのであれば、シングルマザーの増加を否定する根拠はなにもない。

家族の変化は、宗教や科学技術など文化的、社会的背景に影響を受けている。DNA（ヒトゲノム）の解明や、AI 技術の進展によるシンギュラリティの問題などは人類に多大な影響を与えることが予想され、人びとの生き方そのものが問われる社会となることは間違いないだろう。

最後に本稿の今後の展望について論ずる。本稿は、量的な研究、そして質的な研究としての限界を抱えている。量的な研究としては、母数とサンプリングの問題である。本来であれば、ランダムサンプリングによる大規模調査を利用すべきであるが、これまでにそのような調査がないため、サンプルに偏りがあることは否めない。また、学生の回答は仮想的事態によるものであるため楽観的な思考である可能性が高い。また、これまで血縁意識に対する調査が行われていないために、参考にできる設問や選択肢などがなく、調査設計における問題がある。しかし、本稿でみたように、大規模調査においても、多様な血縁意識の存在を確かめることができると予測している。今後、家族社会学において、このような調査が検討されることを期待する。

次に、質的な研究としては、4章の調査対象の選定やデータの抽出と解釈の妥当性等、分析方法に関する課題がある。したがって、データに偏りがあることは否めず、調査結果からの普遍化、一般化について課題を残している¹⁷⁴。

そして7章との関連においてシングルファーザーにインタビュー調査を行っていないことである。すでに述べたが、シングルマザーのインフォーマントを獲得することは非常に困

『自分自身の生き方を失うこと』でもある……」（目黒・矢澤編 2000: 45）。

¹⁷⁴ 児童養護施設退所者のどのくらいの割合の人たちがどの程度の危機状況にあるかの全体像を把握することは非常に難しいが、セイフティネットの観点からも多くの人が不安定な状況にあると思われる。

難であった。さらに、シングルファーザーの実数は、シングルマザーの10分の1程度である。もう一つとして、元パートナーとしての子どもの父親へのインタビュー調査を行っていないことである。既述のように、離婚した元パートナーと関係を継続しているケースが少なく、シングルマザーに離婚した元パートナーの紹介を依頼することは倫理的にも大きな問題となる。しかし、子どもと同居しない父親が、子どもと会おうとしないケースの理由、養育費を払わない理由（それが可能であるにもかかわらず）、そして、子どもとの血縁をどのように捉えているかを検討することが、新たな知見をもたらすことは間違いないだろう。

さらに、8章で扱った「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」のデータでは、血縁意識について検証されていないため、非血縁パートナーの犯行動機と血縁意識の関連性においては、判例以外については推測の域を出ない。しかしながら、本稿で述べたように、その動機に血縁意識が関与しているとするならば、現在の対応策では、その問題を解決できない。したがって、検証において、血縁意識が関与しているかを検討する必要がある。

また、本稿にはジェンダーという視点の限界もある。本稿でジェンダー差について検証できたのは、6章における大学生へのアンケート調査のみである。先に述べたように、シングルファーザー、元パートナーとしての父親へのインタビュー調査を分析・考察することにより、離婚におけるジェンダーについても検討できる。さらに、離婚時に親権を持たなかった、または持たなかった母親のケースを分析・考察に含めることにより、親子関係における血縁をより明確に捉えることができるだろう。

10-5. おわりに

DNA検査の背景には、未病という概念がある。それは、発病する前に対策を打つということである。これからは、社会学においても同様の概念を取り入れるべきではないだろうか。これまで社会問題は、クレーム申し立てによって問題化されてきた。たとえば、これまでは「しつけ」の一部とされてきた体罰が虐待として問題化されるようになった。そのため、問題化される以前の時点で犠牲になっている人が多くいる。社会状況の変化により、それまで問題とされなかったことが問題となる。情報網の拡大や科学技術の進展により、社会状況は大きく変わるが、これまでの経験から、ある事象がもたらすかもしれない問題を推測することも可能となってきた。

であるならば、現在の社会状況を精査し、これから起こることが懸念される事項について事前に対策を打つことが望まれる。あらゆる事象は、問題化されなければ問題とならないが、問題化されたものに対処することは事後対応となる。未病の概念のように、それが問題化される前に対処すれば、問題となりうる事象の発生を防ぐこともできる、もしくは最小限にとどめることができるかもしれない。なぜ未病の概念が必要かといえば、その事象に巻き込まれるのが子どもである場合、子ども自身の力ではそれを解決することがほぼ不可能であるからである。本稿で取り上げた子ども虐待の問題は、子どもだけで解決することは不可能なのである。

老後の生活を次世代によって支えさせるような現行の年金システムが崩壊することが予測されているが、このような社会システムにおいて、次世代は重要な存在となる。少子化の問題はまさにこの次世代に頼る社会システムにある。日本の土地の広さと人口問題を考えれば、少子化そのもの自体は問題ではない。人口バランスが崩れないという前提のもとで作られた社会システムは、そのバランスが崩れた時点で崩壊する。そのことが引き起こしている問題が現在の少子化問題である。

そのためにさまざまな政策が打たれているが、一向に効果を示さない。その理由は実はある意味明解である。それは、本稿 7 章で取り上げたシングルマザーへのインタビューでの、「子どもは、私は、産まないだろうと思ってたんです」という理由の「環境汚染のこととかも気になっていて……今この世の中で子どもを産んでも幸せ、子どもが幸せに育っていける環境なのかなって」にあらわれている。子育てと子どもの幸せにかかわるリスクは、環境問題だけでなく、待機児童問題やいじめ、虐待などさまざまである。子どもの幸せを望まない親はほとんどいないだろう。子どもが授かるものから持つものになった現在においては、子どもの幸せを考慮したリスク管理が必要となる。したがって、子どもを持つことがリスクとなることが予測されれば、それを回避するのはごく自然なことである。

しかし、その一方で「計画していない妊娠」による出産も増加傾向にあり、まさにそれがリスクとなっている。特に 10 代での「計画していない妊娠」による結婚は、離婚に至る確率がきわめて高い。その背後には、今の時代に子どもを育てるということに対する認識の低さにある、と思われる。以前は、子どもは社会が育てる、という共通認識により、周りの協力も得やすく、「なんとかなった」時代であった。したがって、昔は「親は無くとも子は育つ」ことが可能であったが、現代社会においてそれは難しい。やはり先述のように、結婚、子どもを持つということ、そして家族についての議論を学校教育に取り入れるべきだろう。30 年ほど前に、大原長和が離婚の実態の調査研究を踏まえ、当時の離婚に至ったケースの結婚そのものがあまりにも安易・軽率であった、という場合が多いことから、「このような安易な結婚にもとづく失敗を予防するためには、結婚そのものに対する事前のトータル¹⁷⁵な教育が必要なように思われる」と指摘している。

そして、十数年のうちにその実用化の目途が立つことが予測される人工子宮の登場が、家族概念を激変させることを踏まえた議論を始めるべきではないだろうか。

2 章で述べたように、iPS 細胞研究が進めば、精子と卵子さえ必要なくなり、性別さえ関係なく二人の遺伝子を持つ子どもを持つことも可能となる。しかし、それは私たちが望む社会なのだろうか。このことは、Richard Dawkins (1989) のいう人間は遺伝子の乗り物に過ぎないということを証明することにならないだろうか。一番の問題は、そのようにして生まれてきた子どもたちが、それをどう捉え生きていくのか、そして、そのような人生に幸せを感じ、生きる希望をもてるのかということを保証できるかにある。ある意味自然に任せると

¹⁷⁵ 「単なる性教育だけでなく、結婚の人生に占める意義と役割、法律・経済等の社会的諸条件などを周知徹底させること」(有地編: 316)。

いう行為は、それを受け入れるという理由づけになる。しかし、遺伝子を意図的に操作することは、子どもをデザインすることになり、それは明らかに自然ではない。したがって、生まれてきた子どもに、そのデザインが気に入らなかった場合に自分を生みだした当事者に責任を問う権利を与えることにもなる。けれども、それに対処することは不可能である。もしくは、生まれた後に再度遺伝子を操作して、子どもの望むように遺伝子を改変するのだろうか。であるならば、もはやそれはヒトではない。シンギュラリティの問題に見られるように、AI 技術の進展が人と変わらないロボットさえも可能にする日がくるだろう。遺伝子を操作して自分好みの人を作るよりは、自分好みの人型ロボットを作る方が思い通りのプログラムにでき、反抗することもないだろう。

Firestone は、以下のように述べている。

人工生殖（選択の問題だが）が徐々に女性だけが人類のために子孫を生むという現実を変えてゆくであろう。子供は男性にも女性にも平等に生まれるかあるいはどちらにも関係なく生まれ、どちらか一方が子供の世話をするようになるであろう。母親への子供（あるいは逆の）の依存はなくなり、一般に他人からなる小さな集団に極めて短期間依存することになるであろう。そして肉体的に大人に劣る点は文明の進歩によって補われるであろう。差別労働も労働の廃止（サイバネイション）によって全面的になくなるであろう。生物学的家族はもはや支配的でなくなり、それとともに権力心理も消滅するであろう。（Firestone1970=1980: 17-8）

これは今でも私たちが望む社会なのであるだろうか。生命誕生からの長い歴史において、適者生存のために長い年月をかけて行われた遺伝子の突然変異が、人の手（ゲノム編集）によって簡単にできるようになった。これは、人類が遺伝子さえも支配下に置いた、と言えるのだろうか。むしろ、これこそが遺伝子の目的（意思）であり、人間は遺伝子の乗り物にすぎないことの証明なのではないだろうか。

病気の治療という観点があるゆえ、人類はこの技術を手放すことはないだろう。どのような社会を作り生きていくかは、その時代を生きる人が決めることであるが、筆者が願うのは、子どもが自殺したり、子どもが虐待（戦士にされることも含め）されたり、子どもの笑顔が見られないような社会にだけはなあってほしくないということである。ただ、その笑顔さえもが、遺伝子操作によるものであるのであれば、それはもはや筆者のいう笑顔ではない。

こうして本論文を執筆している現在、養父による 5 歳の女兒の虐待死の報道がなされ、その女兒が書いたとされる「反省文」が社会に衝撃を与えている。しかしながら、その検証において、血縁意識という視点は見られない。もし、この事件の背後に血縁意識が関与しているのであれば、その問題を正面から捉えない限り、同様のことが繰り返されるのである。

次世代を担う子どもを、虐待や自殺から護ることは、家族社会学がなすべき最優先事項の一つである。

<参考文献>

- 秋山さと子, 1981, 『母と子の深層』 青土社.
- 天富美禰子, 2003, 「大学生の育児観と生殖補助医療技術に関する意識——大阪教育大学生の場合」『生活文化研究』 大阪教育大学, 43: 1-14.
- 安藤藍, 2017, 『里親であることの葛藤と対処』 ミネルヴァ書房.
- 安藤寿康, 2011, 『遺伝マインド——遺伝子が織り成す行動と文化』 有斐閣.
- 荒木晃子, 2013, 「家族形成のための〈問題解決型〉生殖医療のあり方——国内解決をめざす当事者とその家族」日比野由利編, 2013, 『グローバル化時代における生殖技術と家族形成』 日本評論社 79-104.
- Arendt, Hannah, 1958, *The Human Condition*, the University of Chicago Press. (= 1994, 志水速雄, 『人間の条件』 筑摩書房.)
- Aries, Philippe, 1960, *L'enfant et la vie familiale sous l'ancien regime*, Seuil. (=1980, 杉山光信・杉山恵美子訳『〈子供〉の誕生——アンシャン・レジーム期の子供と家族生活』 みすず書房.
- 有地亨編, 1989, 『現代家族の機能障害とその対策』 ミネルヴァ書房.
- 有地亨, 1993, 『家族は変わったか』 有斐閣.
- 有村大士・山本恒雄・永野咲他, 2012, 「児童養護施設におけるアフターケアの専門性と課題に関する研究」『日本子ども家庭総合研究所紀要』 49: 1-18.
- 有賀美和子・篠目清美編, 2004, 『親子関係のゆくえ』 勁草書房.
- 浅井美智子・柘植あづみ編, 1995, 『つくられる生殖神話——生殖技術・家族・生命』 制作同人社.
- 浅井美智子, 2008, 「生殖補助医療——法整備への動向」『家族社会学研究』 20(2): 77-84.
- 浅倉恵一・峰島厚編, 2006, 『新・子どもの福祉と施設養護』 ミネルヴァ書房.
- 渥美雅子編, 2014, 『家族をこえる子育て——棄児・離婚・DV・非行……を救うセーフティネット』 工作舎.
- 粟津文葉・米田昌代・曾山小織, 2015, 「出生前診断において胎児異常を告げられた女性の心理に関する文献的考察」『石川看護雑誌』 12: 105-114.
- Baker, Robin, 1999, *Sex in The Future*, The Susijn Agency. (=2000, 村上彩訳, 『セックス・イン・ザ・フューチャー——生殖技術と家族の行方』 紀伊國屋書店.)
- Bancroft, Lundy, 2002, *Why does he do that?: Inside the minds of angry and controlling men*. Berkley. (=2008, 高橋睦子・中島幸子・山口のり子監訳, 『DV・虐待加害者の実態を知る——あなた自身の人生を取り戻すためのガイド』 明石書店.)
- Berger, Peter L and Thomas Luckmann, 1967, *The Social Construction of Reality; A Treatise in the Sociology of Knowledge*, Doubleday & Company. (=1977, 山口節郎訳, 『日常世界の構成——アイデンティティと社会の弁証法』
- Clark, William R. and Michael Grunstein, 2001, *Are We Hardwired?: The Role of Genes*

- in Human Behavior*; Oxford University Press. (=2003, 鈴木光太郎訳, 『遺伝子は私
たちをどこまで支配しているか——DNA から心の謎を解く』新曜社.)
- Coleman, James Samuel, 1988, “Social Capital in the Creation of Human Capital”
American Journal of Sociology 94: 95-120. (=2006, 野沢慎司編・監訳 『リーディン
グス ネットワーク論——家族・コミュニティ・社会関係資本』金光淳訳「人的資本の
形成における社会関係資本」勁草書房, 205-38.)
- Daly, Martin, and Margo Wilson, 1988a, “Evolutionary Social Psychology and Family
Homicide”, *SCIENCE*, 242: 519-24.
- , 1988b, *Homicide*, New Brunswick. (=1999, 長谷川眞理子・長谷
川寿一訳, 『人が人を殺すとき——進化でその謎をとく』新思索社.)
- , 1998, *The truth about Cinderella: A Darwinian view of parental
love*, Weidenfeld & Nicolson. (=2002, 竹内久美子訳, 『シンデレラがいじめられ
るほんとうの理由』新潮社.)
- Dawkins, Richard, 1989, *The selfish gene; New edition*, Oxford University Press. (=1991, 日高敏隆・岸由二・羽田節子ほか訳, 『利己的な遺伝子——増補改題『生物=生
存機械論』』紀伊國屋書店.)
- , 1994, *River Out of Eden*, Brockman, Inc. (=1995, 垂水雄二訳, 『遺伝子の
川』草思社.)
- 出口顯, 1999, 『誕生のジェネオロジー』世界思想社.
- 江原由美子, 1988, 『フェミニズムと権力作用』勁草書房.
- , 2002, 『自己決定権とジェンダー』岩波書店.
- 江原由美子編, 1996, 『生殖技術とジェンダー』勁草書房.
- Friedan, Betty, 1977, *The feminine mystique*, Curtis Brown Ltd. (=1977, 三浦富美子
訳, 『〈増補〉新しい女性の創造』大和書房.)
- Firestone, Shulamith, 1970, *The dialectic of sex; The case of feminist revolution*, William
Marrow & Company, Inc. (=1980, 林弘子訳, 『性の弁証法』評論社.)
- Forward, Susan, 1989, *Toxic Parents*, Bantam Books. (=2001, 玉置悟訳, 『毒になる
親——一生苦しむ子供』講談社.)
- Fox, Sidney W, 1988, *The emergence of life*, Raines & Raines. (=1989, 松野孝一郎, 『生
命の出現と分子選択』東京図書.)
- 福井洋平・金城珠代, 2014, 「親子は血縁か愛着か——そして親になれなかった」『AERA』
朝日新聞社, 17-9.
- 福祉士養成講座編集委員会, 2007, 『児童福祉論』中央法規出版.
- 藤崎宏子編, 2000, 『親と子——交錯するライフコース』ミネルヴァ書房.
- 藤田裕司, 2011, 「特別支援教育論考(4)」『大阪教育大学紀要』第IV部門 59(2): 195-204.
- 古橋エツ子, 2007, 『家族の変容と暴力の国際比較』明石書店.

- 古澤頼雄, 2005, 「非血縁家族を構築する人たちについての文化心理学的考察——その人たちへの社会的スティグマをめぐって」『東京女子大学比較文化研究所紀要』66: 13-25.
- Giddens, Anthony, 1991, *Modernity and Self-Identity: Self and Society in the Late Modern Age*, Stanford University Press (=2005, 秋吉美都・安藤太郎・筒井淳也訳『モダニティと自己アイデンティティ——後期近代における自己と社会——』ハーベスト社.)
- , 1992, *The Transformation of Intimacy: Sexuality, Love and Eroticism in Modern Societies*, Polity Press. (=1995, 松尾精文・松川昭子訳, 『親密性の変容——近代社会におけるセクシュアリティ, 愛情, エロティシズム』而立書房.)
- Goffman, Erving, 1961, *Asylums: Essays on the Social Situation of Mental Patients and Other Inmates*, Doubleday & Company, Inc. (=1984, 石黒毅訳『アサイラム——施設被収容者の日常世界』誠信書房)
- , 1963, *Stigma: Note on the Management of Spoiled Identity*, Prentice Hall, inc. (=2003, 石黒毅訳『スティグマの社会学——烙印を押されたアイデンティティ』改訂版 せりか書房)
- 後藤絵里, 2013, 「日本における特別養子縁組の現状と課題」特別養子縁組を考える国際シンポジウム報告原稿, (2017年4月11日取得, <http://happy-yurikago.net/wpcore/wp-content/uploads/2013/12/44ef2e21e9106178f4c194a37aa74d8b.pdf>).
- グループ・女の人権と性編, 1989, 『ア・ブ・ナ・イ生殖革命』有斐閣.
- Hamer, Dean & Peter Copeland, 1998, *Living with our genes*, Bantam Doubleday Dell Publishing Group, Inc. (=2002, 吉田利子訳, 『遺伝子があなたをそうさせる——喫煙からダイエットまで』草思社.)
- 花田裕子・永江誠治・山崎真紀子ほか, 2007, 「児童虐待の歴史的背景と定義」『保健学研究』長崎大学, 19(2): 1-6.
- 長谷川真人編, 2009, 『地域小規模児童養護施設の現状と課題』福村出版.
- 長谷川真人・堀場純矢編, 2005, 『児童養護施設と子どもの生活問題』三学出版.
- ・———編, 2007, 『児童養護施設の援助実践』三学出版.
- 橋本卓史・荒井博子・小沢愉理他, 2013, 「10代の母親から出生した児81例の臨床像と養育状況」『小児保健研究』72(1): 35-40.
- Hayes, Peter, and Toshie Habu, 2006, *Adoption in Japan: Comparing Policies for Children in Need*, Routledge. (=2011, 津崎哲雄監訳, 『日本の養子縁組——社会的養護施策の位置づけと展望』明石書店.)
- 日比野由利編, 2013, 『グローバル化時代における生殖技術と家族形成』日本評論社.
- 日比野由利, 2014, 『アジアの生殖補助医療と法・倫理』法律文化社.
- , 2015, 『ルポ生殖ビジネス——世界で「出産」はどう商品化されているか』朝日新聞出版.

- , 2016, 「生殖医療における医療ツーリズム」『産科と婦人科』3(35): 275-79.
- 樋田敦子, 2015, 『女性と子どもの貧困——社会から孤立した人たちを追った』大和書房.
- 樋貝繁香・遠藤俊子・比江島欣慎ほか, 2008, 「生後1ヵ月の子どもをもつ父親の産後うつと関連要因」『母性衛生』49(1): 91-7.
- 東村知子, 2015, 「出生前診断に対する短期大学生の意識——展開されるロジックと潜在する「妊娠—出産」観」『紀要』奈良学園大学奈良文化女子短期大学部, 46: 101-11.
- 廣井真美・太田俊・甲斐寿美子, 2008, 「出生前診断に対する看護学生の意識」『帝京平成監護短期大学紀要』18: 13-6.
- 広井多鶴子, 2011, 「家族概念の形成——家族と family」『実践女子大学人間社会学部紀要』7: 55-75.
- 広田照幸, 1999, 『日本人のしつけは衰退したか——「教育する家族」のゆくえ』講談社.
- 久武綾子・戒能民江・若尾典子ほか, 1997, 『家族データブック』有斐閣.
- 星野信也, 2004, 「ユニセフ調査にみる児童虐待と児童の貧困」, 星野信也ホームページ, (2017年4月11日取得, <http://www008.upp.so-net.ne.jp/shshinya/ShukanShahoChildPoverty11.pdf>).
- 堀田あきお&かよ, 2011, 『不妊治療, やめました. ——ふたり暮らしを決めた日』ぶんか社.
- 堀場純矢, 2009, 「地域小規模児童養護施設の課題と展望」長谷川真人編, 『地域小規模児童養護施設の現状と課題』福村出版, 170-176.
- 法務総合研究所, 2013, 「無差別殺傷事犯に関する研究: 第2章 殺人事件の動向」『研究部報告』50: 6-38.
- 伊部恭子, 2013, 「施設退所後に家庭復帰をした当事者の生活と支援——社会的養護を受けた人々への生活史聞き取りを通して」『佛教大学社会福祉学部論集』9: 1-26.
- , 2015, 「社会的養護における支援課題としての権利擁護と社会関係の形成——社会的養護経験者の生活史聞き取りから」『福祉教育開発センター紀要』佛教大学, 12: 1-16.
- 市川隆一郎・薮野栄子, 1988, 「児童虐待——「育てにくさ」を訴える事例から予防を考える」『児童学研究』聖徳大学児童学研究紀要, 1: 5-11.
- 稲葉昭英, 1989, 「家族ストレス理論の再構成——「家族の状相」概念の導入」『家族社会学研究』1: 94-102.
- , 2013, 「貧困・夫婦関係の不安定性と子ども」2012年課題公募型共同研究「家庭環境と親子の意識に関する研究」成果報告会原稿(於: 東京大学).
- 稲熊利和, 2007, 「生殖補助医療への法規制をめぐる諸問題——代理懐胎の是非と親子関係法制の整備等について」『立法と調査』263: 128-36.
- 井上眞理子, 2004, 『現代家族のアジェンダ——親子関係を考える』世界思想社.
- 一般社団法人 日本家族計画協会, 2016, 「目で見る日本の人工妊娠中絶」『家族と健康』

- 742: 4-5. 日本家族計画協会ホームページ, (2018年3月7日取得, <https://www.jfpa.or.jp/paper/main/000559.html>).
- 石井光太, 2016, 『「鬼畜」の家——わが子を殺す親たち』新潮社.
- 石川准, 1999, 『人はなぜ認められたいのか——アイデンティティ依存の社会学』旬報社.
- 石川智基, 2011, 『男性不妊症』幻冬舎.
- 石原邦雄編, 2008, 『家族のストレスとサポート[改訂版]』放送大学教育振興会.
- 石原理, 1998, 『生殖革命』筑摩書房.
- , 2016, 『生殖医療の衝撃』講談社.
- 伊藤晴夫, 2006, 『生殖医療の何が問題か』緑風出版.
- 伊藤嘉余子, 2010, 「児童養護施設退所児童のアフターケアにおける施設と学校の連携——アフターケア実践事例からの考察」『埼玉大学教育学部附属教育実践総合センター紀要』9: 51-60.
- , 2013, 「満年齢で措置解除となった児童養護施設退所者へのアフターケア: 支援内容と支援時期との関連性の検証」『社会問題研究』62: 1-11.
- 岩本通弥, 2002, 「イエ」小松和彦・関一敏編『新しい民俗学へ——野の学問のためのレッスン26』せりか書房, 155-67.
- 和泉広恵, 2006, 『里親とは何か——家族する時代の社会学』勁草書房.
- , 2015 「生殖補助医療と家族」『家族研究年報』40: 1-5.
- Jones, Gill and Claire Wallace, 1992, *Youth, Family and Citizenship*, Open University Press. (=1996, 宮本みち子監訳, 徳本登訳『若者はなぜ大人になれないのか——家族・国家・シティズンシップ』新評論.)
- 門野里栄子, 2006, 「生殖技術の受容と〈近代家族〉の構成要素」『甲南女子大学研究紀要』42: 53-62.
- 釜野さおり, 2008, 「レズビアン家族とゲイ家族から「従来の家族」を問う可能性を探る」『家族社会学研究』20(1): 16-27.
- 柏木恵子, 2001, 『子どもという価値——少子化時代の女性の心理』中央公論社.
- , 2003, 『家族心理学——社会変動・発達・ジェンダーの視点』東京大学出版会.
- 加藤秀一, 2007, 『〈個〉からはじめる生命論』日本放送出版協会.
- 勝見吉彰, 2014, 「ステップファミリーにおける親子関係に関する研究——子どもの視点からの検討——」『人間と科学』県立広島大学保険福祉学部, 14(1): 129-36.
- 河合隼雄・小林登・中根千枝編, 1984, 『親と子の絆——学際的アプローチ』創元社.
- 河合蘭, 2013, 『卵子老化の真実』文芸春秋.
- , 2015, 『出生前診断——出産ジャーナリストが見つめた現状と未来』朝日新聞.
- 川名はつ子・菊地潤・中村泉, 2000, 「出生前診断についての人びとの意識の現状」『日本保健福祉学会誌』7(1): 31-40.
- 川崎二三彦, 1999, 『虐待』明石書店.

- 香山リカ, 2012, 『絆ストレス——「つながりたい」という病』青春出版社.
- Kenward, Helen and Denise Hevey, 1992, “The Effects of Physical Abuse and Neglect“, Rogers, Wendy Stainton, Hevey, Denise, Roche, Jeremy and Ash, Elizabeth eds. *Child Abuse and Neglect*, B.T.Batsford Ltd, 203-9.
- 警察庁, 2014, 「児童虐待及び福祉犯の検挙状況 (平成 25 年 1~12 月)」, 警察庁ホームページ, (2016 年 7 月 20 日取得, https://www.npa.go.jp/safetylife/syonen/jidougyakutai_fukushihan_kenkyoH25.pdf).
- , 2016, 「児童虐待及び福祉犯の検挙状況 (平成 27 年 1~12 月)」, 警察庁ホームページ, (2016 年 7 月 20 日取得, https://www.npa.go.jp/safetylife/syonen/jidougyakutai_fukushihan_kenkyoH27.pdf).
- , 2017, 「平成 28 年における少年非行, 児童虐待及び児童の性的搾取等の状況について」警察庁ホームページ, (2018 年 1 月 17 日取得, https://www.npa.go.jp/safetylife/syonen/hikou_gyakutai_sakusyu/H28.pdf).
- 菊池綾子, 1959, 『家族の研究』新曜社.
- 菊地真理, 2005, 「継母になるという経験——結婚への期待と現実のギャップ」『家族研究年報』30: 49-63.
- Klein, Renate D ed., 1989, *Infertility; Woman speak out about their experiences of reproductive medicine*, Unwin Hyman Ltd. (=1991, 「フィンレージの会」訳, 『不妊——いま何が行われているのか』晶文社.)
- 木宮敬信, 2016, 「出生前診断および先天異常に対する理解と自己決定との関連について」『常葉大学教育学部紀要』36: 237-46.
- 木村尚三郎, 1985, 『家族の時代——ヨーロッパと日本』新潮社.
- 金城清子, 1998, 『生命誕生をめぐるバイオエシックス——生命倫理と法』日本評論社.
- 桐野由美子, 1998, 「意識調査を通してみた日本の子どものための養子縁組——その 1: 当事者と非当事者の比較」『社会学部紀要』関西学院大学, 81: 129-41.
- 岸田秀, 1998, 『母親幻想』新書館.
- 北村達, 1955, 『近代家族』大明堂.
- 小林亜津子, 2014, 『生殖医療はヒトを幸せにするのか——生命倫理から考える』光文社.
- 小林一久, 2011, 『親からの DNA で人生は決まるのか?——健やかで幸せに生きるための羅針盤』鳥影社.
- 小林美智子・松本伊智朗編, 2007, 『子ども虐待 介入と支援のはざままで——「ケアする社会」の構築に向けて』明石書店.
- 小林武彦, 2017, 『DNA の 98%は謎——生命の鍵を握る「非コード DNA」とは何か』講談社.

- 子どもの虐待防止ネットワーク・あいち編, 2000, 『防げなかった死——虐待データブック 2001』キャプナ出版.
- 小西宏, 2002, 『不妊治療は日本人を幸せにするか』講談社.
- 孝本貢・丸山茂・山内健治, 2003, 『父——家族概念の再検討に向けて』早稲田大学出版部.
- 厚生労働省, 1999, 「生殖補助医療技術に対する患者の意識に関する研究：全国調査の結果から」, 厚生労働省ホームページ, (2017年4月11日取得, <https://www.niph.go.jp/wadai/mhlw/1999/h1118028.pdf>).
- , 2003, 「生殖補助医療技術についての意識調査 2003」集計結果, 厚生労働省ホームページ, (2016年10月6日取得, <http://www.mhlw.go.jp/wp/kenkyu/db/tokubetu02/index.html>).
- , 2007, 「平成18年度児童相談所における児童虐待相談対応件数等」, 厚生労働省ホームページ, (2018年10月20日取得, <https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv16/index.html>).
- , 2009, 「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について (第5次報告)」, 厚生労働省ホームページ, (2017年7月11日取得, <http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv37/dl/10.pdf>).
- , 2012, 「平成23年度 全国母子世帯等調査結果報告」, 厚生労働省ホームページ, (2017年10月17日取得, http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/boshikatei/boshi-setai_h23/dl/h23_29.pdf).
- , 2014a, 「児童虐待の現状」, 厚生労働省ホームページ, (2016年7月5日取得, <http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000108127.pdf>).
- , 2014b, 「社会的養護の現状について (平成26年3月版)」, 厚生労働省ホームページ, (2018年3月29日取得, http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo/dl/yougo_genjou_01.pdf).
- , 2015a, 「子ども家庭福祉の動向と課題」, 厚生労働省ホームページ, (2016年7月28日取得, <http://www.crc-japan.net/contents/situation/pdf/201505.pdf>).
- , 2015b, 「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について (第11次報告)」, 厚生労働省ホームページ, (2016年10月5日取得, <http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000099959.pdf>).
- , 2015c, 「ひとり親家庭の現状について」, 厚生労働省ホームページ, (2017年9月26日取得, <http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000083324.pdf>).
- , 2016a, 「平成27年度児童相談所での児童虐待相談対応件数 (速報値)」, 厚生労働省ホームページ, (2016年8月31日取得, <http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11901000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Soumuka/0000132366.pdf>).
- , 2016b, 「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について (第12次報告)」, 厚生労働省ホームページ, (2017年7月11日取得, <http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000137018.pdf>).
- , 2016c, 「児童相談所における児童虐待相談対応件数, 児童虐待相談の相談種別×

- 主な虐待者別（福祉行政通例報告例平成 28 年度児童第 26 表）。
- , 2017a, 「社会的養護の現状について（参考資料）平成 29 年 3 月」, 厚生労働省ホームページ, (2017 年 4 月 11 日取得, <http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000154060.pdf>).
- , 2017b, 「平成 28 年度児童相談所での児童虐待相談対応件数（速報値）」, 厚生労働省ホームページ, (2017 年 8 月 22 日取得, <http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11901000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Soumuka/0000174478.pdf>).
- , 2017c, 「里親及び特別養子縁組の現状について」, 厚生労働省ホームページ, (2018 年 2 月 6 日取得, <http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11901000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Soumuka/0000148755.pdf>).
- , 2018, 「平成 29 年度 児童相談所での児童虐待相談対応件数＜速報値＞」, 厚生労働省ホームページ, (平成 30 年 9 月 18 日取得, <https://www.mhlw.go.jp/content/11901000/000348313.pdf>).
- 国立青少年教育振興機構, 2017, 「若者の結婚観・子育て観等に関する調査」.
- 小山隆編, 1960, 『現代家族の研究——実態と調整』弘文堂.
- 久保原大, 2006, 「児童養護施設退所者の人的ネットワーク形成——児童養護施設退所者の追跡調査より」『社会学論考』首都大学東京・都立大学社会学研究会, 37: 1-28.
- 久保田裕之, 2009a, 「若者の自立／自律と共同性の創造——シェアハウジング」牟田和恵編, 2009, 『家族を超える社会学——新たな生の基盤を求めて』新曜社 104-36.
- , 2009b, 「「家族の多様化」論再考——家族概念の分節化を通じて」『家族社会学研究』21(1): 78-90.
- 共同通信社社会部編, 2014, 『わが子よ——出生前診断, 生殖医療, 生みの親・育ての親』現代書館.
- 牧里毎治・山野則子編, 2009, 『児童福祉の地域ネットワーク』相川書房.
- 牧野カツコ, 1989, 「母親の就労化と家族関係」『教育社会学研究』44: 50-70.
- , 1999, 「子どもと家族」『家族社会学研究』11: 3-7.
- , 2007, 「誰が, どう, 家族を定義しようとするか」『家族社会学研究』18(2): 5-6.
- 牧野カツコ・山根真理, 2003, 「現代社会における結婚の意味とはなにか」『家族社会学研究』14(2): 7-12.
- 牧野暢男・牧野カツコ・渡辺秀樹ほか, 1990, 「母親の就労と育児援助について——「母親の就労を中心とした社会参加と親役割に関する調査」より」『日本教育社会学会大会発表要旨集録』42: 10-3.
- Martin, Wednesday, 2009, *Stepmonster: A New Look at Why Real Stepmothers Think, Feel, and Act the Way We Do*, Miriam Altshuler Literary Agency. (=2015, 伊藤幸

- 代,『継母という存在——真実と偏見のはざままで』北大路書房.)
- Mattei, Jean-Francois, 1994, *L'enfant oublié: ou les folies génétiques*, Editions Albin Michel S.A. (=1995, 浅野素女訳,『人工生殖のなかの子どもたち——生命倫理と生殖技術革命』築地書館.)
- まさのあつこ, 2004,『日本で不妊治療を受けるということ』岩波書店.
- 正岡寛司・望月嵩, 1988,『現代家族論』有斐閣.
- 増沢高・大川浩明・南山今日子ほか, 2010,「児童虐待に関する文献研究(第6報)——子ども虐待と発達障害の関連に焦点をあてた文献の分析」『子どもの虹情報研修センター紀要』8: 154-62.
- 松木洋人, 2013,『子育て支援の社会学——社会化のジレンマと家族の変容』新泉社.
- 松本伊智朗, 1987,「養護施設卒園者の「生活構造」:「貧困」の固定的性格に関する一考察」『北海道大学教育学部紀要』49: 43-119.
- , 1990,「養護施設卒園者の生活と意識」『帯広大谷短期大学紀要』27: 79-104.
- , 2010,「子ども虐待問題の基底としての貧困・複合的困難と社会的支援」『子ども虹情報研修センター紀要』8: 1-11.
- 編, 2010,『子ども虐待と貧困——「忘れられた子ども」のいない社会をめざして』明石書店.
- , 2012,「子どもの貧困と「重なり合う不利」——子ども虐待問題と自立援助ホームの調査結果を通して」『季刊社会保障研究』48(1): 74-84.
- , 2013,『子ども虐待と家族——「重なり合う不利」と社会的支援』明石書店.
- 松本三和夫, 2002,『知の失敗と社会——科学技術はなぜ社会にとって問題か』岩波書店.
- 松岡悦子編, 2017,『子どもを産む・家族をつくる人類学——オールターナティブへの誘い』勉誠出版.
- 目黒依子・矢澤澄子編, 2000,『少子化時代のジェンダーと母親意識』新曜社.
- 南貴子, 2010,『人工授精におけるドナーの匿名性廃止と家族——オーストラリア・ビクトリア州の事例を中心に』風間書房.
- , 2014,「配偶子ドナーの匿名性のもとに生まれた子の出自を知る権利の遡及的保障をめぐる課題——オーストラリア・ビクトリア州の事例を中心に」『医学哲学 医学倫理』32: 22-32.
- 三谷はるよ, 2013,「里親の危機対処過程——社会関係の影響に着目して」『家族社会学研究』25(2): 109-20.
- 光川晴之, 1973,『家族病理学』ミネルヴァ書房.
- 三浦謹一郎, 1984,『DNAと遺伝情報』岩波書店.
- 三輪清子, 2014,「里親制度の長期的動態と展望」首都大学東京大学院博士学位論文.
- 宮台真司, 2008,『14歳からの社会学——これからの社会を生きる君に』世界文化社.
- 宮地尚子, 2007,『環状島=トラウマの地政学』みすず書房.

- 宮本みち子, 2012, 『若者が無縁化する——仕事・福祉・コミュニティでつなぐ』筑摩書房.
- 水谷徹・今野義孝・星野常夫, 2000, 「障害児の出生前診断の現状と問題点」『教育学部紀要』文教大学, 34: 25-36.
- 文部科学省, 2012, 「虐待の基礎的理解——発生メカニズムと子どもが被る影響」, 文部科学省ホームページ, (2018年7月25日取得,
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2012/09/28/1280766_2.pdf).
- 森和子, 2016, 「養子縁組家族から示唆される非配偶者間生殖補助医療による家族のあり方」『心身医学』56(7): 718-22.
- 森岡清美編, 1967, 『家族社会学』有斐閣.
- 森岡清美, 2008, 「家族機能論再考」『家族社会学研究』20(2): 5-6.
- 森岡清志編, 2000, 『都市社会のパーソナルネットワーク』東京大学出版会.
——編, 2002, 『パーソナルネットワークの構造と変容』東京都立大学出版会.
- 森岡正博, 2002, 「生殖技術と近代家族」『家族社会学研究』13(2): 21-29.
- 向井亜紀, 2004, 『会いたかった——代理母出産という選択』幻冬舎.
- 牟田和恵編, 2009, 『家族を超える社会学——新たな生の基盤を求めて』新曜社.
- 村上京子・飯野英親・塚原正人ほか, 2005, 「乳幼児を持つ母親の育児ストレスに関する要因の分析」『小児保健研究』64(3): 425-431.
- 村上(横内)理絵・吉利宗久, 2015, 「出生前診断に関する大学生の意識調査」『岡山大学教師教育開発センター紀要』5: 149-56.
- 村上理絵・吉利宗久・仲矢明孝, 2017, 「出生前診断に関する大学生の意識および知識に関する調査」『岡山大学教師教育開発センター紀要』7: 193-202.
- 村上泰亮・公文俊平・佐藤誠三郎, 1979, 『文明としてのイエ社会』中央公論社.
- 村岡潔・岩崎皓・西村理恵ほか, 2004, 『不妊と男性』青弓社.
- 武藤素明編, 2012, 『施設・里親から巣立った子どもたちの自立——社会的養護の今』福村出版.
- 永野咲, 2015, 「施設退所後の生活実態を捉える」『世界の児童と母性』79: 47-51.
- 長沖暁子編, 2014, 『AIDで生まれるということ——AIDで生まれた子どもたちの声』萬書房.
- 内閣府男女共同参画局, 2013, 「性別役割分担意識に関する世代による特徴：賛成の割合」, 内閣府男女共同参画局ホームページ, (2017年12月19日取得,
http://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/h25/zentai/html/zuhyo/zuhyo01-00-25.html).
- 中田基昭編, 大塚類・遠藤野ゆり著, 2011, 『家族と暮らせない子どもたち——児童福祉施設からの再出発』新曜社.
- 中谷勝哉・山本クニ子, 2005, 「育児関連ストレスと妊娠前の母親の経験・知識」『発達研

- 究』19: 151-164.
- 中澤香織, 2013, 「子ども虐待と家族関係——母親の家族内における立場に注目して」松本伊智朗編著『子ども虐待と家族——「重なり合う不利」と社会的支援』明石書店, 50-8.
- 名取道也・鈴木信宏, 2010, 「C. 産婦人科検査法 19. 羊水検査・絨毛検査・母体血清マーカー検査」『日産婦誌』62(3): N-17-22.
- Nelkin, Dorothy and M. Susan Lindee, 1995, *The DNA mystique; The Gene as a Cultural Icon*, W. H. Freeman and Company. (=1997, 工藤政司訳, 『DNA 伝説——文化のアイコンとしての遺伝子』紀伊國屋書店.)
- 根本紀子・佐藤啓造・藤城雅也ほか, 2016, 「生殖補助医療法制化に向けての法医学的一考察」『昭和学術会誌』76(5): 615-32.
- NHK 取材班編, 2013, 『産みたいのに産めない——卵子老化の衝撃』文芸春秋.
- NHK 世論調査部編, 1985, 『現代の家族像——家庭は最後のよりどころか』日本放送出版協会.
- 日本学術会議, 2008, 「代理懐胎を中心とする生殖補助医療の課題——社会的合意に向けて」, 生殖補助医療の在り方検討委員会, 日本学術会議ホームページ, (2017年9月26日取得, <http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-20-t56-1.pdf>).
- 日本文科學會編, 1951, 『封建遺制』有斐閣.
- 日本社会事業大学社会事業研究所, 2016, 「社会的養護の国際比較に関する研究 調査報告書〈第3報〉」, 日本社会事業大学社会事業研究所ホームページ, (2017年4月11日取得, <http://www.jcsw.ac.jp/research/kenkyujigyo/roken/files/kadai9-3.pdf>).
- 西舘好子, 2015, 『血縁という力』海竜社.
- 西田芳正編著, 妻木進吾・長瀬正子・内田龍史著, 2011, 『児童養護施設と社会的排除——家族依存社会の臨界』解放出版社.
- 西尾祐吾編, 2005, 『児童福祉論』晃洋書房.
- 西山哲郎編, 2013, 『科学化する日常の社会学』世界思想社.
- 野辺陽子, 2011, 「実親の存在をめぐる養子のアイデンティティ管理」『年報社会学論集』24: 168-79.
- , 2012, 「なぜ養子縁組は不妊当事者に選択されないのか?——「血縁」と「子育て」に関する意味づけを中心に」『季刊家計経済研究』93: 58-66.
- , 2013, 「養子縁組の社会学——血縁をめぐる人々の行為と意識」東京大学大学院博士学位論文.
- , 2015, 「非血縁親子における「親の複数性・多元性」の課題——養子縁組における生みの親を事例に」『比較家族史研究』29: 129-45.
- , 2018, 『養子縁組の社会学——〈日本人〉にとって〈血縁〉とはなにか』新曜社.
- 野辺陽子・松木洋人・日比野由利ほか, 2016, 『〈ハイブリッドな親子〉の社会学——血縁・

- 家族へのこだわりを解きほぐす』青弓社.
- 野田聖子, 2004, 『私は産みたい』新潮社.
- , 2011, 『生まれた命にありがとう』新潮社.
- 野田聖子・根津八紘, 2011, 『この国で産むということ』ポプラ社.
- 野口康彦, 2009, 「親の離婚を経験した大学生の将来に対する否定的な期待に関する一検討——親の仲の良い群, 親の仲の悪い群, 親の離婚群との比較から」『中央学術研究紀要』38: 152-162.
- 野々山久也・袖井孝子・篠崎正美編, 1996, 『いま家族に何が起きているのか』ミネルヴァ書房.
- 野沢慎司・茨木尚子・早野俊明ほか編, 2006, 『Q&A ステップファミリーの基礎知識——子連れ再婚家族と支援者のために』明石書店.
- 野沢慎司・菊地真理, 2010, 「ステップファミリーにおける家族関係の長期的変化——再インタビュー調査からの知見」『研究所年報』明治学院大学社会学部附属研究所, 40: 153-64.
- ・——, 2014, 「若年成人継子が語る継親子関係の多様性——ステップファミリーにおける継親の役割と継子の適応」『研究所年報』明治学院大学社会学部附属研究所, 44: 69-87.
- 野沢慎司, 2015, 「ステップファミリーの若年成人子が語る同居親との関係——親の再婚への適応における重要性」『社会イノベーション研究』成城大学, 10 (2): 59-84.
- NPO 法人 ブリッジフォースマイル, 2015, 「全国児童養護施設調査 2015 社会的自立に向けた支援に関する調査——施設職員アンケート」, ブリッジフォースマイルホームページ, (2017年4月11日取得, http://www.b4s.jp/_wp/wp-content/uploads/2015/12/e51d6758a7a9a455776faec103127ae3.pdf).
- NPO 法人 社会的養護の当事者参加推進団体 日向ぼっこ, 2009, 『施設で育った子どもたちの居場所「日向ぼっこ」と社会的養護』明石書店.
- お茶の水女子大学生命倫理研究会, 1992, 『不妊とゆれる女たち——生殖技術の現在と女性の生殖権』学陽書房.
- 落合恵美子, 1989, 『近代家族とフェミニズム』勁草書房.
- , 2004, 『21世紀家族へ——家族の戦後体制の見かた・超えかた[第三版]』有斐閣.
- 岡野八代編, 2010, 『自由への問い7家族——新しい「親密圏」を求めて』岩波書店.
- 奥田晃久・川松亮・桜山豊夫, 2016, 「子どもの貧困と児童虐待」『公衆衛生』80(7): 491-5.
- 大場健, 1997, 『自分であるとはどんなことか』勁草書房.
- 大原美知子, 2003, 「母親の虐待行動とリスクファクターの検討——首都圏在住で幼児をもつ母親への児童虐待調査から」『社会福祉学』43(2): 46-57.
- 大日向雅美, 1992, 『母性は女の勲章ですか?』産経新聞社.

- 大村海太, 2014, 「児童養護施設退所者の自立に関する一考察」『研究紀要』駒沢女子短期大学, 47: 49-60.
- 大野和基, 2009, 『代理出産——生殖ビジネスと命の尊厳』集英社.
- 太田素子・森謙二編, 2006, 『〈いのち〉と家族——生殖技術と家族 I』早稲田大学出版部.
- 大竹秀男・竹田亘・長谷川善計編, 1988, 『擬制された親子——養子』三省堂.
- Papernow, Patricia L, 2013, *Surviving and thriving in stepfamily relationship*, Routledge.
(=2015, 中村伸一・大西真美・吉川由香訳, 『ステップファミリーをいかに生き, 育むか——うまくいくこと, いかないこと』金剛出版.)
- 樂木章子 2006, 「家族：血縁なき「血縁関係」, 杉万俊夫編, 『コミュニティのグループ・ダイナミクス』京都大学学術出版会, 239-70.
- Ridley, Matt, 2003, *Nature Vie Nurture; Genes, Expprience and What Makes Us Human*, Felicity Bryan Ltd. (=2014, 中村佳子・斉藤隆央訳, 『やわらかな遺伝子』早川書房.)
- 李文雄, 2004, 「血縁観の持続と変容——現代韓国の親族関係」(都知美訳)『都市文化研究』3: 194-202.
- Rogers, Wendy Stainton, Denise Hevey, Jeremy Roche and Elizabeth Ash eds., 1992, *Child Abuse and Neglect*, B.T.Batsford Ltd. (=1993, 福知栄子・中野敏子・田澤あけみほか訳, 『児童虐待への挑戦』法律文化社.)
- 相模あゆみ・小林登・谷村雅子, 2003, 「児童虐待による死亡の実態——平成 12 年度児童虐待全国実態調査より」『子どもの虐待とネグレクト』5: 141-50.
- 才村純, 2012, 「虐待死事例から見た我が国の虐待対応の課題」『子どもの虹情報研修センター紀要』10: 11-19.
- 才村眞里, 2008, 『生殖補助医療で生まれた子どもの出自を知る権利』福村出版.
- 斎藤真緒, 2006, 「今日における子どもをもつ意味変容——イギリスにおける Parenting Education の台頭」『立命館人間科学研究』11: 125-35.
- 斎藤嘉孝, 2008, 「児童養護施設退所者へのアフターケアの実践——全国施設長調査の結果をめぐる考察」『西武文理大学研究紀要』13: 49-54.
- 坂井律子・春日真人, 2004 『つくられる命——AID・卵子提供・クローン技術』日本放送出版協会.
- 櫻谷眞理子, 2014, 「児童養護施設退所者へのアフターケアに関する研究——社会的自立を支えるための施設職員の役割を中心に」『立命館産業社会論集』49(4): 139-49.
- 佐藤幸子・藤田愛・宇野日菜子, 2014, 「「児童養護施設職員が被虐待児との受容的な関わりを進展させるプロセス」モデルの検証」『小児保健研究』73(4): 563-69.
- 青少年福祉センター, 1989, 『強いられた「自立」』ミネルヴァ書房.
- 関沢明彦・左合治彦, 2014, 「無侵襲的出生前遺伝学的検査の現状と今後」『日本周産期・新生児医学会雑誌』50(4): 1202-7.
- Sen, Amartya, 2006, *Identity and Violence; The Illusion of Destiny*, W.W.Norton &

- Company. (=2011, 大門毅監訳, 『アイデンティティと暴力』 勁草書房.)
- 千田有紀, 2011, 『日本型近代家族——どこから来てどこへ行くのか』 勁草書房.
- 芹沢俊介, 2003, 『「新しい家族」のつくりかた』 晶文社.
- , 2008, 『もういちど親子になりたい』 主婦の友社.
- , 2009, 『家族という絆が断たれるとき』 批評社.
- 瀬田川昌裕, 2000, 『家族物語の幻想——児童虐待とドメスティックバイオレンスの深層』 白順社.
- 島村八重子・寺田和代, 2004, 『家族と住まない家——血縁から〈暮らし縁〉へ』 春秋社.
- 清水昭俊, 1989, 「「血」の神秘——親子のきずなを考える」田辺繁治編『人類学的認識の冒険——イデオロギーとプラクティス』 同文館, 45-68.
- 清水浩昭・森謙二・岩上真珠ほか, 2004, 『家族革命』 弘文堂.
- 『施設で育った子どもたちの語り』 編集委員会, 2012, 『施設で育った子どもたちの語り』 明石書店.
- 下重暁子, 2015, 『家族という病』 幻冬舎.
- 白井絵里子, 2013, 「いま日本で若者が自立するということ——里親家庭を単立つ若者に求められる支援について考える」『里親と子ども』 明石書店, 8: 26-31.
- 白井千晶, 2013, 「不妊女性がもつ非血縁的親子に対する選好について——親族的選択原理を手がかりに」『社会学年誌』 早稲田大学, 54: 69-85.
- , 2014, 「妊娠葛藤・子の養育困難にある女性の養子に出す意思決定プロセスと公的福祉——特別養子縁組で子を託す女性の語りから」『和光大学現代人間学部紀要』 7: 55-75.
- , 2017, 「昭和初期と現代における養育困難な妊娠と養子縁組——籍から愛へ」岩上真珠・池岡義孝・大久保孝治編『変容する社会と社会学——家族・ライフコース・地域社会』 学文社, 75-100.
- 首都大学東京, 2015, 「平成 27 年度学生生活実態調査」, 首都大学東京学生サポートセンターホームページ, (2018 年 8 月 7 日取得, http://www.gs.tmu.ac.jp/gakuseika/pdf/01_160609.pdf).
- 総合研究開発機構・川井健共編, 2005, 『生命倫理法案——生殖医療・親子関係・クローンをめぐる』 商事法務.
- 総務省, 2010a, 「平成 22 年国勢調査第 48 表 母子世帯及び父子世帯の親の年齢 (5 歳階級), 親の配偶関係 (2 区分) 別世帯数及び世帯人員—全国 (昭和 55 年～平成 22 年)」 総務省統計局.
- , 2010b, 「児童虐待の防止等に関する意識等調査」法務省ホームページ, (2018 年 2 月 20 日取得, http://www.soumu.go.jp/main_content/000094685.pdf).
- , 2016, 「2-12 家族類型別一般世帯数」『日本の統計』 総務省統計局.
- 園井ゆり, 2013, 『里親制度の家族社会学——養育家族の可能性』 ミネルヴァ書房.

- Specter, Michael, 2016, 「DNA 革命」『NATIONAL GEOGRAPHIC (日本版)』8: 32-57.
- Specter, Tim, 2012, *Identically Different: Why You Can Change Your Genes*, Weidenfeld & Nicolson Ltd. (=2014, 野中香方子訳, 『双子の遺伝子——「エピジェネティクス」が2人の運命を分ける』ダイヤモンド社.)
- 杉本昌子・横山美江, 2015, 「父親の虐待的子育てに関連する要因の検討」『小児保健研究』74(6): 922-9.
- 杉山春, 2016, 『家族幻想——「ひきこもり」から問う』筑摩書房.
- 住田正樹, 2014, 『子ども社会学の現在——いじめ・問題行動・育児不安の構造』九州大学出版会.
- 橋本俊詔, 2011, 『無縁社会の正体——血縁・地縁・社縁はいかに崩壊したか』PHP 研究所.
- 高橋征仁, 2013, 「遺伝子共同体としての家族——マルクス主義フェミニズムからダーウィニアン・フェミニズムへの道」『社会分析』40: 105-22.
- 竹原健二・須藤茉衣子, 2012, 「父親の産後うつ」『小児保健研究』71(3): 343-9.
- 武井優, 2000, 『他人が子どもを育てるとき一里親と暮らした50人の今』かもがわ出版.
- 田間泰子, 2001, 『母性愛という制度——子育てと中絶のポリティクス』勁草書房.
- 田中理絵, 2009, 『家族崩壊と子どものスティグマ[新装版]——家族崩壊後の子どもの社会化研究』九州大学出版会.
- 棚瀬一代, 2010, 『離婚で壊れる子どもたち——心理臨床家からの警告』光文社.
- 田沼靖一, 1997, 『遺伝子の夢——死の意味を問う生物学』日本放送出版協会.
- 戸田貞三, 1982, 『家族構成[新装版]』新泉社.
- 徳永雅子・大原美和子・萱間真美ほか, 2000, 「首都圏一般人口における児童虐待の調査」『厚生指標』47(15): 3-10.
- 殿村琴子, 2007, 「生殖補助医療をめぐる不妊当事者の行動と意識——不妊当事者を対象としたアンケート調査より」『ライフデザインレポート 2007.5-6』第一生命経済研究所, 28-35.
- 富田富士也, 2008, 『「いい家族」を願うほど子どもがダメになる理由』ハート出版.
- 東京大学生命科学教科書編集委員会, 2011, 『文系のための生命科学第2版』羊土社.
- 東京女性財団, 2000, 『女性の視点からみた先端生殖技術』東京女性財団.
- 東京都, 2011, 「東京都における児童養護施設退所者へのアンケート調査報告書」, 東京都ホームページ, (2013年1月7日取得, <http://www.metro.tokyo.jp/INET/CHOUSA/2011/08/DATA/60l8u200.pdf>).
- 遠矢和希, 2013, 「性的マイノリティの家族形成と生殖補助医療」日比野由利編, 2013, 『グローバル化時代における生殖技術と家族形成』日本評論社 131-51.
- 戸谷修, 1970, 『家族の構造と機能』風媒社.
- 柘植あづみ, 2003, 「精子・卵子・胚提供による生殖補助技術と「家族」」『家族社会学研究』

15(1): 48-54.

——, 2012, 『生殖技術——不妊治療と再生医療は社会に何をもたらすか』みすず書房.

柘植あづみ・加藤秀一編, 2007, 『遺伝子技術の社会学』文化書房博文者.

柘植あづみ・菅野摂子・石黒眞里, 2009, 『妊娠——あなたの妊娠と出生前診断の経験をおしえてください』洛北出版.

辻由紀, 2012, 『家族主義福祉レジームの再編とジェンダー政治』ミネルヴァ書房.

津崎哲雄, 2009, 『この国の子どもたち 要保護児童社会的養護の日本的構築——大人の既得権益と子どもの福祉』日本加除出版.

Turner, Heather A., David Finkelhor and Richard Ormrod, 2006, "The effect of lifetime victimization on the mental health of children and adolescents" *Social Science & Medicine*, 62: 13-27.

内田節子・林浩康・福知恵子ほか, 1995, 「児童虐待に関する研究～国際比較～——その1 児童虐待の定義と実態」『岡山県立大学短期大学部研究紀要』2: 27-45.

植田康孝, 2017, 「人工知能の進化がもたらす「おそ松さん」の価値観と生き方——2030年「シンギュラリティ」以降の「脱労働化生活」」『江戸川大学紀要』27: 1-34.

上野千鶴子編, 2005, 『脱アイデンティティ』勁草書房.

上野千鶴子, 2008, 「家族の臨界——ケアの分配公正をめぐって」『家族社会学研究』20(1): 28-37.

上野加代子・野村知二, 2003, 『〈児童虐待〉の構築——捕獲される家族』世界思想社.

上杉富之編, 2005, 『現代生殖医療——社会科学からのアプローチ』世界思想社.

海野信也, 2017, 「人工子宮—人口胎盤 revisited」『医学のあゆみ』261(13): 1235-9.

歌代幸子, 2012, 『精子提供——父親を知らない子どもたち』新潮社.

Wallerstein, Judith, S. and Sandra Blakeslee, 1989, *SECOND CHANCES: MEN, WOMAN & HILDEN A DECADE AFTER DIVOCE*, Ticknor & Fields, Inc., New York. (=1997, 高橋早苗訳, 『セカンドチャンス——離婚後の人生』草思社.)

渡井さゆり, 2010, 『大丈夫。がんばっているんだから』徳間書店.

渡辺秀樹, 2015, 「家族の内の多様性と家族の外の多様性」『家族研究年報』40: 25-37.

矢内原巧・山縣然太郎・田原隆三ほか, 1999, 「生殖補助医療に対する患者の意識に関する研究——全国調査の結果から」平成11年度厚生科学研究費助成金(子ども家庭総合研究事業) 分担 研究報告書.

山田勝美, 2008, 「児童養護施設における子どもの育ちと貧困——社会的不利におかれた子どもの「あてのなさ」」浅井春夫・松本伊智朗・湯沢直美編『子どもの貧困——子ども時代のしあわせ平等のために』明石書店, 136-53.

山田昌弘, 1988, 「少子時代の子育て環境——子育ての動機づけの危機」『教育社会学研究』63: 25-38.

山室周平・姫岡勤編, 1970, 『現代家族の社会学——成果と課題』培風館.

山手茂, 1972, 『現代日本の家族問題』亜紀書房.

- 安田裕子, 2006, 「血のつながりのない家族関係を築くということ——非配偶者間人工授精を試み, その後, 養子縁組で子どもをもった女性の語りから」『立命館人間科学研究』11: 107-23.
- , 2012, 『不妊治療者の人生選択——ライフストーリーを捉えるナラティブ・アプローチ』新曜社.
- , 2013, 「不妊治療の終結をめぐる当事者の語り——生殖補助医療の進展のなかで可視化される, 子どももつ願望とその相克」日比野由利編, 2013, 『グローバル化時代における生殖技術と家族形成』日本評論社 55-78.
- 安井眞奈美, 2002, 「村(ムラ)」小松和彦・関一敏編『新しい民俗学へ——野の学問のためのレッスン 26』せりか書房, 134-44.
- 横堀昌子, 2016, 「非血縁の「家族」の養育とその支援をめぐる」『総合文化研究所年報』青山学院短期大学, 24: 27-49.
- 横山登志子, 2013, 「虐待問題を抱える母子の生活支援における「多次元葛藤」——支援者の経験的側面からみた子ども虐待の状況特性」『社会福祉学』54(3): 16-28.
- 読売光と愛の事業団, 2003, 『夢追いかけて——児童養護施設からはばたく子どもたち』中央公論新社.
- , 2010, 『夢をかなえる力——児童養護施設を巣立った子どもたちの進学と自立の物語』明石書店.
- 米本昌平・松原洋子・櫛島次郎ほか, 2000, 『優生学と人間社会——生命科学の世紀はどこへ向かうのか』講談社.
- 吉田あけみ・山根真理・杉井潤子編, 2005, 『ネットワークとしての家族』ミネルヴァ書房.
- 吉田菜穂子, 2015, 「家族としての非血縁児養育——里親家庭の実際を通して」『社会分析』42: 25-43.
- 吉村泰典, 1999, 『我が国における生殖補助医療の実態とその在り方に関する研究(分担; 非配偶者間人工授精により挙児に至った男性不妊患者の意識調査)』厚生省科学研究費補助金(子ども家庭総合研究事業)(分担)研究報告書, 慶応義塾大学.
- 吉原和男・鈴木正崇・末成道男, 2000, 『〈血縁〉の再構築——東アジアにおける父系出自と同姓結合』風響社.
- 善積京子編, 1992, 『非婚を生きたい——婚外子の差別を問う』青木書店.
- 要田洋江, 1999, 『障害者差別の社会学』岩波書店.
- 由井秀樹, 2013, 「不妊治療を経て特別養子縁組を選択した患者の経験——特別養子縁組成立までのプロセスに着目して」『保健医療社会学論集』23(2): 49-58.
- , 2015, 『人工授精の近代』青弓社.
- 全国社会福祉協議会全国養護施設協議会, 1990, 『養護施設ハンドブック』全国社会福祉協議会.

<謝辞>

博士論文を書き上げる過程において、多くの方々からご指導をいただいた。論文指導および論文審査をして下さった丹野清人先生、江原由美子先生、中川薫先生、そして先行研究におけるさまざまな資料検索にご協力していただいた稲葉昭英先生、さらに研究発表の機会を与えて下さった首都大学東京・都立大学社会学研究会、江原ゼミ、丹野ゼミのみなさまに拝謝したい。

また、アンケート調査に応じていただいた首都大学東京の学生、そしてインタビュー調査を快諾していただいた児童養護施設退所者、職員、当事者支援団体代表者、シングルマザーの方々のご協力なしにこの博士論文を完成させることはできなかった。心よりお礼申し上げたい。

附録

6 章

アンケート調査票

•

集計結果

(単純集計・クロス集計)

•

記述集計表

家族に関するアンケート

首都大学東京大学院博士後期課程 久保原 大

- ◆あなたの考えに最も近い選択肢を選んで□にチェックをつけてください。
- ◆記入欄には該当箇所に率直に記入してください。
- ◆無記名で回答していただきますので、どなたが回答したものか一切わかりません。
- ◆回答は、集計し論文作成のためだけに利用させていただきます。
- ◆本研究にかかわる個人情報 は厳重に管理し、第三者へ提供することはありません。
- ◆本研究への参加は任意であり、参加しないことによる不利益はありません。
- ◆アンケート用紙の回答、記入、提出をもって、本研究への協力に同意したとみなさせていただきます。

あなたの所属、性別、年齢を教えてください。

学部 コース 男 女 歳

2. 最初に、あなたの家族観についてお伺いします。

あなたは、「家族である」ことにとって、「血のつながりがある」ことは、どのくらい重要だと思いますか？

非常に重要である ある程度重要である あまり重要ではない。

3. あなたは「できちゃった婚」についてどう思いますか？

かまわないと思う よくないと思う わからない

それはなぜですか？

()

4. あなたは、結婚せずに子どもを持つことについて、どのように思いますか？

かまわないと思う よくないと思う わからない

5. あなたは、「ステップファミリー」について、知っていますか？

意味がわかる 聞いたことがある 知らない

6. あなたは、AID（生殖補助医療の一つ）について、知っていますか？

意味がわかる 聞いたことがある 知らない

7. あなたは、「出生前診断」について、知っていますか？

意味がわかる 聞いたことがある 意味を知らない

8. 現在民間企業によって DNA 検査が行われるようになっていますが、あなたはそれについてご存知ですか？

知っている 聞いたことがある 知らない

※知っている方、聞いたことがある方に伺います。あなたは DNA 検査を受けてみたいと思いますか？

受けてみたい 受けたくない

※受けてみたいと回答した方は、どんなことを知りたいですか？（複数回答可）

（ ）

9. あなたは、このような科学技術（出生前診断，DNA検査などの精度）をどのくらい信頼していますか？

かなり信頼している ある程度信頼している あまり信頼していない 全く信頼していない

10. このように、医学，生物学における科学技術の進展によっていろいろなことが解明されることについてどう思いますか？

望ましいと思う ある程度望ましいと思う あまり望ましいと思わない 望ましくない

それはなぜですか？

（ ）

次にあなたご自身のご家族についてお聞きします。

11. あなたのきょうだいは何人ですか？

兄 人 姉 人 弟 人 妹 人

12. あなたは、自分の性格について、「親から遺伝的に引き継いでいる」ように感じたことがありますか？

どちらの親御さんからの遺伝でも構いません。

良くある 時々ある たまにある 全くない

13. あなたは、自分の身体能力，学力などについて、親からの遺伝ではないかと感じたことがありますか？

どちらの親御さんからの遺伝でも構いません。

良くある 時々ある たまにある 全くない

14. あなたの将来の家族形成の希望についてお聞きします。

将来結婚したいと思いますか？

そう思う そう思わない

それはなぜですか？

（ ）

15. 将来子どもを持ちたいですか？

そう思う そう思わない

それはなぜですか？

（ ）

この後は、仮にあなたが以下のような状況に遭遇したと仮定した場合、どのように感じるか、考えるか、選択するかなどを、想像してお答えいただく質問（仮定質問）です。答えにくい難しい質問かもしれませんが、ご協力ください。

16. DNA鑑定をしたら、両親と血がつながっていないと発覚しました。

調べてみたら、出生時に病院で取り違えがあったことが判明しました。

それがわかったらとしたら、これまでの家族との関係が、変化すると思いますか？

変わると思う いままでと変わらない わからない

それはなぜですか？

()

17. そのあと、本当の両親と一緒に暮らしたいと言ってきました。

あなたは、どちらの家族と暮らしますか？

いままで暮らしてきた両親 両方を行き来する 両方の両親と離れる わからない

それはなぜですか？

()

18. ご結婚された後、パートナーとの間に自然の状態では子どもが持てない（不妊問題）ことが判明しました。その場合、あなたは、次のどれを選択すると思いますか？

不妊治療する 子どもをあきらめる 養子縁組または里親を考える わからない

それはなぜですか？

()

19. あなたのお子さんが生まれてくることになり、医師から、生まれてくる子どもについての情報（ダウン症、二重脊椎などの障がい）を生まれる前に知る手段があることを聞きました（出生前診断）。あなたはそうした手段を利用したいと思いますか？

利用したい 利用したくない わからない

それはなぜですか？

()

20. 仮に出生前診断を利用したとして、これから生まれてくるお子さんに重い障がいがあることが分かりました。あなたは、どうしますか？

そのまま子どもを持つと思う パートナーと相談して考える 人工妊娠中絶を決断すると思う

わからない

それはなぜですか？

()

21. あなたの親御さんが離婚し、その後再婚しました。あなたの実の親の再婚相手について、自分の親として受け入れると思いますか？

受け入れると思う 受け入れられないと思う わからない

それはなぜですか？

()

22. 自分が結婚したいと思った相手に、既に子どもがいたことが分かりました。あなたはその場合どうすると思いますか？

子どもがいても全く気にしないで結婚すると思う 子どもに会ってみて、結婚するかどうかを考えると
思う 別れると思う わからない

それはなぜですか？

()

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

自由記述欄（今回のアンケートについて何かありましたらご記入ください）

--

6章 男女別クロス集計

1. 家族観について

(1) あなたは、「家族である」ことにとって、「血のつながりがある」ことは、どのくらい重要だと思いますか？

表1 血縁意識

	非常に重要である	ある程度重要である	あまり重要ではない	無回答	合計
男	31	55	20	2	108
	28.7%	50.9%	18.5%	1.9%	100.0%
女	14	54	17	2	87
	16.1%	62.1%	19.5%	2.3%	100.0%

$$x^2=4.419, df2, p=0.109$$

男女とも8割弱がある程度以上に重要であると回答していた。全国調査¹⁷⁶では、ほぼ1:1となっており、学生の血縁意識が強い傾向がみられる。男子学生の方が「非常に重要である」と回答した割合が高いが、検定結果において男女間に有意差は認められなかった。

(2) あなたは、自分の性格について、「親から遺伝的に引き継いでいる」ように感じたことがありますか？（どちらの親御さんからの遺伝でも構いません）

表2 性格遺伝

	良くある	時々ある	たまにある	全くない	無回答	合計
男	34	46	18	9	1	108
	31.5%	42.6%	16.7%	8.3%	0.9%	100.0%
女	39	32	14	2	0	87
	44.8%	36.8%	16.1%	2.3%	0.0%	100.0%

$$x^2=5.809, df3, p=0.121$$

男女とも9割が「たまにある」以上に「性格」について「親から遺伝的に引き継いでいる」と回答していた。

(3) あなたは、自分の身体能力、学力などについて、親からの遺伝ではないかと感じたことがありますか？（どちらの親御さんからの遺伝でも構いません）

表3 能力遺伝

	良くある	時々ある	たまにある	全くない	無回答	合計
男	22	40	26	19	1	108
	20.4%	37.0%	24.1%	17.6%	0.9%	100.0%
女	19	31	23	14	0	87
	21.8%	35.6%	26.4%	16.1%	0.0%	100.0%

$$x^2=0.242, df3, p=0.971$$

¹⁷⁶ 「生殖補助医療についての意識調査2003」（厚生労働省）における、「血は水よりも濃し」：「産みの親より育ての親」という設問に対して。

「身体能力、学力」においては、男女とも8割以上が「たまにある」以上に「親からの遺伝ではないかと感じたことがある」と回答していた。しかし、「性格」に比べ「良くある」と回答した人の比率が低く、「全くない」と回答した人の比率が高い。

(4) 将来結婚したいと思いますか？

表4 結婚観

	そう思う	そう思わない	無回答	合計
男	85	20	3	108
	78.7%	18.5%	2.8%	100.0%
女	80	7	0	87
	92.0%	8.0%	0.0%	100.0%

$$\chi^2=4.765, df1, p<0.05$$

結婚については、男女ともほぼ8割以上が「そう思う」と回答しているが、女子学生の方が「そう思う」と回答した割合が高く、検定結果においても5%水準で有意差が認められた。国立青少年教育振興機構が行った全国調査¹⁷⁷では、結婚したくない男性は23.3%、女性は23.2%となっており、女子学生においては全国調査よりも結婚願望が高めである。

表5 回答理由（そう思う）

男子学生

寂しい・孤独	11
幸せ(楽し)そう	9
家庭(家族)を持ちたい	8
親を安心させたい	5
なんとなく	5
死ぬとき一人はいや	4
愛がほしい	2

女子学生

寂しい・孤独	22
今の家族の様な家庭を持ちたい	8
家庭(家族)を持ちたい	8
幸せ(楽し)そう	7
老後独りは大変	2
独りで生計は大変	2
居場所が欲しい	2
好きな人と一緒にいたい	2

男女ともに「寂しい・孤独」が一番多い。次に、「幸せ(楽し)そう」や「家庭(家族)を持ちたい」が多いが、女子学生に「今の家族のような家庭を持ちたい」という回答が多くみられ、今の家族に対する肯定感が強調されているところに特徴が見られる。また、男子学生に「死ぬとき一人はいや」という回答が4件あったが、女子学生に「死ぬとき」というワードを使った人は一人もいなかった。

¹⁷⁷ 「若者の結婚観・子育て観等に関する調査」報告書2017（国立青少年教育振興機構）。

表 6 回答理由（そう思わない）

男子学生

独りがいい	4
必要だと思わない	3
面倒くさい	3
興味がない	2
縛られる	2

女子学生

独りでも生きていけると思う	2
特にメリットを感じない	1
縛られる	1
レズビアンなので法的にまだ無理だから	1

生涯独身率の上昇などの影響もあるかもしれないが、独りで生きていくことに抵抗がないことや、結婚に対する利点という視点からの回答がみられた。また、女子学生のセクシュアル・マイノリティ当事者から法的に無理であるからという回答があった。

(5) 将来子どもを持ちたいですか？

表 7 挙児願望

	そう思う	そう思わない	無回答	合計
男	81	23	4	108
	75.0%	21.3%	3.7%	100.0%
女	71	16	0	87
	81.6%	18.4%	0.0%	100.0%

$$\chi^2=0.404, df1, p=0.525$$

「結婚願望」に比べ、「将来子どもを持ちたい」と回答した人が男女ともにわずかではあるが減少していた。また、「将来子どもを持ちたい」については、検定結果において有意差は認められなかった。国立青少年教育振興機構の全国調査では、子どもは欲しくない男性は25.6%、女性は24.0%であり、全国調査に比べ、若干「将来子どもを持ちたい」と考える人が多い¹⁷⁸。

表 8 回答理由（そう思う）

男子学生

子どもが好き・可愛い	13
楽しそう	8
家庭(家族)を持ちたい	6
なんとなく	5
家を存続させたい(子孫を残す)	4
親という感覚を経験したい	2
親を安心させたい	2

女子学生

子どもが好き・可愛い	17
楽しそう	5
育ててもらったから自分も	4
子育てを経験したい	3
幸せになれそう	2
生きがいが増える	2
なんとなく	2

男女ともに「子どもが好き・可愛い」と回答した人が一番多く、次に「楽しそう」という回答が多かった。そして、結婚したいと思う理由にもあったが、女子学生に「育ててもらったから自分も」というように、今の家族関係をもとにした回答が4件見られた。

¹⁷⁸ 結婚したいとは思わないが子どもは欲しい男性2.9%、女性2.4%。（「若者の結婚観・子育て観等に関する調査」報告書2017）。

男子学生に「家を存続させたい(子孫を残す)」という回答が4件あり、女子学生にも「自分の子孫を残したい」という回答が1件あった。

女子学生に「子育てを経験したい」が3件あり、「女性として母親になってみたい」という回答が1件あった。男子学生にも「親という感覚を経験したい」という回答が2件あるが、子育てについては、「立派な子どもを育てたい」という回答が2件あり、単なる子育てではないところがうかがえる。

表9 回答理由(そう思わない)

男子学生

子どもが好きでない(苦手)	4
面倒くさい	3
子育てはできない(自信ない)	3
子どもは負債	2

女子学生

自分の嫌な性格を子どもに遺伝させたくない	3
子どもが好きでない(苦手)	2
子育てはできない(自信ない)	2

子どもを欲しいと思わない理由としては、男女ともに「子どもがすきでない(苦手)」「子育てはできない(自信ない)」という回答がある。男子学生に「子どもは負債」という回答や「自分にとってマイナス(犯罪者になる等)になるかもしれない」という負の側面が見られた。また、女子学生に「自分の嫌な性格を子どもに遺伝させたくない」という回答が3件あった。また、結婚願望についてと同様に、セクシュアル・マイノリティ当事者から「レズビアンなので欲しいけど養子でないと無理だから」という回答もあった。

2. 想定質問による親子観と生殖補助医療について

(1) DNA鑑定をしたら、両親と血がつながっていないと発覚しました。

調べてみたら、出生時に病院で取り違えがあったことが判明しました。

それがわかったらとしたら、これまでの家族との関係が、変化すると思いますか？

表10 DNA鑑定と親子観

	変わると思う	いままでと変わらない	わからない	無回答	合計
男	22	66	18	2	108
	20.4%	61.1%	16.7%	1.9%	100.0%
女	21	53	13	0	87
	24.1%	60.9%	14.9%	0.0%	100.0%

$$x^2=0.383, df2, p=0.826$$

この想定質問については、男女ともほぼ同じ割合の回答をしていた。6割の人が「いままでと変わらない」と回答しているが、「変わると思う」と回答した人が2割ほどいた。

表 11 回答理由（変わると思う）

男子学生

動揺する(気まずい)	8
親子ではないから(他人と思う)	4
血のつながりが重要	3
本当の両親が気になる	3

女子学生

動揺する(気まずい)	4
親子ではないから(他人と思う)	2
血のつながった家族だから、と 考えて乗り越えたことも多いから	1

「変わると思う」と回答した理由は、男女ともに「動揺する（気まずい）」が多かった。「血のつながりが重要」という回答は、男子学生に 3 件見られたが、男女ともに見られる「親子ではないから（他人と思う）」という回答も、血縁関係を基準にしていると考えられる。

女子学生に「血のつながった家族だから、と考えると乗り越えたことも多いから」という回答や、「昔から家族と顔が似ていないと言われることが多く、やっぱりな、と思って遠慮がちになるかもしれない」という回答があった。

表 12 回答理由（いままでと変わらない）

男子学生

これまでに構築された揺るがない関係	18
血縁は重要ではない(血のつながり≠ 家族)	15
育て、愛情を注いでくれたことにかわり ない	5
過ごした時間の長さ	4
なんとも思わない	3

女子学生

これまで過ごした時間が大切	15
血縁は重要ではない(血のつながり≠ 家族)	8
育て、愛情を注いでくれたことにかわり ない	6
これまでに構築された揺るがない関係	4
今さら変わらない	3

男女ともに、「これまで過ごした時間」「これまでに構築された揺るがない関係」「育て、愛情を注いでくれた」のように、「血縁は重要でない（血のつながり≠家族）」ことがうかがえる。

女子学生に「自分が生きてきた間、実際に事実として育ててくれたわけだから、あまり変わらないと思うが、実親を探してみようとは思う」という回答があり、「変わると思う」と回答した男子学生の理由にみられたように、実親の存在が気になる人もいる。また、「わからない」と回答した女子学生に、自分ではなく「親が何か思うかもしれない」というような、親の視点で回答したものが 2 件あった。

(2) そのあと、本当の両親と一緒に暮らしたいと言ってきました。

あなたは、どちらの家族と暮らしますか？¹⁷⁹

179 質問には「どちらの家族と暮らしますか？」とあるが、回答の選択肢に「本当の家族」がない。これは、明らかな問題であるが、本質問は、本稿においてきわめて重要なものであり、「本当の家族」を選択する人は少ないことが考えられ、「本当の家族」と思った人は、「わからない」または「無回答」を選択したと想定する。

表 13 DNA 鑑定後の選択

	いままで暮らしてきた両親	両方を行き来する	両方の両親と離れる	わからない	無回答	合計
男	67	21	3	14	3	108
	62.0%	19.4%	2.8%	13.0%	2.8%	100.0%
女	51	25	3	8	0	87
	58.6%	28.7%	3.4%	9.2%	0.0%	100.0%

$$x^2=2.488, df3, p=0.478$$

男女ともほぼ6割が「いままで暮らしてきた両親」と回答しており、(1)の質問において「いままでと変わらない」と回答した人の割合とほぼ同じである。

そこで、(1)で「いままでと変わらない」と回答した人が、(2)で「いままで暮らしてきた両親」と回答しているか確認してみる。男女別々に有意差があるか検定した結果が、表6-17と表6-18である。

表 14 DNA 鑑定とその結果による選択 (男)

	いままで暮らしてきた両親	両方を行き来する	両方の両親と離れる	わからない	無記入	合計
変わる	13	7	0	2	0	22
	59.1%	31.8%	0.0%	9.1%	0.0%	100.0%
変わらない	46	14	2	4	0	66
	69.7%	21.2%	3.0%	6.1%	0.0%	100.0%
わからない	8	0	1	8	1	18
	44.4%	0.0%	5.6%	44.4%	5.6%	100.0%

$$x^2=24.765, df6, p<0.001$$

表 15 DNA 鑑定とその結果による選択 (女)

	いままで暮らしてきた両親	両方を行き来する	両方の両親と離れる	わからない	無記入	合計
変わる	12	8	1	0	0	21
	57.1%	38.1%	4.8%	0.0%	0.0%	100.0%
変わらない	33	13	2	5	0	53
	62.3%	24.5%	3.8%	9.4%	0.0%	100.0%
わからない	6	4	0	3	0	13
	46.2%	30.8%	0.0%	23.1%	0.0%	100.0%

$$x^2=6.6861, df6, p=0.3509$$

その結果、男子学生では0.1%水準で有意差が認められたが女子学生では、有意差は認められなかった。

ただ、どちらにおいても「変わる」と回答した人の半数以上が「いままで暮らしてきた両親」と回答していた。また、(1)で「わからない」と回答した人でも(2)では、半数近くが「いままで暮らしてきた両親」と回答していた。検定結果にもあらわれているように、(1)の「DNA 鑑定」の結果における意識の変化は、男女で違う傾向がみられた。

しかし、(1)で「変わらない」と回答していながらも、(2)において「両方の両親と離れる」と回答した人が4名いたことから、血縁意識における揺らぎがうかがえる。

表 16 (2) についての回答理由 (いままで暮らしてきた両親)

男子学生

女子学生

今まで育ててくれた(過ごした時間)	16
血縁ではない	7
赤の他人と変わらない人と暮らせない	5
いきなり新しい親子関係は無理	5
人見知りだから	4
面倒くさい	3
恩義がある	3

血がつながっていても他人と認識	7
今の両親と離れたくない	7
今まで育ててくれた(過ごした時間)	6
血縁ではない	4
いきなり新しい親子関係は無理	2
生活の変化に対応できない	2

「いままで暮らしてきた両親」を選択する理由として、男女ともに「血縁関係」ではなく、「これまで育ててくれた」ことや「これまでに築かれた関係性」が重視されていることがうかがえる。また、「いきなり新しい親子関係は無理」という回答が男子学生に5件、女子学生に2件みられた。

表 17 (2) についての回答理由 (両方を行き来する)

男子学生

女子学生

両方大事	14
たまに本当の両親に会いたい	1
親にとって血のつながった子はかけがえないと思うから	1

両方大事	11
本当の両親には自分と会う権利があると思うから	2
今までの家族も大切だけど、自分のルーツを知りたいから	1

男女ともに「両方大事」という回答が最も多かった。また、自分ではなく、血のつながった親の視点からの回答が3件あった。

そして、「今までの家族も大切だけど、自分のルーツを知りたいから」というように、血縁関係と自分のルーツを関連づけた回答があった。

表 18 (2) についての回答理由 (両方の両親と離れる)

男子学生

女子学生

独りがいい	2
両方信じられなくなる	1

どちらとも微妙な関係になる	1
どちらとも深入りしないで交流できる	1

「両方の両親と離れる」という回答は、男女とも3名しかいなかった。

(3) ご結婚された後、パートナーとの間に自然の状態では子どもが持てない（不妊問題）ことが判明しました。その場合、あなたは、次のどれを選択すると思いますか？

表 19 不妊について

	不妊治療する	子どもをあきらめる	養子縁組または里親を考える	わからない	無回答	合計
男	28 25.9%	25 23.1%	14 13.0%	40 37.0%	1 0.9%	108 100.0%
女	36 41.4%	9 10.3%	19 21.8%	23 26.4%	0 0.0%	87 100.0%

$$\chi^2=11.939, df3, p<0.01$$

「不妊」については、女子学生の方が多く「不妊治療をする」と回答していた。また、「子どもをあきらめる」と回答した人は、女子学生は男子学生の半分以下であった。「将来子どもを持ちたい」かどうかという設問においては、男女差は認められなかった。しかし、不妊問題については検定結果においても 1%水準で有意差が認められ、男女の差がうかがえる。

また、「養子縁組または里親を考える」と回答した割合は、実際の不妊治療の現状より高い。

表 20 回答理由（不妊治療する）

男子学生

血のつながりのある子が欲しい	8
子どもが欲しい	5
相手が望むなら	3
家を存続させたいから	1

女子学生

血のつながりのある子が欲しい	9
子どもが欲しい	5
やれるだけのことをしたい	3
治るかもしれないから	2

男女ともに「血のつながりのある子が欲しい」という理由が最も多く、血縁志向がうかがえる。次に、男女ともに「子どもが欲しい」という回答が多かった。

男子学生に「相手が望むなら」という回答が 3 件あったが、女子学生には「相手が望むなら」という回答はなかった。そのかわり、女子学生には、「やれるだけのことをしたい」という回答が 3 件あり、男女ともに不妊治療が女性の問題と捉えられているような回答が見られた。

女子学生に「愛する人の子どもが欲しいから」という回答が 1 件あったが、ここに自分との血縁も含まれているのかはわからないが、パートナーと子どもの血縁を意識していることがうかがえる。

また、女子学生に「自分の体で産んだ子どもを育てたい」という、出産という経験に対する願望が含まれたものも 1 件あった。

そして、男子学生に「家を存続させたい」という、「家」制度をイメージさせる回答が見られた。

表 21 回答理由（子どもをあきらめる）

男子学生

女子学生

無理にいない	6
ほしくない	2
相手に負担をかけたくない	2

事実を受け入れたい	2
無理することではない	1
治療費が高額	1

男子学生に「無理にいない」という回答が最も多く、女子学生には「無理することではない」という回答が 1 件あった。また、男子学生の「相手に負担をかけたくない」というように、不妊治療が女性に負担がかかる問題であると認識している回答が 2 件あった。

「将来子どもを持ちたい」かどうかという設問に対する回答と同じ「子どもは負債」(1 件) や「人工的な介入，操作はよくない」(1 件) というような，倫理的な観点からの回答も見られた。

表 22 回答理由（養子縁組または里親を考える）

男子学生

女子学生

そういう子どもたちを助きたい	2
治療は大変と聞いたから	2
パートナーへの負担回避	1
血縁ではない	1

子どもが欲しい	3
そういう子どもたちを助きたい	3
血縁ではない	2

「養子縁組または里親を考える」と回答した理由として，男女ともに「そういう子どもたちを助きたい」という，社会福祉的視点からの回答が見られた。女子学生に「親がいなくて施設で子ども時代を過ごす子どもが，日本には 3 万人もいて，それは問題だと考えるから」というように，日本の社会的養護の問題を指摘する人もいた。

女子学生の「子どもが欲しい」という回答には，「血縁ではない」という意味が含まれていると考えられ，「子どもを持つ」ということに主眼が置かれていることがうかがえる。

回答理由（わからない）

「わからない」と回答した理由として「状況，パートナー次第」と回答した人が男子学生 17 名，女子学生 5 名あった。

(4) あなたのお子さんが生まれてくることになり，医師から，生まれてくる子どもについての情報（ダウン症，二分脊椎などの障がい）を生まれる前に知る手段があることを聞きました（出生前診断）。あなたはそうした手段を利用したいと思いますか？

表 23 出生前診断について

	利用したい	利用したくない	わからない	無回答	合計
男	67	17	23	1	108
	62.0%	15.7%	21.3%	0.9%	100.0%
女	48	29	10	0	87
	55.2%	33.3%	11.5%	0.0%	100.0%

$$\chi^2=9.429, df2, p<0.01$$

出生前診断については、男女とも半数を超える人が「利用したい」と回答している。しかし、1%水準で男女間に有意差が認められ、女子学生の方が「利用したくない」と回答した人が多かった。

表 24 回答理由（利用したい）

男子学生

心の準備, 事前対策のため	24
前もって知りたい	9
健康な子ども(障がいのない)が欲しい	9
リスク回避	3
障がいのある子はかわいそう	2

女子学生

心の準備, 事前対策のため	14
障がいのある子を育てる自信がない	6
障がいのある子を産みたくない	4
前もって知りたい	4
リスク回避	2

男女ともに「心の準備, 事前対策のため」という回答が最も多かったが、「準備」や「対策」には、「子どもを生み育てる」ためのものと「人工妊娠中絶」が考慮されたものが想像されるが、文面からは判断ができなかった。「前もって知りたい」という回答にも同様のことがいえる。

「健康な子ども(障がいのない)が欲しい」「障がいのある子を育てる自信がない」「障がいのある子を産みたくない」「リスク回避」という回答からは、明らかに「人工妊娠中絶」を視野に入れていることがうかがえる。

表 25 回答理由（利用したくない）

男子学生

自分の子に変わりない	2
診断は確定的ではないから	2
命の選別になるから	1
いろいろ考えてしまう	1
何か嫌	1

女子学生

自分の子に変わりない	5
墮ろしてしまうかもしれない	3
気持ちに変化が起こったら嫌だから	3
悩みそう	2
命の選別になるから	1

出生前診断を「利用したくない」理由としては、男女ともに「自分の子に変わりない」というように、障がいの有無にかかわらず、自分子どもとして受け入れる姿勢がうかがえる。

女子学生に「墮ろしてしまうかもしれない」(3件)や「気持ちに変化が起こったら嫌だから」(3件)、「不安を持って産みたくない」(1件)、「知ることが良いとは思わない」(1件)という回答が見られ、診断結果が自分の意識に揺らぎを生じさせるかもしれない、ということへの不安が見られる。「わからない」と回答した男子学生にも「知りたいが怖い」という

回答が 2 件あった。

また、「命の選別になるから」や「倫理的抵抗」（女子学生）のように、倫理的観点からの回答もみられた。

(5) 仮に出生前診断を利用したとして、これから生まれてくるお子さんに重い障がいがあることが分かりました。あなたは、どうしますか？

表 26 出生前診断後の選択

	そのまま子どもを持つと思う	パートナーと相談して考える	人工妊娠中絶を決断すると思う	わからない	無回答	合計
男	11 10.2%	62 57.4%	20 18.5%	11 10.2%	4 3.7%	108 100.0%
女	19 21.8%	47 54.0%	11 12.6%	8 9.2%	2 2.3%	87 100.0%

$$x^2=5.429, df3, p=0.143$$

男女とも 5 割強の人が「パートナーと相談して考える」と回答し、「そのまま子どもを持つと思う」と回答した人は女子学生の方が多く、「人工妊娠中絶を決断すると思う」と回答した人は男子学生の方が多いが、検定結果において有意差は認められなかった。しかし、「そのまま子どもを持つと思う」と「人工妊娠中絶を決断すると思う」を比較すると、男女間に選択の差が見られる。

表 27 回答理由（そのまま子どもを持つと思う）

男子学生

殺すわけにいかない	2
障がいを出さない理由にはできない	2
子どもである事実には変わらない	1
身内におり慣れている	1

女子学生

自分の子であることに変わらない	3
一人の命だから	2
中絶したら後悔する	1
子どもに罪はない	1
せっかく授かった命だから	1

「そのまま子どもを持つと思う」という選択の回答理由からは、「自分の子であることに変わらない」や倫理的な観点からのものが多い。

また、「身内におり慣れている」という男子学生当事者からの回答や、女子学生の「育てられるから」という回答も 1 件あった。

表 28 回答理由（パートナーと相談して考える）

男子学生

自分の意思だけでは決められない	24
リスクがあるから	3
子どもである事実には変わらない	3
パートナーの意見を尊重	2

女子学生

二人の問題だから	9
自分の意思だけでは決められない	5
負担があるから	5
子どもが独りで生きていけるか心配	2
育てる自信がない	1

男女ともに「自分たちの問題」として捉えていることがうかがえる。男子学生の「リスクがあるから」や女子学生の「負担があるから」は、出生前診断における回答と同じように、「子どもを持つ」ことを前提としているのか、「人工妊娠中絶」を視野に入れているかはわからない。

女子学生の「育てる自信がない」(1件)や「私は産みたくないが相談する」(1件)からは、「人工妊娠中絶」が視野に入っていることがうかがえる。

表 29 回答理由（人工妊娠中絶を決断すると思う）

男子学生

女子学生

育てるのが大変, 自信がない	8
子どもに障がいを負わせたくない	5
介護経験があり大変さを知っている	1

育てられる自信がない	4
愛してあげられないかもしれない	1

「人工妊娠中絶を決断すると思う」という選択の回答理由からは、障がいがある子どもを育てることに対する自信のなさがうかがえる。

また、男子学生の「介護経験があり大変さを知っている」という当事者からの回答もあった。

回答理由（わからない）

「わからない」を選択した理由として、男子学生の「簡単に答えは出せない」(1件)、「想像だけでは決められない」(1件)があった。

(6) あなたの親御さんが離婚し、その後再婚しました。あなたの実の親の再婚相手について、自分の親として受け入れると思いますか？

表 30 親の再婚相手について

	受け入れることができると思う	受け入れられないと思う	わからない	無回答	合計
男	24	47	32	5	108
	22.2%	43.5%	29.6%	4.6%	100.0%
女	19	37	29	2	87
	21.8%	42.5%	33.3%	2.3%	100.0%

$$\chi^2=0.198, df2, p=0.906$$

男女とも「受け入れることができると思う」と回答した人は2割程度であり、4割強の人が「受け入れられないと思う」と回答していた。

表 31 回答理由（受け入れることができると思う）

男子学生

親の自由	2
親が信じた人なら自分も信じたい	2
自分も大人だから	2
実際にそうだから	2

女子学生

親の自由	3
親の人生も尊重したい	3
相手が努力してくれれば	1
もうそんなに関わることが無い	1

男女ともに「親の自由」「親の人生も尊重したい」など、親の生き方を尊重する回答が多かった。そして、「実際にそうだから」のように、既にそういう家族のなかに生活している人もいた。

男子学生に「血縁より気持ちが重要」（1件）というように、親子関係における血縁を重視しないという回答が見られた。

また、女子学生に「新しい親の方が本当の親より家族になれるかも」（1件）という回答があり、現在の家族関係が良好でない可能性を示唆するものもあった。

表 32 回答理由（受け入れられないと思う）

男子学生

他人と思う	14
育てていないし血縁もない	6
それまでの親と過ごした時間	2
すぐには受け入れられない	2

女子学生

他人と思う	9
自分にとっての親は変わらない	6
今さら無理	5
自分は自立して生活できるから	2
血縁がない	1

「受け入れられないと思う」と回答した理由として最も多かったのは、「他人と思う」であった。「育てていないし血縁もない」というように、血縁関係に言及している回答が男子学生で二番目に多かった。

女子学生の「自分にとっての親は変わらない」「今さら無理」という回答は、6-3-2 (2) の回答理由にみられた、たとえ血縁があっても「いきなり新しい親子関係は無理」「生活の変化に対応できない」ということからもうかがえる。

女子学生に「私の再婚した親を親と思えないから」（1件）という当事者からの回答があり、その難しさがうかがえるが、「わからない」と回答した男子学生 13 名、女子学生 7 名が「その人次第」と回答しており、さらに、男子学生の当事者に「自分は受け入れられたが、相手に大きく左右される問題」（1件）という回答があり、相手との関係がどのように形成されるかが重要であることがうかがえる。

(7) 自分が結婚したいと思った相手に、既に子どもがいたことが分かりました。あなたは
その場合どうだと思いますか？

表 33 シングルペアレントとの結婚について

	子どもがいても全く気にしないで結婚すると思う	子どもに会ってみて、結婚するかどうかを考えると 思う	別れると思う	わからない	無回答	合計
男	21 19.4%	55 50.9%	12 11.1%	16 14.8%	4 3.7%	108 100.0%
女	18 20.7%	52 59.8%	3 3.4%	12 13.8%	2 2.3%	87 100.0%

$$x^2=4.421, df3, p=0.219$$

男女とも半数以上が「子どもに会ってみて、結婚するかどうかを考えると
思う」と回答し、「子どもがいても全く気にしないで結婚すると思う」と回答した人は、2割程度であった。「別れると思う」と回答した人は、男子学生の方が多いが有意差は認められなかった。

表 34 回答理由（子どもがいても全く気にしないで結婚すると思う）

男子学生

相手を好きな気持ちに変わらない	2
相手は相手	2
親がそうだから	2
自分の気持ち次第	1
血のつながりは重要でない	1

女子学生

あまり関係ない・気にしない	2
子ども込みでその相手	1
出会う時期が違っただけ	1
子どもと仲良くなる自信がある	1

「子どもがいても全く気にしないで結婚すると思う」という回答の理由からは、自分の意思やお互いの努力によって、「相手に子どもがいる」ことを克服できるという楽観的な姿勢が見られる。また、「親がそうだから」のように、自身の経験から、新しい親子関係の構築が可能であると考えていることがうかがえる回答もあった。

表 35 回答理由（子どもに会ってみて、結婚するかどうか考えると
思う）

男子学生

子どもに受け入れられるかが重要	13
どんな子どもか知るため	4
今後を左右するから	2

女子学生

子どもに受け入れられるかが重要	13
子どもの意思を尊重すべき	13
子どもの年齢による	2

男女ともに「子どもに受け入れられるかが重要」という回答が一番多かった。しかし、女子学生に多くみられた「子どもの意思を尊重すべき」という回答は、男子学生にはなかった。その他の男子学生の上記以外の回答も「考える時間が欲しい」（1件）、「何も考えずにOKはできない」（1件）のように、「子どもの意思」ではなく、自分を主体として捉えられていることがうかがえる。

回答理由（別れると思う）

男子学生

「別れると思う」と回答した男子学生の理由は、「責任持てない」「面倒くさい」「愛情を注ぐ自信がない」「自分の子どもがいい」「血がつながっていないと家族になれないから」がそれぞれ1件ずつあり、血縁にかかわる回答がいくつかみられた。

女子学生

女子学生の回答には、「裏切り行為だから」（1件）というものがあつた。

回答理由（わからない）

「わからない」と回答した人の理由には、男子学生の「子どもとは血のつながりがあってほしいが、結婚したいと思った相手の過去は変えられないから」（1件）や、女子学生の「子ども次第」（2件）、「経済的に大丈夫なら」（1件）があつた。

3. きょうだいの有無と血縁意識

表 36 男子学生

	非常に重要	ある程度重要	あまり重要でない	無回答	合計
きょうだいあり	29 30.2%	50 52.1%	15 15.6%	2 2.1%	96 100.0%
きょうだいなし	1 11.1%	3 33.3%	5 55.6%	0 0.0%	9 100.0%

$$x^2=8.361, df2, p<0.05$$

きょうだいなしの母数が小さいため一概にはいえないが、5%水準で有意差が認められた。「非常に重要」と「ある程度重要」をまとめて検定すると、1%水準で有意差が認められた。

表 37 女子学生

	非常に重要	ある程度重要	あまり重要でない	無回答	合計
きょうだいあり	12 16.9%	45 63.4%	12 16.9%	2 2.8%	71 100.0%
きょうだいなし	1 8.3%	8 66.7%	3 25.0%	0 0.0%	12 100.0%

$$x^2=0.845, df2, p=0.655$$

女子学生においては、きょうだいの有無による血縁意識への有意差は認められなかった。

4. 家族観と知識について

(1) あなたは、自分の性格について、「親から遺伝的に引き継いでいる」ように感じたことがありますか

表 38 重要群

	良くある	時々ある	たまにある	全くない	無回答	合計
男	29	35	14	7	1	86
	33.7%	40.7%	16.3%	8.1%	1.2%	100.0%
女	28	25	13	2	0	68
	41.2%	36.8%	19.1%	2.9%	0.0%	100.0%

$$x^2=2.43, df3, p=0.45$$

表 39 重要でない群

	良くある	時々ある	たまにある	全くない	無回答	合計
男	5	10	3	2	0	20
	25.0%	50.0%	15.0%	10.0%	0.0%	100.0%
女	9	7	1	0	0	17
	52.9%	41.2%	5.9%	0.0%	0.0%	100.0%

$$x^2=4.458, df3, p=0.216$$

表 40 重要群：重要でない群

	良くある	時々ある	たまにある	全くない	無回答	合計
重要群	57	60	27	9	1	154
	37.0%	39.0%	17.5%	5.8%	0.6%	100.0%
重要でない群	14	17	4	2	0	37
	37.8%	45.9%	10.8%	5.4%	0.0%	100.0%

$$x^2=1.201, df3, p=0.753$$

「重要群」「重要でない群」ともに男女間における有意差は認められなかった。また、「重要群」と「重要でない群」においても有意差は認められなかった。ともに 9 割以上の人が「たまにある」以上に性格について親からの遺伝を感じており、「全くない」と回答した人は 5%程度である。

(2) あなたは、自分の身体能力、学力などについて、親からの遺伝ではないかと感じたことがありますか

表 41 重要群

	良くある	時々ある	たまにある	全くない	無回答	合計
男	18	33	19	15	1	86
	20.9%	38.4%	22.1%	17.4%	1.2%	100.0%
女	13	24	21	10	0	68
	19.1%	35.3%	30.9%	14.7%	0.0%	100.0%

$$x^2=1.457, df3, p=0.692$$

表 42 重要でない群

	良くある	時々ある	たまにある	全くない	無回答	合計
男	4	6	7	3	0	20
	20.0%	30.0%	35.0%	15.0%	0.0%	100.0%
女	6	5	2	4	0	17
	35.3%	29.4%	11.8%	23.5%	0.0%	100.0%

$$x^2=3.189, df3, p=0.692$$

表 43 重要群：重要でない群

	良くある	時々ある	たまにある	全くない	無回答	合計
重要群	31	57	40	25	1	154
	20.1%	37.0%	26.0%	16.2%	0.6%	100.0%
重要でない群	10	11	9	7	0	37
	27.0%	29.7%	24.3%	18.9%	0.0%	100.0%

$$x^2=1.259, df3, p=0.739$$

身体能力、学力においても親からの遺伝について男女間における有意差は認められなかった。また、「重要群」と「重要でない群」においても有意差は認められなかった。しかし、性格に比べると、「良くある」と回答した人が減少し、「全くない」と回答した人がおよそ3倍に増加していた。

(3) 将来結婚したいと思いますか

表 44 重要群

	そう思う	そう思わない	無回答	合計
男	69	16	1	86
	80.2%	18.6%	1.2%	100.0%
女	65	3	0	68
	95.6%	4.4%	0.0%	100.0%

$$x^2=7.214, df1, p<0.01$$

表 45 重要でない群

	そう思う	そう思わない	無回答	合計
男	14	4	2	20
	70.0%	20.0%	10.0%	100.0%
女	13	4	0	17
	76.5%	23.5%	0.0%	100.0%

$$x^2=0.009, df1, p=0.741$$

結婚願望については、「重要群」において1%水準で男女間に有意差が認められたが、「重要でない群」においては、有意差は認められなかった。

次に、男女それぞれの「重要群」と「重要でない群」を比較すると以下のようになった。

表 46 重要群：重要でない群（男）

	そう思う	そう思わない	無回答	合計
重要群	69	16	1	86
	80.2%	18.6%	1.2%	100.0%
重要でない群	14	4	2	20
	70.0%	20.0%	10.0%	100.0%

$$x^2=0.110, df1, p=0.741$$

表 47 重要群：重要でない群（女）

	そう思う	そう思わない	無回答	合計
重要群	65	3	0	68
	95.6%	4.4%	0.0%	100.0%
重要でない群	13	4	0	17
	76.5%	23.5%	0.0%	100.0%

$$x^2=6.577, df1, p<0.05$$

男子学生においては、「重要群」と「重要でない群」における有意差は認められなかった。しかし、女子学生においては、「重要群」と「重要でない群」において 5%水準で有意差が認められ、「重要でない群」の方が結婚願望が低いことがうかがえる。

(4) 将来子どもを持ちたいですか

表 48 重要群

	そう思う	そう思わない	無回答	合計
男	67	16	3	86
	77.9%	18.6%	3.5%	100.0%
女	59	9	0	68
	86.8%	13.2%	0.0%	100.0%

$$x^2=0.988, df1, p=0.320$$

表 49 重要でない群

	そう思う	そう思わない	無回答	合計
男	12	7	1	20
	60.0%	35.0%	5.0%	100.0%
女	10	7	0	17
	58.8%	41.2%	0.0%	100.0%

$$x^2=0.071, df1, p=0.79$$

表 50 重要群：重要でない群

	そう思う	そう思わない	無回答	合計
重要群	126	25	3	154
	81.8%	16.2%	1.9%	100.0%
重要でない群	22	14	1	37
	59.5%	37.8%	2.7%	100.0%

$$x^2=8.784, df1, p<0.01$$

将来子どもを持ちたいかどうかについては、「重要群」「重要でない群」ともに男女間にお

ける有意差は認められなかった。しかし、「重要群」と「重要でない群」においては 1%水準で有意差が認められ、「重要でない群」の方が子どもを持ちたいという願望が低いことがうかがえる。

5. 想定質問による親子観と生殖補助医療ついて

(1) DNA 鑑定をしたら、両親と血がつながっていないと発覚しました。調べてみたら、出生時に病院で取り違えがあったことが判明しました。それがわかっただけとしたら、これまでの家族との関係が、変化すると思いますか

表 51 重要群

	変わると 思う	いままでと 変わらない	わからない	無回答	合計
男	21	48	15	2	86
	24.4%	55.8%	17.4%	2.3%	100.0%
女	18	39	11	0	68
	26.5%	57.4%	16.2%	0.0%	100.0%

$$x^2=0.094, df2, p=0.954$$

表 52 重要でない群

	変わると 思う	いままでと 変わらない	わからない	無回答	合計
男	1	16	3	0	20
	5.0%	80.0%	15.0%	0.0%	100.0%
女	3	13	1	0	17
	17.6%	76.5%	5.9%	0.0%	100.0%

$$x^2=2.081, df2, p=0.353$$

表 53 重要群：重要でない群

	変わると 思う	いままでと 変わらない	わからない	無回答	合計
重要群	39	87	26	2	154
	25.3%	56.5%	16.9%	1.3%	100.0%
重要でない群	4	29	4	0	37
	10.8%	78.4%	10.8%	0.0%	100.0%

$$x^2=5.793, df2, p=0.055$$

(「わからない」を抜いた場合 $x^2=4.700, df1, p<0.05$)

「重要群」「重要でない群」ともに男女間における有意差は認められなかった。しかし、「重要群」と「重要でない群」においては、「わからない」を抜いて検定した場合に 5%水準で有意差が認められた。どちらも「いままでと変わらない」と回答した人が半数を超えるが、「重要群」において「変わると思う」と回答した人が 2 割強いた。また、「重要でない群」においても、1 割が「変わると思う」と回答していた。

(2) そのあと、本当の両親と一緒に暮らしたいと言ってきました。あなたは、どちらの家族と暮らしますか¹⁸⁰

表 54 重要群

	いままで暮らしてきた両親	両方を行き来する	両方の両親と離れる	わからない	無回答	合計
男	51	18	2	12	3	86
	59.3%	20.9%	2.3%	14.0%	3.5%	100.0%
女	40	20	1	7	0	68
	58.8%	29.4%	1.5%	10.3%	0.0%	100.0%

$$x^2=1.610, df3, p=0.657$$

表 55 重要でない群

	いままで暮らしてきた両親	両方を行き来する	両方の両親と離れる	わからない	無回答	合計
男	14	3	1	2	0	20
	70.0%	15.0%	5.0%	10.0%	0.0%	100.0%
女	11	3	2	1	0	17
	64.7%	17.6%	11.8%	5.9%	0.0%	100.0%

$$x^2=0.789, df3, p=0.852$$

表 56 重要群：重要でない群

	いままで暮らしてきた両親	両方を行き来する	両方の両親と離れる	わからない	無回答	合計
重要群	91	38	3	19	3	154
	59.1%	24.7%	1.9%	12.3%	1.9%	100.0%
重要でない群	25	6	3	3	0	37
	67.6%	16.2%	8.1%	8.1%	0.0%	100.0%

$$x^2=5.272, df3, p=0.153$$

「重要群」「重要でない群」ともに男女間における有意差は認められなかった。「重要群」と「重要でない群」においても半数を超える人が「いままで暮らしてきた両親」と回答している。有意差は認められなかったが、「重要でない群」において「両方を行き来する」または「両方の両親と離れる」と回答した人が2割強いた。

180 前章でも説明したが、質問には「どちらの家族と暮らしますか？」とあるが、回答の選択肢に「本当の家族」がない。これは、明らかな問題であるが、本質問は、本稿においてきわめて重要なものであり、「本当の家族」を選択する人は少ないことが考えられ、「本当の家族」と思った人は、「わからない」または「無回答」を選択したと想定する。

(3) ご結婚された後、パートナーとの間に自然の状態では子どもが持てない（不妊問題）ことが判明しました。その場合、あなたは、次のどれを選択すると思いますか

表 57 重要群

	不妊治療 する	子どもをあ きらめる	養子縁組または 里親を考える	わからない	無回答	合計
男	21	20	11	33	1	86
	24.4%	23.3%	12.8%	38.4%	1.2%	100.0%
女	33	9	12	14	0	68
	48.5%	13.2%	17.6%	20.6%	0.0%	100.0%

$$\chi^2=12.833, df3, p<0.01$$

表 58 重要でない群

	不妊治療 する	子どもをあ きらめる	養子縁組または 里親を考える	わからない	無回答	合計
男	6	5	3	6	0	20
	30.0%	25.0%	15.0%	30.0%	0.0%	100.0%
女	3	0	7	7	0	17
	17.6%	0.0%	41.2%	41.2%	0.0%	100.0%

$$\chi^2=7.483, df3, p=0.058$$

男子学生より女子学生の方が「子どもをあきらめる」と回答した人が少なかった。また、「重要でない群」の女子学生は、「不妊治療する」より「養子縁組または里親を考える」と回答した人が多かった。女子学生の方が、子どもを持ちたいという意識が高いことがうかがえる。

「重要群」において、1%水準で男女間に有意差が認められた。「重要でない群」においてもその傾向がみられる。そこで、男女別に「重要群」と「重要でない群」を比較すると以下のようになった。

表 59 重要群：重要でない群（男）

	不妊治療 する	子どもをあ きらめる	養子縁組または 里親を考える	わからない	無回答	合計
重要	21	20	11	33	1	86
	24.4%	23.3%	12.8%	38.4%	1.2%	100.0%
重要でない	6	5	3	6	0	20
	30.0%	25.0%	15.0%	30.0%	0.0%	100.0%

$$\chi^2=0.582, df3, p=0.901$$

表 60 重要群：重要でない群（女）

	不妊治療 する	子どもをあ きらめる	養子縁組または 里親を考える	わからない	無回答	合計
重要	33	9	12	14	0	68
	48.5%	13.2%	17.6%	20.6%	0.0%	100.0%
重要でない	3	0	7	7	0	17
	17.6%	0.0%	41.2%	41.2%	0.0%	100.0%

$$\chi^2=11.014, \text{ df}3, \text{ p}<0.05$$

「重要群」と「重要でない群」において、男子学生では有意差は認められなかったが、女子学生では5%水準で有意差が認められた。女子学生の「重要群」では「不妊治療する」と回答する割合が高い傾向がみられ、「重要でない群」において「不妊治療する」よりも「養子縁組または里親を考える」と回答する割合が高い傾向がみられた。

(4) あなたのお子さんが生まれてくることになり、医師から、生まれてくる子どもについての情報（ダウン症、二分脊椎などの障がい）を生まれる前に知る手段があることを聞きました（出生前診断）。あなたはそうした手段を利用したいと思いますか

表 61 重要群

	利用したい	利用したくない	わからない	無回答	合計
男	50	17	18	1	86
	58.1%	19.8%	20.9%	1.2%	100.0%
女	37	23	8	0	68
	54.4%	33.8%	11.8%	0.0%	100.0%

$$\chi^2=4.860, \text{ df}2, \text{ p}=0.088$$

表 62 重要でない群

	利用したい	利用したくない	わからない	無回答	合計
男	15	0	5	0	20
	75.0%	0.0%	25.0%	0.0%	100.0%
女	9	6	2	0	17
	52.9%	35.3%	11.8%	0.0%	100.0%

$$\chi^2=8.560, \text{ df}2, \text{ p}<0.05$$

出生前診断については、男女ともに半数を超える人が「利用したい」と回答している。「重要でない群」の男子学生では、「利用したくない」と回答した人が一人もいなかった。また、「重要でない群」において、5%水準で男女間に有意差が認められた。そこで、男女別に「重要群」と「重要でない群」を比較すると以下ようになった。

表 63 重要群：重要でない群（男）

	利用したい	利用したくない	わからない	無回答	合計
重要群	50	17	18	1	86
	58.1%	19.8%	20.9%	1.2%	100.0%
重要でない群	15	0	5	0	20
	75.0%	0.0%	25.0%	0.0%	100.0%

$$x^2=4.792, df2, p=0.091$$

表 64 重要群：重要でない群（女）

	利用したい	利用したくない	わからない	無回答	合計
重要群	37	23	8	0	68
	54.4%	33.8%	11.8%	0.0%	100.0%
重要でない群	9	6	2	0	17
	52.9%	35.3%	11.8%	0.0%	100.0%

$$x^2=0.014, df2, p=0.993$$

男女ともに「重要群」と「重要でない群」における有意差は認められなかったが、女子学生の方が「利用したくない」と回答する割合が高く、男子学生の方が「わからない」と回答する割合が高い傾向がみられた。

(5) 仮に出生前診断を利用したとして、これから生まれてくるお子さんに重い障がいがあることが分かりました。あなたは、どうしますか

表 65 重要群

	そのまま子どもを持つと思う	パートナーと相談して考える	人工妊娠中絶を 決断すると思う	わからない	無回答	合計
男	8	51	17	7	3	86
	9.3%	59.3%	19.8%	8.1%	3.5%	100.0%
女	17	33	10	6	2	68
	25.0%	48.5%	14.7%	8.8%	2.9%	100.0%

$$x^2=7.142, df3, p=0.068$$

表 66 重要でない群

	そのまま子どもを持つと思う	パートナーと相談して考える	人工妊娠中絶を 決断すると思う	わからない	無回答	合計
男	3	9	3	4	1	20
	15.0%	45.0%	15.0%	20.0%	5.0%	100.0%
女	2	12	1	2	0	17
	11.8%	70.6%	5.9%	11.8%	0.0%	100.0%

$$x^2=2.191, df3, p=0.534$$

「重要群」では、男子学生より女子学生の方が「そのまま子どもを持つと思う」と回答した人が多く、「人工妊娠中絶を決断すると思う」と回答した人が少なかった。男女ともに「パートナーと相談して考える」と回答した人が多い。

(6) あなたの親御さんが離婚し、その後再婚しました。あなたの実の親の再婚相手について、自分の親として受け入れると思いますか

表 67 重要群

	受け入れることができると思う	受け入れられないと思う	わからない	無回答	合計
男	16	41	25	4	86
	18.6%	47.7%	29.1%	4.7%	100.0%
女	12	32	22	2	68
	17.6%	47.1%	32.4%	2.9%	100.0%

$$x^2=0.145, df2, p=0.930$$

表 68 重要でない群

	受け入れることができると思う	受け入れられないと思う	わからない	無回答	合計
男	7	5	7	1	20
	35.0%	25.0%	35.0%	5.0%	100.0%
女	6	5	6	0	17
	35.3%	29.4%	35.3%	0.0%	100.0%

$$x^2=0.043, df2, p=0.979$$

表 69 重要群：重要でない群

	受け入れることができると思う	受け入れられないと思う	わからない	無回答	合計
重要群	28	73	47	6	154
	18.2%	47.4%	30.5%	3.9%	100.0%
重要でない群	13	10	13	1	37
	35.1%	27.0%	35.1%	2.7%	100.0%

$$x^2=6.990, df2, p<0.05$$

「重要群」「重要でない群」ともに男女間における有意差は認められなかった。「重要群」と「重要でない群」においては、5%水準で有意差が認められた。「重要群」より「重要でない群」の方が、「受け入れることができると思う」と回答した人が多かったが、「重要群」では、「受け入れられないと思う」と回答した人が半数近くいた。

(7) 自分が結婚したいと思った相手に、既に子どもがいたことが分かりました。あなたは
その場合どうだと思いますか

表 70 重要群

	子どもがいても全く 気にしないで結婚 すると思う	子どもに会ってみ て、結婚するかど うか考えると思う	別れると 思う	わから ない	無回答	合計
男	14	46	9	14	3	86
	16.3%	53.5%	10.5%	16.3%	3.5%	100.0%
女	12	39	3	12	2	68
	17.6%	57.4%	4.4%	17.6%	2.9%	100.0%

$$x^2=1.970, df3, p=0.579$$

表 71 重要でない群

	子どもがいても全く 気にしないで結婚 すると思う	子どもに会ってみ て、結婚するかど うか考えると思う	別れると 思う	わから ない	無回答	合計
男	7	9	1	2	1	20
	35.0%	45.0%	5.0%	10.0%	5.0%	100.0%
女	4	13	0	0	0	17
	23.5%	76.5%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

$$x^2=4.448, df3, p=0.217$$

表 72 重要群：重要でない群

	子どもがいても全く 気にしないで結婚 すると思う	子どもに会ってみ て、結婚するかど うか考えると思う	別れると 思う	わから ない	無回答	合計
重要群	26	85	12	26	5	154
	16.9%	55.2%	7.8%	16.9%	3.2%	100.0%
重要でな い群	11	22	1	2	1	37
	29.7%	59.5%	2.7%	5.4%	2.7%	100.0%

$$x^2=6.431, df3, p=0.092$$

「重要群」「重要でない群」ともに男女間における有意差は認められなかった。「重要群」と「重要でない群」においても有意差は認められなかった。どちらも半数以上が「子どもに会ってみて、結婚するかどうか考えると思う」と回答しているが、「重要でない群」の方が、「子どもがいても全く気にしないで結婚すると思う」と回答する割合が高い傾向がみられた。

※大学生アンケート調査

ここでは、本論で記さなかった学生へのアンケート調査の結果を示す。

1. きょうだい構成

表1 きょうだいの有無

	きょうだいあり	きょうだいなし	無回答	合計
男	96	9	3	108
	88.9%	8.3%	2.8%	100.0%
女	71	12	4	87
	81.6%	13.8%	4.6%	100.0%

表2 きょうだい構成

	兄	姉	弟	妹	合計
男	32	29	37	34	132
	24.2%	22.0%	28.0%	25.8%	100.0%
女	19	31	26	14	90
	21.1%	34.4%	28.9%	15.6%	100.0%

きょうだいについては、男女ともに8割以上にきょうだいがある。2013年の一人っ子世帯数が、児童のいる世帯のうちの約45%¹⁸¹であることと比較すると、きょうだいのいる学生が多かった。きょうだいの人数は男子学生平均1.38人で最多4人、女子学生平均1.27人で最多3人であった。兄、姉、弟、妹の割合ではそれほど大きな偏りは見られなかった。

2. 家族観と知識について

2-1. あなたは「できちゃった婚」についてどう思いますか？

表3 「できちゃった婚」について

	かまわない と思う	よくないと 思う	わからない	合計
男	49	40	19	108
	45.4%	37.0%	17.6%	100.0%
女	43	29	15	87
	49.4%	33.3%	17.2%	100.0%

$$\chi^2=0.358, df2, p=0.836$$

「できちゃった婚」に対する意識は、男女とも5割弱が「かまわないと思う」と回答し、「良くないとと思う」も4割弱と同じような傾向を示している。

¹⁸¹厚生労働省、2014、「児童の有無及び児童数別にみた世帯数の構成割合・平均児童数の年次推移」『グラフで見る世帯の状況』、厚生労働省ホームページ、(2017年11月22日取得、<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/20-21-h25.pdf>)。

表4 回答理由（かまわないと思う）

男子学生

互いの同意があれば	8
責任取って結婚したから	7
本人の自由	6
愛があれば	4
順序ではない	3
少子化だから	2

女子学生

順序ではない	13
責任あるなら	5
何がよくないかわからない	4
互いの同意があれば	2
養育環境が整っているなら	2
少子化だから	2

「かまわないと思う」と回答した理由に男女差が見られる。男子学生では、「同意」や「責任」のように当人の意識が重視されるが、女子学生では「順序ではない」ことや「何がよくないかわからない」のような客観的な視点が重視されている傾向がある。

表5 回答理由（よくないと思う）

男子学生

計画性に欠ける	8
無責任な感じ	4
親の承認が無い	3
仕方なくに感じる	3
順序が大切	2
考えが甘い	2
誠実さに欠ける	2

女子学生

無責任な感じ	9
意図しない子どもは後にうまくいかない	6
準備ができていない	4
順序は大切	2
男女とも結婚するまで清い体でいなくて はならないと思うから	1

「よくないと思う」という回答については、男女ともに「責任」や「計画性」について問題とする傾向が見られる。

2-2. あなたは、結婚せずに子どもを持つことについて、どのように思いますか？

表6 結婚せずに子どもを持つことについて

	かまわない と思う	よくない と思う	わからない	無回答	合計
男	66	29	11	2	108
	61.1%	26.9%	10.2%	1.9%	100.0%
女	55	23	8	1	87
	63.2%	26.4%	9.2%	1.1%	100.0%

$$\chi^2=0.083, df2, p=0.959$$

男女とも同等の割合で6割以上が肯定感を持っていることがうかがえる。「できちゃった婚」より「結婚せずに子どもを持つこと」について肯定感が高い傾向が見られる。

2-3. あなたは、「ステップファミリー」について、知っていますか？

表7 ステップファミリーの認知度

	意味がわかる	聞いたことがある	知らない	無回答	合計
男	23	30	53	2	108
	21.3%	27.8%	49.1%	1.9%	100.0%
女	35	25	27	0	87
	40.2%	28.7%	31.0%	0.0%	100.0%

$$x^2=9.61, df2, p<0.01$$

「ステップファミリー」の認知については、男子学生の半数近くが「知らない」と回答しており、「意味が分かる」においても男女で2倍の差があり、検定結果においても1%水準で有意差が認められた。特に男子学生において「意味がわかる」と回答した人が2割しかおらず、認知度の低さがうかがえる。

2-4. あなたは、AID（生殖補助医療の一つ）について、知っていますか？

表8 AIDの認知度

	意味がわかる	聞いたことがある	知らない	合計
男	23	35	50	108
	21.3%	32.4%	46.3%	100.0%
女	22	22	43	87
	25.3%	25.3%	49.4%	100.0%

$$x^2=1.267, df2, p=0.531$$

AIDについては、男女とも半数近くが「知らない」と回答していた。「意味がわかる」と回答した人も男女ともに2割程度で、女子学生においては「ステップファミリー」よりも認知度が低い。

2-5. あなたは、「出生前診断」について、知っていますか？

表9 出生前診断の認知度

	意味がわかる	聞いたことがある	知らない	合計
男	68	29	11	108
	63.0%	26.9%	10.2%	100.0%
女	74	10	3	87
	85.1%	11.5%	3.4%	100.0%

$$x^2=11.959, df2, p<0.01$$

「出生前診断」については、男女とも6割以上が「意味がわかる」と回答しているが、女子学生においては85%が「意味がわかる」と回答しており、検定結果においても1%水準で有意差が認められた。妊娠・出産するのは女性であり、当事者意識や知識を得る機会の違

いがかうかがえる。また、「AID」「ステップファミリー」に比べ認知度が高い。

2-6. 現在民間企業によって DNA 検査が行われるようになっていますが、あなたはそれについてご存知ですか？

表 10 民間企業による DNA 検査の認知度

	知っている	聞いたことがある	知らない	合計
男	51	30	27	108
	47.2%	27.8%	25.0%	100.0%
女	38	24	25	87
	43.7%	27.6%	28.7%	100.0%

$$x^2=0.385, df2, p=0.825$$

男女とも「聞いたことがある」を含めれば、認知率は7割を超える。電車広告や、ネット上の広告なども多く、認知度が高いことがうかがえる。

※知っている方、聞いたことがある方に伺います。あなたは DNA 検査を受けてみたいと思いますか？

表 11 DNA 検査について

	受けてみたい	受けたくない	無回答	合計
男	34	51	23	108
	31.5%	47.2%	21.3%	100.0%
女	30	33	24	87
	34.5%	37.9%	27.6%	100.0%

$$x^2=0.856, df1, p=0.389$$

前の質問で「知らない」と回答した人も数人回答しているが、男女とも「受けてみたい」と回答した人は3割程度である。

※受けてみたいと回答した方は、どんなことを知りたいですか？（複数回答可）

表 12 回答理由

男子学生

病気	8
血縁関係	4
体質	3
興味本位	3
自分のルーツ	2

女子学生

病気	10
自分が本当に父と母の子なのか	2
自分の性格	2
障がいの有無	1
自分のルーツ	1

男女ともに「病気」についてという回答が一番多い。次に、「血縁関係」や「自分のルーツ」のような親子のつながりにかかわるものが見られる。

2-7. あなたは、このような科学技術（出生前診断，DNA 検査などの精度）をどのくらい信頼していますか？

表 13 科学技術への信頼度

	かなり信頼している	ある程度信頼している	あまり信頼していない	全く信頼していない	無回答	合計
男	21	82	4	0	1	108
	19.4%	75.9%	3.7%	0.0%	0.9%	100.0%
女	13	71	3	0	0	87
	14.9%	81.6%	3.4%	0.0%	0.0%	100.0%

$$x^2=0.762, df2, p=0.683$$

男女とも 9 割を超える人が「ある程度」以上信頼しており，信頼度は高い。

2-8. このように，医学，生物学における科学技術の進展によっていろいろなことが解明されることについてどう思いますか？

表 14 科学技術の進展について

	望ましいと思う	ある程度望ましいと思う	あまり望ましいと思わない	望ましくない	無回答	合計
男	43	60	4	0	1	108
	39.8%	55.6%	3.7%	0.0%	0.9%	100.0%
女	17	56	14	0	0	87
	19.5%	64.4%	16.1%	0.0%	0.0%	100.0%

$$x^2=15.058, df2, p<0.001$$

検定結果においても 0.1%水準で男女に有意差が認められ，女子学生においては「望ましいと思う」と回答した人が 2 割で，男子学生と 2 倍の差がある。ただし，「望ましくない」と回答した人はおらず，「あまり望ましいと思わない」と回答した女子学生が男子学生に比べて多かった。

表 15 回答理由（望ましいと思う）

男子学生

役立つ	7
病気治療など医療の進歩	6
良いことだから	5
人は進化，進歩するもの	4
選択の幅が広がる	2
自由である	2

女子学生

病気治療など医療の進歩	4
分からないことが解明されるのはよい	2
真実が知れる	2
役立つ	1

DNA 検査で知りたいことから同様の結果が見られ，「望ましいと思う」と回答した男女ともに「病気治療などの医療の進歩」を肯定的に捉えていることがうかがえる。

表 16 回答理由（ある程度望ましいと思う）

男子学生

分からないことが解明されるのはよい	8
病気治療など医療の進歩	8
メリットに期待できる	6
選択の幅が広がる	3
正負両面ある	3

女子学生

病気治療など医療の進歩	6
リスク対策ができる	6
真実が知れる	4
知らなくてよいこともある	4
選択の幅が広がる	4
役立つ	4

「ある程度望ましいと思う」と回答した人の多くも「病気治療など医療の進歩」をその理由としているが、「正負両面ある」や「知らなくてもよいこともある」のように、慎重な姿勢がうかがえる。その例として、女子学生に「生む前に子どもの障がいがあり、産むのを断念する」や「命の選択につながるため」のように出生前診断を前提とした回答が見られた。

表 17 回答理由（あまり望ましいと思わない）

男子学生

悪用される	1
倫理に反する	1
正負両面ある	1

女子学生

知らなくてよいこともある	5
出生前診断での中絶	5

「あまり望ましいと思わない」という回答からは、負の面を危惧する傾向が見られるが、特に女子学生においては、「出生前診断での中絶」を挙げる人が多くいた。

3. あなたは「できちゃった婚」についてどう思いますか？(男子)	
かまわないと思う	それはなぜですか
	本人の同意だから
	愛があればいいと思う
	「できちゃった婚」は社会的非難を受けることも多いが、問題なのはそういった結婚をした親の多くが育児をおろそかにすることだと思う。故にそれ自体はさしたる問題ではなくその後がより重要だと思う
	結婚するかしないかは本人の自由だと思うから
	今、少子化だから
	出来ちゃったから
	できちゃったんなら仕方ないから
	自由
	本人次第だから
	本人達が納得できるならいいと思うから
	ちゃんと結婚して子どもを養おうとする気持ちがあるから
	その人たちがいいならいいと思う
	お互いが同意の上ならかまわない
	できちゃった婚の夫婦が上手くいかないとは限らないから
	責任を持って、愛情をもって子どもを育てられると思うから
	人の自由
	いずれつくるから
	個人の自由。後々結婚してるしいと思う
	知人にいるが幸せそうだから
	子どもができて責任を取って結婚してるから
	年齢的に成熟しているのなら問題はないと思う
	この少子化の時代に、できちゃった婚を否定してる場合じゃないと思う
	双方が望むなら良いと思うから
	身近にそのような人がいて、その夫婦は子どもをしっかり育てているためそのような覚悟があればいいと思う
	どのようなかたちであっても自由であると思われるから
	成人していなければ良いことではないと思うが、成人していれば、又、お互い同意の上であれば構わないと思う
	愛し合った結果だから
	結婚して責任を取るのであれば問題ない
	その後なんらかの責任をとるのであればという注釈が入るが、それがなされるなら周囲にとやかく言われる筋合いは無いと思う
	生れたという事実に対して一定の責任を果たそうとしているため
	愛し合った結果なら良いと思う
	男女の成り行きで結婚のキッカケが生まれるのはいいこと

	順序とか昔からのしきたりとかにしばられる必要は無いと思う。幸せであれば
	責任をとるならばかまわないと思う
	多少順序が前後するだけだから
	それなりに考えがあって、お互いを人生のパートナーとして認識していることを前提としているのであれば順番は関係ないとおもうからである。ただ何も考えていない場合は良くないと思う
	彼らが幸せかどうかは、本人次第であるから
	愛し合うのに理由はいらぬから
	最終的に結婚するのならよいと思う。しかし、男性側が責任を果たさないで逃げる可能性もあるので難しい
	双方社会的責任が取れる年齢、覚悟があるという条件つき、その他の場合ではよくないと思う
	人によって様々ながら、何かしらプラスのきっかけにもなり得る
よくないと思う	
	恋愛には順序が大切だと考えるから
	考えが甘いと思うから
	計画性に欠ける
	子どもを育てられる経済基盤がない場合が多いから
	名称からしてイタイ
	責任の所在が曖昧になるから
	そのまま結婚しているままならかまわないが、長く続かなそうなイメージがある
	話し合った上で結婚するほうが責任感も増すはず
	自分の親がそうだから
	結婚や家族について後から考えるから
	積極的に望んだ結婚ではないから
	安易であるように感じるから
	誠実さに欠ける
	子どもを育てられるという覚悟ができてから子作りをするべきだと思うから
	子どもを養う準備が出来ていない場合が多く、子どもが困難に陥る場合が多いから
	親の承認を得ないうちに子どもができてしまうから
	子どもを生むタイミングはしっかり考える必要があると思う。なぜなら子どもと両者に大きなリスクがあり、その他の人にも影響するからだ
	親にしっかりと話を通すのが筋だと思うから
	仕方なく結婚する感じがするから
	親の同意を待っていないから
	結婚することの準備が不十分になってしまうと思うから
	絶対結婚せざるを得なくなってしまうから
	子どもを結婚の理由にするのは好きじゃないから

	親が子を育てる義務を果たそうとするか分からないから
	子どもができたから結婚するという順序が逆だと思うから
	絶対にダメというわけではないが家族として長く関わっていく上で軽率だと思うから
	将来産まれる子どもを成人して働くようになるまで育てる責任があるか分からない
	場合によるが、まだ貯蓄もたいてない男女ができ婚になった場合子どもの将来を保証してあげられるのだろうかと思うため
	順序を踏んでいない
	結婚という人生における重要なポイントを軽んじているように感じられるから
	望まない形での妊娠は倫理的によくないから
	男女間において子どもが欲しいという意思があったか分からないから
	人生の計画が崩れるから
	先のことを考えてないと思うから
	互いに本当に必要であり、したかったからしたのではないため
	結婚するほどの深い愛情や覚悟が足りない可能性があるから
	経済的な面など計画性がなく、離婚の原因になるから
	子どもに対して責任を取れる環境であるとは思えないから
わからない	
	子どもができてしまったから結婚するとも言いが、できてよという考えが当事者同士にあったのなら、それはそれでいいのかもと思うが、結婚について良い悪いの感覚があまり持っていないため、「わからない」を選んだ
	正直、良くも悪くも思わず、一つのパターンとして認識している
	子どもに愛情があるならそれでいい
	考えたことがない
	長年付き合っていて、子どもができたことをきっかけとして結婚することは別にかまわないと思う
	子どもができて責任をとるという形で結婚するのはかまわないが、望まない結婚にもつながるので良い面と悪い面、人それぞれ立場によると思う
	「できちゃった婚」で上手くいってる家庭もあるし、そうでなくても上手くいかない家庭もあるから
	子どもに対する責任を負うかどうかによる

3. あなたは「できちゃった婚」についてどう思いますか？(女子)	
かまわないと思 う	それはなぜですか
	本人同士が納得しているなら良いと思う
	仕方ない
	何がよくないのか分からない
	子どもを授かった責任で結婚するというのも1つの選択肢だと思う
	自分では絶対に無いと思うけれど、そういう人たちも多いので、世の中的にはアリだと思ったから
	結局は結婚して子どもをつくることには変わらないから
	子どもに罪はない。親にちゃんと責任があるなら良いと思う
	逆になぜ良くないことなのか分からない
	子どもができたことに対して責任を持った行動だと思うため。これによって自らの立場を考えるきっかけにもなるのではないかと考える
	結婚を決める1つの要素だと思うから
	少子化が大きな問題となっているから
	結婚してから子どもを作ったのようによくあるプロセスをふまなくても別によいと思うから
	子どもを育てられる環境が整っているならば問題ない
	順番は関係ないと思うから
	少子化であるし、それでしっかり育てるなら大丈夫だと思う
	結婚のきっかけは人それぞれで良いと思うから
	特に悪いことというイメージがない
	それがきっかけになればよいのではと思う。意思がかたまっていないのに、というのはいくはないと思う
	子どもの親がはっきりしているのであればどのような形の結婚でも良いと思うから
	性行為を行うことは、カップルにとっては自然のことで、それで子どもができて、そしてそれをきっかけに結婚をしても悪いことはないように思う
	それくらいの関係だからそういった行為をしたと思うから
	生物として自然なことだから
	できちゃった婚であっても、きちんと結婚できる準備がととのっていて子どもを育てられるなら問題ないと思うから
	その後子どもを大切に育てていくことができるなら順番は関係ないと思うから
	きっかけがそれでもちゃんとやっていけるならいいと思うから
	順番が違うだけ
	子どもができたため、男女ともに覚悟や責任、愛情を持って家庭を築くならばかまわないと思うから
	それで本当に幸せなら、そのつもりだったんなら良いと思う(結婚するつもり)

	2人の同意があり育てられる決意があるなら良いと思うから
	その場のノリみたいな感じで進んでしまったものはしょうがないと思うから。ただ、それなりの責任をもってその後生活していく必要はあると思う
	結婚してからのほうが何となく順番として正しいと思うし、そのほうが覚悟する時間があるという意味で、その後のことを考えると良いとは思ふ。しかし、子どもができたタイミングでも結婚が決意できるなら、それでもいいのかなと思うから
	親戚がそうだから
	できちゃった婚だからといってよくない点が出てくるとは思わないから
	たまたま順番が逆になってしまっただけで愛し合っていれば十分だから
	本当に愛し合っているなら結婚すればいいと思う。子どもができたときに、女性だけが責任をおうことだけは本当によくない(中絶するにしても産むにしてもそれだけで大きな負担)
	そのときの年齢にもよると思うけど、子どもができること自体は悪いことではないと思うから
	子どもができようと思えばいいと、結婚する時期についてはその人の自由だから
	子どもができるのは結婚前、後どちらでもいいと思うし、離婚となる夫婦はどのタイミングで子どもができて離婚する
よくないと思う	
	互いに愛があり、結婚を考える仲であるなら良いと思う
	やっぱり順序は大切だとおもふから
	子どもができてしまったから仕方なく結婚するというのは、生まれて来る子どもに対して失礼
	軽々しい気がする。結婚の理由が「子どもができたから(仕方なく)」というのは悲しい
	その場の勢いみたいな印象をうけるから
	子どもを理由に”しかたなく”的な籍の入れ方はよくないと思うから
	意図せず子どもがいてもその後上手くいかないと思うから
	お互い結婚する準備(お金だけではなく、気持ちも)がまだできていないから
	まだ子どもを持つ覚悟ができていないのに、子どもができたからといって結婚するのは、これから無責任になるかもしれないから
	子どもができたから結婚するのと結婚したいから結婚するのでは、その法的関係に対しての責任意識が変わると思うため
	子どもを育てる環境が整わないまま出産に至ることもあると思うので
	夫婦関係が長く続きそうにないように思えるから
	うまくいっているならよいが様々な問題が存在すると思う
	無責任だから
	段階を踏んで子どもは作るべきだと思う

	できちゃった場合責任をとってもらえない場合苦しむのは女だから慎重にそういう行為をするべき
	赤の他人と一緒に過ごすことについて、深く考える時間がない
	きちんとお互いの価値観(認識—相手と子どもを作っても良いという意識)の共有をしていけば、良いと思うが、子どもが出来たことが偶然であった場合よくないと思う
	望まない子だったら、その子が将来辛い思いををすると思う
	子どもができたから結婚するというと、自分たちの意思に反して結婚するといった印象をうける。全てのカップルがそうだとは思わないが、望んでいない結婚(場合によっては妊娠も)は将来家族がバラバラになりやすいと思うし、そうなったら子どもがかわいそう
	その後子どもをちゃんと育てれば何も問題はないけれど、虐待する家庭が多いように思うから
	男女とも結婚するまで清い体でいなくてはならないと思うから
	「子どもができたこと」が理由になって、愛し合ってたとしても半強制的な結婚になると思うから
	親になる覚悟や準備が万全ではない場合、自分に対して、相手及び子どもに対しても無責任だと思います。避妊の手段があるので、「できちゃった婚」はそんなに純粋な婚姻関係ではないと考えます
	子どもの責任問題になってきたり、お金が絡んでくるので、ある程度きちんと親や周りの人の了承を得る等の形で相方の責任感を確認させる必要があると思うから
	確かに、出来てしまったのなら子どもを育てるためにも結婚したほうが教育などもしやすいが、事前にある程度準備したほうが教育しやすい
わからない	
	任意の場合なら良いけど、意思もなくしょうがなく結婚するのはよくない
	それぞれ様々な理由がある可能性があるから
	ちゃんとした家族計画ではないが、生まれてくる命を無駄にはしていないから
	結婚前提の関係であったならどちらが先でも大差ないように思うから
	もともと結婚するつもりで子育てをする覚悟があるなら良いと思うが、責任がもてない気持ちのまま結婚しなくてはならない状況になるのは良くないと思うので
	すぐに離婚する場合はあまり良くないと思うが、それがきっかけで結婚し、長く続く場合は良いと思うから
	状況によって変わると思うから。本人達が本当に愛し合ってるなら問題ないが、望んでいなかった場合は良くない
	状況による

8. DNA 検査でどんなことを知りたい(男子)
わざわざ受ける理由がない, お金のムダ
とりあえず経験したい
自らの可能性
自分の家柄
血縁関係
自分は何者なのか
親からの遺伝等(病気 etc)
アレルギー等の病気
体質
自分になりやすい病気
自身の体質
どんな病気になりやすいのか
性別, 体の様子
冒険家になりやすい遺伝子があるらしいから, それを持っているか知りたい
興味本位
病の可能性
好奇心
父との関係性を確認したいから
病気のなりやすさなど
単純になんとか興味があるだけ
両親との血縁関係
将来どんなガンになりやすいのか
血縁
親との血縁が正しいかどうか
自分の生のルーツを純粹に知りたい
自分のかかりやすい病気や, 遺伝子に異常がないか
先天的病気の有無
自分の体質とか(ガンになりやすさ, 太りやすさ)を知りたいと思います
どんなことに向いているか
アレルギー, ガンなど病気に関して
受けるときの雰囲気
もし分かるのなら自分の優れた点(身体的でも何でも)
自分の民族・ルーツがどこにあるか知りたいから

8. DNA 検査でどんなことを知りたい(女子)
遺伝子
特に知りたいことはない
病気になりやすいとかは知りたいけれど、親子鑑定はどちらでもよい
もし子どもが病気をもっていた時にそれに対する準備が前もってできるから
姉妹でどの程度同じなのか
将来かかるかもしれない病気
どんなことがわかるのか具体例がわからない
自分が本当に父と母の子なのか
両親と血がつながっているか
持病のことをもっとよく知りたい
体に遺伝子にいい物や悪いものを知りたい
自分がかかりやすい病気, 体質
障がいの有無
特にこれというものはない
遺伝性の病気とか
自分がどうするとやせやすいか
自分がどのようなことを得意であるのか, 苦手であるのかを知り, これからの生活に参考してみたい
どのような病気になりやすいか
遺伝性の病気の発症の可能性が高いかどうか
自分が将来どんな病気にかかりやすいか
自分の性格とか病気など. 親との関係はあまり興味がない
自分の性格と DNA と何の関係あるのか知りたい
病気のリスク
知れるなら自分の人類としての出身地方

10. このように、医学、生物学における科学技術の進展によっていろいろなことが解明されることについてどう思いますか？(男子)

望ましいと思う	それはなぜですか
	人間は進化していくものだから
	新しく解明されたことによって多くの人が救われることもあると思うため
	人間だから
	分からないことが解明されるのは良いことだから
	人類の進歩になるから
	いろいろな事を知ること、自分の生き方の参考になるから
	いろいろと役立つから
	色々問題はあるだろうけど自分のことを詳しく知っとく必要もあると思うから
	人の命を救えるから
	病気の解明治療に役立つ
	はっきりとしたことが分かる方がいい
	選択肢が増えること自体はいいことだと思う。嫌ならやらなきゃいい
	可能なことが増えるから
	選択の幅が広がる
	長生きしたいから
	人々の健康維持に寄与しているほか、個々人の選択の幅を広げるから
	人類の未来に貢献するだろうから
	原因不明で不治の病と言われていたものが治るようになることは良いことだと思うから
	それによって防げる病気などもあると思うから
	認識があることによって、問題が発生したときの対策が打ちやすいから
	技術の進歩により、自分の望みが叶う人が増える
	未然にトラブルを防げる
	進展させようと努力していくのが人間の本性だからそうなるのが自然である
	人間の生活自体の向上につながるものだから
	分からない事を分かるようにしてくれたら、自分もつ疑問や不安が消えてすっきりする
	きれいごとなしに、みもふたもないけど、健常者と比べてどこか劣っている人が減ることが本当の平等になるから
	情報を知れるのはプラスになるから
	倫理上の問題はあまり考慮しない上、分からないことが分かるのは良いことだと思うから
	信じるかどうか、その技術を使うかどうかは個人の自由であり解明することは何ら問題ない

	人類が増えることはいいことだと考えているから、それとこうした検査を通じてそれまで知らなかった本性のようなものを知ることができるかもしれないから
	人の健康に役に立つことができる
	その技術を望む人がいるから。望まないなら使わなければ良いだけ
	不確実性をできるだけ取り除いていく事が、人間の進歩だと思うから
	将来かかる可能性のある病気の対策が打てるようになったり、様々な面で有意義な人生になると思うから
	警察の科学捜査の補助になるから。不妊治療や子どもの取り違い防止になるはず
	特に問題は生じないから。どう解決するかは個人の問題
	病気の治療など生命に関わる問題だから
ある程度望ましいと思う	
	親子の血のつながりの問題などもあるが、分からないことが解明されるのは良いことだと思うから。
	知っというて損はなさそう
	人の生活をよりよくするためならば望ましいと思う
	新たなことの発見は望ましいことだから
	技術の進展によるメリットに期待できるから
	いま生きている我々になんらかの利益がありそうだから
	自己についてより深く知りたい人にとっては良い手段だから
	白黒はっきりするから
	企てを知ることが出来るから(まあ真実とは限りませんが)
	自身の健康につながると思うから
	知らなくて良いこともあるから
	進展のためには望ましいが、出生前診断などは中絶につながることもあるため、そういうところは不の側面だから
	様々な難病を治療できる可能性があるから
	人間の成長が理解できる
	人類にとって科学技術の進歩は良いことだと思うから
	選択肢が広がるから。しかし考えは深くならねばならない
	病気の解明や新たな治療法の発見につながるのであればよいと思う
	医学・生物学など科学技術の発展と倫理的な問題は表裏一体だから
	それによって助かる人がいるなら、それはいいと思う
	おおよその場合それはプラスにはたらくと思うから
	様々な病気を治療するための手がかりとなればいいと思うから
	「生命とは何か」「命の正体」については解明されるべきではないと思うから、「ある程度」とした
	倫理的な問題はあるが、人が出来ることの幅が広がるから

	子どもへの隠し事はできるかぎり少ないほうが良いと考えるため
	正しく使えば、より良い生活がおくれるかもしれないから
	知らないことを知る選択肢が増えるから
	それにより不治の病といわれるものがなくなれば良いと思うから
	今まで分からなかったことが分かるようになることは素晴らしいことだから
	はっきりしていていい
	正確に知ることができるから
	それによって我々が生きやすくなるから
	今のところ、科学技術の発展は多くの人に希望を与えていると感じるため
	最近、病気の数が増え、理解できないことが多くなってきているから
	治らない病気が治るようになるなど幸福をもたらすことがあるから
	病気の人々の選択肢が増えることが大切と考えるから
	病気について予知することは良いと思うが、あまり依存すべきではないと思うのである程度望ましいと思いました
	役に立つことが多いが、新たな問題を生むことにもなるため
	倫理的な問題と科学的な問題は異なると思うから
	悪用や利益のために利用されると思うから
	科学の発展にともなうことができるが増えるのは良いと思うし、時代が変わって考え方も変わるべきだと思うから(神への冒瀆などの反対意見に対して)
	色々な事が解明されるのはいいが道徳的な問題も生じてくるから
	解明されていくが増えるのは喜ばしいが、その結果が全て正しいと信じきる風習ができやすいのは良くないと思う
	医学が発達すれば、人々の生活がよりよくなる可能性が高いから
	問題の有無もより発見しやすくなる
あまり望ましいと思わない	
	悪用される説
	多くのことを知ることができるメリットは非常に大きいですが、その一方で倫理観への懸念だったり(特に出生前診断)、知りすぎてかえって不安な気持ちになることが否めないから
	人間のクローン・遺伝子組み換え等の倫理に反する可能性がある

10. このように、医学、生物学における科学技術の進展によっていろいろなことが解明されることについてどう思いますか？(女子)	
望ましいと思う	それはなぜですか
	人類の今までできなかったことができるようになるから
	医療制度が良くなる方が良いと思うから
	真実が知れるから
	障がいがあるかないかを知ることは重要である
	不治の病といわれていたり変に迷信めいたことがなくなっていくから
	それによって確かめられる絆とかもあるから
	科学技術の進展にはいいか悪いかで評価するものではないと思う。悪いのは使い方だ
	生活に役立つと思うから
	倫理的に問われることもあるが、経済的や社会的に生きやすくなるならばよいと思うから
	色々気になるし知りたいから
	生きたい人間が長く生きられるようになるのは基本的にいいことだと思うから
	今まで治らなかった病気が治るようになったり、病気を未然に防ぐことができるようになったりするから
	知っていることが多い方がいろいろな判断ができるから
	可能なことが増えるし、危険なものに対する予防や対処の方法が広がるから
ある程度望ましいと思う	
	事実を知ることはできるから
	知らなくても良いことまで知れるのは怖い
	病気が治るから
	進展は良いことだと思うが、そのせいで生む前に子どもの障がいがあり、生むのを断念したりする可能性が上がると思うから
	知らなくて幸せなこともあると思う
	どんな病気にかかりやすいかが分かると聞いたことがあるから
	知りたい人は知れて、対策をしたい人は対策ができるから
	知らなくてもよかったことを知ってしまうこともあるかもしれないから
	医療的な発達が進むことでより私生活を楽しめる人が増えるのではないと思うから
	客観的に考えることもできるようになったと感じるから
	使い方をあやまらなければ、多くの人々を救う技術だと思うから
	健康や生活における不安をとりのぞくきっかけになると思うから
	命の選択につながるため、必ずしもいいとは言えないが、悪いことだとも思わないから

選択肢が広がることは良いことだと思うから
冷たい言い方になるが私は自分の子どもに何か知的障がいがあった時、それをうけ入れる自信がない
知りたくなければ利用しなければ良いし、選択肢が増えることは良いことだ
リスクは早めに知れたらいいと思う
事前に分かったほうが良い場合もあるし、結果をやるかどうかはそれぞれが選択すれば良いと思うから
多様性がなくなってしまうから
知りたいと思う人にとっては良いと思うが、知ることによって新しい命を消してしまったり、深く後悔することは良くないと思う
心臓などの移植手術によって救われる命ができるから
正直よく分からない。身近ではない
何かしらの役には立つと思う
救える命が増えるから
解明することで利益を受ける人や良かったと思う人がいるから
知らないほうが良いこともあるから
病気等を未然に防げる場合もあると思うから
それによって解決できる問題があるから
それまで治療できなかった病気が治せるかもしれないから
正しい使い方をすれば役に立つ
医学において、病気を未然に防げることが増えると思うし、より健康的に生活できそうだから
将来にいい影響を与える解明(病気の早期発見予防等)は望ましいことであると思うが、いい影響を与えるとは限らないもの(養子や精子・卵子提供の事実があったことなど)もあると思うから
科学技術の進展こそ人類の英知の結晶であると思うから。また、様々なことが解明されることによって満たされる知的欲求があると思うから
たとえば出生前診断であれば経済的な問題などで苦しむ家庭を減らせるかもしれないから
出生前診断によって、お腹の中にいる子に障がいがあること等が前もってわかれば、実際、経済的にその子を育てられるのか、産む前に判断できるから。ただ、「障がいがあるから産まない」とすることが良いとは思わない
自分の将来設計がしやすくなるから
使い方や目的を間違えなければ、多くの人の役に立つ技術だと思うから
遺伝は人の性格や身体状況に対して影響を与えているので、病気の治療に役立つと思います
危機感を感じることもあるが、開発者や技術の利用者が道徳や倫理観を正しくもっていれば差別等も生まれにくいし、医療面で利用される分には必要かもしれないと思うから。(でも出生前診断は好ましくは思いません)

	正直自分は知りたいと思わないけど、世の中には知りたいと考える人が多く居ると思うから
あまり望ましいと思わない	
	知ったほうが良いことと、知らなくても良いことがある
	詳しく知る必要のないことも知りえてしまうから
	選択肢が増えるから
	知らなくて良い、知らない方が幸せということもあると思う
	産まれる前に診断で決めてしまうことは望ましくないと思う
	簡単に子どもを堕ろすことを考える人が増えると思うから.
	幸せになれない気がするから
	選別が行われそう
	進展により病気の解明など助かる命が増えたり, 不安が取り除かれたりすることは良いが, 知らない方が良いこともあるのではないかと思います
	知らなくて良いことも知ってしまうから. 出生前診断で子どもに障がいがあると分かったら中絶してしまうかもしれない
	出生前診断などで生まれてくる子どもが障がい児と知ったほとんどの人が中絶を希望すると聞いたことがあるから
	親がこの科学技術で分かったことを全信託して赤ちゃんの将来を全て決めるようになると, 赤ちゃんが成長して, 自分がしたいことをできなくなる可能性があるから
	出生前診断で障がい児だと分かって中絶してしまうという現実があるから. 難しい問題ではあると思うが, 何でも進展させるのはどうかと思う

14. 将来結婚したいと思いますか？(男子)	
そう思う	それはなぜですか
	幸せな家庭を築きたいから
	何となく
	家を存続させたいため
	死ぬときに1人なのは嫌なので、誰かいてほしい
	結婚したくないとは思わないから
	しないよりはした方が良くもという感じです
	ハネムーンに行きたいから
	世間体、老後の孤独死などが心配
	なんだかんだで幸せそうだから
	幸せになれそうだから
	寂しいから
	何となくあこがれがある
	家庭を持ちたいから
	孤独は辛そうだから
	ただ漠然とそう思う
	ひとりはいやだ
	寂しくないから
	自分の家庭がほしいから
	結婚しないのは親不孝だから
	楽しそう
	子どもが欲しい
	大切にしたい人がいるから
	結婚しているというのは一種のスペックだし、親を安心させたいという気持ちがある。共に人生を歩んでいける人が欲しい
	仕事をする目的、生きる意味、人生としてプラスになる
	一緒に幸せに暮らしていく人が欲しい
	親が安心するから
	愛の探求者だから
	結婚することがあたりまえだと思うから
	寂しいから
	それが普通のことだと思っているから
	なんとなく
	家庭を持って幸せになりたい
	今恋人がいるから
	家庭を持ちたい
	死ぬまで1人では寂しすぎる
	家族が欲しいから

	1人で死ぬのは辛い
	生涯1人は寂しいから
	一人で死にたくない
	一人より楽しいから
	なんとなくそれがふつうだと思って生きてきたから. 他人のために生きてみたいから
	1人で暮らすより, 家族, 家庭があれば支え合えたり, 楽しさを分かち合えると思うから
	愛はすばらしい
	一人は寂しいから
	したいから
	一人では寂しいから
	パートナーと幸せに過ごしたいから
	親を安心させたい為
	親にそう期待されていると思うから
	自分の家族を持つことに憧れがある
	愛がほしい
	それが自分の中で思いつく幸せのかたちだから
	一人では自分の身を養う事もできないし, 中年になればさみしい思いをする
	家庭をもっとみたいから
	自分のためだけに人生を使うのはもったいないから
	周りに人がいたほうが楽しい
	子孫を残すため
	独身で生涯を終えることはかなりさみしいものとなりそうだから. また, 信頼できる人と一緒に居られることは幸せだと思うから
	本当に愛してる人がいたら
	単純な憧れ・・・としか表現できないですね
	いいパートナーが見つければ結婚したいと思うから
	嫁が欲しい
	自分を支えてくれる人が欲しい
そう思わない	
	今の自分を考えるとどうしてもそれが必要だとは思わないから. 今は思わない
	めんどくさい
	いずれは全て失うのにどうして大切なものを増やすのか
	まだ結婚する必要性がないから来る時にはある
	興味がない
	金がかかる. 浮気している人が多いと聞くから
	独身貴族にあこがれる
	自分がそうすべきではない人間だと思うから
	面倒くさい

縛られるため
結婚に興味がないから
考えたことがないです
ひとりの方が好きだから
自分には将来の目標があるが、それに家族をまきこみたくないため。平たく言えば自分勝手にやっていきたい。もちろん老後の不安はある
現在の社会であれば独身でも十分に生活していけると考えているから。夫婦間で互いを支え合うことが不可欠という状況でないから
面倒だから(今のところ)
自分が稼いだお金を使われ、その上に相手から不満をこぼされる生活を送るくらいなら独身でいい
家庭のある幸せよりも友達程度の付き合いの方が良い。自分の給料は自分で使いたい
今のところ家族を持つ責任を負うことに自信がないから

14. 将来結婚したいと思いますか？(女子)	
そう思う	それはなぜですか
	さみしいから
	自然の流れでそうなれば良いかなーと思うから
	結婚しなかったら老後寂しいから
	結婚＝幸せではないが、安定した自分の基盤を形成したいし幸せを望んでいるから
	1人で暮らすのは寂しいから
	1人は寂しいから
	楽しそうだから
	他人と家族は違うと思うから
	幸せそうだから
	ひとりで生計を立てるのが大変そうだから
	親がいてくれたことで、今の自分があるので、私もそうなりたいから
	老後が一人だと大変だから
	私は家族が大好きで、自分の家族のような家庭を作りたいから
	帰りを待ってくれる人がほしい
	子どもが欲しい。安定したい
	1人だと寂しいから
	やはり、1人で生きていくのは大変な部分もあるし、結婚をすることで、大変なことも良いことと分かち合えると思うから
	心が豊かになると思うから
	親が死んでしまったら、一人になってしまうから。その前に自分の家庭をもちたい
	経済的に不安だから
	一度は「結婚」ということをしてみたい
	好きな人とずっと一緒にいたら、そう思うと思う
	今の私は自分の家族といる時間がすごく幸せだから、将来、自分もそういう家族を作りたいから
	自分だけを見てくれる人が欲しいし、家庭を持つのが夢だから
	頼れる人がいて、自分にも頼れる存在になりたい
	自分一人の為にだけに生きることは孤独だから
	独身だと色々大変そうだから
	老後を一人で過ごしたくないから
	30, 40になって家に誰もいないのはさみしいから
	一人で暮らすのはさみしいから
	子どもが欲しい。家庭を築きたいと思うから
	幸せな家庭を築くということに憧れがあるから
	2人の方が生活しやすそうだから
	今の4人家族の家庭が好きで、自分もそのような家庭を持ちたいから
	さみしいから、幸せになれそうだから

	きょうだいがいないから
	なんとなく、子どもが欲しい
	1人で死にたくない
	温かい居場所が欲しい
	ずっと1人でいるのはさみしいから
	一日の終わりを誰かと過ごしたい
	一緒に安心して暮らしていけるパートナーが欲しい
	1人で生きていくのはさびしいから
	年をとって体力、気力ともに落ちてきたときに1人で暮らすのは大変そうだから
	家庭をもちたいから
	幸せそうだから、1人は寂しいと思う(老後とか)
	孤独死したくない、子どもがほしい
	楽しそう
	1人で死んでいくのは寂しいかなと
	ずっと一人で生きていくことに不安や寂しさを感じるから
	自分の愛する人、自分を愛してくれる人がいる暮らしって幸せだと思うから
	両親をみていていいなと思うことがあるから
	できるならしたほうが経済的にも少しは楽になるのではないかと思うが、別にしなくてもよいと思う
	昔からの家族みたいな仲良しな家庭をもつことが夢だったから
	自分の親や、周りの夫婦を見て、自分もあんなりたいなと思うことがあるから
	結婚して子どもを育てることは、自分のすべき成長の一過程であると思うから
	今、家族がいて楽しいから
	自分の性格として、人のためにしか頑張れないので、配偶者の存在で自分の人生がより高まると考えるため
	1人で死んでいくのは寂しいから
	子どもが欲しいし、助け合いたいから
	自分の家族の様な家族を将来作りたと思うから
	家庭を持つことにあこがれがある
	好きな人と夫婦になってみたいから
	人間としての不可欠な経験ですから
	仕事から帰ったときに休まる場所がほしい
	1人で死ぬのはさみしいから
そう思わない	
	特にメリットを感じないから
	家庭に縛られて自由を失いたくないから
	1人でも生きていけると思うから
	1人で生きて生きたいから、また、それができるようになる世界になっていると思うから

結婚できるならしたいが、ビアンなのでまだ無理(法的に)だから

15. 将来子どもを持ちたいですか？(男子)	
そう思う	それはなぜですか
	人生が楽しくなると思うから
	何となく
	家を存続させたいため
	死ぬときに1人なのは嫌なので、誰かいてほしい
	相手の考えによる. どちらでもいい
	なんとなくほしいと思う
	立派な子を育てたい
	子どもが好きだから
	楽しそうだから
	可愛いから
	なんとなくあこがれがある
	子どもがかわいいから
	結婚するなら子どもは欲しいから
	子どもが好きだから
	人類が減るから
	楽しそうだから
	楽しそうだから
	子どもが好きだから
	多くの人がそうだから
	かわいいから
	家族を持ちたい
	自分の子を残すことが自分の生きた証になると思っているから
	子どもが好きだから
	単純に好き
	親が安心するから
	愛の伝道者だから
	長男なので子孫を残さないといけないから
	おそらく未来の奥さんが欲しがらるから
	かわいいと思うから
	生きがいになると思うから
	本能的に
	家族が増えることは喜ばしいと考えるから
	かわいいから
	人にとって一種の義務だと思うから
	家族が欲しいから
	家がとだえるから
	子どもの顔を見たい

	両親ともに私たち 3 人の子どもがいてとても幸せそうだから
	自分が育てられたのとは別な接し方で育てていきたいと思うから
	あたり前だと思うから
	二人は寂しいから
	持ちたいから
	子どもを立派な人間にしたいから
	親を安心させたい為
	どう成長するのかを見てみたいから
	人類のため
	自分の家族の一員が欲しい
	愛がほしい
	それが自分の中で思いつく幸せのかたちだから
	なんとなく
	上記のようなこと(結婚したいと思わない:自分には将来の目標があるが、それに家族をまきこみたくないため、平たく言えば自分勝手にやっていきたい。もちろん老後の不安はある)を述べたが、娘がほしい
	家庭をもってみたいから
	なんとなく
	子どもをもった親の気持ちになってみたい(親が子どもの成長を楽しみにするのはどんな気分か)
	子孫を残すため
	子どもが好きだから
	子どもを育てる中で色々な経験も人生で非常に大切なことだと思う
	成長を見守りたい
	5 体満足で生まれてこれた以上、子どもを作るのは当然
	かわいいから
	父親という感覚を味わいたい
そう思わない	
	めんどくさい
	自分に似たやつができるのはなんとなく嫌だ
	いずれは全て失うのにどうして大切なものを増やすのか
	なんとなく
	子どもは負債
	金がかかる。育てた子どもが自分にとってマイナス(犯罪者になる等)になるかもしれないから
	子育てはできないと思う
	自分がそうすべきではない人間だと思うから
	子どもは苦手です

子どもが好きではないから
あまり好きでないから
面倒だから
結婚願望がないから
育てるのにお金もかかるし、大変そうなので別に持ちたいとは思わないです。
子どもがきらいだから
様々な点(金銭面や自分自身の生活など)において負担となることが考えられるから
子どもを育てる自信がないから
子どもを産んで育てることが面倒になるくらいなら最初から産まなければ良いと思う
結婚しないから
上と同様、ゼロから始まる他人の人生のスタートに責任をもつ自信がないから
現状ではあまりわかりません

15. 将来子どもを持ちたいですか？(女子)	
そう思う	それはなぜですか
	老後が不安だから
	親の気持ちになってみたい
	そういうものだから
	学ぶことも多いから
	単純に子どもが好き
	なんとなく
	楽しそうだから
	子どもが好きだから. 楽しそう
	女性として母親になってみたいと思うし, 絶対可愛いと思うから
	子どもが好きだから
	自分も親のように, すてきな家族をつくりたいから
	子どもができることによって生きがいが増えそう
	子育てを経験したい. 無条件に愛せる存在が自分の生きる意味になりそう
	夫婦だけでやっていけないと思うから
	子どもが好きで, 子育てをしたいから
	これまで育ててもらってきて, その恩を自分の子どもにも与えたいから
	子どもが好きだから
	子どもが好きだから
	子どもが好きだから
	親が自分を育ててくれたため, 自分も結婚したら持ちたいと思う
	子どもが好きだから
	家族とのつながりが強くなれると思う
	持ちたくない理由が特に見つからないから
	子どもはかわいいと思うし, 子どもをもつことが一般的なように思えるから
	自分の子孫を残したいから
	仲の良い家族にあこがれるから
	親が自分をしっかり育ててくれたから, 自分もそうしたいと思う(義務感はないが, 興味本位でもない人生のなかで経験するものの1つだと考える)
	子どもが好きだから
	自分が父と母に育てられたように, 自分も子どもを育てたいと思うから
	幸せになれそうだから
	子育てをしてみたい. 親の苦勞を知りたい
	何となくそうだと思っているから
	子育て楽しそう
	子ども好きだから
	欲しい, 2人で育てたい
	同上(家庭をもちたいから)

	子どものいない家族が想像付かないから
	かわいいから
	楽しそう
	子どもが好きだから
	一人くらいならいてもいいが、色々大変なのであまり欲しいとは思わない
	子ども好きだから。結婚した後に子どもがいると夫婦仲もうまくいきそうなイメージがあるから
	少子化に歯止めをかけたいし、子どもはかわいいのに、自分や愛する人の子なら尚更だと思ふから
	同上(結婚して子どもを育てることは、自分のすべき成長の一過程であると思ふから)。しかし、子どもにはあまりよくないが、夫はいなくても子どもは育てたいと思ふ
	今、家族がいて楽しいから
	それが親孝行だと思ふから
	特に理由について考えたことはない
	子どもがいたら楽しそうだから
	安定した幸せが得られるから
	子どもが大好きだから
	愛する人との愛の証だから
	人生を満喫したいから
	好きだから
そう思わない	
	持ちたいとは思わないから
	子どもをかわいいとは思えず、育てられる自信がないから。経済的に苦労しそうだから
	子どもを育てられる自信がない
	子どもがあまり好きではない、自分がきちんとした教育をできる自信がない
	子育てできるか不安だから
	自分の嫌な性格を子どもに遺伝させるのが嫌だから
	子どもが好きではないし、他にやりたいことがあるので今は考えられないから
	大変そう
	自分の性格とかを遺伝させたくない。自分に似てたら可愛いと思えなくなりそう
	自分は劣悪な遺伝子を後世に残すことは人類にとって悲しみでしかないから
	今のところ社会にそんな余裕は無さそうだから
	欲しいけど養子でないと無理だから

16. DNA 鑑定をしたら、両親と血がつながっていないと発覚しました。調べてみたら、出生時に病院で取り違えがあったことが判明しました。それがわかっただけで、これまでの家族との関係が、変化すると思いますか？(男子)

変わると思う	それはなぜですか
	<p>当然あると思っていたもの(つながり)がなくなるので動揺する</p> <p>親子ではないから</p> <p>親を他人のように思ってしまうから</p> <p>少しでも他人であるという意識が出てしまう</p> <p>そりゃ驚きがあるでしょう</p> <p>多少なり動揺するから</p> <p>少なからず気まずい</p> <p>質問2参照(血縁はある程度重要)</p> <p>本来の両親がまた気になってしまうから</p> <p>血のつながりを重要と考えているから。これまで意識することのなかった血のつながった家族が他に出現してしまうから</p> <p>今まで通りに過ごすことは困難であると思うから</p> <p>親子でないという意識が必ず働くと思うから</p> <p>血縁のある親とも会いたくなる</p> <p>仲が悪くなったりしないと思うが、親戚等といざこざが起こるであろうから</p> <p>本当の親を調べたりして、心境的な変化が起こると思うから</p> <p>血がつながっているかどうかを最も重要であるから</p> <p>これまでの家族との関係がなくなることは絶対にはないが、多少のよそよそしさはあるものだと思う(次第になくなるとも思う)</p> <p>自分はどちらを親と思えばいいか混乱してしまうから</p> <p>自分や親にある程度ショックがあると思うから。また、相手方の親の存在が影響すると思うから</p> <p>血縁は重要なものだと思うから</p>
いままでと変わらない	
	<p>生まれてから今までの関係はこの先何があろうとも変わらないから</p> <p>血がつながっていない=家族ではない、とはならないから</p> <p>育ててもらって、愛情を注いでくれたことに変わりはないから</p> <p>血縁により、今までの関係性の変化は望まないから。関係は保ち続けたい。あまり血縁は重要視していないから</p> <p>あまり実感がわかないと思うから</p> <p>何とも思わないから</p> <p>特に支障はないし、今までの関係が変わると混乱するから</p> <p>愛は最後に勝つ</p> <p>今さら変える方が大変で受け入れにくいから</p>

この年になって今更遅いから
育ててくれたのは血のつながらない親だから
もう年数がたっているから
気持ちの問題だから
あまり血がつながってるとかは気にしないと思うから
仲良しだから
あまり気にしないから
今までずっと一緒にいた人達だから
変わりたくないと願うと思うから
生みの親より育ての親
信頼関係があるから。(自分が他の家の子でも変わらないという)
血縁よりも愛情だと思うから
血のつながりというのは実感わかなそうだから
血では語れない確かな信頼・絆があるから
血はそこまで重要じゃない。血<気持ち, 時間
育ててくれたから
DNA が分かっても, 今までの状況や関係が変わるわけではないから
もう約 20 年くらい一緒にいて, 心も成長しているから
もっと幼いときだったら変わったのかもしれない
実際に血がつながっていろいろがいまいが, 日常生活においてそれを意識することはないから
長い間育ててもらい一緒に過ごしているのでもはや血縁は関係ない
育ててもらった事実は変わらないから
血のつながりを意識することが普段もそこまで強くないため
育ててもらったという事実に変わりはないから
血にあまり興味がないため
血縁関係よりも, 今まで築いてきた家族関係の方が重要視されるから
過ごしてきた時間が長いから
これまで育ててきたという事実は変化しないため
育ててくれたのはその人たちだから
その事実に興味がないから
自分が血縁上の親と会いたいとは思わないから
親子での絆関係はあまり変わらないのではないかと思います
20 歳にもなって親との関係性は変わらないと思う
それぞれで認めようとするから
そういう事を気にする両親ではないから
恩があるから
多少気にはなるだろうが, 純粹に親子として関わってきた過去があるから

	ある程度ショックは受けると思うが、取り違えてしまったのではしょうがないと思う。 例え本当の両親と生活するとしても、寧ろそちらの関係に居心地の悪さを感じると思う
	育てられた事実は変わらないから
	血のつながりなど目に見えないものだから意味ない
	今の家族や周辺環境にまんぞくしているし、馴染んでしまったものはもう仕方がないから
	今まで 21 年間過ごしてきた人は変わらないから
	誰にも非は無し
	認識, 主観の問題だから
	育ててきたことに変わらないから
わからない	
	自分は変わりなく接すると思うが、まわりの人が変わるかもしれない
	わからない
	過程も重要だから
	実感がわからない
	血がつながっているようがいまいが、家族は家族だから

16. DNA 鑑定をしたら、両親と血がつながっていないと発覚しました。調べてみたら、出生時に病院で取り違えがあったことが判明しました。それがわかったらとしたら、これまでの家族との関係が、変化すると思いますか？(女子)	
変わらと思う	それはなぜですか
	血縁関係がないことが分かるから
	気まずくはなる. でも, だからって生みの親の所に行きたいとは思わないと思う
	両親との血のつながりを強く意識してしまうから他人になったような気がする(最初から血がつながっていないことを知っていれば別だが)
	本当の両親がいると分かれば今までと同じ目で両親を見れない
	関係, 見た目は変わらなくても, 気持ちでは何かが残ってしまう
	血の繋がった家族だから, と考えて乗り越えたことも多いから
	育ててくれた事に対して, より感謝を表すようになると思うから
	「この人は本当の親ではない」という考えを常に持って接してしまいそう
	昔から家族と顔が似ていないと言われることが多く, やっぱり, とって遠慮がちになるかもしれない
	血のつながりがなくても家族だとは思けど, 今までの関係を考えると, きつと, なんだったのか, 嘘だったのかと思ってしまうから
	今まで思ってきたことと違うから
いままでと変わらない	
	血縁関係があることだけが, 家族ではないから
	人間関係としてのつながりをすでに構築しているから
	今まで家族として接してきたし, 今さら変えられないと思うから
	育ててもらったことへの感謝, 恩義は大きいから
	気にしていても何も変わらないから
	たとえちがくても, それまで育ててくれた年月の方が大切だと思うから
	25年間親として育ててくれたし, ずっと一緒にいたから, 血がつながってなかったとしても大好きな人に変わりはないから
	長い年月を一緒に過ごしてきたから
	自分をつくりあげてきたのはこれまでの家族だから
	今まで一緒に過ごしてきた時間の方が大切だから
	今までの人生一緒に過ごしてきたから
	18年も一緒に過ごしたから気持ちも変わらないと思う
	血縁はなくても信頼関係や愛情は変わらないと思う
	ずっと育ててくれたという事実はかわらないから
	今までの親が自分を愛してくれたことは変わらないから
	今まで血のつながりを意識してつきあってきたわけではないから
	19年間一緒にいて, 家族であることに何も変わりはないから
	19年間の親子関係は変わらないから

	元々それぞれと半分しか血がつながっていないし、家族の中であまり血を重視したことはない
	驚くと思うけど、お互い避けたり気まづくなったりはしないと思う
	血がつながってなくても家族であることに変わりはないから
	血のつながりはあまり関係ないと思う
	これまでの家族に大切に育ててもらい、一緒に過ごした時間があるから
	血のつながりよりも育ての親の方が本当の親だと思うから
	血縁はなくても、それは自分にとっての家族であるから
	今までの関係が崩れることはないと思う
	今までの過ごしてきた家族の時間が変化するものではないから
	今まで育ててくれたという事実で十分家族だと思う
	もう19年間もすごしてきたから
	生んだ人がちがうだけで、自分の中での親は今の人であることは変わらないから
	つながってなくても今まで育ててくれた人が親だと思うから
	過ごした時間は変わらないから
	暮らしてきた時間が長い
	これまで深い愛情で育ててくれたと日々感じています。もし仮に血縁関係がなくても、現在の親以外に親はいないと思っています
	ここまで育ててくれたから
	自分が生きてきた間、実際に事実として育ててくれたわけだから、あまり変わらないとは思いますが、実親を探してみようとは思いません
	今まで一緒に生きてきたから
	育ててもらった事実、恩があることに違いはないから
	育ててもらったことに感謝しなければならない
	この年まで成長してしまったら今さら血縁がどうということよりは、今まで面倒をみた、みられた事実の方が重要だから
	今までの絆があるから
	実際19年間育てて、思い出を作って、愛情込めて育ててくれたのは今の家族だから
	18年も一緒に生活してきたのだから、血がつながってなくても家族であることに変わりはない
	生きていた家庭でしたので、慣れてしまいました
	今さら、血がつながってなくても育ててくれたのは今の家族だから
	血が繋がっていても家族と感じていないから、思われていないから
わからない	
	親が何か思うかもしれないから
	自分自身が変わらなくても、親が自分がお腹を痛めて産んだ子ではないと知ったらどうなるか知ることはできないから
	想像できないというか、親たちの関係による

基本的に変わらないと思うが、両家族の環境があまりにも違った場合(例えば、本当の家族の方が裕福であった)は、変わってしまうかもしれない

17. そのあと、本当の両親と一緒に暮らしたいと言ってきました。あなたは、どちらの家族と暮らしますか？(男子)	
いままで暮らしてきた両親	それはなぜですか
	19年も一緒に過ごしてきたのに今さら離れられないから
	慣れたところをはなれたくないから
	恩義がよりあるから
	人見知りだから
	赤の他人と変わらない人と暮らしたくはないから
	いきなり新しい親子関係でくらすのはムリがある
	今まで知らなかった人が急に親だといわれても受け入れられない
	新たな環境になじむ方が面倒
	今更別の人と暮らせない
	本当の両親には他人感がある
	受け入れにくいから
	それまで育ててくれたから
	結果的に知らない人だから
	過ごした時間
	そっちの方が大事だから
	変わらないと思うから
	過ごした時間が長いから
	別に一緒に暮らしたくないから
	仲良しだから
	今更新しい家族関係は築けない
	慣れているほうがいいから
	自分を育ててくれた人達が本当の家族であると思うから
	もとの血縁関係のない親との信頼関係の方が厚いから
	血では語れない確かな信頼・絆があるから
	会ってはやりたいと思うけど、人見知りだし、正直メンドクサイと思うから
	DNAが分かっても、今までの状況や関係が変わるわけではないから
	なにが本当かわからないから、自分の記憶にある方とすごしたい
	22年もこの生活が染みついているのに、今更変えられないと思う
	いままでの家族と暮らしてきたから
	そもそも今まで暮らしておらず、血のつながりだけしかない人物を本当の両親と呼べるのか甚だ疑問
	面倒くさいから
	血縁があろうと他人でしかないから、遠い親戚と同じかそれ以下
	20年の積み重ね

	いくら血のつながりが重要といっても、18にもなってさすがにもう受け入れることは不可能だから
	育ててもらったという事実が変わりはないから
	一番思い入れが強いから
	この年で変えるのは何かと不都合なため
	今まで暮らしてきた親から離れるのは失礼だと思うから
	本当の両親と血以外に関わりがないから
	単に血がつながっているだけで他人だから
	本当の両親にも家庭があり、それを壊すことはできない
	今の家族に満足しているから
	21まで育ててきたのは育てた親であって、実の両親と暮らすのは抵抗感がある
	多少気にはなるだろうが、純粋に親子として関わってきた過去があるから
	上述したが、居心地の悪さを感じると思う
	最初は両方を行き来すると思うが、最終的には、今まで暮らした両親と暮らすことに落ち着くと思うから
	年齢的に親の存在があまり重要でなくなってきているので、今までと同じ方が楽
	一緒に過ごした時間の差、価値観が一緒だから
	血がつながっていても心理的には赤の他人だから
	血のつながりなど目に見えないものだから意味ない
	今さら見ず知らずの他人と、互いを理解しあうのは面倒だし、血縁はなくても恩を感じるのは育ての親だから
	16に同じ(今まで21年間過ごしてきた人は変わらないから)
	面倒くさい
	育ててくれた方が本当の両親だと思う
	家族というのは血だけではなく付き合いの程度で決まると思うから
両方を行き来する	
	両方大事
	両方と関わりをもっておきたい
	判明した状況にもよるが、たまに本当の両親に会っていいというスタンス
	どちらの両親とも仲良くしたい
	どちらも捨てがたいから
	恩はどちらの親にもあるから
	扶養してもらおう親が増えるのはありがたいから
	血のつながりも大事だと考えるから
	片方の家族に限定する必要はない
	血縁よりも実際に育んだ関係が重要であると考えから
	どちらかを選ぶことは難しいため
	他人ではないので、相手の意思を尊重する。ただし、いまの家族を重視する

	両方の家族を大事にしたいから
	本当の両親とも関係を切りたくない
	両親(育ての)が許可すればそうしたい. 親にとって自分と血のつながった子はかけがえのないものだと思うため
	育ててもらったこともあり, 血のつながりも大切にしたいから
	本当の両親を見てみたいのと, 今まで暮らしてきた両親への感謝があるから
	生みの親も育ての親もどちらも大切だから
	それまでの家族と「はいさよなら」というわけにもいかないし, かといって本当の両親にも興味がわくから
	育ても産みも親は親
両方の両親と離れる	
	1人暮らしが楽しいから
	両方信じられなくなり自分一人で生きていく
	自立します

17. そのあと、本当の両親と一緒に暮らしたいと言ってきました。あなたは、どちらの家族と暮らしますか？(女子)	
いままで暮らしてきた両親	それはなぜですか
	いきなり初対面の家族と暮らすのはムリ
	自分にとっての両親は、それまで共に生きてきた両親だから
	本当の両親であったとしても愛情が持てないと思うから
	本当の両親がどう思っているのか話を聞くまで分からないけど、今までの両親と離れたくないと思うから
	育ての親の方が一緒に過ごしてきて愛着があるから
	今まで自己を形成してくれたのは、いままで暮らしてきた両親だから
	私を子どものように育ててくれたのは両親であるから
	生活環境の変化に対応できない
	血はつながっていても他人という認識しかできないから
	いきなり違う環境に行くのが怖い。メリットを感じない
	いままで育ててくれたから。情がある
	血のつながりより一緒にいる期間が長い方が楽だと思う。(今後の生活とか)
	血はつながっていても今まで過ごしていない時間を取り戻すのは難しいと思うから
	血がつながっているからといって、十八年私が生きてきた場所から引き離される理由はないと思う
	知らない人に言われても気まずいから
	今の両親の方が愛着があるから
	たまに会うくらいならいいが、まったく今までいなかった人と急に暮らすことはストレス
	本当の両親とはいってもほぼ他人なので今まで暮らしていた両親と暮らしたい
	上と同様(血のつながりよりも育ての親の方が本当の親だと思うから)
	今まで親として慕ってきたため
	今まで育ててくれ、一緒に過ごした時間こそが家族の愛情を深めることだと思うから。でももし、それで今までの両親から態度を変えられたら本当の両親と暮らす事も考えるかもしれない
	血が繋がっていてもよく知らない相手だから
	気をつかわなくて済むのは何年も一緒にいた方だと思うから
	今まで通りの家族でいたい
	本当の両親とは言っても、他人に思えるだろうし、育ての親をすてることはできないと思うだろうから
	今までくらしてきた親の方が大切だから
	育ててくれた人が親だと思うし、色々めんどくさいから
	育ててくれた親と暮らしたい
	上に同じ(これまで深い愛情で育ててくれたと日々感じています。もし仮に血縁関係がなくても、現在の親以外に親はいないと思っています)

	いままで暮らしてきた両親がかわいそう
	今まで一緒に生きてきたから
	たまに本当の両親に会うことはあっても、今まで育ててくれた親が家族だし、本当と両親はただの他人だから
	両親が好きだから
	今までの絆があるから
	血はつながってても他人だし、いままでの家族が大好きだから
	18年も一緒に生活してきたのだから、血が繋がってなくても家族であることに変わりはない
両方を行き来する	
	そうはいっても本当の両親には自分と会う権利が存在すると思うから
	生みの親であるから。しかし、育ての親とのつながりを重視する
	どちらも大切だから
	育ててくれた両親に対し感謝はたくさんあると思う。しかし血のつながった本当の両親と自分の気持ちも考慮したいと思うから
	どちらも大切にしたいから
	どちらとも縁があるから
	今までの家族も大切だけど、自分のルーツを知りたいから
	どっちのとの関係も大切にしたい
	どちらも大切であり、捨てることはできないから
	育ての親のほうが大事
	新しい環境での生活はしんどいが、何かあったときには本当の両親を頼ることもあるはず
	どちらも大切にしたい
	私にはおそらく本当の両親への愛着はないので、でもその人たちの意思もくみとりた いから
	実際そうならないとわからないけど、今まで育ててくれた両親も家族であること に変わらないから、どちらかを選ぶことはできないと思う
	本当の両親とも、今まで暮らした両親とも、みんなで仲良くしたいから
	絆が大切だと思います
両方の両親と離れる	
	どちらとも微妙な関係になってしまうから
	その方がどちらともさほど深入りせず、交流できそう
	自分を育てていない人と一緒にいたいとは思わないから
わからない	
	前に同じ(想像できないというか、親たちの関係による)

18. ご結婚された後、パートナーとの間に自然の状態では子どもが持てない(不妊問題)ことが判明しました。その場合、あなたは、次のどれを選択すると思いますか？(男子)	
不妊治療する	それはなぜですか
	最善の努力はしたいと思うから
	家を存続させたいから
	子どもはほしから、ただしパートナーの意見を尊重する
	自身の子が欲しい
	子どもが好きだから
	やっぱり血のつながりのある子が欲しいから
	2人の間で欲しいから
	相手が望むなら努力をしたい
	子どもが欲しいならそれしかないから
	血のつながりのある子どもを持てる可能性があるならそれを求めたいから
	子どもを持ちたいから
	相手の意思にもよるが、子どもが欲しいから
	自分たちの子どもが欲しいから
	子どもが欲しいから
	とりあえず遺伝を重視して、無理なら他の手を考える
	やはり血の繋がりのある子が欲しい
	子どもが欲しいから
	もちろん相手の同意の上で、自分の血を後世に受け継がせたい
なるべくはパートナーとの実子が欲しいが、いないよりは養子でも良い	
子どもをあきらめる	
	無理に子どもはいらない
	無理に子を得る必要は感じず、可能であるなら、子が欲しいと考えるため
	しかたがないから
	そもそも子どもがほしくない
	相手に負担をかけたくないねん
	幸せになる選択は無理に治療せずともあると思うから
	子どもは負債
	子どもを欲していないから
	そこまでして産む必要はないと思うから
	夫婦で仲良くらすのもありだから
	もし子どもを持つならば血のつながった子が望ましいから、子どもを持てないことを理由に配偶者と別れるのは不誠実であるから
	不妊治療は難しい面が多いから
	子どもに執着がないから

	<p>というか妻がどうしたいかで決める</p> <p>そこまでする必要はないかと</p> <p>そこまでして持つほどのものでもないと思うから</p> <p>子どもを授かることに人工的な介入, 操作はよくないと思うから</p>
養子縁組または里親を考える	<p>家族のような関係は築けると思うから</p> <p>全国に捨てられてしまう, 虐待を受けてしまい, 施設に收容される子どもは多くいる. 自分たちで子どもが持てないのならばそういう子供たちを助けてあげたい</p> <p>子どもがいた方が楽しそうだし, 家族は血のつながりだけではないと思うから</p> <p>パートナーに身体的ダメージをおわせずにすむから</p> <p>治療は大変だと聞いたから</p> <p>パートナーと自分が欲しいと思うなら養子縁組でもかまわないから</p> <p>捨て子のような問題が起こるくらいなら引き受けたほうが良いから</p> <p>不妊治療には夫婦間にかかるストレスが大きいと聞いているため</p> <p>その方が無難だと思いました</p> <p>欲しいのは子どもだから</p>
わからない	<p>状況による</p> <p>相手の考え次第. どちらでもいい</p> <p>相手のとの考えのすり合わせでどうするか変わらと思う</p> <p>自分は子どもを持ちたくないから</p> <p>色々相談した上で決断したいから</p> <p>相手方の選択に任せる</p> <p>相手の意思も尊重したいから</p> <p>その場でパートナーと話さなければ分からない. 自分だけでは決められない</p> <p>パートナーによる</p> <p>パートナーの意思も重要</p> <p>相手方の意見を尊重しつつ決めなければいけないことだと思うので</p> <p>パートナーの意思も含めて考えたいから</p> <p>相手の意思に従いたいから</p> <p>まだわからない</p> <p>状況によるので決められない</p> <p>自分の考えだけで決められるものではないから(パートナーの考えも)強いて言うなら不妊治療</p> <p>相手の考えによる. 自分だけでは決められない. 個人的には治療したい</p> <p>子どもがほしいと思ったことはないが, 結婚するとほしくなったり, 相手がほしがったりすると思うが, 今は分からないから</p> <p>状況次第</p>

18. ご結婚された後、パートナーとの間に自然の状態では子どもが持てない(不妊問題)ことが判明しました。その場合、あなたは、次のどれを選択すると思いますか？(女子)	
不妊治療する	それはなぜですか
	治療したら治るかもしれないから
	子どもが欲しいから
	少しでも可能性があるなら子どもをあきらめたくない
	不妊治療を頑張って、子どもをさずかれた人たちも多くいるから
	自分の血のつながった子どもを生みたいから
	どうしても自分の子が欲しいから
	子どもが欲しいから
	子どもが欲しいから
	子どもは欲しいから
	自分の子どもが欲しいから
	自分の子どもが欲しいから
	子どもが欲しいと思うから。不妊治療が効果がないなら養子とかを考えるかも
	自分の子どもが欲しいから
	母がそうだったから。自分もそうかもしれないが、自分の子が欲しい
	できるなら自分の子どもを見ながら私に似てるなどか思いながら育てたい
	可能性があるならやってみる
	やはり血のつながった子どもがほしいから
	やれるだけのことはやりたいから
	できるかぎりをつくしたいから
	医療技術が発展すれば不妊治療の効果も高まると期待できるし、なにより、あきらめることはよくないと思うから
	まだ可能性があるのなら、できれば実子が欲しい
	自分の体で産んだ子どもを育てたい
	愛する人の子どもがほしいから
	不妊問題は単なる不妊ではなく、自分の身体にも悪影響があると思う
子どもをあきらめる	
	無理をしてまでつくらなければいけないものではないと思うから
	不妊治療にはお金がかなりかかると聞いたため
	そういう夫婦ということを受け入れたいから
	パートナーが子どもをどうしてもというなら考え直すかもしれないけど、本当に愛する人と結婚できたなら、それだけで人生は充分幸せになるだろう
養子縁組または里親を考える	
	子どもが欲しいから
	子どもは欲しいので養子を迎えるのがいいと思った

	血のつながりは重視しない
	自分らは子どもが欲しいし、親がほしい子どももいるから
	自分が不妊治療するよりは、親をもたない子どもに家族との接し方を教えるほうが少子化問題などにも効果的だと思うから
	子どもを育てたいから
	愛情持って育てれば家族だから
	親がいなくて施設で子ども時代を過ごす子供が、日本には3万人もいて、それは問題だと思えるから
	自分の子でなくとも親の代わりになる存在を求める人がいるなら、なりたいたいと思うから。子どもが好きだから
	子どもがほしいから
わからない	
	相手の考えにもよるから
	相談して決める
	相談して考える
	要相談
	子どもが本当にほしかったら何らかするけど、欲しくない場合もあるし、わからない
	パートナーの気持ち次第。パートナーも持ちたいと思えば治療するし、思わなければ無理してしなくても良いと思う
	パートナーがどの程度望むかにもよる
	その時にならないとわからないから

19. あなたのお子さんが生まれてくることになり、医師から、生まれてくる子どもについての情報(ダウン症, 二重脊椎などの障がい)を生まれる前に知る手段があることを聞きました(出生前診断)。あなたはそうした手段を利用したいと思いますか？(男子)

利用したい	それはなぜですか
	心の準備をしたいから
	健康な状態の子どもが欲しいから
	人間は進化するから
	事前に対応できるのであればしておきたいから
	なんとなく
	子どもに障害を負わせたくない
	結局することになるなら早い方がいいから
	早めに知りたいから
	どういう状況なのかを知れるから
	ダウン症を背って生まれてくる子どももかわいそうだから
	自分の子どもに何も異常がないか調べたいから
	準備するために
	事前に知れば準備ができるから
	子どものことを知りたいから
	生まれてくる前にその覚悟ができるから
	障がいを持ったまま生まれてきて欲しくはないから
	健康な子がいいから
	リスク回避
	気持ちの準備がいる
	その子のために万全の準備をしてあげたいから
	事前にして準備をととのえたい
	その子を墮胎するかはわからないが、覚悟を決める時間は必要
	前もって知っておきたいから
	もし障がいがあった場合墮ろしたいから
	それなりの準備期間が欲しい
	もし子どもに障がいがあることが認められれば、前もってその知識を得ておくなど、対策ができるから。障がいが無ければ安心できる
	準備が必要
	事前に知ることが出来ればそれに備えることが出来るから
	あらかじめわかることで育児の方法が調べれたりして心に余裕が生まれるから
	準備や考えることができる
	障がいを持った子どもを育てられないと思うから。精神的にも倫理的にも
	出産後にバタバタしなくて済むから
	社会的負担の回避
	心の準備や覚悟というものに時間がかかるため、早く知っておきたい

	場合によっては生まない選択をするかもしれないから
	知っていることで気持ちの準備ができるから
	正直、障がい等を持つ子を持ちたくはない
	将来のリスクを知りたい
	普通の子が生まれてきてくれた方がいいというのが本音
	心づもりをしたいから
	情報を知れるなら知りたいから
	自分たちの苦労もあるが、その子どもが大変な人生を歩むことになるだろうから
	もし障がいを持つ子であった場合、心の準備をしたいから
	生れた後に分かるより良いと思うから
	育てる苦労が違いすぎるから(障がいとかあると)
	対策、心の準備があるから
	覚悟をもち、以降の対策を練る時間をつくる
	生まれてくる子どもに障がいがあった場合、普通の子ども以上に育児が大変だと思うから
	対策、覚悟のため
	準備できるから
	自分の子どもの状態をあらかじめ知っておきたい
	障がい児を育てるのは楽ではないから
利用したくない	
	出生前診断によって必ずしも障がいと確定的であるとは分からないから
	胎児の時点でどうだろうと自身の子に変わりはないので
	様々なことを考えてしまうから
	情報を得たからといって、自分のこどもであることに変わりはないし、改善させることもできないと思うから
	何か嫌だから
	命の選別になるから
	100%かどうか分からないことで不安になりたくない
	生れたとき考えれば良いと思う
わからない	
	決断できないと思う
	その状況にならないとわからないため
	知らないから
	正直どうしていいか分からない
	知りたいが怖い
	考えつかない
	パートナーの考えにしたがう
	分かった後のことを考えると悩みます

19. あなたのお子さんが生まれてくることになり、医師から、生まれてくる子どもについての情報(ダウン症, 二重脊椎などの障がい)を生まれる前に知る手段があることを聞きました(出生前診断)。あなたはそうした手段を利用したいと思いますか？(女子)

利用したい	それはなぜですか
	わたしは障がいをもった子どもを育てられる自信がないから
	事前を知っておくべきであると思うから
	障がいを持った子どもを育てるのは大変なことだから
	障がいのある子どもを産みたくない
	子どものため, 自分のため, 夫婦のために必要であると思う
	障がいがあった場合, 育てられる自信がないから
	心の準備ができるから
	あらかじめ知っておきたいから
	リスクはできるだけ回避したいから
	障がいを持った子どもとのかの場合, 受け入れるのにも時間がかかるから
	自分の子どもでも覚悟が必要だし, 生まれてきた時に愛せるように時間がほしいから
	もし障がいを持った子どもが生まれたとき育てられる自信がないから
	前述した(パートナーがどの程度望むかにもよる)通り, 私には許容する自信がない
	子どもに障がいがあるかどうか出生前に知りたいから
	差別意識があるだろうが, 生まれてから苦労したくないし, させたくもない
	心がまえは必要だと思う
	分かれば, その後どうするかをその子が生まれる前に考える時間が持てるから
	それに対する対策がとれるから
	障がいのある子どもを育てる自信がないから
	そういう子が生まれるとしたら早めに色々調べたりしなきゃいけないから
	産まれる前に対応できることはしておきたい
	生まれてから親もその子どもも大変な思いをするから, 生まない
	準備のため
	子どもが生まれてくる前にきちんと心の準備ができそう
	私ははっきり言って障がい児が苦手だし, 愛してあげられないかもしれないから
	わかるならわかったほうがいいから
	事前に準備するため(心も含め)
	万が一の時のために心の準備をしたいから
	障がいがあったら, 生まれる前にしっかり準備できるから
	子どもに性別があるのを知りたいのと同じように, 障がいがあるかも知りたい. 生まれてくる子が女の子なら女の子の服やおもちゃを準備するように, その子のための準備をしたい
	障がい児ほしくないです. 最後まで世話をすることができないですから
	心とお金の準備がいるから早めに知りたい

利用したくない	
	生まれてくる予定の子どもの命を取捨選択したくない
	受け入れるのは生後で良いと思うから
	その情報で子どもを墮ろしてしまうかもしれないから
	それによって気持ちの変化があったら嫌だから
	生んでよいのかなやみそうだから
	そういうたぐいの不安をもって生みたくない。まずは生まれてきてくれてありがとうって純粋に思いたい
	知ることがいいことだとは思わないから
	知ったとしても知らなかったとしても、わが子だから、大事に育てるべき
	どんな子であれ受け止める覚悟でいる
	本来は知りうることではないから。ただ、障がいがあることが分かっているならば、その準備をしておける利点はあると思う
	どちらであつてもうむことにはわりはないから
	もし障がいをもっている子だったとして、出産を迷いたくないから
	生まれた子を受け入れたいから
	障がいがあると分かったら、生まないことを選んでしまいそう。そんな残酷なことはしたくないと思った
	知らなくて良いことも知ってしまうから。出生前診断で子どもに障がいがあると分かたら中絶してしまうかもしれない
	倫理的に抵抗があるから
	たとえば障がいのある子どもをさずかったとしても、育てる経済力が私にないとは思えないから
	どんな子だとしても産んで育てたいので、出生前に知る必要を感じない
	中絶したいと少しでも揺らいで思うのが怖いから、機会ごと拒否する
	病気があると分かるとき一瞬でも中絶などを考えてしまいそうだから
わからない	
	当事者にならないと分からない。どっちかという、利用はしないと思う。でも、そのとき次第
	子どもが生まれる前に十分な準備ができるけど、すぐに受け入れられるとは限らないから

20. 仮に出生前診断を利用したとして、これから生まれてくるお子さんに重い障がいがあることが分かりました。あなたは、どうしますか？(男子)	
そのまま子どもを持つと思う	それはなぜですか
	殺す理由無いじゃん
	健全ではないという理由で中絶するのは浅はかであり、授かった以上はしっかりと育てていかなければならないから
	子どもである事実に変化はないから
	障がいは子どもの出生を否定する理由にはならない
	身内におり、状況に慣れているため
	子どもの命を殺すわけにはいかないから
	そういう人生でも良いと思うから
パートナーと相談して考える	
	自分としては中絶したいがパートナーの意見も尊重する必要があるため
	自分の意思だけでは決めない
	その状況にならないとわからないため
	1人では決めかねる
	子どもを持つだけでも大変で、自分1人では決められないから
	考えないとどうしようもない
	障がいをもって生まれた子の気持ちも考えると複雑な感じがするが、命をかんたんに捨てるのも難しいから
	子どもがゆくゆく困ると思うので迷うが、子どもには違いがないので
	中絶は罪悪感があるから。しかしパートナーが不満であれば相談する
	子どもの将来に関わる大事なことから
	2人の子だから
	命は命だから大切にしたいが、自然世界で考えると、生まれてくる子は淘汰されるのだろうかと思うから悩む
	相談は大切
	パートナーの負担も考慮したい
	自分だけで決められる問題ではないから
	今後のあらゆる可能性について知る、話し合うべきだと思うから
	考えつかない
	自分のこどもだから
	リスクがあるから
	独断では決められない
	自分だけの問題ではないから
	相談して決めるべきだから

	障がいを持つ子は生まれてからも苦しむことになる。親の負担も大きい。その責任を負えるか考える必要がある
	自分の気持ちだけでは決められないから
	障がいを持って生まれた子が幸せかどうか分からないため、また、育てる側にとってどれくらい負担がかかるかわからないため
	健康な子どもが生まれてきて欲しいと思うが、出産する妻の負担を考えると難しい大変なことだと思うから
	主に子どもとかかわるのはパートナーだから
	とりあえず相談が必要かと
	自分だけの問題ではないから
	親子共に大変な生活を送れるか心配だから
	妻である人の考えを尊重したい
	自分だけ決めるような軽い問題ではないから
	これから育てていく上では互いに協力し合う必要に迫られるだろうから
	自分1人の問題ではないし、産むのは自分ではないから
	自分だけでは決められない
	以降のことを考えると、それに対する弊害、リスクの対策を練らないといけない(含親への相談)
	個人的には中絶したほうが良いと思うが、相手の意見も聞くべきだから
	育児は自分1人をするのではないから
	自分一人では決められない
	パートナーの意思なしには決められない
人工妊娠中絶を決断すると思う	
	子どもの人生を考えると難しさを感じ得ないから
	子どもに障害を負わせたくない
	ダウン症を背って生まれてくる子どももかわいそうだから
	子どもがどうこうとか関係なく、自分がそれを気にしてしまいそうだから
	育てるのには苦労が多すぎる
	私は過去に介護経験があって、介護の大変さをよく知るから
	障がいを持った子どもを育てる自信がない
	障がい児を育てるのは楽ではないから
	子どもが不びんだから
	パートナーと相談するだろうが Q19(障がいを持った子どもを育てられないと思うから。精神的にも倫理的にも)と同じ
	育てていく自信がないと思うから
	正直、障がい等を持つ子を育てるのは辛い
	障がいで苦労したくない

	経済的にも体力的にもきつい
	自分たちの苦勞もあるが、その子どもが大変な人生を歩むことになるだろうから
	その選択肢がある以上、障がい者は減るはずであり、親子双方が生きづらい世の中になると思うから
わからない	
	簡単には答えは出せない
	わからない
	想像だけで決めれるような軽いことではないから

20. 仮に出生前診断を利用したとして、これから生まれてくるお子さんに重い障がいがあることが分かりました。あなたは、どうしますか？(女子)	
そのまま子どもを持つと思う	それはなぜですか
	その子が生まれてくることに、自分にとっても意味があるから
	1人の命だから
	授かった命は障がいがどうであろうと自分の子であることに変わりはないし、1つの大切な命だから
	自分の子どもであることにかわりはないから
	前と同じ(知ったとしても知らなかったとしても、わが子だから、大事に育てるべき)
	パートナーと相談するけど、「生まない」という選択肢は選ばない
	中絶したら必ず後悔すると思うから
	自分がせっかくなかった命だから
	子どもに罪はないから
	もう一つの命としてそこにあるから
	たとえば障がいのある子どもをさずかったとしても、育てる経済力が私にないとは思えないから
	自分のところを選んでくれた赤ちゃんだから
パートナーと相談して考える	
	育てるかどうか2人で決めべきだと思うから
	育てる余裕(金銭的, 精神的, 時間的)の有無によるから
	負担がそれなりにあるから
	障がいをもった子どもが幸せか分からないから
	自分たちが生きている時は子どもの面倒を十分見てあげられるが、自分たちがいなくなった後で1人で生きていけるか心配
	自分とパートナーと子どもの問題だから
	自分が良くても相手の意見が異なる可能性があるから
	相手の気持ちもあるから
	その後の生活に大きく関わることだから
	自分の子どもを愛せないことは辛いし、子どもにとっても良くないから
	子どもは欲しいけど重い障がいを持っているなら負担が重いだろうから
	自分の意思だけでは決めかねるから
	生まれてきても育てる自信がない
	苦労してやっとできた子どもだったらあきらめたくないだろうし、そうでないなら分からないから、状況によると思う
	子どもがいずれ独立していかなければいけないことを考えると少し考えたいと思った
	私は覚悟があるけど、やはり育てあげられるかどうかはわからない

	自分とパートナーの子どもであることには変わらないが、家族も本人もとても苦勞する ということをよく聞くから
	自分にも相手にも関わることだから、相手の意見を聞きたいから
	私は生みたくないけど、パートナーと一回相談する
	お金の問題も生じるから
	判断しがたい
	自分ひとりの問題ではないから
	自分たちの生活の負担になるから
	2人の子供だし、育てるのは2人だから
	自分が産みたくても、もしパートナーが望まないならパートナーについて考え直さないと、子どもが将来傷つくかもしれないから
	自分だけで決められない
人工妊娠中絶を 決断すると思う	
	育てられる自信がないから
	自信がないから
	前に同じ(私には許容する自信がない)
	私ははっきり言って障がい児が苦手だし、愛してあげられないかもしれないから
わからない	
	実際に障がいのある子を愛せる自信がない
	好きな人と相談したい

21. あなたの親御さんが離婚し、その後再婚しました。あなたの実の親の再婚相手について、自分の親として受け入れると思いますか？(男子)	
受け入れることができると思う	それはなぜですか
	再婚相手も自分がいることを知って結婚したから
	相手によるが、少なくとも親が結婚して信じた人ならば、自分も信頼したい
	形式的でも親としての対応くらいはできるかと思う
	自分のことじゃないし
	もうこの年齢なんでいちいち気にしません
	そんな関わらないと思うから
	仲良くなりたそう. それも人のつながりだから
	気持ち > 血
	戸籍上の母になるから
	親の勝手に、親が決めたことに口をはさみたくないから
	実際にそうだから
	時間はかかるかもしれないが親が決めた親の人生でもあるから
	そういう状況にあるから
	自分もある程度分別のある大人だから
受け入れられないと思う	
	少なくともすぐには受け入れられない
	いきなり「新しい父・母だ」と言われても拒絶感がある
	今まで知らなかった人が急に親だといわれても受け入れられない
	他人をいきなり親とすることは受け入れられない
	自分を育てた親ではない上に血縁もないから
	親ではないから
	海外ドラマと現実は違うから
	戸籍上だけで実際血縁関係がないから
	受け入れる態度はとれても、やはり他人とってしまう
	時間がたったら変わるかもしれないがすぐは無理
	その人次第だけど、好きにはなれない
	生理的に
	今まであったことすらない、知らない赤の他人を親として受け入れられない
	もう無理
	再婚相手に対して、特に思い入れがなければ拒否はしないが、受け入れはしないと思う
	いままで他人だった人間だから
	別に受け入れる必要はないと考えるから
	赤の他人だから

	もう少し小さければわからないが、今更知ったことではない。親の再婚相手だろうと他人でしかない
	受け入れなくても関係は成立すると思うし、育ててくれた方が恩を感じている
	今の年齢で親が変わっても他人だとしか見れないと思うから
	この年になると他人感をぬぐえない
	親は今まで育ててくれた人だと思うから
	血のつながりが無いから
	再婚の相手の子ではないから
	血がつながっていないから
	それまでの親と過ごした時間が長いから
	血縁もない上に、もう精神的に親に依存しなくてはならない年齢ではなくなってきているから
	結局「他人」としか脳が認識できなさそうだから
	一緒に暮らす考えた場合、いろいろ厳しいと思うから
	自分に優しく接してくれる他人とってしまうから
	今、19年間実の親をして過ごしてきたから
わからない	
	その人の性格による
	経験がないから
	どんなかによる
	一定の距離は生じると思う
	その人による
	その人の人柄によると思う
	その親の人となりで判断する
	人によると思うから
	再婚相手の性格次第だから
	再婚相手の人によってだと思うが、生みの親以上に好意をもつことはないと思う
	相手による
	再婚相手の新しい家族に対する態度による
	”親として”と言われると微妙。知り合いとしてならやっていけるかも
	その人自身の人柄によるから
	自分が何才の時に離婚したか、離婚する前とした後のパートナーの性格によるから
	再婚相手が自分を喜んで迎え入れるか分からないから
	相手によるから
	自分は受け入れられたが、やはり再婚相手に大きく左右される問題である
	自分の年齢次第

21. あなたの親御さんが離婚し、その後再婚しました。あなたの実の親の再婚相手について、自分の親として受け入れると思いますか？(女子)	
受け入れることができると思う	それはなぜですか
	親が幸せならそれでいいと思う
	相手が自分の新たな親になろうと努力してもらえたら大丈夫だと思う
	親の人生も尊重したい
	自分の親が良いと思った人だから
	もう親とかかわることもそんなにないから
	親の自由
	親とはいえ1人の人間として尊重したいから
	親も一個人だから
	新しい親のほうが本当の親より家族になれるかもしれないから
受け入れられないと思う	
	他人だから、上手いってしても友達のような関係しかむり
	自分にとっての親は、形式上は変わっても、ずっと変わらないと思う
	所詮他人だから
	やはり親とは違う存在だから
	血縁関係がないから
	すぐには無理だと思う。年月とともに受け入れられるかもしれない
	受け入れるけど、それは親の再婚相手として受け入れる。自分の親とは思わない
	自分は自立できる年齢であるし、受け入れなくても生活できるから
	私はその人に育てられていないから
	知らない人だから
	今の両親だけが、私の両親だから
	母、ないし父親における新しい人生の選択であるから尊重はするが、私個人とは別の、親個人の問題として扱ってほしい
	もう18才なので今さら新しい親だと言われても困るから
	他人だから
	もう新しい親として認識する年齢ではない
	自分が大人になりすぎた
	もう自分が大人なので、父は実の父としか思えないだろうから
	今の両親が好きだから
	「親」としてではなく、「親の再婚相手」としか見られないと思う。実の親の方が過ごした時間が長いし
	親として思えない気がする
	他人だから。暮らしてもいない人間は他人だと思う

	自分の母や父は1人ずつしかいないと考えるから
	私の再婚した親のことを親とは思えないから。家族の一員だとは思いますが、おじさんとか、そういう感覚です
	毛自分はほとんど大人だし、親の再婚はその親の人生の出来事で、自分はあまり関わらないから
	今まで成長したのは、今の両親が育ててくれたから
わからない	
	相手によって変わると思うから
	人による
	人による
	その人による
	相手の人格による
	相手がどんな人かによると思う
	再婚相手による
	自分が苦手な人だったら受け入れられないだろうし、好きな人だったら親という関係ではなく、友達のように接すると思う
	自分にとっては赤の他人だし、その人について何も知らないから。時間がたてば受け入れられるかもしれないから

22. 自分が結婚したいと思った相手に、既に子どもがいたことが分かりました。あなたはその場合どうすると思いますか？(男子)	
子どもがいても全く気にしないで結婚すると思う	それはなぜですか
	相手がすきという気持ちにうそをつけないから
	自分のことじゃないし
	子どもがいたとして、相手は相手です
	「全く」ではないと思う
	自分の気持ち次第だから
	結婚したいから
	その人に子どもがいようといまいがその人には変わらない
	親がそうだから自分もできると考えられるから
	両方とも幸せにしてあげたいと思うから
	そういう状況にあるから
	血のつながりはたいして問題ではない。年齢によるが子どもが小さい場合はことさら気にならない
	子どもの存在で諦めるようならいずれうまくいかなくなると思うから
	愛しているのは彼女だから
子どもに会ってみて、結婚するかどうか考えると思う	
	その家庭環境を見て再婚可能かを見たい
	何も考えずに OK とは言えないと思うから
	セカオワの深瀬君がそうしてるから
	子どもに受け入れられないと同居は難しいから
	別に自分は気にしない
	少し考える時間をもらいたいから
	子どもが好きだから
	相手の子どもに受け入れてくれるかどうか重要だと考える
	子どもがもとの分かれた親をどのくらい欲しているか知りたいから
	今後の生活を左右するかもしれないから
	子どもの意見も尊重したい
	子どもがどのような人間かは重要だと思うから
	子どもの感情を知りたいから
	相手にとって子どもは重要な存在だと考えるから
	その子どもを血のつながりがなくても自分の子として思えるかは会って見ないとわからないから
	子どもの気持ちも大切だと思うから

	自分も妻も子どももおもわしくない状態になってしまうから
	その子どもも自分のことを気に入ってくれるかわからないから
	会った瞬間の自分の感情を試したいから
	子どもも重要だから
	子どもの意思を無視することができない
	子どもが嫌がるなら結婚しないと思うから
	子どもに負担をかける行動だと思うから
	相手の事情を知りたい
	子どもが自分を受け入れてくれるかわからないため
	子どもが自分の手に負えるかどうか気になる
	バツ〇は望まないから
	子どもの考えを尊重すべき
	子どもとの相性も重要だと思うから
	子どもが自分のことをどう思うかによると思う
	子どもの意見を最優先にする
	状況次第
	子どもも自分の家族になるから
	子どもに対して責任をもつ必要があるから
別れると思う	
	まだそこまで責任は持てないから
	めんどくさいから
	愛情を注ぐ自信がないから
	自分の子どもがいい
	子どもに興味がないから
	親子関係は社会的にデリケートな点であるから
	血がつながっていない人とは家族にはなれないから
	それまで隠されたと感じるから
わからない	
	その場の状況次第です
	わからない
	子どもとは血のつながりがあるが、結婚したいと思った相手の過去は変えられないから
	自分がかまわないが、子どもの方に同意、意思があるか分からないから

22. 自分が結婚したいと思った相手に、既に子どもがいたことが分かりました。あなたはその場合どうだと思いますか？(女子)	
子どもがいても全く気にしないで結婚すると思う	それはなぜですか
	子どもの様子やいる, いないはあまり関係ないように感じるから
	結婚したいと思うほどの相手なら気にしないと思うから
	子どもも込みで, その相手だから
	子どもと仲良くなれる自信がある
	出会う時間が違っただけ
子どもに会ってみて, 結婚するかどうか考えると	子どもに拒絶されるかもしれないから
	きちんと子どもと仲良くなって, 受け入れてもらってからが良い
	子どもの意思を尊重すべきだと思うから
	子どもが小さいか成人していたらするかもしれない
	子どもは自分を受け入れるとは思えないから
	子どもにとっても重大なことだと思うから
	子どもの気持ちもあるし, 自分がその親になれるか心の整理が必要だと思うから
	こっちが大丈夫でも相手の子どもの心情は分からないから, 実際に会って様子を見てみたい
	子どもに悪い影響を与えたくない
	子どもと合う合わないが気になるから
	相手の子に自分が受け入れられなければお互いつらいから
	子どもの気持ちを優先したいから
	その子どもの意見を尊重したい
	その子どもが親の人生についてどう考えているか, それによる
	子どもの年齢とか相性とかも重要だと思うから
	まずは会って見ないと分からないと思うから
	子どもの意思を多少なりは尊重したい
	いきなり親になるのは難しいのでまず考える
	子どもに会えないとわからないことが多い
	子どもにすごい拒絶されたら心がもたない
	子どもの意思を尊重すべき
	子どものことも考えてあげたい
	子どもとうまくやっていけるか不安だから
	子どもの意思を尊重したいから
	準備のため

	子どもは将来があるし、負担になりたくないから
	子どもの意思も尊重したいから
	子ども苦手だから
	子どもと合わなければ結婚は難しいと思うから
	子どもが小さければ、自分の子として育てるが、大きければ子どもの意思を聞きたい
	その子が私のこといやなら、家族になるのは難しいから
	子どもは相手の家族で結婚したら自分の家族にもなるから
	子どもが何を望んでいるか、私を受け入れるのか知りたいから
別れると思う	
	裏切り行為であるから
わからない	
	子ども次第だと思う
	相手の子ども次第
	経済的に大丈夫そうなら結婚する